東京大学

アメリカ太平洋研究

特集:「太平洋関係のなかのアメリカと日本――歴史からの問い」						
報告						
文明国標準とアジア太平洋秩序						
――21世紀への「歴史からの問い」	酒	井		臣	5	
アジア主義とアメリカ	廣	部		泉	14	
戦争違法化思想とアメリカ外交	Ξ	牧	聖	子	22	
国際関係史のなかの日米経済関係――鮎川義介の日米経済提携構想と						
フランクリン・ローズヴェルト政権の実力者モーゲンソー財務長官						
	井	\square	治	夫	32	
コメント・・・・	篠	原	初	枝	43	

寄稿論文

Imag(in)ing the Pacific: Modernist Women Artists Anne Collett	49
The Australian carbon pricing experience:	
are there any lessons for Japan? Justin Dabner	63
アメリカにおけるシンクタンクの政治的影響力	
──教育改革を事例に 宮 田 智 之	86

論文

The Roots of Obama on Race:	
Barack Obama in the Illinois Senate Halei Yu	e 101
不況下の日本に対する米国の通貨政策	
――1998 年と 2003 年の日米通貨交渉を事例に 増 永 厚	真 119

書評

R. G. Robins, *Pentecostalism in America* (Praeger, 2010) … Shitsuyo Masui …… 135
安武秀岳著『自由の帝国と奴隷制
— 建国から南北戦争まで』(ミネルヴァ書房、2011年)
…… 矢 島 宏 紀 …… 142

貴堂嘉之著『アメリカ合衆国と中国人移民

――歴史のなかの「移民国家」アメリカ』(名古屋大学出版会、2012年)

------ 戸田山 祐 …… 149

油井大三郎編『越境する一九六〇年代

---米国・日本・西欧の国際比較』(彩流社、2012年)

………………………………………………………………………………新 川 健三郎 …… 155

高梨良夫著『エマソンの思想の形成と展開

--朱子の教義との比較的考察』(金星堂、2011年)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 水 野 達 朗 ・・・・・ 161

矢口祐人著『憧れのハワイ――日本人のハワイ観』(中央公論新社、2011年)

------ 岩 原 紘 伊 ----- 167

栗原武美子著『現代カナダ経済研究――州経済の多様性と自動車産業』

(東京大学出版会、2011年)

2012年度(平成24年度)活動報告 …………………………………………福 島 啓 之 …… 181

特集 太平洋関係のなかのアメリカと日本――歴史からの問い

文明国標準とアジア太平洋秩序 ---21世紀への「歴史からの問い」

酒 井 一 臣

はじめに

その昔、道は総ベてローマに通じたやうに、今や万流は結局太平洋に流れ落つるので ある。(清沢洌)¹⁾

四囲を海に囲まれる日本にとって、太平洋海域の秩序内で、どのように自国を位置づけ、他国との関係を構築するかは、重要な問題でありつづけてきた。環太平洋という枠組みでみれば、米国はもちろん、ロシア・中国・東南アジア(欧米諸国の植民地)・オセアニア・中南米など、近現代日本外交の焦点となった地域のほとんどが包含される(稿末「日本-太平洋関係史略年表」を参照)。国際関係史の観点からしても、アメリカの台頭にはじまり日中戦争・太平洋戦争・冷戦と、19世紀後半以降太平洋地域の重要性が高まりつづけ、今や GDP の上位三国(米中日)が太平洋に面していることを考えれば、清沢洌が述べるように「万流」は太平洋に向かって流れている。

日本は、アジアで最初に近代化に成功したが、近代化とは西洋文明化のことであった。 20世紀を通じて「万流」を生む原動力は主として欧米諸国にあり、日本はアジアにある 非白人の国家でありながら、欧米の流れに合わせる「文明国標準」(以下カギ括弧略)へ の準拠を基本的な国是としてきた。

本稿は、2012 年 11 月 10 日に開催された、東京大学アメリカ太平洋地域研究センター のシンポジウム「太平洋関係のなかのアメリカと日本 歴史からの問い」での報告内容を もとに、近代日本における太平洋海域の意義を、文明国標準の観点から再考するものであ る。アジア太平洋地域において、西洋文明を基準にしてしか自国を位置づけられなかった 日本にとって、アジア太平洋の国際秩序はどのような構造であったのかが主要な論点であ る。また、一般向けのシンポジウムであったため、大きな変動がつづく 21 世紀アジア・ 太平洋地域における日本の課題にも言及した。

1 近代日本の二つの顔

文明国標準(the Standard of 'Civilization')とは、植民地帝国として世界各地を支配していた欧米諸国が、非西洋諸国に対して国際法を適用するに値するか否かを判断する際の

¹⁾ 清沢洌『黒潮に聴く』(万里閣書房、1928年)、3頁。

基準である。法律や政治・経済制度の整備はもちろん、慣習や生活スタイルなどが、欧米 諸国からみて「文明」的であるかどうかが重視された。Civilization といえるのは唯一西 洋文明のみであり、一般名詞としての「文明」の標準ではなく、西洋文明を基準にする考 え方であった。

文明開化に始まり、国民創造、憲法制定・議会開設、学問体系、宗教、服装・食事など にいたるまで、日本社会は西洋文明を模範として激変していった。こうした価値観や生活 習慣にまで及ぶ西洋文明の導入は、明治初期だけではなく、近現代の日本の対外政策や国 際秩序認識に多大な影響を与えつづけたはずである。筆者はこれまで、文明国標準の発想 を国際法だけでなく、より広く政治外交史・社会史に適用させて研究をしてきた。本稿で も国際法学をこえた文脈で文明国標準という概念を用いたい。²⁾文明国標準と近代化は重 なる部分が多いが、欧米諸国のキリスト教を基盤とした文化や価値観が全面に押し出され た点、以下に述べる人種的階層構造が重要だった点に着目するには、近代化という表現よ り文明国標準の方が適当であると考える。

文明国標準の特徴は、白人の立場からみた「文明化」の度合いに応じて、白人・黄色人 種・黒人と階層的な関係を基本にしていた点である。白人は、文明の使命を掲げて非白人 を西洋文明化する一方で、非白人がいかに努力しても変え得ない身体的特徴による厳然と した区別によって階層を固定化したのである。

日本にとって、文明国標準に従って国家形成をおこない国際社会のなかでの地位向上を はかることは、条約改正をはじめとする外交の諸課題解決のために必須であった。植民地 化の危機は現実的でなかったとはいえ、欧米諸国との経済力・技術力の格差によって「野 蛮国」として明らかな不平等待遇を受けることは危機的状況といえ、なりふり構わぬ西洋 文明の導入が優先されたのである。明治初期の欧化主義に対し、反動としての日本主義・ 国粋主義の出現が指摘されるが、そもそも国家やナショナリズムの意識も、西洋国際秩序 に対峙するなかで生まれてきたものであったし、それを語る評論家・思想家の言説も西洋 の学問体系を基礎にしたものだった。その意味では、思想的な反欧化論も文明国標準の一 環であったし、大衆の意識や言動という次元で見れば、西洋の事物は不可逆の流れとして 浸透していった。³⁾

文明国標準に達しつつあることを証明するため、日本がとりわけ神経質になったのが、 同じ黄色人種であるアジア諸国との関係であった。社会ダーウィニズムの全盛期にあっ て、「劣った」有色人種は、白人の西洋文明を受容できる能力がないとする考え方が一般 的であった。「劣った」人種には黄色人種も含まれており、「優れた」人種が「劣った」人 種を支配するのは当然のこととして、白人の植民地支配が正当化されていたのである。

これは日本にとって、悩ましい議論であった。文明国標準を重視する以上、社会ダー ウィニズムを欧米の最新の学問として受容しなければならない。しかし、白人と有色人種

²⁾ 詳しくは、酒井一臣 『近代日本外交とアジア太平洋秩序』(昭和堂、2009年)、序章を参照されたい。

³⁾ この点にかんしては研究の蓄積が多いが、近年の研究として、牧原憲夫『日本の歴史13 文明国 をめざして』(小学館、2008年)、松田宏一郎『陸羯南』(ミネルヴァ書房、2008年)、渡辺浩『日本政 治思想史』(東京大学出版会、2010年)、河野有理『明六雑誌の政治思想』(東京大学出版会、2011年)、 塩出浩之『岡倉天心と大川周明』(山川出版社、2011年)などから示唆を得た。

間の優劣という階層関係を認めてしまえば、日本は永久に欧米諸国と対等になれないこと になる。そこで、文明国標準達成を世界に示し、ほかの有色人種との違いを強調する必要 があったのである。明治期に、混血や風俗改良による日本人種改造論や、果ては「日本人 種は白人である」といった、今日からみれば滑稽ともいえる日本人論が大まじめに論じら れたのも、こうした文脈だった。⁴⁾また、日本人が海外で中国人とまちがえられることに 憤る言説がしばしばみられるのも同様の文脈にある。

1901年にオーストラリアで人種差別的な移民制限法が成立した際、日本領事は次のような抗議をおこなった。

文明国標準の帝国に属す日本人は、カナカ人・黒人・太平洋諸島人・インド人、また ほかの東洋人より、遥かに高度である。よって、日本人を同様の観点から考えること について、肌の色が影響しているという事実では正当化の根拠にはならないという非 難の目を向けざるを得ない。⁵⁾

アメリカやオーストラリアでの日本人移民排斥は、日本人が人種的な差別を受けている ことを認識させられた典型的事件だったが、日本領事の反論は、人種差別そのものを批判 するのではなく、日本人がほかの有色人種と同様の扱いを受ける点にあった。つまり、日 本の希望は、日本人を白人と同様の立場に置くことであり、それに伴って日本人は「文 明人」として日本人以外の有色人種を見下すのである。有色人種全体の地位を引きあげる ことや、すべての人種の平等は、ほかの有色人種との差異化を強調したかった日本にとっ て、むしろ好ましくないことだった。

日本人は、文明国標準をめざすなかにあって、欧米諸国には従順な生徒の顔で西洋文明 を学んだ。一方で、ほかの有色人種に対しては、非白人で唯一文明国標準に到達できた国 家・民族として、傲慢不遜な教師面をしていくことになった。西洋文明を教わる側にある 以上、白人の下手に立たざるを得ないが、文明と野蛮の境界線は、日本と他の有色人種の 間になければならない。よって、文明を教育するという一面をみせる必要があったし、こ の線引きに成功すれば、日本は白人同様に植民地支配を正当化できた。生徒であり教師で あるという近代日本がもった二つの顔は、文明国標準主義が生む矛盾であり、この矛盾を 抱えたまま、日本はアジア太平洋地域秩序形成に関わっていったのである。

2 文明国標準のライン

文明国標準の発想と人種の優劣による階層関係が密接に結びついていたことは、ここま でみたとおりである。ヨーロッパ経済が世界大に拡大し、蒸気船の登場などの交通革命を 迎えた19世紀後半から20世紀初頭にかけては、多数の人間が世界中を移動する「大量移民

⁴⁾ 日本人種を白人とする議論については、酒井『近代日本外交とアジア太平洋秩序』、第1章を参照されたい。

⁵⁾ 永瀧久吉シドニー領事よりバートン首相宛て英文書翰、1901 年 5 月 3 日、『日本外交文書』 第 34 巻、 617 文書、791-792 頁。

の時代」となった。移民の多くは、世界経済に組み入れられた華僑・印僑などのアジア人と なり、約6000万人ものアジア系移民が新大陸やオセアニアに受け入れられたのである。⁶⁾

こうした、非白人の大量移動の時代に対応して、白人諸国では一層人種的な階層構造を 強調するようになっていくのである。黄禍論はその典型だった。また、当該期は、欧米諸 国で国民国家が確立されていく時期であり、国民への権利付与としての自由と民主主義が 重視された時代でもあった。文明国標準の根幹である高度な価値観や政治制度を「劣っ た」有色人種が理解できるはずがないとされ、自由主義者や民主化推進論者までもが自由 や民主主義を守るためとして、有色人種排斥を唱えたのである。

こうして、「大量移民の時代」には、白人社会の意識のなかに白人と有色人種を区別す るラインが引かれ、環太平洋という地理的側面でも、北米大陸太平洋岸とオーストラリ ア・ニュージーランドを「劣った」人種の侵入から守るためのラインが引かれていった。 アジア太平洋秩序のなかで、グローバルなカラー(肌の色による区別)のラインが、差別 する側と差別される側双方にとって、政治・外交・社会にとどまらず思想や文学のような 心性にかかわる領域も含んで、重要な意味をもつにいたったのである。⁷⁾

ライン、すなわち線引きは、近現代史において重要な意味をもつ。国民国家の確立により、国境線が強調・固定化されて自国民と他国民との境界が設けられたこと。その過程で 国民統合に不都合な特定の民族・人種を排斥するための線引きがおこなわれた一方で、帝 国形成に好都合であれば、異民族を国境線内に無理やり統合したこと。グローバル化の進 展のなかで先進国と途上国、もしくは国家内の富裕層と貧困層を区別するラインが強調さ れていったこと。いずれも、世界システムとその変動から生ずるものであり、線引きに よって不可視のものが可視的に表され、区別や差別が強化されていったのである。⁸⁾

文明国標準も、文明国と野蛮国、白人と有色人種とを区分するラインの概念であった。 近代西洋文明が生み出した諸制度や価値観を唯一の正しい文明として、欧米諸国とそれ以 外という形で線引きをした。しかし、これだけでは西洋文明を受容・習得したものを排除 できない。よって、変えることのできない肌の色(カラー・ライン)を強調することで西 洋文明を非白人には乗り越えられない境界線としたのである。⁹⁾

くわえて、いまひとつ重要な点として、ヨーロッパ世界の拡張としての世界秩序におい て、アジアや太平洋という地域を分ける線引きが、西洋諸国によって規定されたというこ とである。この点は、日本がどこからみて「極東」・「東アジア」なのかということを考え ても明らかである。近代世界の太平洋は、「欧米の(EuroAmerican)太平洋」であって、 「アジアの(Asian)太平洋」ではなかった。これは、言説だけの問題ではなく、地域秩序 の形成においても欧米の論理が優先され、そこに生きる人びとも、与えられた地域概念を

⁶⁾ 杉原薫「近代世界システムと人間の移動」『岩波講座世界歴史19 移動と移民』(岩波書店、1999 年)、3-61 頁。

⁷⁾ Marilyn Lake and Henry Reynolds, *Drawing the Global Colour Line* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008). また、藤川隆男『人種差別の世界史』(刀水書房、2011年)。

⁸⁾ こうした議論を考えるにあたって、注7にくわえ、戦後の日本人と朝鮮・韓国人の国境線の再設 定を論じた Tessa Morris-Suzuki, *Borderline Japan* (Cambridge: Cambridge University Press, 2010) から も示唆を得た。

⁹⁾ Lake and Reynolds, *Drawing the Global Colour Line*, Chapter 7.

前提にしてアイデンティティを形成せざるを得なくなった点で、決定的に重大なことであった。¹⁰⁾

文明国標準の達成を国是とする日本にとって、アジア太平洋秩序は「欧米の太平洋」の 枠組みを前提としたものであった。問題は、欧米諸国がグローバルなカラーラインを日本 にだけ適用せず、日本を文明国として扱ってくれるか否かであった。日本も帝国になって 異民族支配をする以上、文明国標準のラインを否定することはできず、日本だけが白人と 対等の側に立つためにも、白人と日本人の間にではなく、日本人とほかの有色人種との間 に明確なラインを引かねばならなかった。

こうした日本の姿勢は、植民地支配に批判が強まる戦間期に現れた植民地や半植民地に 対する国際共同管理論への対応で明確になった。日本は、第一次世界大戦で獲得した赤道 以北の南太平洋の諸島(南洋群島)を国際連盟の管理下にある委任統治領として支配した が、日本の責務は南洋群島を「文明化」させることであった。日本は教育などで過剰なま での統治をおこなったが、それは、「帝国が苟も南洋群島の委任統治を引き受けたる以上 何等か世界文明に貢献」せねばならず、国際管理を成功させることが「帝国の威信を発揚 するの道」だったからである。一方、島民の保護は必要としながらも、「劣等種族たる南 洋土人が次第に人口を減じ究極滅亡の道を辿らんとするの傾向を示すは之自然淘汰にして 天意とも見るべ」きものと典型的な社会ダーウィニズム論で「土人」を見下すのが一般的 だった。¹¹⁾

中国の扱いについても、日本は文明国標準の視点を重視した。福沢諭吉は、中国や朝鮮 を「悪友」として日本だけで近代化をめざすべきだと論じたが、¹²⁾こうした「劣った」中 国イメージは「中国非国論」、つまり中国が近代国家に脱皮する能力がないとする議論と して定着していった。新四国借款団(1920年)前後の中国共同管理論の盛り上がりに対 して、日本は中国非国論の観点から欧米諸国の議論に同調することで、権益を維持拡大し ようとした。¹³⁾もちろん、中国への単独進出をめざす動きもあったが、これはアメリカ のモンロー主義との対比として主張されたのであり、いわゆる「新外交」方針の定着によ る勢力圏をめぐる大国間協調の変化の過程でも、中国非国論が否定されたわけではなかっ た。¹⁴⁾

より興味深いのは、1930年代以降の日本の立場である。周知のように、満州事変以降、

¹⁰⁾ Arif Dirlik, "The Asia-Pacific Idea: Reality and Representation in the Invention of Regional Structure," in *What is in a Rim?*, ed. Arif Dirlik (Maryland: Rowman & littlefield, 1998), 15-36.

¹¹⁾ 詳しくは、酒井『近代日本外交とアジア太平洋秩序』第5章を参照されたい。引用は、末次信正「南 洋群島統治に関する所見」「大正戦役 戦時書類」巻54南洋群島39雑件(7)(アジア歴史資料センター、 C10128195200)。

 ¹²⁾ 福沢の「脱亜論」については、坂野潤治「解説」『福沢諭吉選集』第7巻(岩波書店、1981年)、
 317-338 頁、松本三之介『近代日本の中国認識』(以文社、2011年)、第2章。

¹³⁾ 酒井 『近代日本外交とアジア太平洋秩序』、第7-9章を参照されたい。

¹⁴⁾ 1920年代の日本外交の位置づけに関する最近の研究動向については、藤岡健太郎「『容喙拒否』 の論理 国際連盟・ワシントン会議と門戸開放主義・モンロー主義」『史学雑誌』116-10(2007年10月)、 中谷直司「第一次世界大戦後の中国をめぐる日米英関係」小林道彦・中西寛編『歴史の桎梏を越えて』(千 倉書房、2010年)、杉田米行編『1920年代の日本と国際関係』(春風社、2011年)。

日本社会は急速に軍国主義的・国家主義的雰囲気を強めていき、東亜新秩序声明(1938年)、大東亜共栄圏建設のための大東亜戦争へと歩みをすすめた。¹⁵⁾この過程で強調されたのが、欧米(白人)の支配からアジアを解放し、従来の秩序に代わって皇国日本が盟主となって「八紘一宇」の世界平和を実現することであった。一般に、大東亜共栄圏の思想については、アジア主義を背景として、天皇制の支配原理を国際関係に拡張させた発想であるとされ、日本的超国家主義の論理の特殊性が指摘される。しかし、国際秩序論の観点からみれば、大東亜共栄圏の思想は、主権の相対化と多元的国家論の国際関係への応用という点で欧米の国際政治思想の影響を強く受けたものであった。イギリスのコモンウェルスを直訳すれば「共栄」となるのも偶然ではなかった。

また、大東亜共栄圏で日本の優位を示す際に生じた矛盾も看過できない。最近の大東亜 共栄圏研究が指摘している点であるが、すでに欧米の植民地支配を受けていた東南アジア 諸地域で、日本は近代化の先駆者として自国の優越を誇った。くわえて、現地人を下位に おく基準は、本稿の表現を使えば、文明国標準の到達度が日本より低いことにあった。日 本は、欧米の価値観や世界秩序を否定しながら、文明国標準によって共栄圏の盟主たるゆ えんを説明せざるをえなかったのである。スローガンなどの表層は別にして、明治以来の 文明国標準の階層秩序から抜け出すことができなかったといえる。¹⁶⁾ 従来の日本の特殊性 を追求する視点も重要であるが、どこまでも文明国標準に束縛された側面も同時に考察す る必要があろう。

いったい、文明国標準は、日本とアジア太平洋地域の関係性に対し、時期的もしくは構 造的にどこまで影響し続けたのか。最後に、いささか大胆な私見も交えて考察したい。

3 50年後の太平洋

戦前期の日本で「太平洋問題」が大きく注目されたことが3度あった。1914年のパナ マ運河開通と日本の南洋ブームが交錯したとき、ワシントン会議から米国での排日移民法 成立にからんで日米関係の危機が訴えられたとき、大東亜共栄圏建設が国家目標とされた ときである。3度目は戦時下の特殊な状況であるため、ここでは1度目の議論の延長線上 にあった2度目の「太平洋問題」に着目してみたい。

ワシントン会議で日本は原則として大勢順応路線をとり、その後「幣原外交」に代表される国際協調が外交の基調となった。文明国標準への必死の努力の結果、大国の一角を占めるようになり、協調姿勢を演出していたにもかかわらず、1924年にアメリカで日本人を標的にしたことが明らかな移民制限法が成立した。日本の世論は沸騰し、一部では日露戦後から現れていた未来の日米戦が現実の「重大な危機」をもたらす可能性も主張された。

¹⁵⁾ 以下の大東亜共栄圏と文明国標準の関係については、酒井一臣「大東亜共栄圏研究の一視角 共時性としての西洋」『京都橘大学研究紀要』39(2013年1月)を参照されたい。また、河路絹代「『東 亜新秩序』をめぐる思想の交錯」梅森直之ほか編『歴史の中のアジア地域統合』(勁草書房、2012年) からも示唆を得た。

¹⁶⁾ この点について、河西晃祐『帝国日本の拡張と崩壊』(法政大学出版局、2012年)、中野聡『東南 アジア占領と日本人』(岩波書店、2012年)が指摘している。

1925年に各国の知識人・学者・実業家などによる「太平洋問題調査会」(IPR)が設立されたのも、アジア太平洋地域の重要性と危機の深刻さが認識されていたからである。¹⁷⁾

「太平洋問題」が注目されるなか、1926年に大阪毎日新聞・東京日日新聞が「五十年後の太平洋」と題する懸賞付き論文を募集した。一等は旅費6000円贈呈による欧米視察、 二等は1500円贈呈による中国視察、三等は500円贈呈による植民地・勢力圏の適宜視察 という豪華な懸賞で、324編の応募があった。翌年には入選・選外佳作8編を収録した 『五十年後の太平洋』が出版された。¹⁸⁾収録論文の著者は、ある程度の教育・知識がある とはいえ、学者・専門家ではなく、また大新聞社の企画という点も考慮すれば、そこに 現れた意見は、ユニークな面はあっても、中庸で常識的な範囲にあったと考えられる。¹⁹⁾ ここでは、掲載論文の詳細な分析はおこなわないが、全体を通じて論調には次のような共 通点が指摘できる。

- 交通の発達により太平洋横断が容易になること(例:「太平洋を 30 時間で横断する」飛行船(60 頁))
- 2 アメリカのモンロー主義・排日政策を批判しつつも、「日本人を以て他のアジア 人と同一視することなく」なれば(121頁)、戦争は避けられること
- 3 植民地や南米諸国が、欧米に対して抵抗の声をあげ、日本は「アジア民族の先覚 者として」(455 頁)独立を支援すること
- 4 強力な兵器の出現により、抑止力が働き戦争が不可能になること
- 5 中国は近代国家になれず、日本の支援(保護)で安定すること

論者たちの予想には、科学技術面で現在からみれば奇想天外なものがあるにしろ、実際の1980年前後のアジア太平洋の姿からかけ離れた想像ではない。論者は20~30代が中心だったようで、「1976年の頃には、日本は、形体も精神も元気旺盛な生長の真っ最中」 (263頁)という希望が背景にあったことがうかがわれる。不幸にして、日米戦争は起きたが、論者の世代は、戦後復興・高度経済成長で彼らの予想を実現すべく中心的な役割を 担うのである。

50年後の日本は、予想以上の経済大国となる。日本は、1970年代の世界不況を画期的 な省エネ技術で克服した。1980年、日本政府は「環太平洋連帯構想」を発表するが、こ れは、対米関係中心の経済構造から脱却し、アジア太平洋地域のリーダーとして環太平洋 という枠組みで相互依存関係を深める「開かれた」地域主義を提案したものであった。大

¹⁷⁾ 排日移民法にかんしては、簑原俊洋『排日移民法と日米関係』(岩波書店、2002年)、当時のアメ リカ論にかんしては、長谷川雄一編『大正期日本のアメリカ認識』(慶應義塾出版会、2001年)、日米未 来戦記にかんしては、猪瀬直樹『黒船の世紀』上・下(中公文庫、2011年)、太平洋問題調査会にかん しては、片桐庸夫『太平洋問題調査会の研究』(慶應義塾出版会、2003年)を参照した。なお、1914年 の「太平洋問題」については、酒井『近代日本外交とアジア太平洋秩序』、125-129 頁を参照されたい。

¹⁸⁾ 大阪毎日新聞社編『五十年後の太平洋』(大阪毎日新聞社、1927 年)(「近代デジタルライブラリー」で閲覧)。

¹⁹⁾ この時期の国際協調主義を反映した穏当で一般向けの太平洋論として、清沢『黒潮に聞く』、米 田実『太平洋問題』(1929 年、朝日新聞社)がある。

東亜共栄圏の失敗を繰り返さないことを大前提としていたとはいえ、日本発のアジア統合 論が再び語られたのである。ところが、80年代末以降、バブル経済が崩壊し、いまや日 本は「失われた20年」を経験している。「東アジア共同体」が語られてはいるが、日本に 昔日の役割を担える勢いがないことは明らかである。²⁰⁾「歴史からの問い」にどう応える のか、混迷が続いている。

ところで、『50年後の太平洋』の論文を読んでいて気にかかるのは、日本を文明国の側 において中国や東南アジア諸地域の未来を予測している点である。「たとへていへば、支 那は秩序のない、荒んだ家庭に育つた子供であつた」(74頁、一等三好武二論文)、中国 人は「実益の前には団結力も強い。要するに東洋のユダヤ人である。だから、民族として は恐ろしく強いが、国民としては極めて頼りない」(222頁、三等佐々井晁次郎論文)と いった具合である。当時は中国を破綻国家ととらえるのが「常識」だったことを考えれ ば、論者たちを安易に批判できないが、こうした文明国標準的発想が、無意識・無批判に 前提になり肯定された点が重要である。

戦後、日本が経済成長に成功してアジア各地に進出した際、あからさまな表現は避けた とはいえ、こうした戦前の中国・アジア観から自由になれなかった。大東亜共栄圏の盟主 にはなれなかったが、アジアのリーダーになるという気概は大切だとされ、経済活動に邁 進していった。結局、日本にとっての太平洋は「欧米の太平洋」であり続けた。さらに、 経済大国になったという成功体験が、日本を20世紀型の文明国標準に留まらせる結果に つながったように思われる。たとえば、女性の社会進出の遅れ、多文化主義への消極姿勢 など、現在の日本は「新しい」文明国標準(世界標準)に達していないし、世界標準がア メリカニズムに過ぎないとしても別の枠組みを提示できているわけでもない。それでも依 然として、経済成長が選挙の争点になり、「1位」でないとダメだと言われ、弁当作りや 手芸を趣味とする男性を奇異な目でみる意見に首肯する人も多い。

2011 年 3 月の大震災以降、「がんばろう日本」というスローガンが唱えられ続けている。 しかし、エコノミックアニマルとして経済活動に専心して、日本がアジアで第1位の大国 であるために「がんばる」ことへの懐疑を抱くべきではないのか。いいかえれば、文明国 標準への到達や「欧米の太平洋」のなかで発展することに対して「がんばらない日本」の 姿が求められているのではないか。²¹⁾『50 年後の太平洋』が予想した 1980 年前後よりさ

²⁰⁾ 環太平洋連帯構想を含むアジアの地域統合にかんしては、誌面の制限があるためこれ以上論じないが、以下の研究から示唆を得た。船橋洋一『アジア太平洋フュージョン』(中央公論社、1995年)、 Mark Beeson and Kanishka Jayasuriya, "The Politics of Asian Engagement: Ideas, Institutions, and Academics," *Australian Journal of Politics and History*, 55-3 (2009), 360-374、天児慧『アジア連合への道』 (筑摩書房、2010年)、渡邉昭夫編『アジア太平洋と新しい地域主義の展開』(千倉書房、2010年)、佐 藤晋「日本の地域構想とアジア外交」『東アジア近現代通史9 経済発展と民主革命 1975-1990年』(岩 波書店、2011年)、山本吉宣ほか編『国際政治から考える東アジア共同体』(ミネルヴァ書房、2012年)、 梅森ほか編『歴史の中のアジア地域統合』、井上寿一『戦後"経済外交"の軌跡――なぜ、アジア太平 洋は一つになれないのか』(NHK 出版、2012年)。

²¹⁾一例として、経済成長路線への懐疑を主張する、川北稔『イギリス近代史講義』(講談社現代新書、2010年)、アンドリュー・J・サター『経済成長神話の終わり』(講談社現代新書、2012年)。日本人の枠組みなど、社会の「常識」への疑義を発し続けている、ましこ・ひでのり『知の政治経済学』(三元社、2010年)。

らに 50 年後を、われわれは再び文明国標準の構造のなかで創造するのか、それともその 束縛から解き放たれて創造するのか、まさに「歴史が問いかけている」のである。

日本-太平洋関係史略年表

1853年 ペリー来航

- 1860年 万延の遣米使節渡米、咸臨丸同行
- 1867年 明治維新、アメリカのアラスカ購入、カナダ自治領成立
- 1890年 マハン『海上権力史論』書かれる
- 1895年 台湾領有
- 1898年 アメリカのハワイ併合、フィリピンをスペインより譲渡される
- 1901年 オーストラリア連邦成立
- 1907年 八・八艦隊、「帝国国防方針」で計画
- 1908年 アメリカ艦隊「グレート・ホワイト・フリート」世界一周中に日本に来航
- 1914年 パナマ運河開通 「太平洋問題」がさかんに取り上げられる
- 1919年 赤道以北旧ドイツ領南洋群島、日本の委任統治に
- 1921 年 ワシントン会議(太平洋の現状維持:四カ国条約)
- 1924年 アメリカで排日移民法成立。この前後、多くの日米未来戦記が書かれる
- 1940年 日本軍、北部フランス領インドシナに進駐。翌年、南部に進駐
- 1941 年 太平洋戦争はじまる

※本稿は、平成24年度科学研究費補助金(若手B)の研究成果の一部である。

アジア主義とアメリカ

廣 部 泉

はじめに

近年、アジア主義の研究が盛んになってきている。アジア側、特に日本側から捉えた 研究の増加が顕著である。代表的なものとしては、まず松浦正孝氏の『「大東亜戦争」は なぜ起きたのか――汎アジア主義の政治経済史』を初めとする一連の研究を挙げなければ ならないだろう。本書は千ページを超える大部で、日本政治経済史の立場からこの問題 を掘り下げたものである。スヴェン・サーラ氏の一連の研究は、日本近現代史における アジア主義の重要性を鮮やかに示している。なかでも Pan-Asianism in Modern Japanese *History: Colonialism, Regionalism and Borders* は各方面で高く評価されている。また特 に昨年出版された Pan-Asianism: A Documentary History と題する2巻本は、本シンポジ ウムの主催母体である東京大学アメリカ太平洋地域研究センター遠藤泰生センター長の イェール大学時代における畏友クリストファー・シュピルマン氏と共に編まれたもので、 極めて重要な貢献である。エリ・ホッタ氏の Pan-Asianism and Japan's War, 1931-1945 は、アジア主義を戦争の文脈でとらえたものである。ジェミル・アイドゥン氏の著書 The Politics of Anti-Westernism in Asia: Visions of World Order in Pan-Islamic and Pan-Asian Thought は、汎イスラムの視点を加え、アジア主義をよりグローバルな観点から捉えた重 要な研究である。このように書籍の形のものだけ挙げても多く、論文となると、今シンポ ジウムの報告者の一人、三牧聖子氏のご研究を含め、その数はより多くなる。

本報告は、これらの研究に見られるアジアからの視角とは逆に、アメリカ側はアジア主 義をどう見ていたのか、どのような西太平洋における秩序を好ましいものとして構想して いたのか、ということを軸に考えてみたい。

鳩山由紀夫の東アジア共同体構想

アジア主義に纏わる問題は古くて新しいものである。記憶に新しいのは、2009年8月 末に当時の鳩山由紀夫首相の「東アジア共同体」に関する論説が『ニューヨーク・タイム ズ』電子版に掲載されたときのことだ。これに対するアメリカの反応は極めて大きいもの であった。ホワイトハウスのロバート・ギブズ報道官は、会見で民主党政権下の日本との 同盟関係についての不安の表明ともとれる発言を行った。ヘリテージ財団のブルース・ク リングナー上級研究員は、より直截的に米国の利益と相いれないと反発した。

続けて岡田克也外相が9月7日に東京の外国人特派員協会での講演の中で、この東ア ジア共同体構想について、「日本、中国、韓国、東南アジア諸国連合、インド、オースト ラリア、ニュージーランドという範囲で考えている」と述べ、しかも、念入りなことに、 「米国も入れると世界の半分になってしまい、何が何だか分からなくなる。米国は米国で やってもらいたい」とアメリカを排除する発言をした。これらはアメリカ側にとって看過 できるものではなかった。まず、岡田発言の直後、在米日本大使館を通じて非公式に不快 感の表明があった。国務省のカート・トン APEC 米代表代理(本シンポジウム開催日現 在は駐日米国大使館主席公使)が10月14日の米下院外交委員会の公聴会での証言の中 で、このことを念頭に置いて次のように発言した。まずアジア協力の枠組みが増大してき たと指摘したうえで、そのような多国間の枠組みの存在をアメリカは支持するものの、ア メリカは「あらゆる組織に参加したいとは思わないし、その必要もない」と表明した。そ の一方で、「効率的地域経済枠組には太平洋の両岸が含まれなければならないと信じる」 とも述べた。これは名指しこそしないものの、明らかに鳩山構想を念頭に置いた異例の発 言であった。これに対し日本側は、10月16日にワシントンでキャンベル国務次官補に斉 木昭隆アジア大洋州局長が「構想は長期ビジョンで固まっていない。米国の協力は不可 欠」と説明した。岡田外相も同日、記者会見で「米国の心配は杞憂に過ぎない」と説明に 追われた。

しかし、米国側の懸念は深く、10月22日の『ワシントン・ポスト』紙は、「東京の新 しい指導者たちの同盟再定義の動きをワシントンは懸念している」などと題して、一面で 日米関係をとりあげた。その中で国務省高官の「現在、最も厄介なのは中国ではない、そ れは日本だ」という発言を伝えた。また、『ウォールストリート・ジャーナル』も同日付 の電子版で「広がる日米同盟の亀裂」という論文を掲載した。その中で鳩山首相を、「西 洋の経済や安全保障の制度に対するライバルとして、東アジア共同体を作るという考えを もてあそびつづけている」と非難した。国務省としても、訪米した福山哲郎外務副大臣に 対して、訪米の目的が拉致問題に関することであったにも拘わらず、10月23日にキャン ベル国務次官補は、重ねて東アジア共同体構想に対する懸念を伝えている。

日本人の多くには、鳩山氏の構想はそれほど深く練られたものではなく、思いつきによ る発言であり、大意ないと理解されていた。また、東アジアの住人たちにとって、そもそ も歴史問題を抱える東アジア、特に日中や日韓が、それほど容易に連携することもありえ ないと容易に理解できた。そのため鳩山論文や岡田発言に対し、なぜアメリカがこれほど 大きく反応したかについては、その根底には日米間で大きな理解のギャップが存在する。 これについては、共和党系のアジア専門家で、ミット・ロムニーのアジア・太平洋ワーキ ンググループ共同議長であり、2012 年 11 月の大統領選挙でロムニー政権が誕生していた なら、対アジア外交専門家として、国務省の高位のポストもしくは、ホワイトハウス入り が有力視されていたエヴァン・フェンゲンバーム(ブッシュ政権下で南アジア担当国務次 官補代理)が、アメリカが西太平洋から追い出されることになるかもしれないと真剣に考 えたことの証左であるとわかりやすく説明している。なぜアメリカはこれほど、過剰と思 えるような反応をしたのであろうか。日本のアジア主義に対する動きを軸に歴史を遡って みたい。

19世紀末から日露戦争まで

歴史を振り返るとアジア主義にアメリカが振り回されるのは何もこれが初めてではない ことがわかる。ヴィルヘルム二世が黄禍論を唱え出した19世紀末まで遡ってみたい。こ れまでこのような黄禍論的な考えがアメリカで広く見られるようになるのは、日露戦争に おいて大方の見方を覆して日本がロシアに対して優勢に戦いを進めるようになってからと いわれてきた。確かに日露戦争までは、アメリカではアジアからの移民が迷惑なものとし て論じられることはあっても、日本による黄禍論的脅威が論じられたのは、ヨーロッパで あったというのは事実である。しかし、より詳しくみてみると、日露戦争以前のアメリカ においても、ヨーロッパでみられたそれに類する言説がなかったわけではない。例えば、 雑誌『太陽』の1898年1月号に掲載された近衛篤麿の有名な「同人種同盟」と題する論 説を受けての反応は、ヨーロッパのみならずアメリカでも少なからず見られた。幾つか の有力紙が、日本、中国、インドの8億人を超す人々が、西洋から学んだ日本の指揮のも と、白人に対する憎しみをもって迫ってくるので、それに対して備えよというカイザーの 言葉は、ばかげているのではなく予言的であると論じたのが、代表的なものである。

日露戦争が勃発し、日本が優位に戦いを進めるようになると、黄禍論的予言が現実にな るように思われた。日本の勝利は黄色人種の白色人種に対する勝利を意味するので、アメ リカは日本でなくロシアを支持しなければならないといった意見が新聞をにぎわした。

1910年前後の日米未来戦が日米両国でもてはやされた時期にも、扇情的な大衆向け未 来戦記だけではなく、高級紙においても日本人を警戒する論説が見られた。アジア人はそ もそも白人を信用しておらず、東洋に長く住んできた白人なら、東と西を橋渡しできるな どと考える者はいないと論じる論説がアメリカ各地で目立ったのがそれである。そのよう な主張をする者は、民間だけではなく、外交官の中にも存在した。あるヨーロッパ駐在の アメリカ人公使は、日中露同盟の危険を警告している。その論説の骨子は、イギリスは日 露戦争で日本を支持したが、それは黄色人種の勃興を助けたのみというものであった。

第一次世界大戦

第一次世界大戦が勃発するとアジア主義に対する危惧が深刻化する。この時期に最も危 機感を抱いたのはアメリカではなくイギリスであった。アジアに広大な植民地を抱えるイ ギリスは、軍事的にヨーロッパでの戦いで手いっぱいとなり、アジアの植民地が反旗を翻 すのではないかと恐れたのである。このような危惧は、極東で活動していたアメリカ人の 間でも見られた。上海でアメリカ人によって発刊されていた英字誌『ミラーズ・レビュー』 が、日本は資源もない小国だが、中国の人民や資源を支配したら無視できない強国となる と注意喚起したのもこの頃である。

第一次大戦終結からワシントン会議に至る時期は、東アジアの国際関係が不安定で、ア メリカを含めた列強は日本の出方を注視していた。米国国務省が日本のアジア主義的動き を継続的に観察するようになったのもこの時期である。それらを検討すると、国務省が日 本のアジア主義的動きを思わせる根拠薄弱な情報に振り回されている様が見えてくる。

排日移民法

1924年のアメリカ連邦議会によるいわゆる排日移民法制定を受けて、反米運動が日本 国中をはじめとして日本が影響力を保っているアジア各地で沸き起こったことはよく知ら れている。これを契機として、様々なアジア主義的言説が巷にあふれた。樋口麗陽の『日 米危機 米禍来る』は、次のように論じている。排日移民法は「全亜細亜の有色人種に対 する侮辱であり挑戦であることは明白な事実で、既に亜細亜の各有色民族は、日本を盟主 として大同団結し、この絶大なる侮辱と驕慢なる挑戦に対抗しなければならぬと憤激し 居るではないか。・・・知らず亜細亜有色人種の大同団結と米国とが、太平洋上に相ま みえて人種的争闘の〇〇を演ずるの日は果して何れの時であろうか」。『太陽』のある論説 は、「亜細亜民族、即ち有色人種に関する重大問題であり・・・支那、印度を味方とし て強力なる有色人種連盟を組織し、吾々有色人種の共同の敵たる白人種に対抗しなければ ならぬ」と主張するなど、枚挙に遑がない。

アメリカの人種差別的動きに抗議する組織を結成するなど具体的行動に移すものもあら われた。その多くが、極東連盟協会などのように、排日移民法に対する抗議活動をその主 要な存在理由としており、移民法に対する反米の熱が冷めていくと、ほとんどが活動を休 止していった。しかし、東京に発足した全亜細亜協会のように活動を継続した団体もわず かではあるが存在した。構成員は、岩崎勲や今里準太郎ら帝国議会議員や実業家らが中心 で、目的は「欧米諸国の暗躍を監視し亜細亜の平和を永久に確保し一朝事あるに際しては アジア洲は打って一丸となり白人の極東侵入に対抗出来得るだけのものを作る」こととみ られた。

自国の立法によって、日本のアジア主義を刺激することになったことに対して、極東問 題に詳しいアメリカ人は危機感を強めた。例えば、排日移民法の影響として、アメリカの 哈爾濱領事は、移民問題が日本人と中国人を接近させたと報告している。また、当時、数 少ない極東問題の専門家であったクラーク大学のジョージ・ブレイクスリーも、移民法を 契機とした日中接近の可能性を指摘した。先述の『ミラーズ・レビュー』発行人であった トーマス・ミラードも、白人の帝国主義と支配を除去するために日本はアジア主義を推進 していると書いた。

全亜細亜民族会議

排日移民法制定直後に多数現れたアジア主義的勢力の大半がそのような主張をやめてい くなか、先述の全亜細亜協会はその活動を続け、1926年に長崎でアジア各国からの代表 を招いて全亜細亜民族会議を開催するに至る。多くの観察者は、この会議の規模の小さ さや重要人物の不参加から、取るに足りないものとした。しかし、そこに危険を見出すア メリカの観察者は少なからず存在した。チャールズ・マクヴェイ駐日大使は、企画段階で すぐさま反西洋的性質を感じ取り本国へ報告している。大使は会議終了後の報告で、アジ ア主義者たちが欧米列強への敵意を表すことに成功した点を重視した。フィラデルフィア の有力紙も、「日本人が反西洋の汎アジア連合を企画」のタイトルのもと、東洋全域で反 西洋主義が増大しつつあることを示していると論じた。もちろん冷静に分析するものも多 かった。『ニューヨーク・タイムズ』は、汎アジアが実現する可能性は汎欧州よりも小さ く、日本の国益は欧米との協調にこそあると書いた。また、ボストンのある新聞は、日本 人こそが東洋一の加害者であるから、日本がアジアを指導することなどできないと分析し た。

会議自体は、開始当初から日本代表と中国代表の間で議事を巡って紛糾した。それを見

て、多くの観察者は、重要性の低さを指摘した。ただ、中にはハワイの有力紙のように、 規模の小ささから重要性を過小評価するのではなく、日本でそのような会議が開催された という事実や、十数人のアジア人がアジア諸国の合同行動のために連盟することについて おおっぴらに話し合うために集まったという事実が重要であると喝破するものもあった。

翌年、第二回の全亜細亜民族会議が今度は上海で開かれた。多くの観察者は「個人宅で のポーカーの試合」ほどの重要性しかないとみなしたが、中には、今は確かに「あらがう 幼児」のようなものだが、「たいていの幼児がそうであるように、大きく力をつけるよう になる」と危惧するものも見られた。

満州事変以降

満州事変が勃発すると、それまでの悪夢がより現実味を帯びてきたように思われた。 1933年3月、満州国建国1周年の日、大亜細亜協会設立総会が東京会館で開催された。 今回は、この大亜細亜協会は、1926年、27年に全亜細亜民族会議を開催した全亜細亜協 会とは異なり、荒木陸相、吉沢謙吉元外相、徳富蘇峰など名の知れた人物が多く参加した かなり公的色彩の強いものにみえた。そのため米国務省でもメモが回覧された。ただ、国 務省の専門家のそのようなアジア主義的動きの将来性に対する評価は概ね否定的であっ た。ネルソン・ジョンソン駐華公使は、日中両国民の相互軽蔑に注目し、「中国人は・・・ 日本人を成り上がりとして知的に軽蔑している一一方、日本人は中国人に対して「知的か つ肉体的優越感」があり、「中国人は堕落し、疲れ果てた国民であって、自分たちを統治 することも外国からの侵略に十分な抵抗をすることもできない」と考えた。そして、その ような相互軽蔑から、日本人を指導者とするアジア主義の実現には懐疑的であった。ジョ セフ・グルー駐日大使は、「この種の運動にあまりに大きな重要性を付与するのは誤りだ ろう」し、日本自身が帝国主義的なのでアジアの諸国民をまとめることは無理だろうと考 えた。ただ、全亜細亜民族会議の第三回大会に位置づけられる会議が、1934年に大連で 開催されると、米国駐日武官は、1926年の大会に比べてより成功しており、アジア主義 的動きは近年勢いを得ているので、欧米にとって相当な関心事となると観察した。また、 この時期、アメリカのアジア専門家の多くが、日本のアジア主義的動きに危険性を見出さ なかったのに対し、アジアにおいて軍事的に脆弱性を感じていたオランダやオーストラリ アは恐怖を抱いた。

日中戦争

日中戦争がはじまると、確かにアジアを支配したい日本の野心が露わになったと考えら れたが、その一方で、組むと一番恐ろしいと考えていた日本と中国が戦っており、日中が 同盟して欧米に戦いを挑むという黄禍論的悪夢の最悪の形は遠ざかったと考えられた。ア メリカは、助けを求めてくる中国に援助し、白人対黄色人種という図式は薄れていった。 それが再燃するのは、1941 年末から 1942 年初頭にかけて、これまではアジア人の軍隊に 敗れるはずがないと考えられていた米英を中心とする軍隊を日本軍がことごとく撃破し、 白人の威信が揺らぐことになってからである。

太平洋戦争

日本が欧米列強に対して戦争を開始したことは多くのアメリカ人にとって驚きであっ た。アメリカ人の多くは、黄禍論的懸念を抱きつつも、日本は自暴自棄になって西洋と対 決するようなことは避けるという合理的決断を下すと考えられていた。当時、国務省で極 東政策を仕切っていたスタンレー・ホーンベックもその好例である。彼は直前に、ジョセ フ・グルー駐日大使の意を受けて、日本暴発の危険を告げた若手を、「歴史上、自暴自棄 から戦争を始めた国があったら挙げてみたまえ」と叱責したばかりであった。しかし、そ のような多くのアメリカ人は、欧米のアジア進出以来アジア人の中に蓄積され、人種平等 提案否決や排日移民法制定時などに時折噴出してはいたものの堆積されていた欧米に対す るアジア人の鬱屈した思いを理解できていなかった。それ故真珠湾攻撃の報に驚いたので あった。

日本の行動に驚きもしなかったのが、アジアで似たような歴史的境遇を経験した他のア ジア人であった。上海のある中国人編集者は、1930年代前半の時点で、西洋列強と日本 との新たな戦いの開始を予測していたし、別の中国人も西洋と日本との間で「第一級の戦 争」が起こることを予期していた。彼らにとってアジア人の国、日本が暴発して米英に戦 争を挑んだことはあまりに当たり前のことで、驚く方が理解できなかった。このような心 理的齟齬こそがアメリカ人の黄禍論的思考法が変わっていないことのあらわれであるとい えないだろうか。

緒戦の日本軍の勝利によって白人無敵神話が破られると、これまでは想像上の産物だっ た黄禍論に現実味が加わった。アメリカ政府内では、中国が日本の勝利を見て、日本と手 を結ぶ方が得策と考えるのではないかという懸念が真剣に議論された。そのピークともい えるのが米連邦議会における排華移民法の修正であった。当時、アメリカは人種的理由か ら、アジアからの移民を禁止していたが、その端緒となったのが1882年以来の中国から の移民の禁止であった。しかし、今や中国は、ともに日本と戦うべき同盟国となった。そ の友邦の移民を人種差別から禁止しているというのは、誠に都合が悪いと同時に、人種 が同じ日本へ中国を靡かせることにもつながりかねないと考えられた。この問題を議論す る議会で、ある議員は、「もしアジアの総ての黄色や褐色の人種が我々に向かってきたら、 未来は真っ暗闇」であり、肝心なのは「太平洋における我々の戦争が、人種戦争にならな いように」することだと発言したが、この発言がそのような懸念を端的に表している。多 くの人々がその修正に向けて様々な角度から努力してきた人種差別的移民法は、このよう な戦略的議論から1943年にあっさりと実現された。そのころには、戦況は連合軍の攻勢 が圧倒的となり、太平洋戦争が人種戦争になるという懸念は杞憂に終わっていた。

戦後

戦後、再び日本が力をつけてくるとこのような考えは再度あらわれる。1979年に出版 されたエズラ・ヴォーゲルの『ジャパン・アズ・ナンバーワン』は、当時のアメリカ人の 自国に対する自信喪失ともあいまって、大ベストセラーとなった。今日ではとても考えら れないことだが、当時は、このままの調子でいくと日本がアメリカを凌駕する存在となる かもしれないということが真剣に議論されたのである。この時期は、アメリカの製造業が 不況に沈み、日本車がアメリカ国内でどんどん売れており、また日本がバブル経済に突入 する少し前であった。

この同じ時期に、アメリカ人の日本研究者が書いた論説がある。それは日中を一つの連 合体としてそれを一つの超大国とみなすものである。これはアメリカで日本脅威論が言わ れるようになってきた時期に重なるもので、極めて扇情的なものであった。結論では、日 中は根本的に違うから、日中連合はあっても一時的なもので、「人種主義者の悪夢」でし かないと否定して読者を安心させようとしている。ただ、その結論に至るまでの本論の部 分に、多くの紙幅を割いて日中友好の危険性を説いている。一世代の間に二度までも日本 は脅威として立ち現われ、しかも現在は最も先進的な国と思える。日本が10億人以上の 人口を抱える中国と産業化した東アジアを作ることを考えた時、日中友好は果たしてよい ことなのかと問う。全体を読んで受ける印象は、その結論とは裏腹に、却って黄褐論的な 恐怖が強調されるものとなっている。

日本がバブル経済に突入し、溢れるジャパンマネーで、マンハッタンのロックフェラー センターや、ハリウッドの巨大映画会社、カリフォルニアの高級ゴルフ場などを高値で買 収していくと、日本が防衛面で完全にアメリカに依存しているという事実があるにも拘わ らず、日本脅威論はアメリカ中にあふれていった。当時の日本の次期支援戦闘機独自開発 計画がつぶれていったのも、そのような状況と無関係ではなかった。その後、バブル崩壊 で日本経済が急失速し、一方で改革開放路線によって中国が急成長を遂げてきた 1990 年 代になると、日本脅威論にかわって中国脅威論が叫ばれるようになって今日に至ってい る。今日、アメリカで何かにつけてライバル視されるのは中国である。この夏のロンドン オリンピック開催期間中に、あるアメリカの有力紙の一面に星条旗と五星紅旗が並べてカ ラー掲載され、どちらが勝つのかと扇情的な見出しが躍った。もちろん中身はメダル争い の比較であるが、今日、アメリカの競争相手としてまず名前が挙がるのは中国である。

おわりに

以上簡単に見てきたが、日本がどのような形であれ、アジア主義を唱え、アジアにおい て共同体形成に向けた動きをしたとき、アメリカ人はそのような動きに対し、どのように 反応したのか。安定した地域システム構築のために助けの手をさしのべることはなく、黄 禍論的な考えのもとに過剰反応するか、冷笑的態度をとるかのいずれかであったようにみ える。そして、そのようなアメリカの態度は現在でも根本では変わっていないと思える。 むしろ、ヨーロッパのアジア主義に対する反応に比べてアメリカ側はより大きく反応して いるように見える。それはもしかすると、19世紀に中国に駐在したあるアメリカ人公使 が指摘したように、日本はアメリカのことを養母として慕っているというのがもともとア メリカの考えであるから、アジア主義など飼い犬に手をかまれたように感じ、反応が大き くなるということに根本的原因があるのかもしれない。

それではアメリカはどのような東アジアを望んでいるのか。現代の問題を念頭に置くと いう本シンポジウムの趣旨から考えてみた。現在時点ではということで、先日、この間ま でワシントンでアメリカ政府に出入りしていたある官庁の課長級の方に話を聞く機会が あったので質問してみた。すると、今日米高官や実務レベルの人に聞くと、必ず「友好的 日中関係がアメリカにとって好ましい」という答えが誰からも返ってくるし、自分もその 通りだと思うとの答えだった。そして、なぜそのような質問をするのかこちらの意図がわ かってもらえないようだった。確かに短期的には、友好的日中関係がアメリカにとって 望ましいのは事実であるだろう。では中長期的にはどうだろうか。はたして日中接近はア メリカが望んでいることなのだろうか。今世紀半ばには中国の GDP がアメリカのそれを 超えるのは確実という予測もある。また、今後は更にグローバリゼーションも進んでいく だろう。そういったことも視野に入れつつ、アメリカはどのような東アジアを望んでいる のかを短期だけでなく中長期的なビジョンも視野にいれつつ、歴史的パースペクティブを 持って日本の外交は考えていくべきと考える。

【参考文献】

- 松浦正孝『「大東亜戦争」はなぜ起きたのか――汎アジア主義の政治経済史』名古屋大学 出版会、2010年
- 三牧聖子「近代日本とアジア連帯――閉ざされた契機、閉ざした契機」梅森直之・平川幸 子・三牧聖子編『歴史の中のアジア地域統合』勁草書房、2012 年
- 廣部泉「日本の汎アジア主義に対する米英の反応、1904年~1937年」伊藤之雄・川田稔 編『20世紀日本と東アジアの形成、1867~2006』ミネルヴァ書房、2007年
- Aydin, Cemil. The Politics of Anti-Westernism in Asia: Visions of World Order in Pan-Islamic and Pan-Asian Thought. New York: Columbia University Press, 2007.
- Hotta, Eri. Pan-Asianism and Japan's War, 1931-1945. New York: Palgrave Macmillan, 2007.
- Saaler, Sven and Koschmann, J. Victor. eds. *Pan-Asianism in Modern Japanese History: Colonialism, regionalism and borders.* London: Routledge, 2007.
- Saaler, Sven and Szpilman, Christopher W. A. eds. *Pan-Asianism: A Documentary History*. 2 vols. Lanham, MD: Rowman & Littlefield, 2011.
- Vogel, Ezra F. Japan as Number One: Lessons for America. Cambridge, MA: iUniverse, 1979.

戦争違法化思想とアメリカ外交

三 牧 聖 子

1. 「思想」からみる日米関係

「思想」という視角は、戦間期の日米関係史にどのような新しい地平を開くのだろうか。 1920年代の日米関係は、一般に「協調」の時代として理解される。第1次世界大戦中に 日本が遂行した対中膨張政策によって日米関係は深刻に悪化したが、極東問題と軍縮問題 の討議のために開催されたワシントン会議(1921-22)は両国の関係に一定の緊張緩和を もたらした。¹⁾確かに1924年に成立した排日移民法は、両国間に重大な感情的疎隔を生 みだした。しかし、外相幣原喜重郎は「ワシントン会議の精神」の尊重を掲げ、対米協調 の方針を揺らがせなかった。1920年代において、アメリカは日本にとって最大の貿易相 手国であった。こうして1920年代の日米間には、幣原外相による対米協調外交と、密接 な経済的相互依存関係に支えられた協調関係が育まれた。

しかしこのような表層の「協調」の下には、将来の国際秩序のあり方をめぐる深刻な思 想的対立が潜在していた。その一端を浮き彫りにするのが、第1次世界大戦後、新たな国 際平和への試みとして推進された「戦争違法化(outlawry of war)| をめぐる両国の相克 である。第1次世界大戦前の世界は、あらゆる戦争を一律に合法とみなす無差別戦争の時 代であった。主権国家の平等性を前提とした理論を展開し、近代国際法の確立に大きく貢 献した 18 世紀スイスの国際法学者エメール・ド・ヴァッテル(Emer de Vattel)は『諸国 民の法(Le Droit des Gens)』(1758)において、「すべての戦争は主権国家がその最高の 意思に基づいて推進するものであるから、戦争について一方を正、他方を不正と差別化す ることはできない」と論じた。相互に平等な主権国家は相互に対する裁判官となることが できず、主権国家より上位の判定者も存在しない。それゆえに、主権国家が行う戦争は無 差別にすべて合法と見なされるというのが、当時の一般的な認識であった。しかし第1次 世界大戦という未曾有の惨禍は無差別戦争観の問題性を浮き彫りにし、以降、自衛など一 部の戦争を除き、戦争を原則的に違法とする戦争違法化への転換が図られていく。²⁾ 主権 国家が戦争に訴える自由に一定の制限を課した国際連盟規約(1919)は、その最初の試み であった。その後もジュネーブの連盟総会では戦争違法化の努力が継続された。1924 年 の第5回国際連盟総会では、侵略戦争を「国際犯罪」と位置付け、侵略国に対する軍事制 裁の強化を目指すジュネーブ議定書(Geneva Protocol)が全会一致で採択された。さら

¹⁾ 佐藤誠三郎「協調と自立との間一日本」日本政治学会編『国際緊張緩和の政治過程』(1970年)、 99-144 頁。

²⁾「無差別戦争」から「戦争違法化」への転換についての概観は、田畑茂二郎『国際法新講』下(東信堂、 1991年)、182-194頁。山内進「序論 聖戦・正戦・合法戦争 — 「正しい戦争」とは何か」山内進編『「正 しい戦争」という思想』(勁草書房、2006年)、33-39頁。戦間期における戦争違法化の推進過程とその 国際法史的な意義を、画期となった諸条約の詳細な分析を通して明らかにした研究として、大沼保昭『戦 争責任論序説』(東京大学出版会、1975年)、70-120頁。

に1928年には米仏のイニシアティブで当時の主要国を含む15カ国間で、国策としての戦争の放棄と、平和的な紛争解決を定めた不戦条約が成立した。確かに一連の戦争違法化の 試みは、再度の世界大戦の勃発を阻止することはなかった。しかしだからといって、その 長期的な意義までもが見過ごされてはならない。第一次世界大戦に端を発する戦争違法化 への努力があったからこそ、私たちは今、国家がまったく合法的に戦争を遂行できる無差 別戦争の世界ではなく、戦争が原則的に違法とされた世界で生を営むことができているの である。

戦間期における戦争違法化の推進においては、アメリカの平和主義者たちも大きな役割 を果たした。一般的に、戦間期のアメリカは「孤立主義」へと回帰した時代、国際平和へ の貢献に乏しかった時代と理解されている。確かにアメリカは国際連盟に加入せず、集 団安全保障体制への関与を否定し続けた。しかし連盟に加入しなかったからといって、こ の時代に生きた人々の思考までもが世界から「孤立」していたわけではない。戦間期の アメリカでは多くの平和主義者たちが、戦争の廃絶を希求し、戦争違法化の推進に貢献し た。「戦争違法化」という言葉の生みの親であるサーモン・O・レヴィンソン(Salmon O. Levinson)のように、連盟による戦争違法化の試みを不徹底なものと批判し、違法化の 対象を拡大することを求めて運動を立ち上げる者もいた。これらの人々の主張や運動は、 ジュネーブ議定書や不戦条約の重要な背景となったのである。戦争違法化という課題は、 アメリカ国民にも広く共有された。集団安全保障に関する条文ゆえに連盟規約(1919)に 反対した人々の多くが、連盟規約よりも一般的な形で戦争を禁じた不戦条約(1928)には 全幅の賛同を寄せた。

対照的に、戦争違法化の推進に対する日本の反応は冷淡であった。日本政府は連盟常任 理事国の中で最も戦争違法化の推進に消極的であり、それは協調外交を標榜した幣原外相 も例外ではなかった。立作太郎ら政府に近い位置にあった国際法学者たちは、違法とされ る戦争の範囲をなるべく限定的に解釈しようとした。³⁾日米両国の戦争違法化に対する温 度差は、究極的には、いかなる世界を理想として追求するかというヴィジョンの差異で あったといえよう。1920年代の日米関係は、表面上は良好な政治経済関係を取り結んで いたものの、そこには将来のヴィジョンについての重大な見解の不一致が潜在していた。 「思想」に考察の射程を広げることは、戦間期の日米関係を、協調と対立とが様々に入り 混じった重層的な関係として描くことを可能にするのである。

もちろんこれまでも日米関係を「思想」次元で捉えようとする試みがなかったわけでは ない。しかしそのような試みの多くは、理想主義的な「新外交」を掲げるアメリカと、帝 国主義的な「旧外交」に固執する日本という二項対立的な図式を強調してきた。本稿で見 るように、この時代のアメリカが追求した「理想」は、このような二項対立的な図式にあ てはまるような一義的なものではなかった。戦間期のアメリカにおいて「戦争違法化」の 理想は多くの平和主義者の共通スローガンとされたものの、様々な論者が、様々な平和へ

³⁾ 日本政府、および政府を支えた国際法学者たちの戦争違法化への消極姿勢については、篠原初枝 「日米の国際法観をめぐる相克――戦間期における戦争・集団的枠組に関する議論の一系譜」『国際政治』 第102号(1993年)、114-134頁。伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制――第1次世界大戦から日中 戦争へ』(吉川弘文館、2002年)。

のヴィジョンを託して「戦争違法化」を唱道していた。⁴⁾「戦争違法化」をめぐって交わ された多様な論争は、戦間期アメリカの「理想主義」がいかに多様であったかを示す格好 の題材である。

以下では、2名の代表的かつ対照的な戦争違法化論者をとり上げ、戦間期アメリカで育 まれた戦争違法化思想の特徴、およびその多様性を浮かび上がらせていく。1人は、「戦 争違法化」という言葉の生みの親であり、戦争違法化運動の創始者となったレヴィンソ ンである。もう1人はカーネギー平和財団の後援を受けて国際的な平和活動に従事した ジェームズ・T・ショットウェル(James T. Shotwell)である。両者はともにアメリカに おける戦争違法化思想の発展に大きく貢献した人物であり、その思想はジュネープ議定書 や不戦条約などの国際的な文書にも影響を与えた。そして両者は「戦争違法化」というス ローガンを共有しつつも、極めて対照的な国際平和のヴィジョンを描いていたのである。

2. 戦間期アメリカの戦争違法化思想――2つの戦争違法化論の対立に着目して

「戦争の違法化」という言葉は様々なイメージを喚起する多義的な言葉であるが、最大 公約数の定義を採用すれば「国際法上戦争が原則として違法と評価されるという観念」⁵⁾ とすることができよう。しかしこのように定義してもなお、1つの疑問が浮かび上がる。 すなわちいかなる戦争を違法とする観念が「戦争違法化」と呼ばれるのだろうか。現代の 私たちには、この問いへの解答は自明のものに思われる。すなわち、違法とされるべき武 力行使とは「侵略」を目的とするものであり、「自衛」を目的とする武力行使や、国連憲 章が定める手続きを経て侵略国に対して行使される「制裁」は合法である、という解答で ある。しかし戦間期に戦争違法化に取り組んだ人々にとって、この解答は自明のものでは なかった。彼らは、国際平和のためには無差別戦争の観念は克服され、戦争違法化が推進 されていかねばならないという大枠の問題意識を共有しつつも、いかなる戦争が違法化さ れるべきかという問いをめぐって激しい論争を展開したのである。

「侵略」のみならず、侵略国に対する「制裁」としての武力行使も含む「あらゆる戦争 違法化」というラディカルな理想を掲げたのが、レヴィンソンであった。⁶⁾ 第1次世界大

⁴⁾ 戦間期アメリカにおいて「戦争違法化」という言葉がいかに多様な意味合いを持って語られてい たかについては、Harold Josephson, "Outlawing War: Internationalism and the Pact of Paris," *Diplomatic History*, vol. 3, no. 4 (October 1979): 377-399.

⁵⁾ 大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』第4版(東信堂、1997年)、32頁。

⁶⁾ 戦争違法化をめぐる論争の最大の争点となったのは、「制裁」目的の武力行使を違法化の対象と すべきかどうかであり、以降の部分でもこの点を中心に論じていくが、ここでレヴィンソンが「自衛」 を目的とする武力行使についてどのように考えていたかを付言しておく。「あらゆる戦争の違法化」を 掲げたレヴィンソンも、戦争違法化運動は無抵抗主義と区別されねばならないとして、自衛目的の武力 行使については認める立場をとった。しかし他方でレヴィンソンは、「自衛」という大義が、あらゆる 戦争を正当化することを警戒していた。レヴィンソンは「自衛権 (self-defense right)」の行使と「自衛 戦争 (defensive war)」という2つの概念を設け、「自衛権」を何人も否定できない国家固有の権利と位 置付けつつも、それが恣意的に拡大解釈され、適切な範囲を超えた「自衛戦争」になっていないかどう かは、国際法廷の厳正な審査に付されねばならないとした。

戦の惨状を目撃したレヴィンソンは、戦争そのものの合法性を不問に付し、戦時国際法の 整備に関心を集中させてきた戦前平和主義の限界を認識し、国際平和のために必要なのは 「戦争に関する法(law of war)」ではなく、「戦争に反対する法(law against war)」であ ると確信した。そのレヴィンソンにとって、連盟が進める戦争違法化は決して賛同できる ものではなかった。連盟規約はあくまで戦争に訴える自由を一定程度制限しようとしたも のに過ぎなかった。さらに連盟規約16条は、侵略国に対する制裁を規定し、その手段と して軍事力を肯定していた。この内容はレヴィンソンに、「連盟は単なる軍事同盟――そ れもその利点をまったく取り除いた――に他ならない…連盟に盛り込まれた文言のどれほ どがアメリカの精神を代弁しているのだろうか。私はアメリカがヨーロッパ化されること は断固拒絶する。我々の祖先はヨーロッパ主義(Europeanism)を克服するためにこのア メリカの地にやってきたのであり、今さらそこに回帰することはできない」⁷⁾という確信 と決意をもたらした。侵略戦争を「国際犯罪」と位置付け、侵略国に対する軍事制裁の強 化をうたったジュネーブ議定書も、レヴィンソンの目から見れば「戦争そのものによる戦 争の違法化」に他ならず、根本的に誤った試みであった。⁸⁾レヴィンソンは、侵略戦争の みの違法化という誤った方向に進んでいった国際連盟に代わり、軍事制裁を含むあらゆる 戦争の違法化を実現するために、新たに戦争違法化運動を立ち上げたのである。

レヴィンソンの運動は最盛期の1920年代には多くの賛同者を集めた。その主張に共鳴 し、運動に積極的に関与した人物には、20世紀アメリカを代表する哲学者ジョン・デュー イ (John Dewev)、1924 年から 1933 年まで上院外交委員会委員長を務め、対外政策に関 する大きな影響力を保持したアイダホ州選出の上院議員ウィリアム・E・ボラー(William E. Borah)、雑誌 Christian Century 誌の編集者として、レヴィンソンにその戦争違法化論 を広く世に問う機会を与えるとともに、自らも多くの論説を著したチャールズ・C・モリ ソン(Charles C. Morrison)など、各界の著名人も含まれた。その活動の範囲も多岐にわ たった。レヴィンソンは運動の拠点として、1921年、シカゴにアメリカ戦争違法化委員 会(American Committee for the Outlawry of War)を創設し、民間への戦争違法化思想の 積極的普及を図る一方で、ボラーに働きかけ、1923年以降、計4回戦争違法化決議案を 上院に提出させることに成功した。同決議案は、「私たちが実現しなければならないのは、 戦争に関するルールや規則を築くことではない。戦争そのものを違法化する法体系であ る」と明快にうたい、国際法上あらゆる戦争を違法化すること、および各国の国内法の整 備によって戦争を遂行・扇動する者を処罰する国際的な体制をつくることを掲げていた。 これに加えて同決議案が戦争廃絶に向けた不可欠のステップと位置付けていたのが、「戦 争の司法的代替(judicial substitute)」——あらゆる国際紛争について義務的管轄権を有す る国際法廷の創設であった。その際、国際法廷のモデルとされたのは、「創設から今に至 るまで、州間の紛争を武力に拠らず、平和的に解決してきた」合衆国連邦最高裁であっ た。さらに国際法廷の判決は、「合衆国連邦最高裁と同様」、軍事力で強制されることが あってはならず、公正な判決に対して当然寄せられるはずの国際世論の支持を背景に、諸

⁷⁾ Salmon O. Levinson to Charles W. Eliot, March 28 1919, Salmon O. Levinson Papers, Box 16, Folder 21, The Joseph Regenstein Library, the University of Chicago.

⁸⁾ "Memo Re: Geneva," September 20 1924, Levinson Papers, Box 27, Folder 6.

国家に自発的に受け入れられねばならないとも強調されていた。⁹⁾

合衆国連邦最高裁への言及が表すように、レヴィンソンにとっては合衆国の歴史こそが 国際平和の最善のモデルであった。レヴィンソンは1923年4月、イギリスのロバート・ セシル(Robert Cecil)卿との会談で、戦争違法化運動とは、国際法の法典化と国際法廷 の整備によって「世界を司法的に秩序付ける」試みであると説明した。司法的手段だけで 平和が構築できるか懐疑的なセシルに対し、レヴィンソンは次のように強調した。「我々 アメリカ人は、アングロ・サクソン文明、特にその法律学の影響の下、イギリスで理想と されてきた程度を超えるほどまでに、法的整備と法の下の自由を実現させてきたのです。 そしてその過程において、軍事力や人治主義がはびこることはありませんでした」¹⁰⁾。あ らゆる紛争が裁判で解決される平和的な世界の実現は可能であるというレヴィンソンの確 信を支えていたのは、アメリカは軍事力に拠らずに司法的な手段によって世界で最も平和 的な国をつくりあげてきたという独善的な自国像であった。このようなレヴィンソンの自 国イメージが、合衆国の歴史において振るわれてきた数多くの暴力を不問に付し、自国を 過度に美化するものであることは改めて指摘するまでもないであろう。

あらゆる戦争の違法化を目指すレヴィンソンにとって、1928年の不戦条約の成立は重要な画期であった。1927年4月6日仏外相アリスティード・ブリアン(Aristide Briand) はアメリカ国民に向けて、米仏間で戦争を違法化する(outlaw war)条約を締結すべきだ と訴えた。米国務長官フランク・B・ケロッグ(Frank B. Kellogg)は、これを多国間条 約とすることを提案し、その内容についての検討を開始した。この過程でレヴィンソン は、ケロッグの求めに応じて草案を提出するなど、その内容の形成に具体的に貢献した。 レヴィンソンの主張がすべてケロッグを経て条約に取り入れられたわけではないが、完成 した不戦条約は、次の2点においてレヴィンソンを満足させた。1つは、不戦条約の文言 が、「侵略」という限定を伴わず、戦争を一般的な形で禁じていたことである。さらに不 戦条約は、条約違反国への制裁を規定していなかった。レヴィンソンは不戦条約の成立 を、諸国家が、軍事制裁を平和の手段と見なす観念を克服しつつあることの証明と見な し、あらゆる戦争の違法化への確信を強くした。¹¹⁾

そのレヴィンソンの最大の論敵は、戦争違法化の実現に向けて共闘していたはずの平和 運動内部から現れた。侵略国に対する軍事制裁を平和の不可欠の要件と見なし、国際連盟 が進める戦争違法化を全面的に支持したショットウェルである。ショットウェルは、戦間 期のカーネギー平和財団の国際平和活動を主導した他、国際連盟協会等の代表を歴任し、 連盟外にあるアメリカと連盟との協調を模索し続けた。¹²⁾

ショットウェルは、レヴィンソンが「戦争違法化」という印象的なスローガンを考案

26

⁹⁾ ボラーの戦争違法化決議の全文は、Frances Kellor and Antonia Hatvany, *Security against War* (2 vols. New York: The Macmillan Co., 1924), vol. 2, 789-790. ボラーの4回にわたる戦争違法化決議を その差異に留意しながら邦訳したものに、河上暁弘「憲法第9条の源流『戦争非合法化』思想」『専修 法研論集』第28号 (2001 年)、73-109 頁。

¹⁰⁾ "Memo of Interview between Lord Robert Cecil, Colonel Raymond and Myself," April 16 1923, Levinson Papers, Box 29, Folder 11.

¹¹⁾ Levinson to John Dewey, March 2 1928, Levinson Papers, Box 16, Folder 2.

¹²⁾ ショットウェルの生涯にわたる国際平和活動を詳細に叙述した研究として、Harold Josephson,

し、アメリカ国民を国際平和への自覚に導いた功績を認める一方で、制裁目的の軍事行使 を含む「あらゆる戦争の違法化」という平和哲学を徹底的に批判した。そして真の戦争違 法化への道すじを示しているのは、レヴィンソンが批判する国際連盟なのだと訴え続け た。レヴィンソンが「戦争そのものによる戦争の違法化」の試みと批判したジュネーブ議 定書の形成過程にも、ショットウェルは密接に関与していた。1924 年初頭からショット ウェルは同様の関心を持つ有識者とともに「軍縮と安全のための条約案」¹³⁾の作成にと りかかり、「孤立主義」的なアメリカ国民に、「許容可能な制裁(permissive sanction)」と はいかなるものであるかを探求した。同案はアメリカとヨーロッパとの安全保障協力の1 つの可能性を示すものとして、ジュネープ議定書の起草過程において重要な参考意見とさ れた。ショットウェルにとって、侵略戦争という「国際犯罪」に対する軍事制裁の強化を うたった同議定書は、戦争廃絶という理想に向けた「革命の象徴」であった。¹⁴⁾

レヴィンソンとショットウェルの2つの戦争違法化思想の対立は、不戦条約をめぐって 最も鮮明に現れた。ショットウェルも米仏当局への積極的な働きかけを通じ、不戦条約の 成立に大きく寄与した。不戦条約の発端となった仏外相ブリアンの演説は、これに先立つ 会談でショットウェルに促されたものであり、その内容は、「戦争の違法化」という語句 の使用を含め、ショットウェルのドラフトに多くを負っていた。¹⁵⁾ しかしショットウェ ルが「戦争違法化」という言葉に託した平和構想は、レヴィンソンが託したそれと対照的 なものであった。ショットウェルは、不戦条約によって放棄されるべき戦争はあくまで、 「国策の道具としての戦争(war as an instrument of policy)」であり、侵略を行う無法な国 家に対する「正義の道具としての戦争(war as an instrument of justice)」までもが放棄さ れてはならないという立場であった。さらにレヴィンソンが戦争の廃絶に向けた不可欠の ステップと位置付けたのが、戦争の「司法的代替」、すなわち国際法廷の構築であったの に対し、ショットウェルは「裁判所」よりも、侵略という犯罪を行った国を懲罰する「警 察」こそが侵略戦争を廃絶するために決定的に重要であると考えていた。¹⁶⁾ ショットウェ ルは制裁規定の欠如に不戦条約の致命的な欠陥を見出していた。¹⁷⁾

ショットウェルにとって、将来の国際安全保障体制のモデルを提示していたのは、ア メリカではなく、ヨーロッパであった。特にショットウェルの関心をひいたのは、ドイ

James T. Shotwell and the Rise of Internationalism in America (Rutherford: Fairleigh Dickinson University Press, 1975).

¹³⁾ "Draft Treaty of Disarmament and Security," *International Conciliation*, vol. 10, no. 201 (August 1924): 343-51.

¹⁴⁾ James T. Shotwell, "Plans and Protocols to End War: Historical Outline and Guide," *International Conciliation*, vol. 10, no. 208 (March 1925): 78-109.

¹⁵⁾ James T. Shotwell, "Notes for a Suggested Statement on Franco-American Policies (March 24 1927)," in Waldo Chamberlin, "Origins of the Kellogg-Briand Pact," *Historian*, vol. 15 (Autumn 1952): 83-92.

¹⁶⁾ James T. Shotwell, "The Slogan of Outlawry: How It Came About, and What the Treaty Achieves," *Century Magazine*, vol. 116, no. 6 (October 1928): 713-20; James T. Shotwell, "The Alternative for War," *Foreign Affairs*, vol. 6, no. 3 (April 1928): 464-65.

¹⁷⁾ James T. Shotwell, *War as an Instrument of National Policy: And Its Renunciation in the Pact of Paris* (New York: Harcourt, Brace and Co., 1929): 158, 218-25.

ツ・ベルギー・フランス・イギリス・イタリアの5カ国の間で、ドイツ・フランス・ベル ギーの国境の現状維持、ラインラントの非武装化、紛争の平和的解決、これらに対するイ ギリス・イタリアの保障などを取り決めたロカルノ条約(1925)であった。ショットウェ ルは、紛争を平和的に解決せず、戦争に訴えた国家に対し、条約締約国が共同で対処する というロカルノ条約の主旨を高く評価し、¹⁸⁾ロカルノ条約に体現された相互安全保障の 精神が、不戦条約を媒介に、「孤立主義」の幻想に浸るアメリカ国民へと拡張され、「ア メリカン・ロカルノ(American Locarno)」、最終的には「世界規模のロカルノ(World Locarno)」へと発展していくことを期待していた。¹⁹⁾レヴィンソンが、ヨーロッパとア メリカが軍事制裁に拠らない平和というアメリカの理想に向けて協力できたときに、真の 国際平和への道が開かれると考えていたのに対し、ショットウェルは、アメリカが軍事制 裁を「ヨーロッパ流」のやり方と忌避することをやめ、その軍事力で地域や世界の安全に コミットすることを決意したときに、持続的な平和への展望が開かれると考えていた。軍 事制裁の是非をめぐる両者の対立は、ヨーロッパの「アメリカ化」の先に平和を展望する か、アメリカの「ヨーロッパ化」の先に平和を見出すかという、国際平和の未来像をめぐ る根本的な対立であった。

最終的に勝利を収めたのは、ショットウェルの戦争違法化論であった。1930年代、日 独伊3国がアジアとヨーロッパで侵略行動を拡張させていく中で、侵略国を懲罰する「警 察」の必要を説くショットウェルの戦争違法化論は、徐々にアメリカ国内で支持者を獲得 していった。第2次世界大戦の勃発は、レヴィンソンのショットウェルに対する敗北を決 定的なものとした。再度の世界大戦勃発の衝撃の中で、アメリカ社会には、国際平和はい かなる侵略にも対応できる「警察」的な軍事力に支えられてこそ確かなものとなるのであ り、アメリカはその軍事力で「国際警察」活動に明確に貢献すべきだというコンセンサス が生み出されていった。1941年2月、レヴィンソンは近い将来のアメリカの正式参戦を 予見しながら息をひきとった。

大戦を経て誕生した国連憲章は、加盟国に対し、「武力による威嚇又は武力の行使(the threat or use of force)」を禁ずる一方で、個別的・集団的自衛権の行使(51条)、および 安全保障理事会が「平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為」の存在を認定した場合の軍事的強制措置を定めた(39・42条)。この国連憲章の文言に対し、かつてレヴィン ソンが連盟規約に対して行ったように、「あらゆる戦争の違法化」を掲げて異義を申し立 てる平和主義者はもはやいなくなっていた。

3. おわりに — 今日の世界と戦争違法化思想

第2次世界大戦後の日米において、戦間期アメリカの戦争違法化思想は対照的な形で評価されることになった。以下ではその評価を概観した上で、今後の研究の展望を述べて、

¹⁸⁾ James T. Shotwell, "Locarno and After," Association Men, vol. 51 (February 1926): 269-70.

¹⁹⁾ James T. Shotwell, "American Locarno to Renounce War Offered in Treaty," *New York Times* (May 31, 1927). Shotwell, "An American Locarno: Outlawing War as an Instrument of Policy," *Rotarian*, vol. 31, no. 6 (December 1927): 6-7, 46.

本稿を締めくくりたい。

アメリカの地では、戦間期アメリカ平和主義者たちの戦争違法化への努力と貢献は、長 い間忘れ去られることになった。第2次世界大戦後のアメリカでは、米ソ冷戦という国 際環境を背景に、ジョージ・F・ケナン (George F. Kennan) やハンス・J・モーゲンソー (Hans J. Morgenthau) らを唱道者とする現実主義外交論が力を得た。彼らは、これまで アメリカが「法律家的・道徳家的アプローチ (legalistic-moralistic approach)」の有効性 を素朴に信奉し、諸国家のパワーと利害の調整という国際平和の本質的な課題と向き合っ てこなかったことが、第2次世界大戦の遠因になったと痛烈に批判した。²⁰⁾現実主義が アカデミズムにおいて支配的な風潮となる中で、戦間期アメリカで戦争違法化に尽力した 人々にあえて注目しようとする研究者は少なかった。もちろん冷戦期にも、不戦条約の 成立過程を、政府間交渉のみならず、同条約の成立に直接・間接に携わった民間運動を含 めて包括的に描き出したロバート・H・フェレル (Robert H. Ferrell) の『彼らの時代の 平和 (Peace in Their Time)』 (1952) のような優れた研究が生み出されている。²¹⁾ しかし 「(私たちではなく)彼らの時代の平和」というタイトルが示すように、フェレルは不戦条 約に体現された戦争違法化思想に決して共感していない。フェレルから見れば、違反国に 対する明確な罰則も、各国に対する積極的な義務付けも規定していない不戦条約に平和の 希望を託した 1920 年代の人々は、ナイーブな理想主義者に他ならなかった。²²⁾

長い冷戦の終焉は、「法律家的・道徳家的アプローチ」の再評価の機運をもたらした。 国際関係論研究の分野では、国際政治におけるパワーの重要性を強調する現実主義への批 判が高まり、観念や規範といった、従来軽視されてきた要素を取り込んだオルタナティブ な世界観を追求する動きが活発化した。このような国際関係論におけるパラダイム・シフ トを背景に、ようやく戦間期アメリカ平和主義者の戦争違法化への貢献にも本格的な探求 の光があてられるようになった。²³⁾

しかし再評価が進んだのは主に国際連盟の「侵略戦争の違法化」を支持・推進した人々 であり、「侵略」のみならず、それを罰する「制裁」目的の武力行使も含む「あらゆる戦

²³⁾ その先鞭をつけたのが、篠原初枝『戦争の法から平和の法へ――戦間期のアメリカ国際法学者』(東京大学出版会、2003年)。新たな章が加筆された英訳版は、Hatsue Shinohara, US International Lawyers in the Interwar Years: A Forgotten Crusade (Cambridge: Cambridge University Press, 2012).

²⁰⁾ George F. Kennan, American Diplomacy (Chicago: The University of Chicago Press, 1951) 邦訳 ジョージ・F・ケナン著、近藤晋一・有賀貞・飯田藤次訳『アメリカ外交 50 年』(岩波現代文庫、2000 年)。 Hans J. Morgenthau, In Defense of National Interest: A Critical Examination of American Foreign Policy (New York: Alfred A. Knopf Inc., 1951)邦訳ハンス・J・モーゲンソー著、鈴木成高・湯川宏訳『世界政 治と国家理性』(創文社、1954 年)。

²¹⁾ Robert H. Ferrell, *Peace in Their Time: The Origins of the Kellogg-Briand Pact* (New Haven: Yale University Press, 1952).

²²⁾ それゆえにフェレルは戦間期の平和主義者すべてを批判的に評価しているわけではない。アメ リカの連盟加入を支持し、アメリカと連盟の安全保障協力の道を模索したカーネギー平和財団や国際 連盟協会といった団体については、フェレルは高い評価を与え、政府が当初から明確に彼らの平和プ ログラムに支持を与えなかったことが、第2次世界大戦の原因の一端になったという見解を示してい る。Robert H. Ferrell, "The Peace Movement," in *Isolation and Security: Ideas and Interests in Twentieth Century American Foreign Policy* ed. Alexander De Conde (Durham: Duke University Press, 1957), 99-105.

争の違法化」を掲げ、軍事制裁に拠らない平和を打ち立てようとしたレヴィンソンの思想 の再評価は依然進んでいない。確かにレヴィンソンの戦争違法化論が、司法的平和アプ ローチや国際世論に対する素朴な信頼など、ナイーブな側面を持っていたことは否定でき ない。その一方で、軍事制裁を平和の手段として肯定し、それを行使し続ける限り、決し て世界は戦争から解放されることはないというその問題提起は、「理想主義」と一蹴でき ない重みをもっている。

21世紀世界に生きる私たちにとって、軍事制裁の正当性、その平和への貢献は自明の ものではない。2001年9月11日の同時多発テロ事件以降、ブッシュJr.政権がアフガニ スタンやイラクで行った一連の「懲罰」的な武力行使は、「侵略」国に対する「制裁」に 自明の正当性を与えてきた私たちの認識を揺るがし、学界においても、「懲罰」的暴力に 依拠する「刑罰的」な平和観を批判的に問い直す試みが活性化した。²⁴⁾このような現代 の文脈において、レヴィンソンの戦争違法化論は古くて新しい平和主義として再考される べきではないだろうか。

第2次世界大戦後のアメリカでレヴィンソンの戦争違法化思想が長く忘れ去られたのと は対照的に、大戦に敗れ、戦争放棄を定めた平和憲法を抱いて再出発した戦後日本にお いて、レヴィンソンの思想は、戦後日本の非戦・非武装路線の源流として特別な関心を呼 んできた。憲法9条とレヴィンソンとの思想的連関に着目した先駆的研究として、久野 収「アメリカの非戦思想と憲法第九条」(1962)²⁵⁾ や深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』 (1987)²⁶⁾ がある。近年でも、河上暁弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究— 「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』(2006)²⁷⁾ が上梓されており、日本の平和 主義研究において戦争違法化思想は重要なテーマであり続けている。

しかし、今日の戦争違法化思想の研究は、その理念としての純粋さや理想の高さを評価 するだけでよいのだろうか。冷戦終焉後、戦後日本が育んできた平和主義は、日本をひた すら紛争から隔離しようとする「一国平和主義」と批判的に言及されるようになった。21 世紀に生きる私たちは、日本以外の国々に対しても説得力を持つ、より普遍的な平和主義 を構築していくことを切に求められている。

このような今日の課題に照らした場合、今後日本は、戦争違法化運動の限界や問題点か らも多くを学ぶべきかもしれない。レヴィンソンの戦争違法化運動はヨーロッパを中心に 海外にも一定の賛同者を生み出したものの、アメリカ社会のような熱烈な支持を獲得する ことはできなかった。もちろんそこには、運動の規模や、運動を取り巻く国際環境など、 様々な客観的な要因が作用している。しかしそもそも戦争違法化思想そのものに、その普

²⁴⁾ Cian O'Driscoll, "Re-negotiating the Just War: The Invasion of Iraq and Punitive War," *Cambridge Review of International Affairs*, vol. 19, no. 3 (September 2006): 405-20. Anthony F. Lang Jr., "Punishment and Peace: Critical Reflections on Countering Terrorism," *Millennium*, vol. 36, no. 3 (2008): 493-511. 郭舜 「現代国際社会における戦争の位置——国連憲章体制と〈新たな正戦論〉」『法哲学年報 2007』(2008 年)、171-180 頁。

²⁵⁾ 久野収「アメリカの非戦思想と憲法第九条」『憲法の論理』(筑摩書房、1989年)、64-80頁。

²⁶⁾ 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、1987年)、72-74頁。

²⁷⁾河上暁弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究——「戦争非合法化」論と日本国憲法の平 和主義』(専修大学出版局、2006年)。

遍化を妨げる要素が存在していたことも指摘しなければならない。戦争違法化思想には、 アメリカを、戦争や権謀術数にまみれた世界における「例外」と位置付ける独善的な思考 が埋め込まれていた。先に見たようにレヴィンソンは、合衆国が実現させた司法的平和こ そが国際平和の最善のモデルであると固く信じていた。それゆえ、レヴィンソンは国際平 和を構想する上で、幾度となく自国の歴史や理念との対話を重ねたが、決して他国との討 議や他国の歴史的経験の中に知恵を求めようとはしなかった。レヴィンソンにとって国際 平和の実現とは、アメリカが自国で育んできた平和主義を他国に教え、それを世界に受け 入れさせていく過程に他ならなかったからである。

果たして戦後日本の平和主義は、このような独善的な思考を免れてきただろうか。レ ヴィンソンの戦争違法化運動は、その正の面のみならず、負の側面においても、日本の平 和主義がグローバルな視野と広がりを持ったものへと脱皮していくための多くの示唆を含 んでいるように思われる。

国際関係史のなかの日米経済関係

――鮎川義介の日米経済提携構想と

フランクリン・ローズヴェルト政権の実力者モーゲンソー財務長官

井 口 治 夫

はじめに

20世紀は戦争の世紀であった。第1次世界大戦前夜、当時サンフランシスコ近郊の新 興の大学であったスタンフォード大学の学長デヴィド・スター・ジョーダンは、1911年 ハーヴァード大学における講演で、戦争は経済的にいかに人命と国の財政、そして経済的 観点から無駄であり、また、無益であるかを論じ、国際法と平和を重視する価値観が国際 社会と国際世論で育まれている現状をさらに促していくことで、戦争のない国際社会を目 指す必要性を唱えたのであった。この講演後、ジョーダンは、論壇で、先進国で産業の多 くを支配している巨大金融資本の台頭は、こうした平和志向の価値観が先進国の間で共通 の価値観として根付いていけば、帝国主義や戦争を助長するのではなく、むしろ安定した 国際社会で利益を追求したいことから、大規模な戦争を防止することに貢献しうると唱え たのであった。ジョーダンは、先進国が海軍をはじめとする軍拡に走っていることに警鐘 を鳴らした。彼は、各国が十分な防衛能力を保持する必要性は認めたものの、軍縮を行う ことで、公的資金を社会の発展に貢献する方面に支出すべきであると提唱していた。¹⁾

しかしながら、第1次世界大戦は勃発した。それでも世界大戦終結後、ジョーダンが唱 えた価値観、つまり勢力均衡や軍事力によらない平和の達成の試みが模索されていった。 ワシントン体制は、軍縮により浮いた経済的資源を国内外のより生産的な活動に振り向け る試みという側面がその根底にあったことは否定できない。同時に、その体制は、ジョー ダンを師と仰いだスタンフォード大学一期生ハーバート・C・フーヴァー商務長官(のち に大恐慌発生時の大統領)が、1920年代から1930年までの共和党全盛の時代に重要な担 い手となった、現実的な安全保障政策であった。つまり、世界の3大海軍国家であった米 英日は、経済的相互依存と協調外交を推進する一方、世界の海をそれぞれの勢力圏に置く 体制であった。米国海軍は、世界最強の海軍を備え、西半球、西大西洋、東太平洋におい て主導権を握る、英国は、東大西洋と英連邦圏の海洋において主導権を握る、世界3番目 の海軍を誇る日本は、西太平洋において主導権を握る、という内容であった。ワシントン 体制は、満洲における日本の影響圏を認める一方、中国の他の地域においては米英日が協 調しながら中国の発展を支援する試みを模索した。

日米英という海軍国の3強を含む列強は、相互の大規模紛争発生を、軍縮と自由貿易の 拡大を通じた経済の相互依存により防止しようと試みた。これが、満洲事変勃発時までの

¹⁾ David Star Jordan, *War and Waste: A Series of Discussions of War and War Accessories* (Garden City, New York: Doubleday, Page & Company, 1914), 8-9, 14, 19, 26, 28-29, 49-50, 98-100, 102-104, 122-23, 125, 130, 132.

戦間期の国際秩序の模索の特徴であったといえよう。²⁾

モーゲンソー財務長官

日米関係史研究で、ヘンリー・モーゲンソー・ジュニア財務長官の役割を本格的に研 究した論文や研究書は、ジョン・M・ブルムが編集したモーゲンソー日記を除いてないと 言ってよい。本論文は彼の重要性を指摘する試論である。日米開戦回避最大の制約要因と なったのは、中国問題というよりは、日本が枢軸同盟離脱ができなかったことにあった。

ローズヴェルト政権における大統領の側近で財務長官のヘンリー・モーゲンソー・ジュ ニアは、政権発足間もない時期から、米国余剰農産物対策もあって麦と綿を中国が買い付 けるための借款供与を行いはじめた。また、財務省と中国は、1935年末以降は、中国銀 とドルの交換協定を結んで、米国の銀買占め政策(1934年)で疲弊した中国の外貨準備 高の改善を支援した。米国は、日本を牽制する意図もあって1934年にソ連の国家承認を 行った。日英米が中心となって1921年以来推進されてきた海軍軍縮条約が1936年以降無 条約時代に突入するようになると、米国政府は、1937年ローズヴェルト政権の急激な財 政均衡政策への転換がもたらした大不況への緊急経済対策を直接の理由に、1938年以降 国内景気回復の方策のひとつとして建艦を本格的に推進し、同時に空軍の増強にも力を入 れだしたのであった。それから、当面は、西太平洋における日本の軍事的優位をくつがえ せないことを承知で、グアム島などの要塞の増強に着手したのであった。

政権内では、対中シフトを推進するモーゲンソー財務長官と国務省極東部顧問ホーン ベックと、極東政策における「中立」を主張するハル国務長官と駐日大使グルーとの綱引 きとなった。後者を後押しした重要な背景要因は、米国世論は極東情勢については圧倒的 に日本ではなく中国に同情的であったものの、その同じ世論が、極東情勢への米国関与 に圧倒的に反対であったからであった。ホーンベックは、水面下で、9カ国条約違反国で あった日本に対して道義的な対日禁輸を訴えるよう民間団体「日本の侵略行為に不参加を 呼びかける委員会(Committee for Non-Participation in Japanese Aggression)」と、米国連 邦上院議員キー・ピットマン(中国銀買占めをもたらした法律の制定に貢献したネバダ州 選出の上院議員)に働きかけた。こうした動きは、日米通商航海条約の廃止を呼びかける 運動に発展していって、ピットマンは、1939年7月にこれを実現させた。

日中全面戦争突入後、モーゲンソーはどのような役割を果たしたのであろうか。ニュー・ ディール政権下の経済外交で台頭したのが、ヘンリー・モーゲンソー・ジュニア率いる財 務省であった。ローズヴェルトのハイド・パークの私邸の隣人であったモーゲンソーは、 ユダヤ系アメリカ人であった。彼の父親モーゲンソー・シニアは、実業家で、第1次世界 大戦中駐オスマン・トルコ大使を務めていた。1915年オスマン・トルコによるアルメニ ア人の大量虐殺が起きた時、モーゲンソー大使は、トルコ政府に外交的圧力を加えたり、 トルコ帝国内の米国領事館や米国系伝道教会と連携して、被害者の保護に奔走した。モー ゲンソー・シニアは、彼のこうした活動を詳細に米国政府に報告したり、日記に記録し

²⁾ 井口治夫『鮎川義介と経済的国際主義 — 満洲問題から戦後日米関係へ』(名古屋大学出版会、 2012 年)、87-96、106-14 頁。

たことで知られている。当時、モーゲンソー・ジュニアは、大使であった父親を補佐して いた。³⁾ この経験から、国際政治における道義を重視した父親から当時青年であったヘン リー・モーゲンソー・ジュニアが大いに影響を受けたことは間違いない。ワシントン体制 が崩壊した後の米国は、モーゲンソー財務長官により、銀買占めが中国にもたらした経済 危機後、中国へ非軍事目的の経済援助を開始した。

そして、盧溝橋事件後、モーゲンソーは、このような非軍事目的の対中援助をさらに積 極化していった。南京において日本軍がおこした虐殺事件後、道義的な対日経済制裁を推 進しだしたのであった。これは、もちろん、ローズヴェルト大統領の了解のもとで推進さ れた。

米国政府は、日本へ米国製の航空機やその部品が輸出されないよう、該当品目を1938 年後半までに輸出許可制の対象にすることで、こうした製品を日本が買いつけられない ようにした。モーゲンソー財務長官は、1938年12月に米国政府系金融機関(米国輸出入 銀行)による対中融資を実現させた。モーゲンソーは、1940年12月中国へ米国空軍パイ ロットが中国空軍の傭兵として米国製中国機を操縦しながら日本軍を攻撃することを政権 内で提唱したのである。⁴⁾

こうした対中シフトの流れは存在していたものの、大不況にあえぐ米国の極東における 一番の貿易相手国は日本であった。第2次大戦の勃発にともなう中立法の緩和と自国船と 自前払い方式(cash and carry)導入による交戦国への対応は、この新方式の想定対象で あった大西洋での制海権を握る英仏には、独伊と比べて有利であった。この新方式の導入 にあたり、中国への波及効果は想定されていなかった。新方式は、中国沿岸部と西太平洋 を支配し、世界有数の輸送船団を抱える日本に圧倒的に有利であった。

鮎川義介と修正門戸開放主義

大恐慌の最悪期からなかなか脱却できない米国に対して、日本産業(日産)財閥の総帥 で、国策会社満洲重工業(満業)総裁でもあった鮎川義介や日本の経済界が米国に働きか けた修正門戸開放主義を米国が妥協して受け入れる余地があったとする期間は、三国同盟 が締結された時期までであろう。日中戦争が予想外に長引いた結果米国の間接・直接資本 を日本帝国に導入することは益々重要になっていた。第2次世界大戦勃発後、日本帝国に とって米国のみが必要な外資を供給しうる国であった。

鮎川が、満洲国を米国に事実上認めさせて米国から満洲へ投資を流入させようとした構 想と、日本が1938年2月以降に推進しはじめた満洲国に欧州系ユダヤ人の安全地帯を創 設することは政策面で関係していた。1938年彼は米国人マックスウェル・クライマンと いうクーン・ローブ投資銀行幹部と面識のあるニューヨーク市のビジネスマンの訪問を受

³⁾ Ara Sarafian, *United States Diplomacy on the Bosphorus: The Diaries of Ambassador Morgenthau* (Princeton: Gomidas Institute, 2004), ix-xi, 362.

⁴⁾ John Morton Blum, *From the Morgenthau Diaries: Years of Urgency, 1938-1941* (Boston: Houghton Mifflin, 1965), 66-67, 116, 125-29, 365-68. 対中経済援助については、Ibid., 38, 58, 59, 63, 78, 123-25, 346-47, 350, 358-62, 376.

けた。クライマンは、ユダヤ人の難民を受け入れる為に満洲国を安全地帯として開放する かわりに、主にユダヤ系金融機関からの融資を斡旋できると鮎川に提案した。他の多くの 日本人と同様に、鮎川はユダヤ人は経済的に強く、日本の友人であると信じていた。日露 戦争中クーン・ローブ投資銀行のパートナーであったジェーコブ・シフは、高橋是清によ る日本国政府の戦費調達を欧米の金融市場で行うことを支援した。シフは、ユダヤ人を迫 害する帝政ロシアに敵意を抱いていた為、日本が戦争遂行上非常に必要としていた対外戦 費調達の大部分を仲介した。1938 年春に米国大統領公邸で欧州ユダヤ人の迫害が討議さ れたが、当時のアメリカは大不況に見舞われていたので、政策決定者は国政上早急な対応 を要求されていた他の案件を処理することに追われ、この問題は棚上げされた。

この様な状況下でユダヤ系のクーン・ローブ投資銀行幹部ルイス・ストロース(フー ヴァーの側近)やバーナード・バルーク(フーヴァーの友人)は、ユダヤ人難民の安全地 帯を探していた。鮎川及び彼の依頼で動いていたオーストリア人モーデルハンメルと連絡 をとっていたクーン・ローブ投資銀行が彼等に関心をもった一番の理由は、クライマンが 満洲国で成し遂げようとしていたユダヤ人の安全地帯を満洲に確保することであった。

大日本帝国は、1938年12月6日に五相会議で欧州ユダヤ人が帝国内へ入れることを公 式の政策として決定した。鮎川と同様に日本の指導者もユダヤ人の経済活動における実力 を信じる傾向があった。鮎川は、ユダヤ人の知識と技術が満洲国の工業化に貢献すること を期待していた。但し、日本の指導者はナチスドイツと日本が友好関係にあった為、ユダ ヤ人問題に慎重に対応しなければならなかった。ルイス・ストロースは、米国世論が日中 戦争について日本を批判的に見ていた為、日本側の金融斡旋の要請に対して公には否定的 であったものの、彼と彼の会社はクライマンを通じて第2次世界大戦の勃発直前まで鮎川 と対話を続けた。1939年9月以降、更に1940年9月に日本が三国同盟を締結した後も日 本は自国が支配する地域にユダヤ人難民が入ってきた場合に締め出しは行わなかった。日 本は深刻な外貨不足に悩まされていた為、上海と米国のユダヤ人との関係を良好に保とう としていた。⁵⁾

1920年代の日米経済外交で活躍したモルガン投資銀行のトーマス・ラモントは、リットン調査団の副団長をつとめたフランク・マコイ外交政策機構会長と同様、日本は中国全土の征服はできないであろうが、中国沿岸部を制圧して中国大陸における経済的主導権を 掌握できる可能性はあると1938年2月の時点では見ていた。⁶⁾

満業が米国資本の提携先を探す中でフォード自動車との合併交渉ほど満業が重視してい たものはなかった。フォードと資本・技術・人材の面で協力関係を実現することは、満 洲国を工業化する鮎川の構想上必要不可欠な部分であり、また彼が満洲で自動車工業を興 し、かつ日本でも既存の自動車工業を一層拡充させる為にも必要不可欠であった。

鮎川がこの構想を推進した時期、フォード社のライバルであった GM の東アジア統括 担当ヴァン・ヴォリーズは、本社の海外担当上級幹部ハワードに満洲など日本が軍事的に 進出した地域を含む大日本帝国内の市場の有望性を指摘していた。このことは、この報告

⁵⁾ 井口『鮎川義介と経済的国際主義』、第7章。

⁶⁾ Lamont to Johnson, February 28, 1938, Box 188, *Thomas W. Lamont Papers*, Baker Library, Harvard University.

書を受け取っていたモルガン投資銀行のラモントも把握していた。

この報告書のなかでヴァン・ヴォリーズは、満洲国政府は、以前輸入許可書を発行する 権限を持っていたが、最近はこれが全て東京で行われていると指摘した。このことや、満 洲国の外国為替管理が横浜正金銀行により行われていて、大豆の輸出で稼いだ外貨は同行 が管理していることから、満洲国はもはや日本の傀儡国家どころか大日本帝国の属領にな りつつあると論じた。ヴァン・ヴォリーズは、以下のような考察を行った。

- 鮎川は、満洲国の開発に必要な機械類を購入するための外貨クレジットの確保に は失敗しているものの、満洲国の石炭と鉄鉱石の開発、そして奉天周辺の鉄鋼生産 は、かなり進捗があると指摘した。
- ② 満業傘下の同和自動車工業は、当初主に日産のトラックを組み立てることが想定されていたが、日本国内の需要が旺盛であることから組み立て用の日産トラックを思うように確保できず、このため同和自動車の工場は米国製トラックを組み立てている。
- ③ 日本は華北を手放すつもりはなく、このため外資が、華北で経済活動を続けるためには、日系企業と手を組むか、日本人を外資の代理人に抜擢する必要があろうと論じたのであった。これは外資がスペインで行った手法と同じ対応である。
- ④ ただ、これを華中と華南で行った場合、外資は中国人による外国製品不買運動に
 華北と比べて直面しやすいと思われる。そしてもしも形勢が日本に不利となった場合、日本に加担した外資は中国全土で、自社製品の不買運動に直面するであろう。
- ⑤ ただ、このリスクを巡って逡巡しているうちに、有望な日系企業は外資との提携を 済ませてしまっているかもしれない、というリスクに直面する。
- ⑥ 日本が中国全土を制圧するか、一部を制圧するに留まるのか、あるいは中国から敗退していくかは不明である。しかしながら、日本が中国で主導権を得ることに賭けた場合、日本は制圧した地域の道路網を整備するであろう。そのさい、日本製の自動車だけを供給できるような時代の到来はだいぶ先の話であり、かなり先までの期間米国自動車業界にも中国という4.5億人の市場で収益を得られる見込みがある。

日本軍が破竹の勢いで中国の沿岸部を制圧していた 1938 年、大恐慌の最悪期に再突入 していた米国経済では、GMやフォードをはじめとする米国製造業は、日本が東アジアで 主導権を確立するかもしれないシナリオを無視できなかった。⁷⁾しかし、こうした可能性 は、日米関係が 1939 年以降悪化してゆくなか、低下する一方となっていった。

対日全面経済制裁

モーゲンソー財務長官日記を読むと、米国がなぜ事実上対日全面禁輸を1941年8月に 実施していってしまったかということについて新たな視座を得られる。つまり、以下の説

36

⁷⁾ E. M. Van Voorhees, Regional Manager to Mr. G. K. Howard, General Manager, General Motors Overseas Operations, New York, N.Y., November 22, 1938, Box 188, Baker Library, Harvard University.
明事項が浮上する。

- これら対日措置は、全ての枢軸国に対して行う全面禁輸と在米資産凍結措置の一環 として行われた。
- ② 日本については、日本の南部仏印への進駐が濃厚となった7月中旬、閣議で、ローズヴェルト大統領はこれら対日政策が日本の南進を勢いづけないように留意すべきであると論じ、この点について病気療養中のハル国務長官に代わって出席していたウェルズ国務次官とモーゲンソー財務長官も同感であった。
- ③ モーゲンソーは、アチソンも同感であったと日記に記していた。
- ④ こうした対日経済制裁をある程度柔軟に行うことが当初想定されていたにも関わら ず8月後半全面的な対日禁輸に事実上なってしまったのは、全ての枢軸国の在米資 産の監視・管理と、対日輸出許可も管轄する全枢軸国への米国からの輸出を監視す る財務省の部署が、同部署にスパイが送り込まれることを恐れたモーゲンソー財務 長官の指示で、同年春以降加速度的に急増していた同部署採用者のスパイか否かの 確認審査を、それまでほとんど事後的に行っていたが、全て事前に行うこととなっ てしまったため、同部署が機能不全に陥ってしまった。
- ⑤ 9月に入るとローズヴェルト政権の北大西洋における対応は対独潜水艦部隊に対する事実上の戦争へと傾斜していってしまったからである。
- ⑥ 枢軸国から離脱しない日本に対して、仏印における日本の軍事力増強は、英豪蘭の 東南アジアにおける軍事力を欧州方面へ転出できないという点で独伊に貢献してい たため、経済制裁を全面的なもののままとしてしまった。
- ⑦ 仮に米国政府が日本へ柔軟な姿勢を示したかったとしても財務省内の経済戦争を担当する部署は、前述のごとく機能不全状態であった。⁸⁾

対枢軸国経済戦争を担当する財務省内で混乱が生じていた時期、第1回米英首脳会談が ニューファンドランド沖で行われた。ローズヴェルトは、チャーチルが強く求めた対日最 後通告を拒み、これに代えて、英米による厳重な対日非難に留めたのであった。チャーチ ルは、この会談で、大統領が、彼に米国が欧州情勢に軍事介入できるとすれば、それは、 大西洋における何かしらの事件により可能となるであろうと述べたと、帰国後の閣議で 語っていた。

参戦を拒む米国世論という制約

それでも当時の米国世論は、対英援助は、戦争のリスクを冒してでも行うべきであると するのが多数派であった。9月以降、米国大統領は、北大西洋で米独が軍事衝突してまで、 英国向け船舶の米国海軍による護送を行ったが、世論の多数派はこれを支持していた。一 方、対日経済制裁についても世論の多数派は、日本と戦争になりうるリスクを承知で是認

⁸⁾ Blum, *From the Morgenthau Diaries*, 332-93; Edward Miller, *Bankrupting the Enemy: The U.S. Financial Siege of Japan before Pearl Harbor* (Annapolis: Naval Institute Press, 2007), Chapters 14-17.

していた。しかし、米国が宣戦布告して参戦することについては、1941 年秋の段階でも 圧倒的に多数派が反対であった。米国内のこうした参戦に反対するムードは、連邦議会が 1941 年 8 月に徴兵制の延長を 1 票という僅差で可決したこと、また、中立法の核心的部 分(米国船籍の商船を非武装にしていることと戦闘海域に入ることを禁じていたこと)の 撤廃を 11 月 13 日に 10 票という僅差で可決したことが象徴していた。

英米首脳会談の開催が発表された直後にギャラップ社による世論調査が8月19日に公 表された。それによると、「あなたはただちに米国がドイツに宣戦布告して参戦すること に賛成しますか」という質問に、20パーセントが賛成、74パーセントが反対、5パーセ ントがどちらとも言えないと回答していた。この2週間後に公表された同社による同じ設 問に対する調査結果は、賛成が21パーセントとなった以外は、反対とどちらとも言えな いと回答した数字は8月19日のそれと変わらずであった。7月上旬に公表された同社の 調査結果では、米国の参戦回避と参戦リスクを冒してでもドイツの屈服を推進すべきかの どちらを重視するかという質問に対して、38パーセントが前者を選び、57パーセントが 後者を選び、5パーセントがどちらとも言えないと回答していたことを考えると、米国世 論は参戦には反対か消極的であったことを示していた。

しかし、10月5日の同様の質問に関する同社の調査結果は、30パーセントが参戦回避、 70パーセントが参戦リスクを冒してでもドイツの屈服を推進すべきと回答していた。こ れは、9月4日に米軍がアイスランドを占領して対英援助を進め始めた日に、その沖合で 米海軍駆逐艦グリーア号がドイツの潜水艦に攻撃された事件が背景にあった。この事件 は、潜水艦の追跡をグリーア号とともに行っていた英軍機による潜水艦への攻撃に、この 潜水艦が対抗して生じていた。この事件の一週間後、ローズヴェルト大統領は、米海軍に 北大西洋においてドイツ海軍に対して必要なら発砲できることを許可した。ギャラップ社 の世論調査結果は、米国世論の多数派がこれを支持していることを示した。

一方、日本とただちに戦争すべきか否かという8月5日に公表された世論調査結果で は、78パーセントが反対、22パーセントが賛成であった。ただ、9月7日、ギャラップ 社は日本と戦争になるリスクを冒してまで日本がさらに強大化しない方策を取るべきか、 という質問に対する世論調査結果を公表したが、それによると、67パーセントは賛成、 19パーセントは反対、14パーセントはわからないと回答していた。11月14日に公表さ れたこれと同じ質問に関する同社調査(期間10月24日から29日)では、64パーセント が賛成、25パーセントが反対、11パーセントが無回答であった。そして調査期間が、ハ ル・ノートが発表されてから12月7日の真珠湾攻撃前の期間である11月27日から12月 1日までの調査では、ギャラップ社の、近い将来米国は日本と戦争するのであろうかとい う質問に対して52パーセントはそうなると答え、27パーセントはそうならないと回答し ていた(21パーセントは無回答)ことを12月10日に公表した。⁹

⁹⁾ ギャラップ社調査については、Theodore A. Wilson, *The First Summit: Roosevelt and Churchill at Placentia Bay*, 1941 (Lawrence: University Press of Kansas, 1991), 136-38, 142-43, 206-11, 232-33; Justus D. Doenecke, "American Isolationism, 1939-1941," *The Journal of Liberterian Studies*, Vol. VI, Nos. 3-4 (Fall 1982): 210-12. Thomas A. Bailey and Paul B. Ryan, *Hitler vs. Roosevelt: The Undeclared Naval War* (New York: The Free Press, 1979), 168-73. 9月7日のギャラップ社調査は、Survey #245-K Question #1。

日米暫定協定の試みとモーゲンソー

近衛首相が追い求めた日米首脳会談が流産したのは、8月から9月に米側の政策面での 大変化のなかで、対日政策が後手に回ってしまったためであった。ローズヴェルトが、7 月の閣議で対日全面経済制裁が日本のさらなる暴走を招かないようにする必要があると意 識していながら、日本の陸海軍をジリ貧論へ追い込んで行った過失責任は明らかに米国側 にあった。このようなジリ貧論は、海軍軍縮無条約時代突入以降加速しだした米国の建艦 に対して焦燥感を強めた海軍を1941年10月末日米戦争やむなしという見解に完全に傾け てしまった。¹⁰⁾

中立法が事実上廃止された直後、ローズヴェルト大統領は、ハル国務長官に日米暫定 協定案の作成を指示していた。これは国務省内で日米包括協定案とともに検討されていた が、財務長官のモーゲンソーは、この国務省の動向を踏まえて、部下のハリー・ホワイト に日米協定案の作成を指示していた。ホワイトは、次のような考察と提案を行った。日米 が戦争となった場合、双方に大きな禍根を残す。日本は敗北し帝国を失うこととなろう。 また、この大日本帝国崩壊でアジアは新たな混乱を迎えよう。一方、米国は、日米戦争を 回避できれば、独伊を潰すことに専念できる。米国は太平洋方面の海軍の大半を大西洋へ 移動することが可能となる。

- 日本は枢軸国同盟から離脱し、ドイツの技術者やプロパガンダ担当者を全て追放し、20年間有効の日米相互不可侵条約を結ぶ。
- ② 日本は蒋介石政権を認め、中国から撤兵する。
- ③ 米英日は、中国における治外法権撤廃に応じる。
- ④ ソ連が満洲との国境から兵力を撤収させるのであれば、日本はそれに応じる。
- 5 日本の中国におけるプレゼンスは、満洲事変勃発前に戻す。
- ⑥ 日本はインドシナとシャムから撤兵する。
- ⑦ 中英蘭比の4カ国と日本は相互不可侵条約締結交渉を行う。
- ⑧ インドシナを多国間による委員会の監督下に置く。
- ⑨ 日本は米国に対して生産した戦争物資(兵器)の最大4分の3までをコストプラス で売却する。
- ① 日米は通商条約を締結し、日本に最恵国待遇を付与する。

⁹月26日に公表された9月19日から24日のSurvey #248-K Question #6は、「米国がドイツの潜水艦や 戦艦に発砲することを支持しますか」という質問に、56パーセントは支持、34パーセントは反対、10 パーセントは無回答という結果となった。10月5日公表のギャラップ社調査結果は、調査期間9月19 日から24日のSurvey #248-K Question #4a。同じ調査期間のSurvey #248-K Question #5は、大統領は 対英支援を十分に行っているかという質問に対して、27パーセントがやり過ぎと答えたものの、57パー セントはちょうどいいと答え、16パーセントは不十分と答えていた(残る10パーセントは無回答)。11 月14日公表の日本に関する世論調査は、Survey #251-K Question #9。Warren Kimball ed., *Churchill and Roosevelt: The Complete Correspondence* (Princeton: Princeton University Press, 1984), volume I, 227-31.

¹⁰⁾ 森山優『日本はなぜ開戦に踏み切ったか――「両論併記」と「非決定」」(新潮社、2012 年)、第4章、 第5章。

- ① 日本は、英中に最恵国待遇を付与する。
- (12) 米国は日本とアジアからの移民を受け入れるべく、現行の移民法を改正する。
- ③ 米国は日本に総額20億ドルのクレジット供与を20年間にわたり年2パーセントの 金利で実施する。
- ④ 日米が折半で500万ドルの基金を設けて円ドルのクロスレートを安定化させる。
- 15 日本は中国に10億円の融資を2パーセントの金利で行う。
- (f) 米国は日本が必要とする資源へのアクセスができるよう、支援する。¹¹⁾

1941 年9月上旬、丁度日本の御前会議での決定のころ、北大西洋で米独海上軍事衝突 が起きた。ハルはこのことを米国が暫定協定案を検討している最中、野村と来栖両大使に 説明していた。また、独ソ戦の推移を注視していて、ソ連の動向について慎重ながら楽観 論もこのとき披露していた(実際は、モスクワでの攻防は予断を許さない情勢で、これが 節目を迎えたのは真珠湾の前日であった)。この会談で、ハルは、米国が対日関係を、こ うした動向のなかでとらえていることを示唆していた。また、石油を民需用として対日輸 出再開することは困難であることも伝えていた。

野村は、石油供給再開が難しいことをハルが示唆したことについて、本省に伝えていな かったようである。これは問題である。野村は、伝えていたら日本側の態度が硬化するこ とを恐れていたのであろうか。ハルは、日本が枢軸国からの離脱を明確にすることを迫っ ていた。¹²⁾日本が枢軸同盟から離脱することを明言しないなか、ハルは、大統領の承認 のもと、暫定協定案ではなく、いわゆるハル・ノートを日本に提示した。ホワイト案はあ くまでもたたき台に過ぎず、しかもその内容は対日強硬論というよりは対日宥和論であっ た。本論文の冒頭で紹介したジョーダンやフーヴァーが支持するような内容であったと言 えよう。

日米開戦直前の12月6日(米国時間)、大統領は親電を送ることで米国は弱腰であると いう間違った印象を日本に与えることはもとから望まなかったのであろう。あるいは、戦 争となった場合、米国は日米交渉で最後まで最善を尽くしていたという記録を残しておき たかったのであろうか。それとも、時間稼ぎのための方策としての天皇宛親電を模索して いたのであろうか。モーゲンソー財務長官は、ハル・ノートを日本に渡すことを決定した 大統領が対日宥和政策を推進しなかったことを高く評価し、ハル・ノートが事実上の対 日最後通告であると11月27日に解釈していた。マジック暗号解読情報にアクセスできな かったモーゲンソーは、日本の仏印界隈の兵力増強が急速に行われており、東南アジアに

¹¹⁾ Blum, From the Morgenthau Diaries, 384-86.

¹²⁾ 11月22日のハルと野村・来栖の会談についての米国側の記録と11月24日のグルー・東郷会談 については、Foreign Relations of the United States (FRUS): Japan, 1931-1941, Volume II (Washington, D.C.: GPO, 1943), 757-64. ワシントンの大使館から本省宛の電報については、外務省編『日米交渉資料 一昭和十六年二月一十二月』(原書房、1978年)、264-65頁。ハルとローズヴェルトが日本の枢軸国 からの明確な離脱を最後まで要請していたのは、日本の南進が欧州における枢軸国の勢力拡張に貢献し ていたためであった。また、ハルは、12月1日来栖と野村に語ったように、中東・北アフリカのリビ アにおける英国軍対独伊軍の戦況、そして、独ソ戦が、英国とソ連にそれぞれ好転し始めている模様で あるとわざと楽観論を論じたのであった。前掲 FRUS, 772.

おける戦争が差し迫っているということを、大統領、ハル国務長官、陸海軍長官ほど認識 していなかった。しかし、米国陸海軍の首脳は、ハル・ノート提示後あと3か月ないと対 日戦争に対応するフィリピンなどの太平洋地域における防衛準備は完了できないと判断し ており、日米開戦の先送りを望んでいた。¹³⁾

このような状況を考えると、ローズヴェルトが、この親電ではなく、国務省が作成して いた親電案を打電していたならば、日米戦争は、先送りできたのであろうか。国務省案 は、次の通りであった。①日米を含む関係国は、太平洋地域における一切の軍事行動と軍 事力行使を3か月凍結するよう日本が望むのであれば、米国大統領はそれを実現すべく関 係国と日本との調整役を果たす、②日中戦争を3か月停戦にする、③米国を含む日本以外 の関係国がこのことについて協議入りしていくインセンティブを与えるために、日本は、 インドシナの兵力を7月26日の水準に低下させ、また、この地域における軍事力増強を 3か月行わない(南仏印からの撤兵については言及がないのでこのことは曖昧)、④援蒋 ルートは維持し、蒋介石政権に対して米国は、若干の軍事援助を継続する、⑤①から③に 応じるのであれば米国は日本と蒋介石政権との和平を仲介する用意があり、日本と蒋介石 政権が望むのであれば、双方がフィリピンで和平を直接話し合う斡旋を行う。ローズヴェ ルト政権は、こうした冷却期間を設けながら日本が平和に対外拡張をしながら経済機会と 資源を得ていくことを促そうとしていたが、対日経済制裁の緩和については言及はなかっ たものの、冷却期間を設けることでアジア・太平洋地域における恒久的平和の確立を話し 合うなかでそれが進められる意味合いを込めていたと言えよう。¹⁴⁾

ローズヴェルトが、この国務省案を選択しなかった理由は、①モスクワで、ソ連の対独 総攻撃が始まったものの、まだドイツ軍の退潮が確実になったという状況ではなく、ま た、②東郷一大島間の暗号電報解読によると枢軸同盟離脱を日本がする意思を持っていな いことから、そして③何よりも日本の対米外交が偽装工作である印象を強めると同時に日 本の英蘭植民地、タイ、場合によっては米国植民地や南太平洋の軍事拠点への攻撃の可 能性が差し迫っていることから、来栖と野村が模索していたハル・ノートから暫定協定 に近づく内容への軌道修正に対して米国大統領は踏み込んだ形で探究しなかったのであっ た。¹⁵⁾ それでも、東南アジアの中立化を天皇親電に盛り込んだのは、米国内と中国から 対日宥和の批判を招いたり、中国の ABCD 離脱と対日単独講和を招くことで ABCD 対日 包囲網が崩れ、日本の南進と北進を容易にさせる事態を生じさせるということを回避する 範囲内でできれば日米開戦を先送りしたいごく僅かながらの望みが託されていたことは否 定できない。

¹³⁾ Blum, From the Morgenthau Diaries, 388-90.

¹⁴⁾ FRUS: Japan, 1941, Volume IV, 722-25.

¹⁵⁾ U. S. Congress, *Investigation of the Pearl Harbor Attack* (Washington, D.C.: GPO, 1946), 179, 200, 204–5, 409–10. これら電報の日本語文は、外務省編『日本外交文書 日米交渉 1941 年下巻』(外交史 料館、1990 年)、208–211 頁を参照。三国同盟については、Takeo Iguchi, *Demystifying Pearl Harbor: A New Perspective from Japan* trans. D. Noble (International House of Japan Press, 2010), 102.

むすびにかえて

ホワイトは、ブレトン・ウッズ体制の三本柱のうち、国際通貨基金と国際復興開発銀行 の設立の立役者であり、戦時中米国政府内でドイツを戦後農業国家として復活させてゆく モーゲンソー計画の起案者でもあった。1945年4月のローズヴェルト大統領の突然の死 去に伴い、後ろ盾を失ったモーゲンソーは失脚したため、その側近であったホワイトも政 権内で失脚した。

ここで米国の道義的外交は、枢軸国の戦争犯罪の追及や国内改革を実行していく方針で あったものの、枢軸国であった国々に対する経済外交政策では、反共主義と表裏一体の関 係にあった米国主導のブレトン・ウッズ体制の構築にこうした国々を組み込んでいくこと が優先されていく流れが形成されていった。米国政権内では、フーヴァーと世界観を共有 する保守派が外交・安全保障政策で主導権を握るようになった。彼らは、ソ連による共産 主義の世界的拡大を危惧し、日独伊が米国主導のもとで工業国として復活してゆくことと なった。

日本の戦後経済復興は、ホワイトを中心とする財務省関係者と英国のジョン・M・ケインズが提唱した国際通貨基金による外資流入管理制度と外国為替管理制度のもとで可能となった。¹⁶⁾

鮎川や木内信胤外国為替管理委員長は、資本の移動の担い手として、米国投資銀行など の民間金融機関をある程度想定していた。しかしながら、ブレトン・ウッズ体制は、国際 通貨基金と世界銀行という多国間の枠組のもとで米国政府が国際経済における自由貿易を 段階的に復活させてゆく構想であり、日米双方の民間企業は、それぞれの国で戦時中推進 された統制経済のもとでは自国政府との交渉においては弱体であった。ブレトン・ウッズ 体制を実現していくべく過渡的措置として推進された外国為替管理制度のもとで、この制 度運用で実力者となっていったのは、日本の場合、大蔵省と通産省の官僚たちであった。 彼らは、戦時中統制経済を推進していた。こうした官僚たちの中に戦後日米関係と戦後経 済外交の中心人物、牛場信彦(外為委員会事務局長)がいた。彼は戦時中統制経済を推 進した政策に関わったとは言えないが、戦時中外務省内で枢軸同盟締結を推進する論者で あった。

¹⁶⁾ ホワイトとケインズの国際通貨基金設計における中心的役割については、James M. Boughton, "American in the Shadows: Harry Dexter White and the Design of the International Monetary Fund," *International Monetary Fund Working Papers*, WP/06/6(January 2006), Policy Review and Development Depatment, International Monetary Fund, 14-15.

コメント

篠原初枝

近年アメリカ外交のアジア・太平洋シフトが唱えられている。中国やインドの台頭、 ヨーロッパの相対的凋落といった状況にともない、オバマ政権はアメリカが太平洋国家で あるとこれまでになく明確に主張している。アメリカが太平洋を越えてアジア諸国と関係 を有するのは何ら目新しいことではなく、19世紀半ばからアメリカとアジア諸国は太平 洋関係を構築してきたのであり、しかも太平洋関係において、もっとも緊密な二国間関係 を築いてきたのは日本であった。今回のシンポジウムは、アメリカと日本、アメリカとア ジアの関係、またその国家間関係が生み出す太平洋国際秩序を、歴史的視点から考えよう とするものであり、多様な角度から4つの興味深い報告がなされた。

4つの報告

酒井一臣氏の「文明国標準とアジア太平洋秩序―21世紀への『歴史からの問い』」と 題された報告では、思想史の観点から、近代日本にとって「太平洋」という枠組みは、日 本の近代化をはかる物差しといえる「文明国標準」のラインであったと論じる。文明国標 準とは、「本来国際法の適用に際し、政治・経済・法律制度のみならず社会慣習に至るま で欧米諸国(文明国)の水準に達しているか否かを判断する際の用語」であるが、報告者 はこれを「近代日本の社会に広く影響した概念」だと定義する。この「文明国標準」とい うラインは、人種概念にあてはめると、黄色人種と白色人種を分かつ「カラー・ライン」 ともなるので、日本にとって愛憎半ばする難しいものであった。しかしながら、日本はこ の文明国標準ラインを消そうとしたのではなく、むしろ近代化の過程において、この文明 国標準ラインに入ろうと躍起になっていったのであった。報告者はさらに、この問題が投 げかける現代的課題として、アジアの成長が著しい現在、「開かれた地域主義」と依然と して残る「文明国標準」が緊張関係を生み出す可能性があると論じた。

廣部泉氏は「アジア主義とアメリカ」と題する報告を行った。冒頭、鳩山由紀夫元首相 が提唱した東アジア共同体構想に、アメリカが過度ともいえる反応を示したことに触れ、 なぜアメリカがこれほどの対応に出たかという問題提起をする。そして、現代の課題でも あるこの問題、すなわち東アジアの連帯や地域主義にアメリカがどのように対応してきた かを、歴史的にひも解いていく。廣部氏は、一般的にアメリカにとってアジアの連帯は望 ましいものではないと受け取られてきていたが、たとえば1930年代には駐華公使を務め たネルソン・ジョンソン(Nelson Johnson)がアジア主義の成功は難しいと「冷静」な態 度を示していたと考察する。また、アメリカ人のなかには「黄禍論」的思考を持っていた 人物もおり、そのような人物は西洋と日本が対立するという文脈で物事をとらえており、 日本の真珠湾攻撃という行動にさほど驚かなかったと述べている。報告の終わりに、今日 のアジアとアメリカの関係に触れ、友好的日中関係が進展した場合にアメリカはどのよう な対応をとるのであろうかと疑問を呈された。

「戦争違法化思想とアメリカ外交」と題された三牧聖子氏の報告は、戦間期アメリカにお

ける戦争違法化思想には多様性があったと論じた。レヴィンソン(Salmon O. Levinson) は、侵略国に軍事制裁を科すというのはヨーロッパ的な思想であると受け止め、アメリカ の理想を体現する戦争の違法化は、すべての武力行使を禁止するものでなければならな いと主張した。アメリカ合衆国が、各州間の平和を裁判所と世論の力で維持してきたよう に、国際社会も合衆国をモデルと仰ぎ「軍事制裁」に頼らない平和をめざすべきだと論じ たのであった。このようなレヴィンソンの思想は、国際連盟規約が考えていたものとは異 なり、戦後の国際連合憲章は制裁による平和を強化するものであった。しかも、戦後の国 家実行が示すように、制裁を実行する世界の警察官の役割をアメリカが肩代わりしてきた のであった。むろん、レヴィンソンの思考形態は、アメリカ国内モデルの類推であり、主 権国家のみを対象とする点で限界もあったが、現在のアメリカに反面教師として学ぶべき ところもあるのではないかという問題提起が、この報告には示唆されていた。

井口治夫氏の「経済界と日米関係― 鮎川義介の日米経済提携構想を中心に」は、1930 年代の日米関係を、政府にも影響力を有した経済界の視点から考察するものであった。ア メリカでは、ラモント(Thomas Lamont)とフーバー元大統領、日本側では鮎川と井川 忠雄といった人物に代表される考え方は、経済的相互依存によって日米関係に平和を構築 しようとするものであった。「太平洋戦争への道」はひとつのまっすぐな道程ではなく、 様々な考えを抱く数多くの人物が絡む複雑な道筋であった。経済界を代表する考え方は、 むろん最終的にはルーズベルト、ハル国務長官が受け入れるものとはならなかったが、来 栖三郎や戦後のバルーク(Bernard Baruch)にも通ずる考え方であり、日本の外交官やア メリカ政府高官に一定の理解を示されるものであった。また、戦後の日米経済関係の修復 につながる側面を有していたと論じた。

コメント

4名による有意義な報告は、コメンテーターとしての筆者に3つの論点を想起させるものであった。

第1には、アメリカ(欧米)から発せられる標準化・普遍化の問題であり、この論点 は、酒井報告、三牧報告に読み取れる。

第2には、東アジアの地域主義とアメリカの関わり方、覇権であり、廣部氏がこの論点 を提示している。

第3には、経済的相互依存と平和の問題であり、これは井口氏の報告が論じている。 以下、上記3つの論点を各報告に関連付けて考察してみよう。

まず、第1の論点である。19世紀半ばから1世紀近く20世紀後半まで、近代化・普遍 化・欧米化という3つの用語が対象とする現象はかなり多くの部分で重なるものであっ た。すなわち、ある国が近代化するということは、欧米を送り手とする普遍的なるものを 受容することであった。これを、太平洋関係にあてはめるならば、アメリカは、世界一般 に妥当すると信じられる事象や理念を推奨する送り手であり、日本は、それを享受する受 け手の立場であった。現在では、近代化すなわち欧米化というほど短絡的な現象ではなく なったが、それでもアメリカやヨーロッパ発の概念・考え方・制度が世界に広まり「普遍 化」する事象がみられる一方で、アジア・アフリカなどの非欧米地域からの理念や制度が 欧米に「普遍的」なものとして受け入れられることは少ないであろう。

酒井一臣氏の報告は、近代日本が欧米の考え方を「文明国標準」として受け入れていき ながらも、それは葛藤を伴うプロセスであり、日本は、西洋文明を完全には受容できず、 他方でこのプロセスの中で帝国としてアジアに君臨していったと指摘する。これに対し三 牧氏の報告は、戦争の違法化は人類全体に普遍的価値を有すると当時のアメリカ知識人は 信じていたが、そのような普遍的概念も、アメリカの国内制度を基準とするという意味で アメリカ的価値に根差すものであることを指摘した。この2つの報告を重ね合わせると、 普遍化する側の論理が、実は「アメリカ的」価値概念に根差すものであり、受け手にとっ て「文明国標準」と信じつつもそれに葛藤を感じるという、普遍化がはらむ問題が浮き彫 りになる。太平洋関係における普遍化とは、一方がアメリカであり他方が日本やアジアの 諸国であるという限りにおいて、このような緊張関係を本質的に有していることを示して いる。

第2には、アメリカがどのような東アジアを望んでいるのか、またアメリカはアジアの 連帯に好意的なのかという点である。19世紀半ばのアヘン戦争、日本の開国、世紀転換 期の門戸開放宣言と、アメリカは東アジアに関与を始め、20世紀には、太平洋戦争、ヴェ トナム戦争を闘い、日本を民主化し、アメリカのアジア関与はさらに深まったといえるで あろう。このようなアメリカと東アジアのかかわりを歴史的に考察してみると、そこに見 え隠れするのは、アジア主導によるアメリカを除いた連帯アジアではなく、アメリカの確 固とした存在意義が示されるアジア・太平洋という構想である。このようなアメリカの態 度を示す事例としては、たとえば、1997年アジア通貨危機の際、日本の提唱でアジア通 貨基金構想が持ち上がったが、アメリカが反対した例が挙げられる。アメリカは東アジア での覇権あるいはリーダーシップに固執する側面があるのであろうか。

廣部氏の報告は、この点に歴史的視点から光を当てようとするものであった。東アジア で地域主義への動きがみられる時に、アメリカが違和感を示すのであれば、今後のアジア 諸国による「アジア連帯」への阻害要因としてのアメリカという構図も浮上する。

第3の点は、経済的相互依存と日米関係、あるいはより一般的命題として、経済的相互 依存関係は二国間の友好関係を促進するかという問題があげられる。相互依存関係やトラ ンスナショナルなアクターの存在が、国家間の友好的関係を促進するかについては、国際 政治学においても議論されてきており、井口報告はこの「古くて新しい」論点について緻 密な事例を提示するものであった。井口報告が丁寧に論じたように、戦前、日本政府内、 アメリカ政府内には、経済界アクターが存在していた。しかもそれは満州への資本導入計 画にあるように、かなり大がかりなものであった。しかしながら、日米戦争を防ぐことは できなかったのである。

以上の3つの論点を総括すると何がいえるのであろうか。第1と第2の論点、すなわち、「標準化・普遍化」と「アメリカの地域的関与(覇権)」は太平洋関係を水平的ではなくむしろ上下関係としてとらえるもので、太平洋関係の階層的(ヒエラルキー)一面と抗争的局面を表しているといえるかもしれない。太平洋を中心に据えた地図を思い描くならば、「文明標準」が描く世界像では、高い位置を占めていたのは太平洋の向こう側であり、日本およびアジアは下位の位置づけである。文明の標準、普遍的なるものは太平洋の向こう側に存在し、日本はこれに追いつこうとし、また一方でアメリカは普遍的なる価値理

念、たとえば戦争の違法化を広めようとした。くわえて、東アジアへのかかわり方におい てアメリカが自国の優越性やリーダーシップにこだわるとしたら、この点でも太平洋関係 は平等とはいえない。このような階層的な関係性、上下的国際秩序は緊張関係をはらむも のであり、真に対等な関係とはいえないであろう。

これに対し、第3の経済的相互依存という視点は、より水平的・横断的な見方を提示しているとも考えられる。経済的利益という実利を追求することにおいて、また、経済界というトランスナショナルなアクターに着目すると、日米関係という太平洋関係は双方に利するという点で、より平等性を有していたと議論することも可能である。

議論

上述のように、4名の報告を3つの視点から再考し検討したうえで、下記のような議論 が交わされた。

酒井一臣氏には、文明国標準という基準線が存在し、この文明国標準は人種を分けるカ ラー・ラインにも重なるという世界像のなかで、日本の微妙な位置づけはどのようなもの となるのであろうかという問いを投げかけた。「文明国標準」受容への反発として日本に はナショナリズムの発露もあったであろうと思われたからである。さらに同様な質問とし て、フロアから「文明国標準」は脱亜論とは異なるのであろうかといった質問も提起され た。これに対し、酒井一臣氏からは、「文明国標準」は対抗的な概念ではなく、すくなく とも一定の標準として近代日本には重大な意味を持ったラインであったという返答がなさ れた。

廣部氏には、アメリカにとって、東アジアはたとえばヨーロッパとは異なる位置づけが あるといってよいのであろうか、アメリカは自国もその地域の一国だと考えているのだろ うかと問いかけた。また、1930年代にジョンソン駐華公使がある程度冷静であったのな ら、現在のトン(Kurt Tong)国務省高官がアメリカ議会上院公聴会で述べたように、時 代を経て、アメリカのアジアへの関与は強くなってきているといってよいのであろうかと も問いかけた。これについて、廣部氏は、アメリカはアジア地域に対して潜在的アイデン ティティのようなものを抱いており、東アジアに投げかける一定のまなざし、アメリカは この地域と切り離されたくない、また切り離されるべきでないといった態度があるのでは ないだろうか、と述べられた。

三牧氏には、アメリカが自国を雛形として提示する理念、この場合「戦争の違法化」で あるが、それを普遍的なものと主張できるとするならば、そのナイーブさはどこから来た のであろうか、また、このような態度が現在につながるとするならば、現在の武力行使規 範において「文明国標準」のようなものがあるのであろうかという問いを提起した。三牧 氏は、現在の武力行使規範について、民主主義を普遍的価値理念としテロリストを「非文 明」と断じているような傾向があると述べられた。

井口氏には、経済的相互依存が成立し、またトランスナショナルな経済界チャンネルが 存在しても、結果としては、日本とアメリカの戦争防止につながるものではなく、国際政 治学でも論じられているように、国家の生死をわける問題になると相互依存は役に立たな いのではないだろうかと問いかけた。これに対し、井口氏からは、財界アクターがどれほ ど政権中枢に近いか、また、軍部をどのように説得できるかにこの問題の帰趨はかかって いると述べられた。また、経済援助は大規模紛争の予防線となることも可能であると発言 された。

おわりに

アメリカを軸の片方の極とし、もう一方の極を日本やアジアとする太平洋関係とは、ど のような特質を有しているのであろうか。この太平洋関係は大西洋関係とはどのように異 なるのか。また、この太平洋関係は時代を経て変質しているのであろうか。

今回のシンポジウムにおける4名の報告は、上記のような問いかけに有意義な知見を供 するものであった。司会を務められた酒井哲哉氏が「国際秩序の現代的諸相がかいま見え る」と総括されたように、現在の太平洋国際秩序の諸相は、19世紀から戦間期にすでに 萌芽していたともいえる。つまり、「民主主義」あるいは「民主化」という「標準化・普 遍化」への動きとそれへの対抗、東アジアの地域主義とアメリカ、オープン・リージョナ リズム、太平洋関係にみられる経済的相互依存、トランスナショナル・アクターの存在、 これらの課題は、現在の太平洋関係において重要な局面を占めるが、その源泉は歴史の中 に見出されるのである。

このように現在につながる事象がすでに過去にみられているならば、ひるがえって歴史 研究の重要性や意義を、我々は今次のシンポジウムで再確認したともいえるであろう。

(文中、敬称略)

Imag(in)ing the Pacific: Modernist Women Artists¹⁾

Anne Collett

In her autobiographical essay "Old Bloomsbury," Virginia Woolf nee Stephen, recalls:

The Post-Impressionist movement had cast — not its shadow — but its bunch of variegated lights upon us. We [Virginia and her sister, Vanessa] bought poinsettias made of scarlet plush; we made dresses of the printed cotton that is specially loved by negroes; we dressed ourselves up as Gauguin pictures and careered round Crosby Hall. Mrs. Whitehead was scandalized. She said that Vanessa and I were practically naked.²⁾

It was all very risqué and, indeed quite shocking. Vanessa Stephen would marry Clive Bell, and make her name as an English modernist painter and designer; Virginia, would marry Leonard Woolf, and make her name at the vanguard of experimental English modernist literature. Virginia would be the more famous, or possibly, infamous, of the sisters, being the mover and shaker of the Bloomsbury Group — a nucleus of primarily male, primarily Oxbridge-educated intellectuals who began meeting regularly at the house of the sisters in Gordon Square, Bloomsbury, London, in the first decade of the 20th century. Here they discussed all things intellectual: nothing, recalled Virginia, absolutely nothing was banned as a subject of conversation — everything was 'up for grabs.'³⁾ It was indeed a very freeing moment that marked the shift from Victorian to Modern relationships between the sexes, a corresponding freedom of sexual relationship, of intellectual and professional possibility for women, and a freeing up of the rigid constraints of Victorian morality that had understood literature and art to be the vehicles of a patriarchal Christian morality.

¹⁾ I would like to thank the University of Tokyo, the Australian Government and the Australia Japan Foundation for their continued support of the Visiting Chair of Australian Studies at the Centre for Pacific and American Studies. It has been enormously rewarding for me and I think very important to cultural, educational and intellectual relationship between Australia and Japan. I would also like to thank Yasuo Endo, Kenryu Hashikawa and Toshiko Ellis for organising the symposium on 'Imagining the Pacific, Imagining Australia' held at Komaba on 27th July, 2012; and to thank the Director of CPAS during the period of my appointment, Jun Furuya, for his warmth and generosity.

²⁾ Virginia Woolf, "Old Boomsbury," in *Moments of Being: Unpublished Autobiographical Writings* (London: The Hogarth Press, 1978), 178-79.

³⁾ "So there was now nothing that one could not say, nothing that one could not do, at 46 Gordon Square. It was, I think, a great advance in civilization," writes Woolf. (Woolf, "Old Bloomsbury," 174).

In her 1939 essay entitled "Mr Bennett and Mrs Brown," Virginia Woolf pins that moment of change to the year 1910 (and the month of December of that year). The essay is a riposte to Gordon Bennett's accusation that the modern novel was not what it should be because modern novelists had lost (deliberately or carelessly) the skill of "character making." Woolf, a major proponent and producer of the modern novel 'on trial' declared that Mr Bennett had muddled cause and effect: the novel portraved character differently from of old because human character itself had changed "...in or about December 1910,"⁴) This rather outlandish statement is followed by a qualification: "I am not saying," she writes, "that one went out, as one might into a garden, and there saw that a rose had flowered, or that a hen had laid an egg. The change was not sudden and definite like that. But a change there was, nevertheless; and, since one must be arbitrary, let us date it about the year 1910." (70) Woolf goes on to assert that in fact, "All human relations have shifted --- those between masters and servants, husbands and wives, parents and children," and that "when human relations change there is at the same time a change in religion, conduct, politics, and literature." (71) The year 1910 marks the end of the Edwardian period (with the death of the King in May) and the beginning of the Modern(ist) era with Roger Fry's "Manet and the Post-Impressionists" exhibition at the Grafton Galleries in London during the last two months of the year. "There they stood upon chairs," Woolf recalls, "the pictures that were to be shown at the Grafton Gallery — bold, bright, impudent almost, in contrast with the Watts portrait of a beautiful Victorian lady that hung on the wall behind them."⁵⁾

The not-so-well-known English poet, Wilfred Blunt, recorded his impressions of this shocking exhibition in his diary:

[November 15] To the Grafton Gallery to look at what are called the "postimpressionist" pictures sent over from Paris. The exhibition is either an extremely bad joke or a swindle. I am inclined to think the latter, for there is no trace of humour in the thing. Still less is there a trace of sense of skill or taste good or bad or art or cleverness — nothing but the sort of gross imbecility which scrawls indecencies on the walls of a privy. The drawing is on the level of that of an untaught child of 7 or 8 years old, the sense of colour that of a tea-board painter, the method that of a schoolboy who wipes his fingers on a slate after spitting on them

These are not the works of art in any sense. They are merely works of impotent

⁴⁾ Quotation is from the version of the essay published in *A Woman's Essays: Selected Essays: Volume One* by Virginia Woolf, ed. Rachel Bowlby (London: Penguin Books, 1992), 69-87. This quote from p. 70. [The original essay was published in the *Nation and Athenaeum* on 1st December, 1923, and later revised and published as a separate pamphlet by the Hogarth Press in 1924 — the version reprinted in *Woman's Essays*.]

⁵⁾ Virginia Woolf, *Roger Fry: A Biography* (London: Vintage [Random House], 2003), 152. First published by the Hogarth Press, 1940.

stupidity ... a pornographic show."⁶⁾

The general consensus according to *The (London) New Age* of December 1910, was that the works exhibited were "perverse and hideous. . . and displayed no element of skill, sensitivity or truth to nature, and ignored the established canons of beauty."⁷⁾ If Beauty is Truth and Truth Beauty, according to Keats' "Ode on a Grecian Urn", then either this was a new kind of Beauty or a new Truth, for the classical aesthetic of the Grecian Urn had been replaced by Matisse's "Vase with Nasturtiums and Dance" (I & II) and Picasso's various "Vase[s] with Flowers".

"It is difficult in 1939," Woolf concedes,

when a great hospital is benefiting from a centenary exhibition of Cézanne's works, and the gallery is daily crowded with devout and submissive worshippers, to realise what violent emotions those pictures excited less than thirty years ago. The pictures are the same; it is the public that has changed. But there can be no doubt about the fact. The public in 1910 was thrown in to paroxysms of rage and laughter. They went from Cézanne to Gauguin and from Gauguin to Van Gogh, they went from Picasso to Signac, and from Derain to Friesz, and they were infuriated. The pictures were a joke, and a joke at their expense.⁸⁾

The catalogue for the exhibition listed 159 paintings, 52 drawings, 13 sculptures, and 9 items of faience pottery. There were 2 paintings by Picasso, including "Nude Girl with Basket of Flowers"; 22 works by Van Gogh; painting and sculpture by Matisse including "Reclining Woman" and "La femme aux yeux verts" (which apparently caused a great stir); and 36 paintings by Gauguin, including a painting that brought the most hostile response from reviewers and audience alike — "l'esprit de mort veille" (1892) now known as "Manao Tupapau, The Spirit of the Dead Keeps Watch".

There are two aspects of this exhibition that are of interest to me. The first is the impact of the Pacific upon this radical art and its representation of a changed world or a changed world view from the perspective of Europe: Gauguin's work, much of it based on his love affair with Tahiti, dominated the exhibition. We might debate the 'authenticity' and the 'authority' with which that vision was offered, but nevertheless it was a significant aspect of 'the new' (from the point of view of Europe).

⁶⁾ Blunt Diaries, Fitzwilliam Museum, Cambridge MS 406-1975, 51-53, quoted by Peter Stansky in *On or About December 1910: Early Bloomsbury and Its Intimate World* (Cambridge, Mass & London: Harvard University Press, 1996), 204.

⁷⁾ Paraphrased in *Radical Bloomsbury: The Art of Duncan Grant and Vanessa Bell, 1905-1925.* (Brighton & Hove: Royal Pavilion & Museums, 2011).

⁸⁾ Woolf, *Roger Fry*, 153-54.

The second point is the degree to which women were *subjects* of that art, yet, as far as I am able to ascertain, no women *artists* were represented in this exhibition, that is, no work by women was displayed in an exhibition that purported to represent the work of this changed world of which Woolf speaks — a world in which she emphasizes (in her essay *A Room of One's Own*, 1929) in particular a shift in relations between men and women.⁹⁾ The exhibition might for example have shown a self-portrait of German artist, Paula Modersohn Becker.¹⁰⁾

In addition, again as far as I can ascertain (I make this qualification because no complete list of works shown appears to exist), no work by artists from the Pacific, either male or female, were shown. This might suggest that neither women nor the artists of the Pacific had made an impact on the world of European art, or the post-impressionist vanguard. Certainly they participated in, in fact could be said to have been instrumental in, the change that Woolf pins on the date December 1910; but that import is not recorded in artistic exhibitions like those put together by Roger Fry, or literary and artistic histories that tend to situate Australian modernism for example as belated; but perhaps also relations between men and women and their socially acceptable roles had not changed quite as significantly as Woolf might lead us to suppose. In addition it would also appear to be the case that relationship between the European/North American metropolitan centres and the colonial/Pacific periphery were demonstrated in the modernists' use of 'primitivism' derived from Africa and the Pacific, or an orientalism derived from China and Japan; but derivative is the important word here. (Claude McKay for example, a Black Jamaican who was central to the creation of a Black modernism in the 1920s Harlem, supported himself while living for a brief period in Paris by modelling naked for aspiring student artists.)

A glance at Virginia Woolf's relationship with the New Zealand-born writer, Katherine Mansfield, is exemplar of the complex nature of colonial Pacific/imperial metropole relations in the art world of the early 20th century. Woolf met Mansfield in 1916 and by 1917 they had established an intense relationship that would last until Mansfield's death in 1923. Mansfield's story, "Prelude", set in New Zealand, was the second book to be published on the Woolfs' Hogarth Press¹¹ (a press that published many of the 'names' of the modern literature, psychology and philosophy of the early 20th century); and on Mansfield's death from tuberculosis at the age of thirty-four, Woolf bemoaned the loss of a rival — she recognised Mansfield as her only real competition in the new art of literary modernism.¹²

⁹⁾ Virginia Woolf, A Room of One's Own. Originally published on The Hogarth Press, London, 1929.

¹⁰⁾ Paula Modersohn Becker (1876-1907), "Self-Portrait" (1906).

¹¹⁾ The first publication of the press was two stories by Leonard and Virginia Woolf.

¹²⁾ On hearing of her death in 1923, Woolf acknowledges the value of that literary friendship in her diary: "... one feels — what? — a shock of relief? — a rival the less? Then confusion at feeling so little — then, gradually, blankness & disappointment; then a depression that I could not rouse myself from all day. When I began to write, it seemed to me there was no point in writing. Katherine wont [sic] read

On seeing paintings by Van Gogh in Fry's 1910 exhibition Mansfield had remarked that they "taught [her] something about writing, which was queer, a kind of freedom — or rather, a shaking free."¹³⁾

Woolf would concede that Mansfield's writing was *the only writing* of which she had been jealous. Yet Woolf referred to the colonial upstart and thoroughly modern Mansfield as a "civet cat that has taken to street walking."¹⁴⁾ Woolf would here appear to participate in something of the patriarchal Victorian Christian morality that was so outraged by the work of the post-impressionist painters that Woolf herself applauded. It would seem that this morality was also entangled with a colonial notion of what it was to be British and 'civilized.' Despite her sense of being 'locked out' of the education and professional possibilities available to the men of her class and generation,¹⁵⁾ Virginia Woolf was nevertheless a privileged member of the elite upper-middle class British; and the monarch that guided her family model of behaviour and moral value (as described in her autobiographical memoir, *A Sketch of the Past*)¹⁶⁾ was Queen Victoria — Queen of Great Britain, but also Empress of India and the Imperial sovereign of all her colonies — a number of which were situated in that vast Pacific, far, very far, from what the British imagined to be the centre of civilization.

The distance of Australia or New Zealand from Britain is 10,000 to 11,000 nautical miles and the sea-voyage was not only long, taking about 4 months, but still hazardous. Yet, eager to participate in the change that was taking place at this imagined centre of the world, colonial writers like Katherine Mansfield and colonial artists like New Zealander Frances Hodgkins (1869-1947) and Australian Stella Bowen (1893-1947), undertook the long voyage from the far flung 'provinces' of the Pacific to Europe — their hearts and minds turned towards the happening world of London and Paris. Stella Bowen left Australia for Europe in 1914, never to return home, and is best known in Australia for her work as a war artist (appointed in 1944). Yet she was also part of the artistic bohemian set in Paris of the 1920s, and of some renown for her tempestuous relationship with partner, Ford Maddox Ford. But the year she left Ford was also the year she held her first solo exhibition; the move away from the role of 'supportive partner,' "kick-started her into [what she describes as] 'the

it." (*The Diary of Virginia Woolf*, Vol II: 1920-1924, edited by Anne Olivier Bell [London: The Hogarth Press, 1978], 226.) And later she admits, "I was jealous of her writing — the only writing I have ever been jealous of." (*The Diary of Virginia Woolf*, Vol. II, 227.)

¹³⁾ Katherine Mansfield, *The Letters of Katherine Mansfield*, ed. John Middleton Murry, 2 vols (London: Constable, 1928), II, 160.

¹⁴⁾ Woolf wrote in her diary (Thursday 11 October) that Mansfield "stinks like a — well civet cat that had taken to street walking. In truth, I'm a little shocked by her commonness at first sight; lines so hard & cheap. However, when this diminishes, she is so intelligent & inscrutable that she repays friendship." (*The Diary of Virginia Woolf*, Vol. I: 1915-1917, ed. Anne Olivier Bell [London: The Hogarth Press, 1977], 58.)

¹⁵⁾ See discussion in Woolf, A Room of One's Own.

¹⁶⁾ Virginia Woolf, "A Sketch of the Past," in *Moments of Being: Unpublished Autobiographical Writings* (London: Hogarth Press, 1978), 64-137.

effrontery of taking up painting as a profession.³⁷¹⁷⁾ Some women returned home after only a brief sojourn in Europe (like New Zealander, Rita Angus and Australian, Grace Cossington Smith). Grace Cossington Smith (1892-1984) was one of the earliest artists in Australia to be influenced by the post-impressionist movement, and is acknowledged to have led the break-away movement in Australia from impressionism to the new modern art. Some artists were not given the opportunity to leave home at all like Australian, Clarice Beckett (1887-1935). Clarice Beckett was the classic "angel in the house,"¹⁸⁾ so caught up in the time-consuming duties of caring for parents in declining health that she could only get outside to paint at dawn or dusk; and although acknowledged as significant by her teachers and peers, was virtually unknown by the public until the 1960s when over a thousand canvases were discovered rotting away in a barn. I will return to Beckett at the end of this essay. What follows is a brief discussion of the modernist art that was being produced by the colonial women of the Pacific in the early 20th century.

We might identify the changes that occurred during this period as encapsulated in Preston's "Aboriginal Design with Sturts Desert Pea" (1943) and Cossington Smith's "Wattle" (c1930s). Both are a radical departure from 19^{th} century ideas of beauty of which Keats' Grecian Urn is symbolic. Drusilla Modjeska's book — *Stravinsky's Lunch* (1999)¹⁹⁾ — tells the story of the different choices made by Australian modernist artists Grace Cossington Smith and Stella Bowen; and Humphrey McQueen (a predecessor in this position of Visiting Professor of Australian Studies at the University of Tokyo) did much of the early work on Margaret Preston's significant place in the Modernist movement in Australia (in his book, *The Black Swan of Trespass* [1979]²⁰⁾); and there have been many subsequent studies of Australian women's place in the Modernist movement. So I would like to do something a little different and that is to make connection *across* the Pacific, taking a brief meeting between New Zealander artist, Frances Hodgkins, and Canadian west coast artist, Emily Carr as my point of departure.

In September 1911, less than a year after that significant moment of change identified by Woolf, these two 'colonial' women of the Pacific — both intent upon furthering their careers as professional artists in this new world — met in Concarneau — a small fishing village in Brittany — a long way north of Dunedin, New Zealand and a long way east of Victoria, British Columbia, Canada. Of the obstacles to be met and overcome by the woman artist and of women entering the professions, Woolf also had something to say. In *A Room of One's*

¹⁷⁾ Bowen is quoted here by Drusilla Modjeska in *Stravinsky's Lunch* (Sydney: Picador, 1999), 14.

¹⁸⁾ *The Angel in the House* is a popular and influential narrative poem written by Coventry Patmore, published in 1854 and reprinted in an expanded version in 1862.

¹⁹⁾ Drusilla Modjeska, *Stravinsky's Lunch* (Sydney: Picador, 1999).

²⁰⁾ Humphrey McQueen, *Black Swan of Trespass: The Emergence of Modernist Painting in Australia to 1944* (Sydney: Alternative Publishing, 1979); McQueen also published on Preston in 1980, under the title, *The Art of Margaret Preston* (Adelaide: The Art Gallery Board of South Australia).

Own (an essay based on a talk she gave to the women of Girton and Newham Colleges of Cambridge) she asserted that "a woman must have money and a room of her own if she is to write fiction" (or one might add, if she is to pursue a career in the arts).²¹⁾ Woolf's essay documents the material and social obstacles that would hinder a woman in the achievement of such. In "Professions for Women" (1931) however, she points to the psychological obstacles with which a woman must do battle even after she has gained the room and the money: "You have won rooms of your own in the house hitherto exclusively owned by men. You are able, though not without great labour and effort, to pay the rent. You are earning vour five hundred pounds a vear."²²⁾ but "Even when the path is nominally open — when there is nothing to prevent a woman from being a doctor, a lawyer, a civil servant - there are many phantoms... looming in her way." (288) By far the most insidious and difficult of phantoms with which a woman must do battle is "the angel in the house." The "angel in the house" is the model of middle-class Victorian womanhood - sympathetic, submissive, chaste, unworldly — the woman confined to the domestic sphere upon whose housewifely competence and succour the (British) family, the nation and the empire apparently depended. In a fit of rage, Woolf throws the inkpot at this phantom who threatens her freedom of expression at every turn, and claims to kill her,²³⁾ but the angel in the house has it would seem more lives than a cat — she just can't be got rid of that easily (as can be seen in Woolf's attitude toward Mansfield). (Clarice Beckett is exemplar of the angel in the house.)

So if success in the professions for Virginia Woolf and for those privileged women of Cambridge would seem difficult, one might ask how much more difficult for a woman born in the colonies — for a woman like Katherine Mansfield. Not only gender, but distance from the great metropolitan centres of art, little money to spend on travel to the (perceived) centre (and to keep body and soul together once there), and the tarnish of belonging to the colonial classes — the weight of a felt or an imputed inferiority, made the obstacle course all the more challenging for women like Emily Carr and Frances Hodgkins.

But on the 28th of February 1911, from the Hôtel des Voyageurs, Concarneau, Brittany, France, Frances Hodgkins writes to her mother about her professional success:

I hear I have been very well hung & reviewed in Paris at the Water Colour Show — also I hear I am elected a member of the Women's International Society now holding an Exhibition at the Grafton Galleries in London. This means another 2 guineas — How the money flies!...²⁴

²¹⁾ Woolf, A Room of One's Own [1929] (London: The Hogarth Press, 1959), 6.

²²⁾ Virginia Woolf, "Professions for Women," *Collected Essays*, Vol. II (London: The Hogarth Press, 1966), 289.

²³⁾ See "Professions for Women," 285-86.

²⁴⁾ Frances Hodgkins, *The Letters of Frances Hodgkins*, ed. Linda Gill (Auckland: Auckland University Press, 199), 258.

Emily Carr too was recognised in Paris, two of her paintings being hung in the 1911 Salon d'Automne along with those of the more radical cubists. Interestingly, it is money not status that is given priority in Hodgkins' letter to her mother; and money too was always cause for anxiety in Carr's life — both artists taught in order to continue painting: acceptance into the professional art world of the metropolitan centre was only the first step, for a professional artist from the colonies must support herself financially over the long haul. When Virginia Woolf considers whether receiving an annuity of £500 from her aunt or achieving women's suffrage was more important, she decides that access to an independent income is more important to a woman's achievement of independence and professional satisfaction than anything else.²⁵⁾

The relationship between Hodgkins and Carr was brief — for a couple of months toward the end of 1911, Carr travelled to Concarneau to work at her painting as a pupil under the tutelage of Hodgkins. It is somewhat curious that Carr should travel to the old world centre to learn what she could of the new art in Europe, and yet seek out a teacher in a small village in France who was herself an (antipodean) colonial. "Hodgkins," writes Susan Crean in her ficto-biography of Emily Carr, "came from Dunedin, New Zealand, a British colony at the opposite end of the Empire from Victoria, British Columbia, and, like Carr, was a single woman attempting to make a career in art. Two colonials at court, you might say, or two women on the loose from convention."²⁶⁾

Although a quick glance at the online "Office de Tourisme" reveals Concarneau to have been a royal stronghold in the late 15th century with the marriage of Anne of Brittany to King Charles VIII of France, it would nevertheless hardly seem to constitute "court" for two colonial women desirous of furthering their artistic careers and making a name for themselves 'in the world of art' at the beginning of the 20th century. Paris rather … But, like St Ives in Cornwall, Concarneau in Brittany supported an artists' colony that attracted many modern masters (and a few mistresses) and their acolytes; and like other colonies of its kind, most of which came into existence in the 19th century and began to decline after the First World War, Concarneau was a breeding ground for migratory birds of the impressionist feather. Villages like Concarneau provided artists with the material of the new romantic art: the residue of a 'natural' world, unsullied by rapidly industrialising modern European cities — a world that provided the romantic idyll of picturesque scenery complete with suitable models of peasant life (a new/old Adam and Eve in their (re)threatened fragile Eden).

It might seem that the colonial women had escaped from the new world colonies to a more recent form of old world colony; nevertheless it was here that Carr was to discover a new world of colour and rhythm in the work of Les Fauves (the wild beasts) and was influenced by Hodgkins' "exuberant late impressionist technique," her "rhythmic

²⁵⁾ See Woolf, *A Room of One's Own*, 56. ("Of the two — the vote and the money — the money, I own, seemed infinitely the more important.")

²⁶⁾ Susan Crean, *The Laughing One: A Journey to Emily Carr* (Toronto: HarperCollins, 2001), 105.

spontaneity," and her "original colour harmonie."²⁷⁾ Maria Tippet's description of Hodgkins' bold painting style of this period, is strikingly 'unfeminine' and reminiscent of language used to describe Carr's later work: "[Hodgkins] would seize a large brush," recalls a former student, "and, standing well away from a student's easel, lash out with big decisive sweeps, working from the shoulder with her whole arm."²⁸⁾

What is interesting about this similarity of artistic exuberance and expansiveness is what it might say about the freshness of vision (from a European perspective) that was offered by the colonials who came in search of learning and surely influenced the old imperial centre as much as Africa had influenced Picasso, or Tahiti had influenced Gauguin. Although it is rarely acknowledged, I have no doubt that this different "angle of vision" (to use another of Woolf's phrases),²⁹⁾ had enormous impact on the modernist art movement in Europe, in the same way that Mansfield's writing had (an acknowledged) impact on Woolf's. Frances Hodgkins however, because she stayed on in Europe has had more visible impact on that world and has made a more international name for herself. Emily Carr is little known outside Canada.

Although Carr and Hodgkins made a similar decision to choose the professional career of an artist over that of marriage and motherhood (a decision unavailable to Clarice Beckett); their differences are best represented by Hodgkins' decision to choose a life of exile from home — making her career in Britain, which was in fact a choice to belong to the old art world of Europe; and by Carr's decision to choose to return home — to Canada — but thereby also to choose a life of exile — the exile represented by the isolation of the professional artist on the Pacific coast of Western Canada. Yet, even these choices are curiously similar in the sense that desired belonging also involves a kind of exile in both cases.

In November 1911 Frances Hodgkins writes to her mother:

I am [not] coming out to NZ in an humble spirit willing to accept any old post they care to offer me. . . You see I have gained a considerable position in Paris as a teacher along advanced & modern lines which very probably will not be either understood or appreciated in NZ where conventional & academic methods are popular. . . you surely don't expect & want me to settle into a Maiden Aunt do you & throw up career & ambition & lose the precious ground I have gained — you are

²⁷⁾ Maria Tippet, *Emily Carr: A Biography* [1979] (Ontario: Penguin Books Canada, 1985), 95.

²⁸⁾ Paraphrased by Tippett, *Emily Carr*, 95.

²⁹⁾ "... almost every writer who has practised his art successfully had been taught it. He has been taught it by about eleven years of education — at private schools, public schools and universities. He sits upon a tower raised above the rest of us; a tower built first on his parents' station, then on his parents' gold. It is a tower of the utmost importance; it decides his angle of vision; it affects his power of communication." from a paper read to the Brighton Workers' Educational Association in 1940; quoted in Michelle Barrett's introduction to *A Room Of One's Own*, xiv.

much too dear & unselfish for that I am sure.³⁰⁾

Here, Hodgkins has thrown the paint pot at the angel in the house, with Frances refusing the role of Maiden Aunt and refusing to come back home to live, even for the sake of her mother. Rather she chooses a career, and most significantly, refers to her artistic profession as "my work" and further, proclaims her right to work "like any man of business." Although Hodgkins returned briefly to Pacific shores (exhibiting in both Australia and New Zealand to good reviews), she spent the rest of her life in France and Britain where she successfully carved a niche for herself "permanently & definitely" (as she desired)³¹⁾ in the modern Art world.

Faced with a similar prospect, and from a similar middle-class colonial background, Emily Carr made a different decision. Carr too was determined to carve a niche for herself in the art world of her day; and she too had persuaded her unimpressed family to allow her to travel — to San Francisco, London and France — in pursuit of skills and experience unavailable to her in the backwoods of a provincial colonial town on the west coast of Canada. But Carr recognised the value of originality that lay at her doorstep. Like many of the modern artists, Carr was fascinated by the so-called 'primitive' art of the Native peoples of North America, in particular the peoples of the north-west coast; and although the project on which she brought her artist talent to bear was initially anthropological and curatorial in its desire to make a record that would preserve the designs of carved house and funeral posts (totem poles) for posterity, her appreciation of Native design and her search for a spiritual connection to 'the land,' revolutionised her perception of the world around her: she called it "fresh seeing."³²⁾ But confidence in this "seeing" did not come without the necessary testing of herself in the world that 'counted.' "I was tremendously awed," she recalls in her autobiography (Growing Pains), "when a real French artist with an English artist-wife came to Victoria." The visitors were unimpressed with Canadian scenery:

. . .they banged down the lids of their paintboxes, packed up, went back to the

³⁰⁾ Frances Hodgkins to Rachel Hodgkins, Paris, Nov. 27 [1911], Letter No. 202, Gill, *Letters of Frances Hodgkins*, 259.

³¹⁾ In October 1910 (that fateful year when human character changed), Frances wrote to her mother: "It has been a week of excitement for me — each post has brought me in some good news from Paris about my pictures — flattering press notices — kind letters — requests for lessons etc & I am feeling a little happier than usual . . . Aren't you willing I should stay & follow it up? Don't you want me to find myself permanently & definitely in an established niche in the Art world. I wish you were as *terribly* ambitious for me as I am for myself." (Frances Hodgkins to Rachel Hodgkins, Grand Hotel des Voyageurs, Concarneau [c15th October, 1910], Letter No. 199, Gill, *Letters of Frances Hodgkins*, 256.)

³²⁾ "Fresh Seeing" is the title of the address Carr gave on 4th March, 1930 to the Victoria Women's Canadian Club in association with her first solo show in Victoria, Vancouver Island. The address was published posthumously under the title *Fresh Seeing: Two Addresses by Emily Carr* (Toronto/Vancouver: Clarke, Irwin & Co., 1972). Here she explains that "Creative art is 'fresh seeing'." (10)

Old World. . . They said also that the only places you could learn to paint in were London or Paris. I was disappointed at hearing that, but immediately began to save. I slung an old pair of shoes across the studio rafters. When pupils paid me I shoved the money away in my shoes.

'I am going abroad to study!' I told my astonished family.'33)

Of course, it wasn't a decision made as flippantly as that, nor was her family merely astonished. They were thoroughly disapproving; in fact they did not ever understand Carr's obsession with painting or the kind of painting she produced. On her return from France she laments not only the humiliation she felt when the public and the press jeered at her work, but also the complete lack of family support: "My sisters disliked my new work intensely. One was noisy in her condemnation, one sulkily silent, one indifferent to every kind of Art . . . One sister painted china. Beyond mention of that, Art was taboo in the family. My kind was considered a family disgrace."³⁴⁾ And although Carr always felt hurt by their lack of regard, she also felt guilty that she was not the sister they expected her to be. Her idiosyncracy was both her badge of courage and her mark of mortification. But Carr, like Hodgkins, insisted that art was work for which she was prepared not only to do battle with the angel in the house: she refused marriage and the prospect of motherhood, but more, went so far as to refuse the support of a group of like-minded painters to which she felt some sense of belonging.

After study in Europe, her journey to the 'the big smoke' in eastern Canada, brings her work to the attention of the Canadian art world and to those artists who are working in the modern manner. She records her first impression of The [Canadian] Group of Seven in her journal (published after her death under the title *Hundreds and Thousands*):

These men are very interesting and big and inspiring, so different from the foolish little artists filled with conceit that one usually meets. They have arrested the art world. They are not afraid of adverse criticisms. They are big and courageous. I know they are building an art worthy of our great country, and I want to have my share, to put in a little spoke for the West, one woman holding up my end.³⁵⁾

Ultimately, Emily Carr not only chose the profession of art over the profession of marriage, she also chose to walk a solitary path — "one woman holding up [her] end"; and she chose the Pacific. In 1934 Carr recorded a conversation and her thoughts subsequent to a visit by the art collector, Harold Mortimer Lamb: "It's a shame to think of you stuck out here in this

³³⁾ Emily Carr, *Growing Pains: An Autobiography* (Toronto: Irwin Publishing, 1946), 76.

³⁴⁾ Carr, Growing Pains, 230.

³⁵⁾ Emily Carr, "Tuesday, November 15 [1927]," *Hundreds and Thousands: The Journals of an Artist* (Toronto: Irwin Publishing, 1966), 5.

corner of the world unnoticed and unknown," says he. "It's exactly where I want to be," says I. And it is, too. This is my country. What I want to express is here and I love it. Amen!"³⁶⁾

The West Coast was a kind of antipodes to the eastern commercial and governmental hub of Canada — divided from the rest of the country by the Rockies, and Victoria itself was even further removed — situated on an island in the Pacific Ocean. But at the age of sixty-one, Carr realised that if she was to amount to anything, she must carve out a niche for herself in the place and of the place that she knew and loved so well. On first seeing A. Y. Jackson's paintings of north western Canada (the Skeena River) and "the Indians," she is aware of something missing in her own work, but also aware that she has the opportunity to paint something that will distinguish her work from the crowd:

I felt a little beaten at my own game. His Indian pictures have something mine lack — rhythm, poetry. Mine are so downright. But perhaps his haven't quite the love in them of the people and the country that mine have. How could they? He is not a Westerner and I took no liberties. I worked for history and cold fact. Next time I paint Indians I'm going off on a tangent tear. There is something bigger than fact: the underlying spirit, all it stands for, the mood, the vastness, the wildness, the Western breath of go-to-the-devil-if-you-don't-like-it, the eternal big spaceness of it. Oh the West! I'm of it and I love it.³⁷

But what distinguished Carr as much or more than her painting of west coast forest and First Nations art were her huge sea and sky scapes. Carr might as well have said, "Oh the Pacific! I'm of it and I love it"; and it was the Pacific that connected her with the antipodes and the woman artist who gave her the confidence to paint in a manner that was thoroughly modern.

What this tells us is that Emily Carr recognized the value of what another artist from the colonial Pacific, albeit southern rather than northern, could offer in terms of assisting her toward the expression of a newness of vision — a "fresh seeing"— that was the motivating force of her artistic struggle. There is little recognition of the impact these women of the colonial Pacific had upon the 'old world' of art and its realisation of a new truth and the recognition of a new beauty. We can see the difficulty Woolf has with an inherent 'colonial' class snobbery that gets in the way of her admiration for Mansfield's "fresh seeing." Although Mansfield acknowledged the impact of Van Gogh's art upon her writing — "a shaking free" — I think this liberation was only possible because she was receptive to it. Eyes might be open, but they don't necessarily see if the mind is not open too; and I think that Pacific eyes are used to looking differently — they look into the distance. Distance might have been a tyranny³⁸⁾ of sorts for these women, but it was also a liberation that

³⁶⁾ Emily Carr, "March 7 [1934]," Hundreds and Thousands, 100-101.

³⁷⁾ Emily Carr, "Monday, November 14 [1927]," Hundreds and Thousands, 5.

³⁸⁾ The reference here is to Geoffrey Blainey's work on *The Tyranny of Distance*, published in 1966.

allowed them to venture into new territory. They necessarily saw 'the world' with new eyes because it was as though, once they gathered their courage, they expressed a view of the world seen through a great bay window (or better, a large open verandah) — so much space and light — and a horizon that kept receding into that distance. A frightening prospect perhaps, but also one of limitless possibility that was difficult to conceive of, let alone act upon, at the heart of the metropole (which of course was why the brave avant-garde like Virginia Woolf had to send her first artist heroine off to South America,³⁹⁾ why Gauguin had to travel to Tahiti and why D. H. Lawrence had to travel to Mexico and Australia⁴⁰⁾ — although the less said about that the better). So let me draw this essay to a conclusion with three images of a female Pacific: Grace Cossington Smith's "The Bridge in-curve" (c1930), Carr's "Strait of Juan de Fuca" (c1936) & Clarice Beckett's "The Road to the Sea" (c1932).

The Sydney Harbour Bridge is not a full curve — but unfinished — allowing space and light to shine through its open arch; Carr's Pacific meets the sky in a vast expanse of radiating energised light; and Clarice Beckett's painting, "The Road to the Sea," will not allow the eye to rest on the foreground figures — the blue of the woman's dress pulls the viewer toward the blue of the Pacific ocean — and the eye moves restlessly back and forth — out to the horizon and back, out to the horizon and back, like the voyaging of Beckett's colonial modernist sisters. Clarice Beckett might not have been afforded the opportunity to voyage out in person, but she nevertheless made that *artistic* voyage. If the Pacific played a significant part in the imaginary of the 'old world' artists of this period, it also acted upon the imagination of those who lived by its rhythms at the far-flung edges of the British empire, engendering an art of "fresh seeing."

Bibliography

- Barrett, Michelle. "Introduction" to *A Room of One's Own* by Virginia Woolf, ix-liii. London: Penguin Books, 1993.
- Blainey, Goeffrey. *The Tyranny of Distance: How Distance Shaped Australia's History*. Melbourne: Sun Books, 1966.

Blanchard, Paula. The Life of Emily Carr. Vancouver/Toronto: Douglas & McIntyre, 1987.

- Carr, Emily. Fresh Seeing: Two Addresses by Emily Carr. Toronto/Vancouver: Clarke, Irwin & Co., 1972.

Crean, Susan. *The Laughing One: A Journey to Emily Carr*. Toronto: HarperCollins, 2001. Eastmond, Elizabeth. 'Landscape/*Painting*, Landscape/*Writing*: Frances Hodgkins's Late

³⁹⁾ See Virginia Woolf's first novel, *The Voyage Out*, published in 1915.

⁴⁰⁾ The novels based on Lawrence's time in Australia are *Kangaroo* (1923) and *The Boy in the Bush* (1924) and in Mexico, *The Plumed Serpent* (1926).

Landscapes' in *Manufacturing Meaning: The Victoria University of Wellington Art Collection in Context*. Wellington: Adam Art Gallery, 1999 (n.p.).

- Gill, Linda, ed. *The Letters of Frances Hodgkins*. Auckland: Auckland University Press, 1993.
- McCormik, E. H. Portrait of Frances Hodgkins. Auckland: Auckland & Oxford University Presses, 1981.
- Macdonald, Charlotte, Merimeri Penfold and Bridget Williams, ed. *The Book of New Zealand Women/Ko Kui Ma Te Kaupapa*. Wellington: Bridget Williams Books, 1991 [entries on Rita Angus, 12-14 & Frances Hodgkins, 302-305].
- McQueen, Humphrey. *The Art of Margaret Preston*. Adelaide: Art Gallery Board of South Australia, 1980.
- . Black Swan of Trespass: The Emergence of Modernist Painting in Australia to 1944. Sydney: Alternative Publishing, 1979.
- Mansfield, Katherine. *The Letters of Katherine Mansfield*. Vol.II. Edited by John Middleton Murry. London: Constable, 1928.
- Modjeska, Drusilla. Stravinsky's Lunch. Sydney: Picador, 1999.
- Patmore, Coventry. The Angel in the House. [1854/62] London & Melbourne: Cassell, 1887.
- Royal Pavilion & Museums. *Radical Bloomsbury: The Art of Duncan Grant and Vanessa Bell, 1905-1925.* Brighton & Hove: Royal Pavilion & Museums, 2011.
- Shadbolt, Doris. *The Art of Emily Carr*. [1979] Vancouver & Toronto: Douglas & McIntyre, 1987.
- Stansky, Peter. On or About December 1910: Early Bloomsbury and Its Intimate World. Cambridge Mass & London: Harvard University Press, 1996.
- Tippet, Maria. Emily Carr: A Biography. [1979] Ontario: Penguin Books Canada, 1985.
- Woolf, Virginia. *The Diary of Virginia Woolf*, Vol.I: 1915-1917. Edited by Anne Olivier Bell. London: The Hogarth Press, 1977.
- *The Diary of Virginia Woolf*, Vol II: 1920-1924. Edited by Anne Olivier Bell. London: The Hogarth Press, 1978.
- . "Mr Bennett and Mrs Brown." In *A Woman's Essays: Selected Essays: Volume One.* Edited by Rachel Bowlby. London: Penguin Books, 1992.

———. "Old Bloomsbury." In *Moments of Being: Unpublished Autobiographical Writings*, 159-179. London: The Hogarth Press, 1978.

- ———. "Professions for Women." In *Collected Essays*. Vol.II, 284-289. London: The Hogarth Press, 1966.
- . Roger Fry: A Biography. [1940] London: Vintage (Random House), 2003.
- . A Room of One's Own. [1929] London: Hogarth Press, 1959.
- ——. "A Sketch of the Past." In Moments of Being: Unpublished Autobiographical Writings, 64-137. London: Hogarth Press, 1978.
- ------. The Voyage Out. London: Duckworth, 1915.

The Australian carbon pricing experience: are there any lessons for Japan?

Justin Dabner

Abstract

In 2010 the Japanese Government made substantial commitments to the reduction in greenhouse gas emissions. In particular it proposed a 25% reduction on 1990 levels by 2020 and an 80% reduction by 2050. At the forefront of this policy was to be an additional (carbon) tax on fossil fuels, strategies to promote renewable energy (in particular a feed-in tariff) and an emissions trading scheme. Notoriously there was to be greater reliance on nuclear energy.

Subsequent events conspired to derail these plans. The Fukushima power station disaster forced the Government to reconsider nuclear power. Continued global economic uncertainty, together with the damage to the economy caused by the March 2011 tsunami, resulted in the deferral of the introduction of the emissions trading scheme.

Meanwhile on July 1, 2012 the Australian Government introduced a hybrid carbon tax/emissions trading scheme putting it at the cutting edge of climate change response using fiscal measures. However the path to the introduction of this regime was not easy and its future is not assured. Whilst Australia had been active in negotiating the 1997 *Kyoto Protocol*, and an early signatory, during the subsequent decade the Liberal coalition Government refused to embrace a price on carbon, the centerpiece of the Protocol, even questioning the science on climate change. With the election of a Labor Government in 2007 the *Kyoto Protocol* was promptly ratified and an emissions trading scheme proposed. However the proposal met neither the expectations of environmentalists nor industry and in 2010 it was shelved upon failing to pass through Parliament for a third time. Although it seemed that the impetus had been lost, with the toppling of a Prime Minister later that year and a Federal election resulting in Labor forming a coalition with the Greens, momentum again swung in favour of an emissions trading scheme.

Meanwhile the Liberal coalition Opposition remains divided as to the approach it would adopt if it wins government in the elections scheduled for late 2013. Having dismissed one party leader for promoting an emissions trading scheme, the current policy of the party is that it would repeal the Government's scheme and focus on emissions reduction strategies requiring other than a fiscal response.

There may be political economy lessons for the rest of the world, including Japan, in how the carbon tax/emissions trading scheme was designed and implemented in Australia. This paper explores the developments in Australia. It is hoped that Japanese policy analysts might find the Australian experience informative.

Introduction

If the scientists are correct our World is on the edge of a precipice brought about by climate change. Every country, indeed, humanity faces an uncertain future.¹⁾

For Australia, already the driest inhabited continent on Earth,²⁾ the implications of global warming and the extreme weather forecasts are frightening. Whilst the important primary production industry has an uncertain future in the face of changing weather patterns,³⁾ with 85% of the population coastal dwellers,⁴⁾ rising sea levels will directly affect much of the population. The anticipated destruction of Great Barrier Reef before the end of the century and erosion of the country's World renowned beaches will impact harshly on tourism and the cherished quality of life of the Australian population. Apart from those island nations that will simply cease to exist⁵⁾ few countries may be as adversely impacted by climate change as Australia.

It could, therefore, be anticipated that Australia would be at the forefront of efforts to reduce manmade emissions of carbon considered by most scientists to be cause of the problem that is climate change. However, huge distances between population centres, necessitating long distant transport, together with sprawling cities, have conspired to render Australia the greatest emitter of carbon per head of population in the developed World.⁶⁾ Furthermore, its vast reserves of coal, and the vital extractive industry that these reserves support, provide no incentive to see the use of coal reduced, albeit that coal powered electrical generation is one of the World's primary sources of manmade carbon emissions.⁷⁾

So the country has faced a conundrum. The quality of life of its inhabitants demands that climate change be tackled. Yet any measures focused on the reduction of carbon emissions

¹⁾ It is not proposed to canvass the scientific debate in this paper. This has been performed admirably by others. For example, see Lidia Xynas, "Climate change mitigation: carbon tax — is it the better answer for Australia?" *Australian Tax Forum* 26 (2011): 339-47.

²⁾ See http://www.about-australia.com/facts/ (last visited 11 November 2012).

³⁾ B. L. Preston and R. N. Jones, *Climate change impacts on Australia and the benefits of early action to reduce global greenhouse gas emissions*, CSIRO, February 2006, available at http://www.csiro.au/files/files/p6fy.pdf (last visited 11 November 2012).

⁴⁾ The Commonwealth of Australia, Australian Bureau of Statistics, *Year book of Australia 2004*, available at http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Previousproducts/1301.0Feature%20Article32004?op endocument&tabname=Summary&prodno=1301.0&issue=2004&num=&view= (last visited 11 November 2012).

 ⁵⁾ For example, see Bill Blakemore, "Micronesia: A third kind of Nation, Written off?", *ABC News*,
9 December 2009, available at http://abcnews.go.com/Technology/global-warming-micronesia-island-nations-threatened-sea-level/story?id=9280340 (last visited 11 November 2012).

⁶⁾ *Climate Commission, The critical decade: international action on climate change*, Commonwealth of Australia, 2012, available at www.climatecommission.gov.au (last visited 5 October 2012), 13-19.

⁷⁾ Coal amounts for around 75% of Australia's electricity generations: *Climate Commission, The critical decade*, 15.

will require both fundamental changes to the economy and to the entrenched behavior of the population. Furthermore, as a relatively small country in terms of population the impact of any carbon emission reductions in the global context might be almost negligible⁸⁾ yet as a price taker in global markets its industry needs to remain competitive.

Apart from (initial) contention over the science and reality of human induced climate change it is these considerations that have been at the heart of the debate in Australia as to the appropriate response to global warming.

It is proposed in this paper to examine the events that have led to the introduction in Australia of a price on carbon. It will be seen that 2007 was a watershed year when, for the first time, both major parties acknowledged the need for a fiscal response. However the path to the subsequent introduction of an emissions trading scheme ("ETS") was rocky and there may be lessons in the experience for other nations considering or embarking upon a similar journey. It is hoped that this contribution to the literature might assist the Governments of these nations in negotiating the process.

1. Climate change response — the policy alternatives

Once it is accepted that manmade carbon emissions need to be reduced a number of Government initiated strategies are possible. First, there are regulatory measures ranging from prohibitions on the use of particular energy sources through to incentives to adopt more energy efficient practices and look to renewable energy solutions. It is this direct measures approach that the Australian Liberal coalition Opposition supports. Indeed the current Government already has many such measures in its suite of responses.⁹⁾

The more controversial response is the proposal to place a price on carbon emissions. The *Kyoto Protocol* endorses such an approach as the most cost effective.¹⁰⁾ There is, however, nothing new in this concept. For decades economists have promoted the idea of internalizing the costs of external or public goods, of which air quality is one example.¹¹⁾ This movement was probably at its zenith during the 1970s when air pollution in developed nations was increasingly a concern. Then, and even more so now in a more globalised market, a central concern with such measures is the potential to drive industry offshore to escape the competitive disadvantage generated by the added cost burden. In carbon pricing parlance the expression "carbon leakage" has been coined to refer to the phenomenon where

⁸⁾ Although, according to the *Climate Commission*, Australia is the 15th largest emitter (larger than around 180 other countries): *Climate Commission*, *The critical decade*, 14.

⁹⁾ See the discussion in Xynas "Climate change mitigation: carbon tax — is it the better answer for Australia?", 375-82.

¹⁰⁾ Generally see http://unfccc.int/2860.php (last visited 12 November 2012).

¹¹⁾ Taxes used to internalize negative externalities are referred to as Pigovian taxes: A. Sandmo, "Optimal taxation in the presence of externalities," *Swedish J. Econ* 77, no. 1 (1975): 86.

origin based carbon pricing leads to a reorientation of carbon emitting activities away from countries that price carbon to destinations that do not.

For those countries that look to implement a carbon pricing mechanism, essentially there are two choices: a tax on carbon emissions or a market mechanism whereby a cap is placed on the amount of carbon that the country should emit (in line with its ultimate goal of achieving its Kyoto obligations) and permits to emit carbon can be traded. Under such a "cap and trade" system permits might be both issued by the Government and, effectively, created by entities trapping carbon.

The respective advantages and disadvantages of these alternative approaches have been the subject of much debate, one which it is not appropriate to engage in this paper. Suffice to say that a major deficiency in the carbon tax approach is the lack of a cap – conceivably the amount of carbon emissions could stay the same or even rise with the added cost simply passed on to consumers. The setting of the tax rate (i.e. the carbon price) would also be problematic for governments. Too low and nothing is achieved. Too high and the economy might be significantly damaged.¹²⁾

Whilst a market based "cap and trade" scheme avoids these limitations such regimes suffer from the unknown and complexity. The negative impact on investment planning arising from the uncertainty as to the future carbon price, difficulties in fairly allocating carbon credits and the potential for speculation and corrupt market practices also have the potential to derail their effectiveness.¹³⁾

In the absence of a global co-ordinated regime either mechanism has to deal with the international environment. Carbon leakage, as described above, is a real threat. The typical policy response is to introduce a border adjustment tax that seeks to tax the underlying amount of carbon emissions reflected in imports from destinations without pricing mechanisms.¹⁴⁾ Apart from the obvious difficulties in setting the rate of tax and identifying the amount of indirect carbon emissions there is a concern that such taxes may violate international trade rules, and, in particular, the *General Agreement on Tariffs and Trade* (the "GATT").¹⁵⁾ For an ETS a further issue is as to whether and what permits issued by foreign countries should be recognized. If foreign carbon markets are not available to domestic

¹²⁾ For a discussion of the difficulties of setting a carbon tax rate and a possible solution see: De Villemeur and Leroux, "CO2: Tax now, Pay later!," 49.

¹³⁾ Lidia Xynas comprehensively canvasses the opposing arguments in relation to carbon taxes and emission trading schemes concluding that a carbon tax is preferable: Xynas, "Climate change mitigation: carbon tax – is it the better answer for Australia?", 352-70. For a similar conclusion see Jim Corkery, "A carbon tax – onwards," *Revenue Law Journal* 19, no. 1 (2009): 1-8.

¹⁴⁾ An alternative response is the issuing of free carbon permits to trade exposed industries, which presents its own difficulties as a policy solution.

¹⁵⁾ An alternative might be to encourage non-abating exporting countries to impose a carbon tax on their exports, encouraged by the realization of an additional revenue flow that might otherwise go to abating countries in the form of border adjustments.

entities then a higher domestic market price compared to other countries (as would be expected if other markets were larger) might lead to carbon leakage. Recognizing foreign permits exposes the country to integrity issues which might be problematic for its carbon regulator to resolve.

2. Australia's path to a price on carbon

International agreement on climate change dates back to the early 1990s. In Rio de Janeiro, Brazil in 1992, 166 countries signed the *United Nations Framework Convention on Climate Change* ("UNFCCC") agreeing to work towards stabilizing greenhouse gas concentrations in the atmosphere.¹⁶⁾ This Convention set no mandatory limits but in December 1997 the parties adopted the *Kyoto Protocol*, under which developed countries collectively committed to reduce greenhouse gas emissions by at least 5% below 1990 levels during 2008 to 2012.

Working alongside the *Kyoto Protocol* have been the United Nations climate change conferences. Since the 2010 session at Cancun (Mexico) though, countries have begun pledging to limit or reduce their emissions. These countries include Australia which has pledged to reduce its emissions by 5% compared with 2000 levels by 2020.¹⁷⁾ Whilst it is difficult to compare the various pledges, Australia's *Climate Commission* has suggested that Australia's commitment is broadly comparable to other countries, in particular the targets of the United States, Japan, Europe and China.¹⁸⁾

2007 is year zero for climate change response in Australia. As at the start of the year the Liberal coalition Government had been in power for just over 10 years during which time it had refused to ratify the *Kyoto Protocol* or establish a comprehensive greenhouse gas reduction strategy. Finally, following the final report of the *Prime Ministerial Task Group on Emissions Trading*, all but the diehards in the Government accepted the science of climate change and the Government committed the country to a carbon trading scheme.¹⁹⁾ The Labor Opposition had also commissioned the *Garnaut Climate Change Review* earlier in the year.²⁰⁾ The result was that both major parties went to the November 2007 election with a promise to introduce carbon trading.

The subsequent election of a Labor Government was viewed as a mandate from the people to deal with climate change, which the new Prime Minister had said was the "greatest

¹⁶⁾ www.unfccc.int (last visited 5 October 2012). There were 195 signatories as at that date.

 $^{^{17)}}$ Australia is prepared to adopt a target of 25% reductions under strict conditions relating to significant global action.

¹⁸⁾ Climate Commission, The critical decade, 28.

¹⁹⁾ Available at http://pandora.nla.gov.au/tep/72614 (last visited 5 October 2012).

²⁰⁾ The 2008 report and 2011 update can be found at: http://www.garnautreview.org.au/ (last visited 5 October 2012). Garnaut supports an ETS over a carbon tax provided that it is not too heavily compromised.

moral challenge" facing the country on which he was committed to act. Indeed one of the Government's first acts was to ratify the *Kyoto Protocol*. In the euphoria of the moment the introduction of a carbon price in Australia seemed assured.

There followed during 2008 a number of reports and Government papers teasing out the details of how an ETS might be implemented and seeking community input.²¹⁾ This fostered considerable public debate and political lobbying which extended throughout 2009. The Government faced the difficulty that, although it had a large majority in the lower house, the peculiarities of the Australian federal electoral system were that conservatives continued to control the Senate. Thus it was necessary for it to negotiate to ensure passage of its legislation. Against this political reality the Government introduced a Bill into Parliament on May 14, 2009 to enact an emissions trading scheme termed the "*carbon pollution reduction scheme*" ("CPRS").²²⁾

However as a negotiated compromise the scheme failed to meet the expectations of environmentalists nor be acceptable to industry. There were too many exclusions, free permits and a particular problematic feature allowing for the acquisition of cheap permits from the developing World as a substitution for emission cuts. Furthermore, uncertainties remained and the complexity of the regime made it difficult to sell to the community. A foreshadowed low fixed permit price of \$10 AUD per tonne in the first year of operation raised the spectra that the scheme would create a mere revenue churn that would not be effective in achieving its environmental objectives.

Nevertheless, successful negotiations with the leader of the Liberal coalition in November 2009 seemed to ensure the safe passage of the Bill. However the inability of the Opposition leader to bring the remaining climate change skeptics within his party onboard saw him imprudently issue an ultimatum leading to his ousting as leader.²³⁾ His replacement,

²¹⁾ Including the Garnaut Review, *Carbon Pollution Reduction Scheme, Green Paper,* Commonwealth of Australia, Department of Climate Change, 16 July 2008, available at http://www.climatechange.gov. au/government/reduce/~/media/publications/cprs/greenpaper.pdf (last visited 5 October 2012), *Australia's Low Pollution Future: The Economics of Climate Change Mitigation*, Treasury and *Carbon Pollution Reduction Scheme: Australia's low pollution future, White Paper,* Commonwealth of Australia, 15 December 2008, available at http://pandora.nla.gov.au/pan/102841/20090728-0000/www.climatechange.gov.au/whitepaper/report/index.html (last visited 5 October 2012).

²²⁾ Issued first as an exposure draft for public consultation on 10 March 2009, then as a Bill on 14 May 2009 (see http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:legislation/billhome/ R4127) which, following its failure to pass the Senate, was reintroduced in 2010 but subsequently lapsed upon Parliament rising for the calling of a general election (see http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/ display.w3p;query=Id:legislation/billhome/R4281).

²³⁾ In December 2009 Malcolm Turnbull was replaced by Tony Abbott after the former had instructed his colleagues that they should support the Government's emission trading proposal. See: Matthew Franklin, "Malcolm Turnbull sharpens the knife," *The Australian* (November 26, 2009), available at http:// www.theaustralian.com.au/politics/malccolm-turnbull-sharpens-the-knife/story-e6frgczf-1225803954519 (last visited 5 October 2012) and "Shock win for Abbott in leadership vote," *ABC News* (1 December

a climate change skeptic himself, led the Senate to reject the Bill for a second time.²⁴⁾

Whilst the Bill was reintroduced into Parliament in 2010, public weariness of the issue together with an increasing reluctance to embark on any initiative whose impact on the economy was potentially negative at a time of continuing global economic instability, induced the Prime Minister to announce that resolution of the country's greatest moral challenge would be deferred until such time as greater World consensus was reached.²⁵⁾ His subsequent inability to achieve passage of an equally controversial piece of legislation enacting a special mining tax was to see him replaced as leader in June 2010. Reading the community's fatigue with the issue his successor, Prime Minister Gillard, went to the August election under a no carbon tax platform.²⁶⁾ With the Opposition leader publicly doubting the science of climate change both major Australian political parties had dramatically retreated from a policy to impose a price on carbon in three short years. A highly popular Prime Minister and well regarded leader of the Liberal coalition Opposition had been dethroned in the process.

Nevertheless, a massive swing against the Government was to see it only retain office with the help of independents and the Greens as part of a power sharing agreement. This was a game changer. Carbon pricing was back on the agenda.

3. The 2012 Australian ETS

In fulfillment of the Labor Government's power sharing agreement with the Greens a *Multi-party Climate Change Committee* was established to determine the exact way this would be delivered. Fundamental design issues had to be negotiated in a highly charged atmosphere. Business and right wing lobby groups were fuelling the Opposition attacks.²⁷⁾ Pledges in blood that the regime would be repealed when they were returned to

^{2009),} http://www.abc.net.au/news/2009-12-01/shock-win-for-abbott-in-leadership-vote/1163910 (last visited 5 October 2012).

²⁴⁾ On 2 December 2009.

²⁵⁾ Announced 27 April 2010. See "Carbon Pollution Reduction Scheme" (Press release), Australian Government Department of Climate Change and Energy, 5 May 2010, available at www.climatechange. gov.au/en/media/whats-new/cprs-delayed.aspx (last visited 5 October 2012).

²⁶⁾ Although the Government argues that an ETS was not ruled out. The difficulty is that these semantics seem to have been lost on the Australian population who generally believe that the Prime Minister was not truthful with them: see, for example, D. Atkins, "Carbon tax plan is do or die for Prime Minister Julia Gillard," *The Courier-Mail* (11 July 2011), available at www.couriermail.com.au/spike/columnists/carbon-tax-plan-is-do-or-die-for-prime-minister-julia-gillard/story-e6frerff-1226091892661 (last visited 5 October 2012).

²⁷⁾ See for example the criticism referred to in Randall Jackson, "Gillard announces carbon tax," *Tax Notes International* 61 (March 7, 2011): 729. However it should be acknowledged that some business leaders actually welcomed the introduction of a carbon tax preferring to see Australia not fall behind the rest of the world and encouraged by the end to the uncertainty it would bring: Randall Jackson, "Australian mining giant calls for carbon tax," *Tax Notes International* 59 (Sept 27, 2010): 1002.

office,²⁸⁾ calls for a national plebiscite on its introduction²⁹⁾ and attempts to arrest power from the Government in the lower house³⁰⁾ were all part of the attack. On the other side, environmental lobby groups were demanding a price that internalized the full cost of carbon pollution and an end to contradictory policies (such as assistance to polluting industries).³¹⁾ Even actors³²⁾ and State politicians³³⁾ entered into the fray.

The Government's primary mechanism for galvanizing community support and introducing credible evidence to support its policy was to establish, as part of the Department of Climate Change and Energy Efficiency, a *Climate Commission* empowered to lead the national debate on the implications of climate change and the appropriate response. As at August 2012 the Commission had been very active, having issued 12 reports, primarily focusing on the need for strong rapid action and the steps Australia could take.

In February 2011 the Prime Minister announced the broad features of a resurrected ETS based on the recommendations of the Multi-party committee.³⁴⁾ However the precise details remained fluid with further refinement present in the draft legislative package issued for comment in July 2011 and the subsequent bills presented to Parliament in September 2011,³⁵⁾ with even further changes made leading up to the 1 July 2012 commencement of the

²⁸⁾ Randall Jackson, "Australia. Lower house passes carbon tax bills," *Tax Notes International* 65 (October 17, 2011): 177.

²⁹⁾ Kristen A. Parillo, "Opposition leader seeks plebiscite on carbon tax," *Tax Notes International* 62 (June 27, 2011): 1011.

³⁰⁾ Power is split 76/74 with the Government required to provide a speaker. One Government member has been facing possible criminal charges which have presented the possibility that he might need to vacate his seat. The support of the Independents has also not always guaranteed. An attempt by the Government to improve their position by persuading one of the Opposition members to be speaker backfired when allegations of improper behavior forced that member to step down and the Government was required to provide a speaker from its own ranks.

³¹⁾ David D. Stewart, "Think tank calls for coherent climate change tax policies," *Tax Notes International* 61 (February 21, 2011): 553.

³²⁾ Randall Jackson, "Cate Blanchett panned for promoting carbon tax," *Tax Notes International* 62 (June 6, 2011): 763.

³³⁾ See for example the threat by the New South Wales Treasurer to increase the state mining royalty tax (which increase would be reimbursed to the mining companies by the Federal Government in his view) to offset the effect of the carbon tax: Kristen A. Parillo, "Australian Feds, State tussle over mining tax," *Tax Notes International* 64 (Sept 12, 2011): 779.

³⁴⁾ See the press release and attachments at http://www.pm.gov.au/press-office/climate-change-framework-announced (last visited 11 November 2012).

³⁵⁾ The legislative package included four main bills: The *Clean Energy Bill* 2011 (which set up the carbon price mechanism); The *Clean Energy Regulator Bill* 2011 (which established a regulatory body to administer the mechanism); The *Climate Change Authority Bill* 2011 (which established a new Authority to advise the Government on the future design of the carbon price mechanism) and The *Clean Energy (Consequential Amendments) Bill* 2011. Generally see http://www.climatechange.gov.au/media/whats-new/clean-energy-legislative-package.aspx (last visited 11 November 2012). Also see the Government's comprehensive plan, *Securing a clean energy future: the Australian Government's climate change plan*

scheme.36)

The regime as introduced can be outlined as follows:³⁷⁾

- the top 500 "large" emitters of carbon dioxide are to purchase an eligible emissions unit ("EEU") for each tonne of carbon dioxide emitted each year from facilities over which they have operational control (with no cap imposed),³⁸⁾
- those entities affected are to report carbon emissions for a financial year to the *Clean Energy Regulator*³⁹⁾ whose function is to ensure the accuracy of these reports and impose penalty unit shortfall charges if insufficient EEUs are purchased,⁴⁰⁾
- the EEU price is fixed until 1 July 2015, for the first year at \$23 AUD per tonne and then rising at 2.5% pa in real terms, purchased from the Government⁴¹ and immediately surrendered⁴² (hence the measures are more accurately a carbon tax for the first 3 years),

issued in July 2011 and available at http://www.pm.gov.au/press-office/securing-clean-engergy-futureaustralia (last visited 11 November 2012). The Government maintains a website to promote its plan and keep the community abreast of developments: www.cleanenergyfuture.gov.au (last visited 11 November 2012).

³⁶⁾ For example, see the *Clean Energy Legislation Amendment Act* 2012, available at http://www. comlaw.gov.au/Details/C2012A00084.

³⁷⁾ The central piece of legislation is the *Clean Energy Act* 2011. Passed by a majority of 74 to 72 in the lower house and 36 to 32 in the upper house. The legislation received Royal assent in December 2011. A detailed summary of the legislation and surrounding issues is available in the Bills Digest no. 68, 2011-12, available at http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd1112a/12bd068 (last visited 11 November 2012).

³⁸⁾ And certain waste facilities emitting 10,000 tonnes per year. Notably some businesses not liable under this scheme are also to be subject to an equivalent carbon price through reductions to the fuel tax credits arrangements. Whilst the Government estimates that around 60% of Australia's emissions will be covered by the ETS with other measures there will be a carbon price effectively imposed on 2/3rds of all emissions: Australian Government, *Carbon pricing mechanism: who is liable?*, available at http://www. cleanenergyfuture.gov.au/500-companies/ (last visited 30 October 2012).

³⁹⁾ By 31 October. The Climate Change Authority is to monitor the regime and set the cap for annual emissions.

 $^{^{40)}}$ At 130% of the cost of acquiring an EEU during the first 3 years and once the market mechanism applies, the charge will be double the average price of units for the year.

⁴¹⁾ Alternatively Australian Carbon Credit Units ("ACCU") may be surrendered, up to a cap of 5% of the emission obligations during the fixed price period. ACCUs are generated through certain farming and forestry activities – the *carbon farming initiative*. This initiative commenced in December 2011 and provides for credits to be issued on the basis of approved projects that reduce or avoid greenhouse gas emissions and/or increase carbon storage or sequestration: see http://www.daff.gov.au/climatechange/cfi (last visited 5 October 2012).

 $^{^{42)}}$ In general EEUs equal to 75% of the estimated (or the preceding year's) liability are to be surrendered by 20 June with the balance by 1 February of the subsequent year.

- from 1 July 2015 the fixed price EEUs are to be replaced by a "cap and trade" ETS whereby any gains or losses will be on revenue account from an income tax perspective (and not subject to GST),
- industry and household assistance is made available: free EEUs are to be issued to certain trade exposed activities for the first five years⁴³⁾ and coal-fired electricity suppliers⁴⁴⁾ and tax cuts, pension increases and other compensatory government payments are implemented.⁴⁵⁾

In the following section the key features of the regime will be discussed in greater detail and their rationale examined.

4. The politics of implementation: price setting, exclusions and compensation

The regime is the product of a political bargain. Explanations and justifications for how the fundamental aspects of the regime were arrived at are attempted below:

Carbon tax or emissions trading scheme

The debate as to the most appropriate mechanism was noted earlier. The hybrid reflects a view that Australia needs to be part of a global market for carbon permits that the Government hopes will exist by 2015. Until then the regime operates as a carbon tax which avoids the potential for price volatility in the carbon price. This has plagued the European Union ETS with the carbon price at one time falling dramatically when the market reacted to a view that there had been an oversupply of free permits. Price volatility was also especially a risk in the short term while the scheme remained the subject of controversy and threats to repeal it. Ensuring a minimum ceiling for the carbon price both has the effect of maintaining the impetus for behavioral change, especially by providing assurance to those contemplating low carbon investments, and protecting government revenues.

The carbon price

The hybrid nature of the regime required the Government to set the initial price. This exercise involved a tradeoff between the environment and the economy. It was inevitable that proponents of the two sides would be unsatisfied with the outcome. Business interests

⁴³⁾ For example, steel, aluminum, glass, paper, zinc, cement clinker and urea production industries.

⁴⁴⁾ Only in the first four years and up to a cap and subject to passing certain criteria.

⁴⁵⁾ Compensation to households ranged from increased social security payments and family assistance to tax rate cuts and other tax reduction measures. Small businesses also received assistance in the form of accelerated tax deductions. Other related measures include the availability of \$40m AUD of energy-efficiency grants, a \$240m AUD fund to assist small businesses to reduce their energy consumption and, over six years, a \$1b AUD clean technology investment program for capital expenditure on energy-efficient technology in certain industries.
pointed to the price at which carbon permits were trading in Europe (around \$15 AUD) whilst environmentalists pointed to analysis that suggested a price around \$130 AUD was necessary to drive a move to renewable energy sources. Ultimately the price of \$23 AUD accepts a need for carbon to be priced but at a level that the Government hopes will not damage the economy and lead to massive carbon leakage.

Large emitter threshold

The regime applies to "large" emitters, namely entities that emit 25,000 metric tonnes⁴⁶⁾ of carbon dioxide annually (or the equivalent)⁴⁷⁾ with entities required to calculate emissions and be subject to audit. The Government has stated that this should account for around 60% of Australia's greenhouse gas emissions. The logic behind the threshold is to not burden smaller emitters with the cost and administration imposed by the regime, although those close to the threshold will still need to be able to verify that their emissions level does not exceed it. Notably the *Clean Energy Regulator* downgraded the list of affected entities from a projection of more than 500 (initially 1,000) to only 294 just prior to the regime taking effect.⁴⁸⁾ The science of measuring emissions is still being developed. One particular difficulty is that whilst fugitive emissions are caught (essentially the gas that escapes during (coal) mining operations) the measurement of such emissions is especially problematic.⁴⁹⁾

Exemption for the agricultural sector

The agricultural sector was exempted albeit that it is the country's third largest emitter. Various justifications for this have been given including the difficulty of measuring emissions on farms,⁵⁰⁾ the fact that the industry is a price taker and could not pass on the added $costs^{51}$ and that the concession was necessary to obtain the support of the independents on whom the Government relies.⁵²⁾ Gasoline was also exempted but large diesel and jet fuel users are to be subject to increases in excise taxes.⁵³⁾

⁴⁶⁾ Some landfill operators emitting 10,000 tonnes or more and certain natural gas retailers are also caught. Entities may also elect to opt-in to the regime to avoid the payment of taxes such as the fuel excise. The scheme contains provisions directed at schemes splitting emissions over different entities in an attempt to fall below the threshold.

⁴⁷⁾ The ETS applies to four of the six greenhouse gases acknowledged in the *Kyoto Protocol*.

⁴⁸⁾ Randall Jackson, "Fewer firms expected to pay carbon tax," *Tax Notes International* 66 (June 25, 2012): 1193.

⁴⁹⁾ Discussed in Philip Burgess, "Australia's carbon Sunday: a price is put on carbon emissions," *Tax Notes International* 64 (Sept 5, 2011): 751.

⁵⁰⁾ Ibid.

⁵¹⁾ See the comments attributed to the National Farmers' Federation by Jackson, "Australian mining giant calls for carbon tax," 1002.

⁵²⁾ Reported in Jackson, "Gillard announces carbon tax," 729.

⁵³⁾ In the case of fuel for heavy road transport the exemption applies only for the first two years.

Emissions intensive trade exposed ("EITE") industries

EITE industries (such as steel, aluminum, zinc and glass production) are to receive substantial assistance in the form of free units covering up to 94.5% of their liability during the first three years, although this assistance will taper off at 1.3% per annum reflecting a carbon productivity contribution. The steel industry is to receive added assistance to encourage innovation and efficiency whilst the natural gas industry is also to receive a special 50% assistance level. The coal sector is to receive special assistance to help the transition away from the most emissions intensive coal mines whilst an energy security fund is to be established to provide some assistance to the electricity generation sector. These aspects of the regime all reflect the Government's concern not to damage the economy with a too greater initial shock but rather to allow high emitting industries critical to the economic health of the nation time to introduce measures to reduce their exposure.

On the other side of the equation the Government is also supporting the nascent clean energy industry. The most significant proposal is the establishment of the *Clean Energy Finance Corporation* to be set up to increase investment in renewable energy, energy efficiency and other low emissions technology. The Government has been active to promote the opportunities that the introduction of the scheme has for those wishing to be part of the vanguard of a new clean energy industry.

The level of assistance to EITE industries is particularly controversial and problematic. Whilst the rationale is to encourage the continuation of domestic production and prevent carbon leakage it has been argued that the assistance is excessive leading to windfall gains to these industries, the damaging of the environmental effectiveness of the regime by reducing incentives and increasing the cost of carbon reduction elsewhere in the economy.⁵⁴⁾ This is not to say that properly designed assistance to EITE industries may not be appropriate and necessary. As was noted earlier, the alternative of a border adjustment mechanism suffers from legal uncertainty in terms of compliance with GATT principles, administrative costs and calculation difficulties and could lead to international trade disputes and protectionism. Until international agreement and acceptance of such a mechanism is achieved the approach adopted in Australia of a free allocation of units is likely to be the preferred approach to counter carbon leakage.⁵⁵⁾

Compensation and managing price rises

Whilst it was acknowledged, and indeed is the rationale for the scheme, that the price of certain products in the market place would rise, the *Australian Competition and Consumer Commission* ("ACCC") is to take action against any price gouging claimed falsely to be

⁵⁴⁾ T. Wood and T. Edis, *New protectionism under carbon pricing: case studies of LNG, coal mining and steel sectors*, The Grattan Institute, 2011.

⁵⁵⁾ Elena de Lemos and Pinto Aydos, "Australia's carbon pricing mechanism," in *Carbon pricing, growth and the environment*, ed. Larry Kreiser, Ana Yabar Sterling, Y Pedro Herrera, Janet E Milne and Hope Ashiabor (Abingdon Oxon Edwards Elgar Publishing 2012): 261-76.

as a result of the introduction of the regime. Certainly it was anticipated that the price of electricity would rise but businesses intending on passing on additional costs to consumers are required to be able to substantiate that this is a result of the carbon measures if this is, in fact, what they claim. Given the potential for the electricity price rises to challenge the community's resolve to put a price on carbon⁵⁶⁾ the Government initiated a marketing offensive to defray concerns as to the significance of the carbon price on electricity prices:⁵⁷⁾ see appendix 1.

Although there is contention over whether the initial set price of \$23 AUD a tonne is too low (to encourage a change in behavior or investment in clean energy) or too high (compared to other regimes and hence damaging the international competitiveness of Australian businesses) forecasts suggest that it will flow through as a 5-10% increase in the price of electricity and gas, 0.5-2% increase in the price of steel, aluminum and cement and 0-0.5% increase in the cost of waste removal services, water, fuel, chemicals and paper.⁵⁸⁾ These price rises are promoted by the Government as modest and more than offset by the increased compensation to some businesses and households. Whilst the Opposition suggests that the ETS and its countervailing compensation measures will simply generate a pointless money churn the Government argues that cashed up households will spend their extra funds wisely focusing on those industries and products that are able to avoid price rises through clean energy investment and/or energy savings. Market forces will, therefore, accelerate the desired change in behavior.

Whilst the Opposition mounted a scare program in the lead up to 1 July 2012,⁵⁹⁾ price monitoring in the months following identified little impact from the ETS.⁶⁰⁾ Admittedly these were early days and it might be expected that any flow on effect will take some time to work its way through to retail prices. There were, however, a number of grievous and well publicized attempts to profit gouge blaming the carbon tax identified by the ACCC.⁶¹⁾ There

⁵⁶⁾ Approximately 35% of Australia's carbon emissions come from the generation of electricity: Burgess, "Australia's carbon Sunday: a price is put on carbon emissions," 751.

⁵⁷⁾ The carbon price was estimated to add around \$300 AUD annually to household power bills: Jackson, "Gillard announces carbon tax," 729.

⁵⁸⁾ Generally see: The Commonwealth of Australia, *An overview of the clean energy package*, available at http://www.cleanenergyfuture.gov.au/wp-content/uploads/2012/05/CEF-overview_Apr2012.pdf (last visited 11 November 2012).

⁵⁹⁾ Resulting in comedians and comics blaming the carbon pricing scheme on everything ranging from being late for work through to the poor performance of the Australian cricket team.

⁶⁰⁾ David D. Stewart, "Carbon tax has little effect on consumers, report shows," *Tax Notes International* 67 (August 13, 2012): 611.

⁶¹⁾ The managing-director of one of the country's largest bakery chains was forced to resign after a newsletter was leaked where he urged his franchises to put up prices and blame it on the carbon tax: Randall Jackson, "Head of bakery chain resigns over carbon tax deception," *Tax Notes International* 67 (July 16, 2012): 201. Also see Randall Jackson, "Government clarifies relationship between carbon tax, GST," *Tax Notes International* 67 (July 23, 2012): 305.

were also businesses that were rumored to have sacked workers, closed down or moved offshore in response partly, at least, to the introduction of the measures with small business reportedly particularly affected due to their apparent inability to be able to pass on the additional costs arising from the carbon price.⁶²⁾

Presumably the Government hopes that the package as a whole sufficiently sugarcoats the introduction of a carbon price so that both the economy (and the Government) can survive the experience. At the same time the measures must not be that unobtrusive that they do not bring about the desired behavioral change. Only time will tell although on 18 October the Government announced that carbon emissions from electricity generation had fallen since the introduction of the measures, although at the same time arguing that the carbon price had only marginally contributed to a rise in electricity prices.⁶³⁾ The Government is, it seems, having it both ways.

5. Is there really an Australian carbon pricing spring and, if so, will it prevail?

The lingering effects of the global economic crisis stymied the nascent attempts by some World leaders to rise above the disappointments of the Copenhagen, Cancun and Durban climate change conferences and actually implement a fiscal response to climate change. Australia has been a star exception, albeit that the country only contributes 1.5% of the global greenhouse gas emissions.⁶⁴⁾ This raises the question: why has the country proceeded down a path so many other countries have shied away from?

The answer is one of political necessity. Notwithstanding the Prime Minister's noncarbon tax pledge, decimation at the 2010 polls saw the Government only retain power with the aid of the Greens on whose insistence the implementation of a carbon price became Government policy. Furthermore, it could be suggested that the regime is mere window dressing - an attempt to look as if the Government is doing something. Given Treasury estimates that a price around \$131 AUD per tonne is necessary to meet the Government's greenhouse gas reduction targets,⁶⁵⁾ something politically inconceivable, it is difficult to see how a price of \$23 AUD per tonne will generate sufficient financial imperative to steer

⁶²⁾ Steve Lewis and Lisa Cornish, "Carbon price unfair to small businesses," *The Daily Telegraph* (August 20, 2012), available at http://www.news.com.au/business/your-business/carbon-pain-registers-for-businesses/story-fn9evb64-1226453653623 (last visited 5 October 2012).

⁶³⁾ The Hon Greg Combet, "Evidence shows carbon price is working," *Media Release GC 287/12*, 18 October 2012.

⁶⁴⁾ The Commonwealth of Australia, *Securing a clean energy future: The Australian Government's climate change plan* (AGPS 2011), 21, available at www.cleanenergyfuture.gov.au/wp-content/ uploads/2011/07/Consolidated-Final.pdf at p xi (last visited 5 October 2012).

⁶⁵⁾ The Commonwealth of Australia, The Treasury, *Strong Growth, Low Pollution: Modeling a carbon price* (AGPS 2011), 11, available at http://cache.treasury.gov.au/treasury/carbonpricemodelling/content/ report/downloads/Modelling_Report_Consolidated.pdf?v=2 (last visited 5 October 2012).

the economy towards a renewable energy future. If there is likely to be one real effect of the Government's climate change reforms it may be to lock the economy into an alternative fossil fuel, namely gas-fired power rather than the more polluting coal-fired power.⁶⁶

The likelihood of the failure of the pricing to be able to achieve the outcome pleaded for by the scientists may be exacerbated by other design features.⁶⁷⁾ Notable of these are the limited application of the tax to 294 big polluters (1,000 was the initial plan),⁶⁸⁾ the exclusions for some industries and sectors (notably agriculture), the free units for trade exposed high polluting entities (shielding them from up to 94.5% of their liability) and the massive household compensation scheme that will see nine out of ten households receiving some compensation, many in excess of the anticipated impact on them.⁶⁹⁾ The combined effect of these features is that the regime will not be revenue neutral for the Government, at least initially. Whilst the rationale of the compensation is to soften its introduction, the Government must surely be looking towards the long term. For carbon pricing to generate the necessary behavioral changes the compensation package must eventually disappear into the inflation generated bracket creep and government policy change morass.⁷⁰

In any event, whether the Government's carbon pricing mechanism (for what it is) has a long term future is uncertain. Whilst the weight of the science has apparently convinced most in the Opposition that climate change is real and manmade, the centre piece of their climate change policy is direct measures at tackling carbon emissions with a promise to repeal the ETS. This threat to repeal the regime is significant given that the Opposition is expected to win the elections scheduled for late 2013.⁷¹ Even the mere threat is damaging enough to the policy aims of the regime. The Opposition has warned businesses not to purchase forward units in a scheme that will be closed down. Any investment decisions away from fossil fuels towards renewable energy need long term certainty and investment groups have slammed this approach of the Opposition as irresponsible and introducing political risk into the investment equation.⁷²

Of course, whether the Opposition will be elected (and have control of both houses of

⁶⁶⁾ See John Passant, "Australia's carbon tax – the sweet and the sour" *Bulletin for International Taxation* 65, no. 12 (2011).

⁶⁷⁾ For a similar sentiment see: Evgeny Guglyuvatyy, "Australia's carbon policy — a retreat from core principles," *eJournal of Tax Research* 10, no. 3 (2012): 552-72.

⁶⁸⁾ Jackson, "Fewer firms expected to pay carbon tax," 1193.

⁶⁹⁾ \$10.10 per week compensation for the average family as against an anticipated increase in costs of \$9.90: The Commonwealth of Australia, *Securing a clean energy future: The Australian Government's climate change plan.*

⁷⁰⁾ Passant, "Australia's carbon tax – the sweet and the sour," 12.

⁷¹⁾ Australia must hold its next federal election by 30 November 2013.

⁷²⁾ David D. Stewart, "Australia. Investment groups praise carbon tax as opposition pledges repeal," *Tax Notes International* 65 (October 24, 2011): 254.

Parliament) cannot be taken for granted, even given their current lead in the polls.⁷³⁾ The current Opposition leader is as unpopular as the Prime Minister and liable to damaging gaffs.⁷⁴⁾ Furthermore, whilst he has made a "pledge in blood" that he will repeal the regime⁷⁵⁾ the international implications of such a move now that an agreement for mutual recognition of European units has been forged, the fact that domestic businesses may have, in fact, bought units in advance and the need to also unwind the massive compensation arrangements directed towards business and households, would make this a challenging proposition.

6. Are there any lessons for Japan from the Australian experience?

In recognition of the fact that it contributes 3.2% of the World's greenhouse gas emissions,⁷⁶⁾ under the *Kyoto Protocol* Japan committed to reducing its emissions by 6% relative to 1990 levels by 2012. As an interim measure its 2010 Cancun pledge was to reduce emissions by 25% relative to 1990 by 2020. In the longer term the reduction target is 80% from 1990 levels by 2050.

Whilst a small scale voluntary ETS targeting small and medium sized businesses ("SMEs") was commenced in 2005⁷⁷⁾ and a broader ranging voluntary experimental ETS in October 2008⁷⁸⁾ the Japanese Government has procrastinated over how it might best achieve its Kyoto undertakings. As of February 2012 the Government was still reportedly reluctant to place a general price on carbon on economic and political grounds and had even admitted that its commitment to reduce emissions by 25% from 1990 levels was no longer viable.⁷⁹⁾

⁷⁷⁾ Going by the acronym "JVETS", a regime based on the EU system. Generally see: Stephanie Monjon, *Implementation of an emission trading scheme in Japan: some food for thought*, Climate Strategies October 2011, available at www.climatestrategies.org (last visited 5 November 2012). JVETS was apparently introduced as a voluntary scheme only due to strong opposition from industry and the Ministry for the Economy, Trade and Industry: Hitomi Kimura and Andreas Tuerk, *Emerging Japanese emissions trading schemes and prospects for linking*, Climate Strategies, October 2008, available at www. climatestrategies.org (last visited 5 November 2012).

⁷⁸⁾ On the ETS in Japan generally see the Ministry of the Environment website at http://www.env.go.jp/ en/earth/ets/mkt_mech.html (last visited 13 November 2012).

⁷⁹⁾ Leo Shanahan, "Japan's energy crisis puts ETS launch on ice," *The Australian*, February 29, 2012.

⁷³⁾ The latest opinion polls suggest that Labor may be recovering ground: Peter Lewis and Jackie Woods, "Polls apart: is Labor really coming back?" *ABC The Drum Opinion* (10 October 2012), available at http://www.abc.net.au/unleashed/4303712.html (last visited 12 November 2012).

⁷⁴⁾ Phillip Coorey, "Turnbull firms as preferred leader," *The Sydney Morning Herald* (September 17, 2012), available at http://www.smh.com.au/opinion/political-news/turnbull-firms-as-preferred-leader-20120916-260kj.html (last visited 12 November 2012).

⁷⁵⁾ Whatever that means. Reported in Jackson, "Australia. Lower house passes carbon tax bills," 177.

⁷⁶⁾ Over twice that of Australia (1.5%) although greenhouse gas emissions per Japanese are a mere 10.5 tonnes CO2 –e compared with 27.3 tonnes per Australian: *Climate Commission, The critical decade*, 55. (Although with the move away from nuclear energy in Japan this difference may not now be so stark.)

Meanwhile, the OECD's 2009 Economic Survey of Japan recommended that Japan should shift from a voluntary to a mandatory ETS based on a cap and trade that covered the whole economy drawing on lessons from other countries as well as its voluntary system. Furthermore, the design features should be such as to facilitate linking to those in other countries.⁸⁰⁾ Given these sentiments a consideration of the Australian mandatory economy wide ETS would seem particularly appropriate for Japanese policy analysts.

The political economy of implementation

Generally, whilst political economy theory predicts that broad ranging ETSs are almost impossible to introduce as the most influential political actors oppose carbon markets, some empirical studies have shown that under certain circumstances policy windows for the introduction of such systems may open.⁸¹⁾ The Australian experience bears out this theory and illustrates the circumstances giving rise to such a window.

The Australian carbon pricing mechanism is the product of ten years of heated political debate. It played a part in the demise of the country's second longest serving conservative Prime Minister who took too long to accept the science. It saw the end of a conservative Opposition leader who fell on his sword trying to drag the skeptics in his party to an enlightened future. It hastened the end of one of the most popular Prime Ministers in Australian history⁸²⁾ who, after campaigning on a climate change response being the greatest moral challenge facing the country, failed in his attempts to pass the legislation. It witnessed his successor campaign on the promise that no carbon tax would be introduced then, within six months, announce that the Government would proceed to introduce an ETS. Even now with the regime operating it remains controversial and its future uncertain.⁸³⁾

Are there any lessons for other countries, and especially Japan, in the Australian

The experimental ETS continues but solely on a voluntary basis with participating entities establishing their own emissions reduction targets although verification by the Government is a pre-requisite to any trading.

⁸⁰⁾ R. S. Jones and B. Yoo, *Economic survey of Japan 2009: Improving the policy framework in Japan to address climate change*, OECD Economics Department Working Papers (OECD Publishing), 740 doi: 10.1787/218874608768. On linking also see Kimura and Tuerk, *Emerging Japanese emissions trading schemes and prospects for linking*.

⁸¹⁾ Discussed and referenced in the paper by Sven Rudolph and Takeshi, "Tokyo's greenhouse gas emissions trading scheme: a model for sustainable megacity carbon markets?" available at http://ideas. repec.org/p/mar/magkse/201225.html (last visited 13 November 2012).

⁸²⁾ Second in ranking with a popularity rating of 74%: see "The Rudd Supremacy," March 30, 2009, available at http://www.brisbanetimes.com.au/national/the-rudd-supremacy-20090330-9g6s.html (last visited 6 November 2012).

⁸³⁾ As at October 2012 debate still rages in the media between the Government and anti-ETS proponents: for example see: The Hon Greg Combet, "Dick Warburton's inaccurate claims," *Media Statement GC 292/12*, 25 October 2012, available at http://www.climatechange.gov.au/~/media/Files/minister/combet/2012/media/october/Combet-MediaRelease-292-12.pdf (last visited 13 November 2012).

experience? Clearly the introduction of such a regime is politically challenging. Vested interests, climate change skeptics and political opportunists abound. In the face of opposition how does a Government go about introducing such measures? Deceiving the electorate is one element of the Australian response which might be employed, but, it is suggested, only after very careful consideration. A steadfast assuredness of the need to act urgently and, hopefully, subsequently bring the community along would seem to be a prerequisite for such an approach although it is doubtful that the Australian Government had any loftier ideals than political expediency. The price for its deceit may soon be paid at the ballot box.

This Australian "big bang" approach is contrasted with the incremental approach adopted in Japan. The introduction of narrowly focused voluntary regimes gradually intended to morph into an economy wide mandatory regime sounds reasonable, although such an approach was apparently forced on the Government by the refusal of the powerful industry groups to accept a mandatory regime with such groups now continuing to successfully insist on a deferral of the mandatory stage. A duplicitous approach may be necessary therefore, but it needs to be managed properly. Introducing the measures with a narrow application and at a low carbon pricing (if it is not to be market determined) is also more likely to be politically expedient. The intention to subsequently broaden the regime's application and lift the price need not be (initially) made public. Public consultation on the specifics of the regime should play its part but on certain fundamental features the Government must signify that there is no room for compromise.

Environment v economy tradeoff: compensational and behavioral change

Any mechanism subsequently introduced in Japan must balance the protection of the environment with the protection of the economy. Australia has been fortunate in this regard. Whether it was the Chinese demand driven mining industry boom or the Government's clever economic management that sheltered the economy from the ravages of the global financial crisis is unclear but what is clear is that the Australian economy is one of the few that has remained strong and so is better placed to absorb the shock of the introduction of a price on carbon. Even so, the price is not as high as environmentalists would wish and there are many concessions, exemptions and beneficiaries of free units. In particular, perceived critical and trade exposed high emitting industries are protected, at least in the short term. The provision of exemptions and other largesse requires difficult tradeoffs in the face of intense lobbying by interest groups and all manner of wild claims about impending doom (both environmental and economic). Such concessions are a necessary feature of such a regime though, although best bounded by strict time lines for withdrawing the largesse and coupled with financial and other Government assistance to implement change. Whilst the Australian measures contain these features there will always be debate as to whether they are too generous or not generous enough.

Of course, pricing carbon is all about achieving behavioral change. The speed at which this change can achieved is a product of the environment/economy tradeoff. There

is no advantage in making the economy so unattractive to operate in that carbon emitting industries are driven offshore or frightened away – the so called carbon leakage. The exemptions and concessions in the form of the allocation of free units are directed at this concern. Furthermore, in this regard Australia has again been lucky as it is well placed as a desirable investment location.⁸⁴⁾ The cost of conducting business is only one consideration relevant to investment decisions by global investors.

Once the carbon price and the excluded and supported industries are identified the measures must focus on the best way to achieve behavioral change for the bulk of the community. The Australian approach is, at least at first, an upstream one, to focus on the biggest polluters with the expectation that they will pass on the additional cost. The proceeds from the sale of units to the big polluters will flow into the compensation provided to other business (especially small business who are more likely to be price takers and unable to pass on these costs) and consumers. The theory is that consumers acting rationally will spend their increased wealth on utilities, products and services that are cheaper because their costing is impacted to a lesser extent by the price put on carbon, that is, were produced, distributed and/or provided using less carbon emitting processes. Therein lies the incentive for business to go green.

Like most economic theories this is contentious and depends on many assumptions. Whilst the Government has attempted to explain the theory it can be expected that many in the community are still perplexed by the utility of this huge money churn apparently justifying nothing other than a new Government bureaucracy. Furthermore, real fears exist as to what the "rational" consumer might really do with their compensation. These fears were exacerbated by the fact that the first round of payments preceded the flow though effect of the carbon price becoming apparent (in fact, they even preceded the introduction of the carbon price). Speculation has ranged from that the money would simply be banked (maybe even used to pay down debt) to that it would immediately be splurged on the latest internet ready 3D super high definition plasma TV out of China. Whilst either response may sound rational to many, neither are the responses on which the measures are predicated.

A further possibility, which presumably the Government's economists consider irrational, is that consumers will continue to spend in exactly the same way simply using the compensation to meet the price increases generated by the carbon price. That the Government suspects that this hugely undesirable outcome is a possibility is the basis for Passant's suggestion that the compensation is designed to eventually fall below parity with the cost of the carbon price and, ultimately in fact, fade into obscurity. Hence the justification for his proposition that the ETS will result in a decline in the living standards of working people.⁸⁵⁾ Certainly this may be true if there is not an attendant adoption of measures by

⁸⁴⁾ See the sales pitch by the Government at: http://www.austrade.gov.au/Invest/Why-Australia/default. aspx (last visited 22 November 2012).

⁸⁵⁾ Passant, "Australia's carbon tax – the sweet and the sour," 12.

industry that will see it eventually be able to exclude the cost of carbon from its products and services.

Whether or not the compensation regime is critical to the economic outcomes of the regime, it is fundamental to the political acceptability of the ETS. The Government hopes that the compensation package both blunts the Opposition's threat to repeal the measures whilst shoring up community support. If the Government retains power in the 2013 elections or the Opposition subsequently retreats from its threat to repeal the regime it is arguable that this outcome could be substantially attributed to these generous compensation measures.

Serendipity

It must be asked: why has an economy wide ETS been able to be introduced in Australia and not Japan notwithstanding that the Japanese Government and its Ministries have been considering the idea for a decade? After all, both countries have (at times) demonstrated an enthusiasm to take a world leadership role in the response to climate change.

The Japanese intransience might be attributable to both the power of industry lobby groups and the nature of the power split between various Ministries with opposing mandates rendering it more difficult to implement a policy crossing ministerial boundaries. Undoubtedly the sluggish economy and the triple disasters of 2011 have also played a part in delaying the introduction of an ETS.

Whilst Australia has maintained a vibrant economy throughout this period and there have been no natural disasters of the magnitude as that impacting on Japan, both the anti-ETS business lobby and the ministerial power split factors were also at play. Additionally, until 2007 the Government was comprised primarily of climate change skeptics who saw no need for such measures and took the view that, in any event, as a major exporter of fossil fuels the country had too much to lose by encouraging a price on carbon. Such skeptics were emboldened by the argument that even though Australians emit the highest amount of greenhouse gases per capita than anyone else in the world, in absolute terms the amount was so small that it would make no difference whilst the possible adverse effects of "going it alone" on a price taker export dependent economy were considerable.

The power of the anti-ETS lobby was also well demonstrated in Australia by its contribution to the removal of both an Opposition leader and a Prime Minister with both their replacements expressing a no carbon price policy. However serendipity was to play its part. A hung Parliament, only resolved by a power sharing agreement with the Greens in both Houses of Parliament was to see an ETS introduced, against the tide of both mainstream public sentiment and the policies of the major parties. The ETS was thus born from a fortuitous and unique set of circumstances rather than as the result of a strong Government policy supported by the mandate of the people.

Future linkages

Greater efficiency in carbon markets are achieved where the market is bigger or it is linked to other markets. Indeed the Australian Government had always envisaged that its ETS would need to be linked to other schemes, such as the EU regime.

Both the Australian and any future Japanese carbon market will be price takers when linked to larger markets like the EU and any future Chinese or US economy wide market. It is critical, therefore, that not only must the design features of the regime be established with a view to not generating barriers to bilateral linking but that each country must carefully review the features of other trading schemes before linking to them. It might be expected, therefore, that Japanese analysts will wish to carefully monitor the progress towards the linking of the Australian scheme with that of the EU (and New Zealand).⁸⁶⁾

Conclusion: an irrelevant discourse

The introduction of an ETS in Australia has been accompanied by a saga of political intrigue. Political careers have been destroyed (or at least set back). Backroom deals done to secure power. Whether it will achieve the necessary environmental objectives remains to be seen but the politics of implementation have caused many to doubt the effectiveness of the regime given the quantification of the carbon price, number of exemptions and the extent of free permits issued to (so called) high emitting trade exposed entities. In particular, there is the (initial) setting of the carbon price at \$23 AUD per tonne, in contrast to the Government's own Treasury estimates of \$131 AUD per tonne as necessary to meet the country's greenhouse gas reduction targets. There is a real concern that the Australian regime is merely a cynical attempt by the Government to be seen to have done something albeit that the regime may achieve nothing in terms of greenhouse gas reductions. In any event, the regime has a tenuous future.

Developments in Japan are even less sanguine. Whilst some additional taxes have been imposed on fossil fuels, with the anticipated effect to increase the price of fuel by one yen per litre⁸⁷⁾ this tax is hardly likely to achieve any environmental objectives in terms of an incentive to reduce fuel consumption. Meanwhile the introduction of an economy wide mandatory ETS seems as far away as ever. With the controversy over the current Government's plan to double the consumption rate tax to 10% (from 2015) there appears to

⁸⁶⁾ Australia is a member and Japan an observer of the *International Carbon Action Partnership* ("ICAP"). ICAP is an open forum comprised of public authorities and governments that have established or are actively pursuing carbon markets through mandatory cap and trade systems with absolute caps. It provides a forum to share experiences and knowledge especially with a view to facilitating future linkages. See http://www.icapcarbonaction.com/ (last visited 13 November 2012).

⁸⁷⁾ Chisaki Watanabe, "Japan introducing carbon tax prompts backlash from businesses" (Sept 28, 2012): see http://www.bloomberg.com/news/2012-09-28/japan-introducing-carbon-tax-prompts-backlash-from-businesses.html (last visited 12 November 2012).

be little appetite for the introduction of further imposts on the community.

As the author writes the conclusion for this paper it is hoped that it is not merely a further contribution to what Earth and paleo-climate scientist Andrew Glickson has termed the "irrelevant discourse." In his view it is all too late. He advocates the proposition that the political and economic fury over the carbon price and appropriate mechanism has obscured the fundamental issue that we should be considering, namely the catastrophic consequences for the world 3 to 4 degrees warmer by 2100.⁸⁸⁾ We can only hope that he is mistaken.

⁸⁸⁾ Andrew Glikson, "The Faustian bargain – while we debate the numbers, the planet suffers," The Conversation (online), 27 July, 2011, available at http://the conversation.edu.au/the-faustian-bargain-while-we-debate-the-numbers-the-planet-suffers-2512 (last visited 5 October 2012).

Network (poles & wires)



Australian Government

Where every \$100 on your electricity bill goes

The carbon price will cut pollution and drive investment in clean energy like solar and wind power.

20

r energi Velece

generation (making electricity)

\$20

Wholesale electricity

Carbon price

\$9

National average figures provided by the Commonwealth Treasury. These figures include GST. Individual bills will depend on a number of factors including your household consumption, metering type and where you live.

Appendix 1

アメリカにおけるシンクタンクの政治的影響力 ——教育改革を事例に

宮 田 智 之

はじめに

現代アメリカ政治における興味深い現象の一つに、非営利の政策研究機関、いわゆる「シンクタンク」の目覚ましい成長が指摘できる。一部は20世紀初頭から1960年代にかけて設立されているが、70年代を境に急増し、現在シンクタンクの数は400近くを数えるまでに至っている。¹⁾一方、こうした発達は90年代に入りシンクタンクへの学問的な関心を喚起し、ジェームズ・スミス(James A. Smith)の『アメリカのシンクタンク(*The Idea Brokers*)』をはじめいくつかの論文が発表されるなど、シンクタンク研究は活況を呈したかに見えた。²⁾

しかし、今日シンクタンク研究は完全に停滞している。³⁾何故、シンクタンク研究は停 滞してしまったのか。それは、シンクタンクの影響力の解明という難問が存在しているか らである。言うまでもなく、影響力は政治学の本質的概念であり、いかなる対象であって もその影響力を明らかにする必要があるが、シンクタンクの影響力を厳密に捉えようとす れば、政策結果とシンクタンクの因果関係を証明しなければならない。しかし、現実の政 治は数多くのアクターが参入する複雑なプロセスであり、政策結果へのシンクタンクの 直接的影響を客観的に証明することは非常に困難である。⁴⁾要するに、このような方法論 上の問題が強く認識されるようになり、シンクタンクは敬遠されるようになったのであ る。⁵⁾

⁴⁾ Stone, *Capturing the Political Imagination*, 4.

¹⁾ 以下の資料などをもとに計算した数字。Lynn Johnson Hellebust and Kristen Page Hellbust, *Think Tank Directory: A Guide to Independent Nonprofit Public Policy Organizations* (Kansas: Government Research Service, 2006).

²⁾ ジェームズ・A・スミス著、長谷川文雄ら訳『アメリカのシンクタンク――大統領と政策エリートの世界』(ダイヤモンド社、1994年)。

³⁾ アメリカのシンクタンクを主題とした論文は、上記のスミスの論文を含めわずかである。David M. Ricci, *The Transformation of American Politics: The New Washington and the Rise of Think Tanks* (New Haven: Yale University Press, 1993); James G. McGann, *The Competition for Dollars, Scholars and Influence in the Public Policy Research Industry* (Lanham: University Press of America, 1995); Diane Stone, *Capturing the Political Imagination: Think Tanks and the Policy Process* (London: Frank Cass, 1996); Andrew Rich, *Think Tanks, Public Policy, and the Politics of Expertise* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004); Donald E. Abelson, *A Capitol Idea: Think Tanks & US Foreign Policy* (Montreal & Kingston: McGill-Queen's University Press, 2006); Thomas Medvetz, *Think Tanks in America* (Chicago: University of Chicago Press, 2012).

⁵⁾ 久保文明「政治的インフラストラクチャーについて」久保文明編『アメリカ政治を支えるもの ----政治的インフラストラクチャーの研究』(日本国際問題研究所、2010 年)、9-10 頁。

しかし、そもそもシンクタンクの影響力とは政策結果との関連で捉えられるべき性質の ものであろうか。このような根本的な疑問を抱くのは、シンクタンクの活動を詳しく観察 すると、その貢献とは政策結果以外の局面においてより顕著に観察されると考えられるか らである。具体的には、シンクタンクは次の三つの局面において大きな貢献を果たしてい ると考えられる。まず、第一に政策立案への貢献である。シンクタンクは、日々の政治家 への接触や政府要職等への人材の供給を通して、政策立案の局面で深く関与している可能 性がある。第二に、課題設定(アジェンダ・セッティング)への貢献である。そう頻繁で はないにせよ、時にシンクタンク関係者の研究がある課題に対する関心を増大させている 可能性がある。第三に、専門家の結集・拡大への貢献である。シンクタンクは政府高官経 験者など著名な専門家や駆け出しの若手研究者に研究の機会を提供する場であり、ある政 策案が繰り返し提唱される環境を整備している可能性がある。当然のことながら、これら 三つの貢献は政策結果を導くものではなく、厳格な意味での影響力ではない。しかし、ア メリカ政治との関係において重要な政治的意味を有することは否定できず、決して無視す ることはできない。

そこで、本稿では以上の三つの貢献をそれぞれ「短期的影響力」、「中期的影響力」、「長 期的影響力」と定義したい。その上で、本稿は個別の政策案の展開においてシンクタンク がこれら三つの影響力を行使していることを明らかにするため、近年教育改革の一つとし て注目されている「スクール・バウチャー (school voucher)」と保守系シンクタンクの関 係を事例として取り上げる。

アメリカでは、80年代半ば以降教育改革が政治課題として浮上し、教育政策の第一義 的権限を有する州レベルを中心にスクール・バウチャーを含む「学校選択」への関心が高 まった。ただし、チャーター・スクール(charter school)など他の学校選択が超党派の 支持を確保し易いのに対し、スクール・バウチャーは共和党が支持し民主党が反対すると いう党派対立を抱え、実現困難な政策案である。⁶⁾とはいえ、90年代に入るといくつかの 州ではこの政策案の導入を目指す動きが高まり、ウィスコンシン州などでは反対派の抵抗 を乗り越えスクール・バウチャーの実現に成功している。また、その他においても今日に 至るまで共和党政治家を中心に提唱されている。

以上のスクール・バウチャーの動向において不可欠な存在であったと考えられるのが保 守系シンクタンクである。「限定的な政府」や「自由市場」などを標榜する保守系シンク タンクは、同様の立場を支持するいくつかの財団、すなわち保守系財団の財政的支援のも と70年代以降相次いで設立され、今日アメリカのシンクタンク世界において主要な一角

⁶⁾ チャーター・スクールとは、州・地方教育委員会などとの契約に基づき、教師や親、そして地域 のグループによって自律的に運営される公立学校のことである。「米国の公教育改革とチャータースクー ル一公教育の選択・分権・民営化一」『CLAIR Report』141号(1997年3月)、37頁。チャーター・ス クールが超党派の支持を確保し易いのは、共和党、民主党のそれぞれの思惑を満たすものであるからで ある。共和党はスクール・バウチャーという最終的な目標に向けた一歩と考えており、民主党はスクール・ バウチャーという急進的な動きへの「防波堤」になると捉えている。Jeffrey Henig, "Education Policy from 1980 to the Present: The Politics of Education," in *Conservatism and American Political Development* ed. Brian J. Glenn and Steven M. Teles (New York: Oxford University Press, 2009), 302-304.

を構成している。⁷⁾ そして、こうした保守系シンクタンクは、減税や規制緩和などと並ん で国内政策の要としてスクール・バウチャーを売り込んできた。

最後に次の点を述べたい。アメリカではシンクタンクが高度に発達しているにもかかわ らず、上述の理由から政治学者の間でシンクタンクの影響力について沈黙が続いている。 一方、これとは対照的に学界の外ではアメリカのシンクタンクに対する関心は非常に高 い。しかし、そうした巷にあふれる認識の多くはシンクタンクの影響力を過大に評価する など印象論の域にとどまっている。⁸⁾ こうした不健全とも言える認識の違いが存在する中 で、本稿が影響力自体を柔軟に解釈し、個別の政策案の展開におけるシンクタンクの具体 的な貢献を描き出すことで、現代アメリカ政治におけるシンクタンクの意義がより明確に なると思われる。

1. スクール・バウチャーの歴史的展開

(1) スクール・バウチャーの起源

スクール・バウチャーとは、政府支給のバウチャー(授業料振替券)をもとに親達が子 どもの通う学校を公立・私立を問わず自由に選択できる政策である。このスクール・バ ウチャーの生みの親は、経済学者のミルトン・フリードマン(Milton Friedman)である。 フリードマンは、62年の『資本主義と自由(*Capitalism and Freedom*)』などで公立学校 制度に内在する問題を解決する手段としてスクール・バウチャーというアイディアを打ち 出す。⁹⁾

フリードマンの議論の要点は以下の通りである。伝統的な公立学校制度は政府の独占的 運営であり、各公立学校はその水準に関わらず生徒と予算を保証される。そのため、質の 高い教育を提供し、予算を効率的に使用するといったインセンティブは生まれず、凡庸さ を育んでいる。これに対して、スクール・バウチャーを導入すれば各学校は親の支持を 求めて競争せざるを得ず、長期的にはより良い学校を生み出すことになる。すなわち、フ リードマンの議論の核心とは公立学校制度に市場原理を導入するという斬新なものであっ た。しかし、この種の議論は政府の積極的役割を肯定する当時の支配的風潮に真っ向から 対立するものであり、スクール・バウチャーに多くの支持が集まることはなかった。¹⁰⁾

70年代に入ると、やや状況が変化する。巻き返しを図りつつあった保守派がスクール・ バウチャーを提唱するようになる。また、興味深いことにリベラル派の学者もこの政策

⁷⁾ スケイフ財団 (Sarah Scaife Foundation)、オーリン財団 (John M. Olin Foundation)、ブラッドレー 財団 (Bradley Foundation)、スミス・リチャードソン財団 (Smith Richardson Foundation)、コーク財 団 (Koch Foundations) が代表的な保守系財団である。これらは、シンクタンクをはじめ保守派の知的 基盤の整備に莫大な資金を提供してきたことで知られる。宮田智之「政治インフラの形成と財団」久保 編『アメリカ政治を支えるもの』、24-32 頁。

⁸⁾ 実務家の間では今でも興味深い論文が発表され続けている。最近でも次の論文が発表されている。 アレックス・アベラ著、牧野洋訳『ランド 世界を支配した研究所』(文春文庫、2011 年)。

⁹⁾ Milton Friedman, *Capitalism and Freedom* (Chicago: University of Chicago Press, 1962).

¹⁰⁾ Terry M. Moe, *Schools, Vouchers, and the American Public* (Washington D.C.: Brookings Institution Press, 2001), 17-20.

案の可能性に関心を寄せる。もっとも、ハーバード大学のクリストファー・ジェンクス (Christopher Jencks) ら一部のリベラル派の学者が唱えた案とは、フリードマンの市場原 理的なモデルではなく、社会的不平等を克服する手段として貧困層の生徒により多額のバ ウチャーを支給するというものであった。¹¹⁾

このように一部で評価されるようになったとはいえ、スクール・バウチャーをめぐって は教員組合など民主党の支持団体が強硬に反対するというもう一つの大きな障害が存在し た。反対派は、スクール・バウチャーによって各公立学校が生徒や予算を奪われ公立学校 制度そのものが根底から脅かされる可能性があることや、バウチャーが宗教系私立学校の 授業料として使用されれば政教分離の原則に抵触する可能性があることなどを理由に強硬 に反発したのであった。このような現実もあり、70年代を通してスクール・バウチャー 導入に向けた機運が高まることはなかったのである。¹²⁾

(2) 1980年代以降の連邦及び州の動向

しかし、80年を迎える頃にはまず公共哲学の次元で大きな変容が生じ、積極的な政府 路線への批判が高まるとともに、市場の役割を見直す風潮が強まる。レーガン(Ronald Reagan)は正にこうした変化を体現する政治家であった。レーガンは教育の分野でも選 択と競争こそが学校改善の鍵であると唱え、スクール・バウチャーの実現に意欲を示し、 三度にわたり関連法案を提出する。一方、広範な支持を期待できるとの判断から、レーガ ン政権が提出した法案はフリードマンよりもジェンクスのモデルに近く低所得家庭の生徒 を対象とするものであった。確かに、穏健な法案であってもスクール・バウチャーは時期 尚早であった。レーガン政権は民主党議会の抵抗に屈せざるを得なかったのである。とは いえ、レーガン政権の動向がそれまで専門家内部の議論にとどまっていたスクール・バウ チャーをはじめて政策課題へと引き上げるとともに、後述する重要な人材を輩出したこと は軽視できない。同じく、レーガン政権期に公立学校をめぐる憂慮すべき実態が明らかに なったことも重要である。83年に教育長官の諮問委員会によって発表された『危機に立 つ国家(*A Nation at Risk*)』が諸外国の生徒に比べてアメリカの生徒の学力が著しく劣っ ているとし、これを国家的な危機と表現したことで、一般のレベルでも教育への悲観論が 巻き起こることになる。¹³⁾

『危機に立つ国家』の告発は教育の第一義的権限を有する州レベルで特に深刻に受け止められ、90年代を通して教育改革が実施されていく。多くの州でチャーター・スクール などが実施されただけでなく、スクール・バウチャーも推進され、いくつかの州ではその 導入に成功する。その一つがウィスコンシン州であった。

ウィスコンシン州でも同州最大の学区であるミルウォーキー市学区への懸念が広がる中 で、共和党のトミー・トンプソン(Tommy G. Thompson)州知事は二つの集団の支持を 確保し、反対派の抵抗というもう一つの障害を乗り越え、アメリカで初となるプログラム

¹¹⁾ Jeffrey R. Henig, *Rethinking School Choice: Limits of the Market Metaphor* (Princeton: Princeton University Press, 1994), 64-66.

¹²⁾ Moe, Schools, Vouchers and the American Public, 21-30.

¹³⁾ Ibid.

を導入する。まず、トンプソンは地元財界の支持を確保する。ウィスコンシン州は、保 守系財団のブラッドレー財団のお膝元であった。このブラッドレー財団では会長自身が スクール・バウチャーに熱心であり、地元の財界を先導した。次に、トンプソンはミル ウォーキー市内の黒人層からの支持も得る。伝統的に都市部に住む黒人層は民主党支持集 団であるが、同市の黒人層は公立学校の実態に対して不満を抱いていた。こうした不満を 代弁していたのが州下院議員のポリー・ウィリアムズ (Polly Williams) である。ウィリ アムズは民主党リベラル派の政治家であったが、彼女も子をもつ親として公立学校に批判 的であり、トンプソンの改革に共鳴するのであった。それまでスクール・バウチャーは共 和党や保守派によって専ら提唱されてきたことを考えれば、以上のように民主党支持層に も支持が広がったことは極めて画期的であった。¹⁴⁾ こうした動きを背景に、トンプソン は反対派の抵抗を排し、ミルウォーキー市の低所得家庭の生徒を対象としたプログラムを 90 年に実現させ、95 年に同プログラムを拡充する。¹⁵⁾ そして、こうしたウィスコンシン 州の動向は他州にも波及していく。確かに、教員組合を中心とする反対派の抵抗によりそ の多くは失敗に終わったものの、オハイオ州やフロリダ州では 90 年代後半に類似のプロ グラムの導入に成功している。¹⁶⁾

一方、連邦レベルではしばらくスクール・バウチャーをめぐる動きは後退していたが、 共和党議会が出現した 90 年代半ば以降、再びスクール・バウチャーを求める機運が生ま れ、クリントン(Bill Clinton)政権末期には首都におけるスクール・バウチャーの実施 を定めた法案が提出されるようになる。こうした中で、スクール・バウチャーを支持する ジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush)が大統領に就任する。ブッシュ政権の教育 政策の重要な業績の一つは、政権初期に成立した「落ちこぼれを作らないための法(No Child Left Behind Act、以下 NCLB)」である。 NCLB は一定の学力水準の達成等を目標 とする「スタンダード教育改革」であり、ブッシュ・シニア(George H. W. Bush)、ク リントン両政権を通して生まれた動きを強化するものであった。当初、ブッシュ政権はこ の NCLB にスクール・バウチャーを抱き合わせ、劣悪な公立学校に通う生徒にバウチャー を支給することを目指していた。結局、この案は民主党議会の反発にあい法案審議の途中 で放棄されたものの、これはブッシュがスクール・バウチャーに意欲を示していたことを 端的に物語るものであった。¹⁷⁾一方、NCLB 成立から間もなく連邦最高裁判所が歴史的 な判決を下す。反対派は政教分離の問題を理由にウィスコンシン州のプログラムの制定後 から法廷闘争を繰り返してきたが、02年夏に連邦最高裁は反対派の主張を退け、オハイ オ州のプログラムについて合憲判決を下す。18)

¹⁴⁾ 共和党政治家、地元財界、市内の黒人層というスクール・バウチャーの支持連合はオハイオ州や ワシントン D.C. でも再現され、スクール・バウチャーが導入される。

¹⁵⁾ John F. Witte, *The Market Approach to Education: An Analysis of America's First Voucher Program* (Princeton: Princeton University Press, 2000), 41-46, 162-70.

¹⁶⁾ Moe, Schools, Vouchers, and the American Public, 36-38.

¹⁷⁾ Patrick J. Quinn, *No Child Left Behind and the Transformation of Federal Education Policy, 1965-*2005 (Lawrence: University Press of Kansas, 2006), 173.

¹⁸⁾ 宮田智之「連邦最高裁判所、スクール・バウチャーに合憲判決」『外国の立法』第 214 号 (2002 年)、 164-169 頁。

連邦最高裁判決がスクール・バウチャーにとって追い風となる中で、ワシントン D.C. に おいても地元財界や市内の黒人層がスクール・バウチャー支持で固まり、ウィスコンシン 州で見られた支持連合が形成されつつあった。また、この頃になると地元民主党政治家 の間からも支持を表明する者が現れる。その一人がアンソニー・ウィリアムズ(Anthony Williams)市長であった。元々、ウィリアムズはスクール・バウチャーに反対であったが、 何らかの改革を打ち出す必要性に迫られスクール・バウチャー支持に立場を変える。こう した運動の高まりは確実に連邦議会の民主党議員にとって大きな圧力となり、ブッシュ政 権は04年初頭に市内の低所得家庭の生徒を対象としたプログラムを制定させ、連邦レベ ルにおいて初となるスクール・バウチャーを実現させるのであった。¹⁹⁾

2. 保守系シンクタンクの短期的影響力

(1) レーガン政権の動向との関係

レーガンとフリードマンの関係は、前者がカリフォルニア州知事を務めていた時点から 始まっていた。²⁰⁾ その後、二人の関係はフリードマンが 1970 年代半ばにカリフォルニア 州にあるフーバー研究所(Hoover Institution)に移籍したことでさらに深まる。80 年大 統領選挙でも、フリードマンはフーバー研究所の同僚であるマーティン・アンダーソン (Martin Anderson)によって組織されたレーガン陣営の政策顧問に名を連ねている。²¹⁾こ のような関係から、フリードマンはスクール・バウチャーについてもレーガン本人に少な からず影響を及ぼしたと考えられる。²²⁾

ただし、レーガン政権との関係においてより顕著な貢献を果たしたと考えられるのはヘ リテージ財団(Heritage Foundation)である。ヘリテージ財団は73年の設立時から教育 において重視されなければならないのは親や家族の選択であると主張し、レーガン政権 発足直前に発表された『リーダーシップのための負託(*Mandate for Leadership*)』でもス クール・バウチャーの必要性を明記していた。広く知られているように、『リーダーシッ プのための負託』はヘリテージ財団を一躍有名にした政策提言集であり、同財団研究員や 議会共和党関係者など総勢250名が集まり、新政権に向けて政策分野ごとに詳細な提言を 纏めたものであった。レーガン側近が大統領選の最中からこのプロジェクトに高い関心を 示したことから、新政権の動向を占うものとしてこの類いの書籍としては異例のベストセ ラーになるほど注目を集めたのであった。²³⁾

『リーダーシップのための負託』では、低所得家庭の生徒にバウチャーを支給する案を 提示した。²⁴⁾ この時点で、ヘリテージ財団がジェンクスの案に近い政策提言を行ってい

¹⁹⁾ Spencer S. Hsu, "How Vouchers Came to D.C.," *Education Next*, Fall 2004.

²⁰⁾ Johan Harmer, *Reagan: Man of Principle* (Springville: Council Press, 2002), 21.

²¹⁾ Martin Anderson, *Revolution: The Reagan Legacy* (Stanford: Hoover Institution Press, 1990), 164-73.

²²⁾ Diane Ravitch, *The Death and Life of the Great American School System: How Testing and Choice Are Undermining Education* (New York: Basic Books, 2010), 117.

²³⁾ Lee Edwards, *The Power of Ideas: The Heritage Foundation at* 25 *Years* (Ottawa: Jameson Books, 1997), 41-52.

²⁴⁾ Charles L. Heatherly ed., Mandate for Leadership: Policy Management in a Conservative

たことは注目される。確かに、この提言がそのまま法案に反映されたかは不明であるもの の、レーガン側近がスクール・バウチャーを含む教育政策の提言について大いに参考にす ると応じていたことは事実である。²⁵⁾また、レーガン政権はその作成に関わった人材も 積極的に引き抜く。教育政策の提言は11名の専門家によって執筆されたが、そのうちの 2名が教育省高官に起用され、この政策提言集を編集したチャールズ・ヘザリー(Charles Heatherly)も教育長官顧問に抜擢される。²⁶⁾こうしたヘリテージ財団の支援もあり、レー ガン政権は83年に最初の法案を提出するのであった。

レーガン政権の動きは、二期目に全米人文科学基金会長のウィリアム・ベネット (William J. Bennett)が教育長官に就任したことでさらに加速していく。元々、ベネット は『パブリック・インタレスト (Public Interest)』誌などに精力的に寄稿するなど保守派 内部で強固な足場を築いていた人物である。ベネットはヘリテージ財団とも関係が深く、 レーガン政権入りする直前には同財団の研究員として『リーダーシップのための負託』の 作成にも直接関与していた。²⁷⁾そのため、ベネットは教育長官就任後もヘリテージ財団 との関係を維持し、スクール・バウチャー導入の必要性を訴えた『教育の新たなアジェン ダ (A New Agenda for Education)』を直接受け取ったばかりか、これを取り纏めた同財団 の研究員を自らの顧問に据えたほどであった。こうしたベネットの主導のもとで、レーガ ン政権は 85 年及び 86 年と連続してスクール・バウチャー法案を提出している。なお、そ の後ベネットはブッシュ・シニア政権の国家薬物取締政策局長官を経て、ヘリテージ財団 に復帰しスクール・バウチャーの代表的な専門家として台頭していくのであった。²⁸⁾

(2) ウィスコンシン州の動向との関係

90年代に入るとスクール・バウチャーの主戦場は州レベルに移行するが、この次元で も保守系シンクタンクが活躍していた。全米で最も早くスクール・バウチャー導入に成功 したウィスコンシン州においても、保守系シンクタンクの動きが活発であった。

ヘリテージ財団に象徴されるワシントン D.C. に本部を構える保守系シンクタンクは、 リベラル派に対する政策論争、いわゆる「アイディアをめぐる戦い」において保守派の主 力部隊として戦い、レーガン政権の誕生に伴いその存在感を一挙に増大させた。その後、 一部の保守派の専門家や活動家は、それぞれの地元においても連邦レベルの保守系シンク タンクの「成功」を再現しようと「州レベルの保守系シンクタンク」を相次いで立ち上 げ、この次元における保守的政策の実現を目指していく。

こうした州レベルの保守系シンクタンクの一つであるウィスコンシン政策研究所 (Wisconsin Policy Research Institute、以下 WPRI) は、87 年にジェームズ・ミラー (James

Administration (Washington D.C.: Heritage Foundation, 1981), 177.

²⁵⁾ Ernest Holsendolph, "Waiting for Reagan And Change; Washington," *New York Times*, January 4, 1981.

²⁶⁾ Ellen White, "Heritage Provides Conservative Blueprint for Education Policy," *Education Week*, September 28, 1981.

²⁷⁾ Edward B. Fiske, "Reagan's Man for Education," *New York Times,* December 22, 1985; Edwards, *The Power of Ideas.*

²⁸⁾ "Federal File: Conservative Manifesto," *Education Week*, February 20, 1985.

H. Miller)という人物によってミルウォーキー市の郊外に設立された。WPRI は、「自由 市場」、「限定的政府」、「個人の責任」といった保守的原則を掲げ、ウィスコンシン州が直 面する問題に関する研究に従事することを目的としている。このWPRI は、設立直後か らブラッドレー財団の強力な後押しを受けてトンプソンのための「アイディアの供給源」 となる。ミルウォーキー市を対象とするプログラムを立案する上で、トンプソンは市内の 黒人層を代表したポリー・ウィリアムズや彼女の盟友でありミルウォーキー市学区教育長 であったハワード・フーラー(Howard Fuller)の助言を取り入れたほか、ジョージ・ミッ チェル(George Mitchell)とスーザン・ミッチェル(Susan Mitchell)の意見も重用した。 このミッチェル夫妻こそ WPRI に所属する研究員であった。ジョージ・ミッチェルは 90 年のプログラム立案において大きな役割を果たし、妻のスーザン・ミッチェルは 95 年の プログラム改正の際に素案を纏めた中心人物であった。このようにミッチェル夫妻が政 策立案過程の奥深くに入り込んだことから、トンプソンの側近は WPRI の貢献を評して 「我々は WPRI による提言を活用させてもらった。彼らは極めて重要な仕事をしてくれた と評価している」と述べている。²⁹⁾

(3) ブッシュ政権の動向との関係

ブッシュがスクール・バウチャーに積極的であったことは、2000 年大統領選での教育 政策アドバイザーの顔ぶれを見ても明らかであった。ブッシュの周囲は、ベネットをはじ め保守系シンクタンクと関わりを持ちながらスクール・バウチャーを提唱してきた人々が 取り囲んだのであった。³⁰⁾ ブッシュが政権発足に際して教育長官に任命したのも、同じ くスクール・バウチャーを熱心に支持してきたヒューストン市学区教育長のロデリック・ ペイジ (Roderick Paige) であった。³¹⁾

このペイジのもとで、ワシントン D.C. におけるスクール・バウチャー導入の立役者 となった政府高官がニーナ・リーズ (Nina Rees) という人物である。リーズは、インス ティチュート・フォー・ジャスティス (Institute for Justice) という保守系法律団体など で一連のスクール・バウチャー訴訟に関わった後、90 年代後半にヘリテージ財団に移籍 し、議会共和党の立法動向に深く関与したことで、20 代後半という若さであったものの スクール・バウチャーの専門家として頭角を現す。リーズは、大統領選でブッシュ陣営の アドバイザーを務めた後、NCLB の制定に尽力する。この働きぶりを評価されたリーズ は、スクール・バウチャーの立法化に向けた動きが本格化すると、教育省内部で事実上の リーダーに指名されたのであった。³²⁾

一方、ブッシュ政権がスクール・バウチャー導入を目指した動きを本格化させた理由 としては、連邦最高裁の判決に加えて、首都においてスクール・バウチャーを求める動き

²⁹⁾ 宮田智之「州レベルにおける保守系シンクタンクの台頭とその政治的役割」『法学政治学論究』 第 69 号 (2006 年)、165-174、183-185 頁。

³⁰⁾ Sioban Gorman, "Bush's Lesson Plan," *National Journal*, August 7, 1999.

³¹⁾ Darcia Harris Bowman, "Republican Prefer to Back by Any Other Name," *Education Week*, January 31, 2001.

³²⁾ Dana Milbank, "From Iran, the 'Thomas Paine of School Choice'," *Washington Post*, September 3, 2003.

が勢いを増していたことが挙げられる。上述した通り、ワシントン D.C. では地元企業家 や市内の黒人層を中心にスクール・バウチャーを求める声が拡大し、市長のアンソニー・ ウィリアムズも支持を表明していた。こうした運動の高まりを好機と捉えたブッシュ政権 は、ウィリアムズ市長らの市内の声を拾いながら政策案を纏め上げていくが、この市内と の調整役を務めていたのがベネットであった。ベネットは市内の動きに直接関与するとと もに、その状況についてブッシュ政権中枢に事細かに伝えていたのであった。³³⁾

3. 保守系シンクタンクの中期的影響力

保守系シンクタンクは、各地の共和党政治家の政策立案を支えるとともに、中期的な影響力、すなわち課題設定の局面でも少なからず貢献していた。

1983年の『危機に立つ国家』から7年後、若手の政治学者のジョン・チャブ (John E. Chubb) とテリー・モー (Terry M. Moe) によって『政治、市場、アメリカの学校 (Politics, Markets & America's Schools)』という論文が発表される。この論文も、教育界 を超えた幅広い反響を呼んだという点で『危機に立つ国家』と並んでアメリカの教育政策 をめぐる分岐点となった。『政治、市場、アメリカの学校』が注目された最大の理由は、 独創的な視点から公立学校制度への根本的な批判を展開し、市場メカニズムに基づく改革 を擁護したことにあった。従来、公立学校制度に批判的な人々の間では、フリードマンに 代表されるように公立学校には自ずと非能率の問題が付きまとうとし、市場原理に晒すこ とで公立学校の問題を解消するほかないという経済学的議論が主流であった。これに対し て、チャブとモーは政治学、なかでも制度そのものが及ぼす影響という観点から、公立学校が抱える構造的問題を指摘し、市場を活用した改革を擁護したのである。³⁴⁾

『政治、市場、アメリカの学校』の議論の核心は、次の通りである。まずアメリカでは 多少の相違はあれ、学区を運営する教育委員会のメンバーや教育長は公選で選ばれる。こ の教育の民主主義的管理は必然的に教育行政の官僚化を促し、各公立学校の自由度は減少 し効果的な教育活動は阻害される。これに対して、市場の働きに影響を受ける私立学校は このような問題と全く無縁である。そこで、公立学校の自由度を高めるためには、公立学 校を市場メカニズムの影響下に置くべきだ。『政治、市場、アメリカの学校』は、教育の 民主主義的管理を正しいものと信じて疑わなかった教育関係の専門家にとって衝撃であっ た。賛否両論が専門誌を賑わし、90年代以降の教育関係の論文の中で最も大きな反響を 呼んだと言われているほどである。³⁵⁾ただし、反響は教育界内部にとどまらず、一般の レベルにまで及び、新聞などでも連日この論文が取り上げられた。³⁶⁾いずれにせよ、『政

³³⁾ Hsu, "How Vouchers Came to D.C."

³⁴⁾ John E. Chubb and Terry M. Moe, *Politics, Markets & America's Schools* (Washington D.C.: Brookings Institution Press, 1990).

³⁵⁾ 黒崎勲『学校選択と学校参加一アメリカ教育改革の実験に学ぶ一』(東京大学出版会、1994年) 42-46 頁。

³⁶⁾ Carol Innert, "Liberals Take Conservative Tack, School Choice for Public Schools," *Washington Times*, June 6, 1990; Kenneth J. Cooper, "A Radical Prescription for Schools," *Washington Post*, June 11, 1990; "Wrong Surgery for Sick Schools," *New York Times*, July 3, 1990.

治、市場、アメリカの学校』は公立学校制度に対する批判に新たな視点を加味し市場を活 用した改革にお墨付きを与えたのである。

確かに、『政治、市場、アメリカの学校』が広く注目された要因として別の側面を指摘 する研究者もいる。『政治、市場、アメリカの学校』は、チャブらがブルッキングス研究 所(Brookings Institution)において取組んだ研究プロジェクトである。20世紀初頭に設 立されたブルッキングス研究所は、アメリカのシンクタンクの中で最も長い伝統を誇る政 策研究機関の一つであり、特定の政治原則に依拠せず穏健・中立の立場を掲げていること から党派を超えた信頼を確保している。³⁷⁾要するに、スクール・バウチャーに批判的な 人々の間ではブルッキングス研究所から発表された事実が『政治、市場、アメリカの学 校』への関心を高めたのであり、仮にヘリテージ財団などから発表されていれば、全く異 なった反応で終わっていたのではないかとの見方すらある。³⁸⁾そもそも、このような論 争を呼ぶ論文がブルッキングス研究所から発表されたのは都市政治研究の権威であるポー ル・ピーターソン(Paul E. Peterson)の後ろ盾があったためである。当時、ブルッキン グス研究所の政治研究部長であったピーターソンは、公立学校で問題を抱えた自身の子ど もを私立学校に転校させざるを得なかったという個人的経験を有していた。このような個 人的経験もあり、ピーターソンは学校選択に傾倒していき、チャブらをブルッキングス研 究所に招聘したのである。³⁹⁾

以上のように、『政治、市場、アメリカの学校』は保守系シンクタンクとは無縁であっ たかのように見える。しかし、実態は全く異なり、チャブとモーは保守系シンクタンクを はじめスクール・バウチャー推進派の様々な支援を受けて以上の研究プロジェクトを遂行 していた。たとえば、二人はブルッキングス研究所に在籍しながら、保守系シンクタンク の機関誌上で論文の原案を発表する機会を提供されていた。⁴⁰⁾また、この研究プロジェ クトは保守系財団の財政的支援を受けて実施されたものであり、特に会長自らがスクー ル・バウチャーに積極的であったウィスコンシン州のブラッドレー財団からは多額の資金 を提供されていた。⁴¹⁾その後、こうした関係は一層強固なものになっていく。モーは『政 治、市場、アメリカの学校』の発表から間もなく、フリードマンが在籍しスクール・バウ チャーの総本山とも呼べるフーバー研究所に移籍する。また、チャブや二人の後見人で あったピーターソンも、やがてフーバー研究所と関係をもつようになるのであった。

⁴¹⁾ John J. Miller, *Strategic Investment in Ideas: How Two Foundations Reshaped America* (Washington D.C.: Philanthropy Roundtable, 2003), 41-43.

³⁷⁾ Rich, Think Tanks, Public Policy and the Politics of Expertise, 83-84.

³⁸⁾ Henig, *Rethinking School Choice*, 87.

³⁹⁾ Dale Mezzacappa, "Market Forces: Professor Paul Peterson's Influential Protégé," *Education Sector*, April 2006, 4.

⁴⁰⁾ John E. Chubb and Terry M. Moe, "Educational Choice," *Wisconsin Policy Research Institute Report*, vol. 2, no. 3, 1989; John E. Chubb and Terry M. Moe, "Letting School Work," *City Journal* 1, no. 1 (1990).

4. 保守系シンクタンクの長期的影響力

(1) 専門家の中核的拠点としての保守系シンクタンク

かつてスクール・バウチャーは教育政策の傍流であり、70年代に入ってもこれを積極 的に評価する声は決して多くはなかった。しかし、2000年大統領選におけるブッシュの 教育アドバイザーの顔ぶれが象徴するように、今日ではスクール・バウチャーを支持する 専門家は一つの集団を形成するまでに至っている。このプロセスに大きく貢献したと考 えられるのが保守系シンクタンクである。すなわち、保守系シンクタンクはスクール・バ ウチャーを提唱する人材の活動の拠点として機能し、その結集・拡大に貢献することでこ の政策案が繰り返し提唱される環境を整備してきたと考えられる。無論、かつてクリスト ファー・ジェンクスら少数のリベラル派の学者もこの政策案に関心を寄せていたことは確 かである。しかし、リベラル派の大勢がスクール・バウチャーに批判的である中で、保守 系シンクタンクのような拠点は生まれず、保守派の動向とは対照的にリベラル派の間でス クール・バウチャーを支持する専門家が拡大することはなかった。

(2) 1970-80年代の保守系シンクタンク

70年代及び80年代に拠点となったのは、ヘリテージ財団とフーバー研究所である。ヘ リテージ財団は設立直後から人材の取り込みを図り、オナリー・マクグロー (Onalee McGraw)といった専門家が様々な会合や報告書を通してスクール・バウチャーを各方面 に売り込んでいた。⁴²⁾そして、こうした活動の成果はレーガン政権発足直前に発表された 『リーダーシップのための負託』として具体化される。上述した通り、『リーダーシップの ための負託』には後に教育長官に就任するベネットも関わっていた。⁴³⁾フーバー研究所 も70年代に急成長を遂げつつあり、より政策志向を強め、経済学者を中心に著名な専門 家が移籍していた。フリードマンもその一人であり、77年にフーバー研究所に加入して いる。⁴⁴⁾その後、フリードマンは間もなく『資本主義と自由』の続編として『選択の自 由(*Free to Choose*)』を発表し、スクール・バウチャーの必要性を改めて力説する。⁴⁵⁾

(3) 1990年代の保守系シンクタンク

90年代は、保守系シンクタンクを舞台に活動する専門家が大きく拡大した時期であ る。その要因としては二点を指摘できる。一つは、共和党政権においてスクール・バウ チャーの実現を試みた元政府高官が一斉に下野したことである。もう一つは資金源が充 実したことである。この頃より、公立学校への不満からスクール・バウチャーを支持す

⁴²⁾ Eileen White, "Power, Visibility, Come to the Heritage Foundation," *Education Week*, September 28, 1981; Onalee McGraw, *Family Choice in Education: The New Imperative* (Washington D.C.: Heritage Foundation, 1978).

⁴³⁾ Edwards, *The Power of Ideas*, 50-52.

⁴⁴⁾ 中野秀一郎『アメリカ保守主義の復権―フーバー研究所をめぐる知識人』(有斐閣選書、1982年)、 126-129 頁。

⁴⁵⁾ Milton Friedman and Rose Friedman, *Free to Choose: A Personal Statement* (New York: Hartcourt Brace Jovanovich, 1980).

る企業家や財団が現れ、様々な政治活動を展開する中で保守系シンクタンクにも莫大な 資金を投じるようになった。ウィスコンシン州のブラッドレー財団はその筆頭であり、 その他ではゴールデン・ルール保険(Golden Rule Insurance)のパトリック・ルーニー (Patrick Rooney)、ウォルトン・ファミリー財団(Walton Family Foundation)を指揮す るジョン・ウォルトン(John T. Walton)、投資家のセオドア・フォーツマン(Theodore J. Fortsmann)などが主な資金源であった。⁴⁶⁾

こうしてヘリテージ財団やフーバー研究所の活動がさらに活発化するとともに、新た な保守系シンクタンクが続々と参入する。まず、ヘリテージ財団では 90 年にベネットが 復帰し、またレーガン政権時代にベネットの部下であったジーン・アレン (Jeanne Allen) という人物も加入する。アレンは必ずしも名の知れた専門家というわけではなかったが、 ヘリテージ財団で経験を積んだ後、後述する通り自らシンクタンクを立ち上げ、スクー ル・バウチャーを提唱していく。⁴⁷⁾フーバー研究所では、90 年代初頭にテリー・モーが 加入したのに続き、教育政策の専門家が膨れ上がり、ポール・ピーターソン、キャロライ ン・ホックスビー (Caroline Hoxby)、エリク・ハヌシェク (Eric A. Hanushek)、ポール・ ヒル (Paul Hill)、ウィリアムソン・エバース (Williamson Evers)、ハーバート・ウォル バーグ (Herbert Walberg) といった名門大学や有数のシンクタンクに在籍する人々がフー バー研究所と関係をもつようになる。また、モーの友人であるジョン・チャブも客員研究 員として加入している。⁴⁸⁾

この時期にスクール・バウチャーを推進し始めたシンクタンクとしては、ハドソン研 究所(Hudson Institute)、マンハッタン研究所(Manhattan Institute)、エンパワー・アメ リカ(Empower America)、教育改革センター(Center for Education Reform、以下 CER) が挙げられる。長くハドソン研究所は外交国防の分野を専門としていたが、90年代に入 る頃から国内問題にも目を向けるようになり、教育の分野ではデニス・ドイル(Denis Doyle)やキャロル・ダミーコ(Carol D'Amico)といった専門家を雇用したほか、レー ガン政権でベネットの部下であったチェスター・フィン(Chester Finn)も90年代半ばに 在籍した。⁴⁹⁾マンハッタン研究所は、チャールズ・マレー(Charles Murray)の福祉政策 批判を広めたことで名高い保守系シンクタンクである。このマンハッタン研究所において も、この頃よりスクール・バウチャーを提唱するようになり、90年代末にはハドソン研 究所を離れたフィンも一時在籍していた。エンパワー・アメリカは、93年にヘリテージ 財団のベネット自らが元下院議員のジャック・ケンプ(Jack Kemp)らとともに設立した シンクタンクである。⁵⁰⁾エンパワー・アメリカ設立と同じ年には、ヘリテージ財団で経 験を積んだアレンによって CER が生まれる。この CER はスクール・バウチャーなど学

⁴⁶⁾ Moe, Schools, Vouchers, and the American Public, 38.

⁴⁷⁾ Jeff Archer, "Agitator for Choice Leaves Her Mark," *Education Week*, November 12, 2003.

⁴⁸⁾ Ravitch, *The Death and Life of the Great American School System*.

⁴⁹⁾ Chester E. Finn Jr., *Troublemaker: Personal History of School Reform since Sputnik* (Princeton: Princeton University Press, 2008), 199-200.

⁵⁰⁾ Mark Pitsch, "Empower America Cast in Key Role in Dole Campaign," *Education Week*, September 18, 1996.

校選択を推進することを目的としたシンクタンクであった。⁵¹⁾

以上の保守系シンクタンクの関係は、極めて密接であった。それは、保守系シンクタン ク間を渡り歩いたベネットらの例を見れば明らかであり、人材の交流は活発に行われてい た。また、シンポジウムやセミナー等を共催するということもしばしば行われていた。⁵²⁾ 一方、こうした連携は90年代にスクール・バウチャーをめぐる戦いの最前線となった 州レベルでも行われ、特にヘリテージ財団は当時州レベルで相次いで生まれていた保守 系シンクタンクの動向にも関わっていた。イリノイ州のハートランド研究所(Hearland Institute)が設立された80年代半ばを起源とする州レベルの保守系シンクタンクは90年 代を通して大半の州に拡散していくが、ヘリテージ財団は早くから州レベルの保守系シン クタンクに対する支援を行い、人材の確保や資金の調達といった分野で特に貢献した。こ のようなヘリテージ財団などの支援もあり、州レベルの保守系シンクタンクは、WPRI に 見られるようにこの次元でのスクール・バウチャー支持の専門家を結集することができた のである。⁵³⁾

さらに付け加えると、保守系シンクタンクはウィスコンシン州の主要アクターをスクー ル・バウチャーの広告塔として活用することにも積極的であり、黒人の政治家のポリー・ ウィリアムズや、彼女の盟友であるハワード・フーラーにワシントン D.C. などウィスコ ンシン州外で講演する場を繰り返し提供していた。こうして、特にフーラーは州外におい ても注目されるようになるが、その中には大統領選への出馬を検討していたブッシュがい た。⁵⁴⁾

(4) 2000年代の保守系シンクタンク

大統領選への準備に入っていた 99 年の春に、ブッシュは地元のテキサス州でフーラー と会談している。二人は当初の予定時間を超えてスクール・バウチャーをはじめとする教 育政策について話し合ったが、この会談を受けてフーラーはブッシュのアドバイザーの一 員となる。

フーラーの参加が象徴するように、ブッシュ陣営の教育政策のアドバイザーの顔ぶれ はそれまで保守系シンクタンクが作り上げてきた専門家のネットワークの集大成と言え るものであった。教育政策のアドバイザーは、インディアナポリス市長のスティーブン・ ゴールドスミス (Stephen Goldsmith) によって組織されたが、ゴールドスミス自身もハ ドソン研究所と繋がりが深い人物であり、そのため数多くの保守系シンクタンク関係者が 集結し、フーラー、ベネット、フィン、ダミーコ、エバース、ハヌシェク、リーズ、リ ン・チェイニー (Lynne V. Cheney)、リン・マンソン (Lynne Munson)、ランス・イズミ (Lance T. Izumi) といった人々が名前を連ねた。なお、イズミという人物はパシフィック

⁵¹⁾ Archer, "Agitator for Choice Leaves Her Mark."

⁵²⁾ John Chubb, Denis Doyle, Eric Hanushek, and Herbert Walberg, *How Business Can Save Education*, (Washington D.C.: Heritage Foundation, 1991); Mark Pitsch, "Conservative vie to use momentum to push education-reform agenda," *Education Week*, February 1, 1995.

⁵³⁾ 宮田「州レベルの保守系シンクタンクの台頭とその政治的役割」、170-173 頁。

⁵⁴⁾ Henig, "Education Policy from 1980 to the Present," 307.

研究所 (Pacific Research Institute) という州レベルの保守系シンクタンクの研究員であり、 先のフーラー同様、イズミの参加は保守系シンクタンクが全米各地に張り巡らした専門家 のネットワークの成果を示すものであった。⁵⁵⁾

こうした人々の支援を受けて、ブッシュ政権は首都におけるスクール・バウチャーの導入を目指し、04年に連邦レベルでは初となるプログラムを実現するが、その後も保守系シンクタンクを拠点とした専門家の結集・拡大は続く。たとえば、ペイジは教育長官退任後、トーマス・フォードハム研究所(Thomas Fordham Institute)というシンクタンクの役員に就任している。フォードハム研究所は、フィンが所長を務めており、教育政策に特化した研究を行っている。⁵⁶⁾また、バージニア・フォード(Virginia Ford)という活動家もヘリテージ財団の研究員に就任している。フォードは、ウィスコンシン州のポリー・ウィリアムズのように、ワシントン D.C. の黒人層をスクール・バウチャー支持で結束させた中心人物である。⁵⁷⁾

10年にダイアン・ラヴィッチ(Diane Ravitch)が著した『偉大なるアメリカの教育シ ステムの死と生(*The Death and Life of the Great American Education System*)』は、以上 の保守系シンクタンクを拠点とした専門家のネットワークの一端を垣間見ることができる 論文である。長年ラヴィッチはフーバー研究所やマンハッタン研究所などと関わりをも ち、教育における市場メカニズムの有効性を信じて疑わなかった保守派の専門家であった が、熱意をもって取組んだ教育改革が効果をもたらすどころか、アメリカの教育制度を危 機に陥れていると「転向」を決意し上記の論文を執筆したのであった。そして、ラヴィッ チはこの論文の中で保守系シンクタンクを中心にスクール・バウチャー支持の専門家の厚 みが増したことについても批判的に言及している。⁵⁸⁾

おわりに

以上のように、アメリカのシンクタンクは「短期的影響力」、「中期的影響力」、「長期的 影響力」という三つの影響力を行使することにより、個別の政策案の展開に関わっている ものと考えられる。本稿は、スクール・バウチャーの展開を事例として取り上げたが、そ の他の政策分野においてもシンクタンクは同様の貢献を果たしていると考えられる。

最後に、本稿が現代アメリカ政治研究において有するより大きな意義について簡単に述 べたい。ここ数年、現代アメリカ政治研究では党派・イデオロギー的分極化現象について の議論が盛んである。しかし、これまでこの種の議論では政党レベルや有権者レベルの変 容に関心が集中し、専門家レベルの状況については掘り下げた考察はさほど多くないよう

⁵⁵⁾ Gorman, "Bush's Lesson Plan."

⁵⁶⁾ Thomas Fordham Institute, "Rod Paige," http://208.106.213.194/detail/bio.cfm?name=Rod-Paige&page id=127&id=341 (accessed November 30, 2012).

⁵⁷⁾ Virginia Walden Ford, *Voices, Choices, and Second Chances* (Washington D.C.: D.C. Parents for School Choice, 2005); Heritage Foundation, "Virginia Walden Ford," http://www.heritage.org/about/staff/ w/virginia-walden-ford (accessed November 30, 2012).

⁵⁸⁾ Ravitch, *The Death and Life of the Great American School System*.

に思われる。こうした中で、本稿はシンクタンクに焦点を当てることで専門家レベルの分 極化をめぐり有益な考察の材料を提供できるものと思われる。

保守系シンクタンクの成長は、近年その対抗勢力の設立を促し、オバマ (Barack Obama) 政権に近いことで知られるアメリカ進歩センター (Center for American Progress) を筆頭 により積極的に政府を肯定するリベラル系シンクタンクが増加傾向にある。一方、これ らとは対照的にブルッキングス研究所など穏健・中立のシンクタンクは数の上では少数派 である。このように今日のアメリカではイデオロギー系シンクタンクが隆盛と言える。そ して、こうした台頭するイデオロギー系シンクタンクは特定の政策的立場を共有する専門 家を取り囲み、その拡大をもたらすことで専門家レベルの分極化を助長する大きな要因に なっている可能性がある。⁵⁹⁾

⁵⁹⁾ 筆者の計算によれば、保守系シンクタンクが165、リベラル系シンクタンクが162に達するのに 対し、穏健・中立のシンクタンクは65を数えるに過ぎない。また、設立時期で見ると、70年代を境に アメリカのシンクタンクの「イデオロギー化」が顕著に進んだことが分かる。穏健・中立のシンクタン クの半数近くは70年代以前の設立であるのに対して、保守・リベラルの大半が70年代以降に生まれて いる。

The Roots of Obama on Race: Barack Obama in the Illinois Senate

Halei Yue

要 約

2004年の民主党党大会以降、バラク・オバマの人種や民族的背景を問わずに 国民全体の団結を謳うスタイルや彼の人種に関連した問題を回避するスタンス は、次第にオバマの政治スタイルとして浸透していった。

しかし、黒人政治家は一般的に連邦レベルの政治環境の中では人種に関連する 問題に関して穏健化あるいは中道化する傾向があると言われている。それでは、 オバマも同様の変化を経験したのだろうか。オバマの人種に関連する問題への対 処は単なる政治戦略なのだろうか。それとも、それは何らかの彼の一貫した人種 理解に基づくものなのだろうか。このような疑問に答えるため、本稿はイリノイ 州上院議員時代のオバマの政治活動に焦点を当て、彼が人種プロファイリング、 積極的差別是正措置、少年犯罪という三つの人種に密接に関連した問題にどのよ うに取り組み、どのような議論を交わしていたのかについて分析する。

これらの問題の審議において、オバマは黒人あるいはマイノリティが人種差別 や人種偏見にさらされていることに対して不満をあらわにすることを躊躇するこ とはなかった。しかし、一方で、州上院議員時代のオバマの人種に関連した問題 に対するレトリックはすでにバランスの取れた穏健さを現しており、分離主義や 個別主義とは距離を置いていた。

本稿は、オバマのこのような一見矛盾するように映るアプローチは、根のある コスモポリニズムの概念によって説明されうるのではないかと指摘する。黒人コ ミュニティの抱える諸問題にコミットしつつも、そのような問題関心が分離主義 や個別主義に陥ることに反感を覚え、幅広い視野を保とうとするオバマの人種に 関連した問題への対処は、根のあるコスモポリタニズムの理念に沿っている。よっ て、オバマは確かに連邦レベルの政治において政治スタイルの調整を行う必要が あったものの、その原点は彼が州上院で示した理念に求めることができる。

Introduction

Barack Obama made history by seizing the Democratic presidential nomination and becoming president of the United States, both firsts for a person of African-American heritage. However, his blackness has always been disputed.¹⁾ In addition to his personal

¹⁾ While the scholarship on the Obama phenomenon is still premature, there are many journalistic and academic analyses of Obama's racial identity, his connection with the civil rights movement and the implications of the Obama phenomenon for black politics and U.S. race relations. See for example, Ron Walters, "Barack Obama and the Politics of Blackness," *Journal of Black Studies* 38 (2007): 7-29; Tom

background and experiences, his approach to race-related issues has reinforced his public image as an untypical African-American. "There is not a black America and white America and Latino America and Asian America," Obama intoned at the 2004 Democratic National Convention, "there is the United States of America."²⁾ This kind of "rhetoric about national unity based on shared interests and values"³⁾ and Obama's "avoidance of direct encounters with controversial racially characterized issues,"⁴⁾ have distinguished him from previous African-American presidential candidates, such as Jesse Jackson and Al Sharpton, and have created a public image of racial neutrality.

Undoubtedly, this approach was a prerequisite for Obama's victory in the 2008 presidential election, as suggested by the uproar over his comments on the 2009 arrest of Harvard professor Henry Louis Gates, Jr. Indeed, it is quite common for African-American politicians to change their political style after holding public office for several years, and adopt more moderate approaches to race-related issues.⁵⁾ Even Bobby Rush, the founder of the Illinois Black Panther Party and the person who defeated Obama in the 2000 congressional election thanks to African-American voters' support, has toned down his rhetoric since being elected to the U.S. Congress in 1993.⁶⁾ In addition, while the first African-American governor since Reconstruction, Lawrence Douglas Wilder, has been known as a conservative African-American eager to transcend race, he was in fact quite dedicated to so-called "black issues" until the 1970s.⁷⁾

Did Obama also experience such a transformation as he stepped into national politics from the Illinois State Senate? Obama served as a state senator for almost eight years, from 1997 to 2004, representing the 13th district on the South Side of Chicago, where African-Americans accounted for 74% of the population, the second highest rate among state senate

Hayden, *The Long Sixties: From 1960 to Barack Obama* (Boulder: Paradigm, 2008); Peniel E. Joseph, *Dark Days, Bright Nights: From Black Power to Barack Obama* (Philadelphia: Basic Civitas, 2010); Matt Bai, "Is Obama the End of Black Politics?" *New York Times*, http://www.nytimes.com/2008/08/10/magazine/10politics-t.html?_r=1&ref=jesse_1_jackson (accessed June 10, 2010); Charles P. Henry, Robert Allen, and Robert Chrisman, ed., *The Obama Phenomenon: Toward a Multiracial Democracy* (Urbana: University of Illinois Press, 2011).

²⁾ Barack Obama, "The Audacity of Hope," *Washington Post*, July 27, 2004, http://www. washingtonpost.com/wp-dyn/articles/A19751-2004Jul27.html (accessed July 6, 2012).

³⁾ Ama Mazama, "The Barack Obama Phenomenon," *Journal of Black Studies* 38 (2007): 3.

⁴⁾ Walters, "Barack Obama and the Politics of Blackness," 17.

⁵⁾ Yasushi Matsuoka, *Amerika seiji to mainoritei: Kouminkenikou no kokujinmonndai no henyou* [U.S. politics and minority: The transformation of black issues in the post-civil rights era] (Tokyo: Minerva, 2006), 49.

⁶⁾ Michael Barone and Grant Ujifusa, *The Almanac of American Politics 1994: the Senators, the Representatives and the Governors: Their Records and Election Results, Their States and Districts* (Washington D.C.: National Journal, 1993), 389-90.

⁷⁾ Matsuoka, *Amerika seiji to mainoritei*, 38.

districts.⁸⁾ With such a high percentage of African-Americans, we would certainly expect Obama to be committed to issues that most concerned the African-American community. Quantitative analysis of Obama's legislative record during this period, in fact, shows that the two policy areas that he was most active in were social welfare and public security,⁹⁾ consistent with the profile of an urban liberal African-American politician.¹⁰⁾

Few studies, however, have examined his discussions of and approaches to race-related issues as a state senator. Did Obama try to minimize his references to sensitive race-related issues? Did he adopt the rhetoric of national unity, embrace ethno-racial diversity, and tolerate dissent? That is to say, was his approach to race-related issues in national politics a recently acquired perspective, perhaps a mere strategy, or did it reflect his long-term, systematic understanding of race? To answer these questions, this paper focuses on Obama's early political career in the Illinois State Senate, examining his approaches to three race-related issues: racial profiling, affirmative action, and juvenile crime. Based on that analysis, this paper suggests that whereas Obama had to accommodate his political style to new situations on the national political stage, it was still grounded in his "rooted cosmopolitan" ideals and did not reflect a solely political calculation.

1. Passing a Racial Profiling Bill

On December 17, 1999, in his third year as a state senator, Obama declared his intent to introduce a racial profiling bill in the Illinois State Senate. "I'm deeply concerned about that issue," he exclaimed, "having been the subject of stops that I suspect were selective and based on my race."¹¹⁾ In this statement, he disclosed his personal experiences with racial profiling as one of his motives for proposing the bill.¹²⁾ Indeed, to a great extent, his support

⁸⁾ William III Lilley, Laurence J. DeFranco, and William M. Diefenderfer III, *The Almanac of State Legislatures: State Data Atlas* (Washington, D.C.: Congressional Quarterly, 1994), 81.

⁹⁾ Randolph Burnside and Kami Whitehurst, "From the Statehouse to the White House?: Barack Obama's Bid to Become the Next President," *Journal of Black Studies* 38 (2007): 75-89; "Obama's Record in the Illinois Senate," *New York Times*, July 29, 2007, http://www.nytimes.com/imagepages/2007/07/29/us/politics/20070730_OBAMA_GRAPHIC. html (accessed July 14, 2011).

¹⁰⁾ Albert Karning and Susan Welch, *Black Representation and Urban Policy* (Chicago: University of Chicago Press, 1980); Katherine Tate, *Black Faces in the Mirror: African Americans and their Representatives in the U.S. Congress* (Princeton: Princeton University Press, 2003), Chapter 4; Matsuoka, *Amerika seiji to mainoritei*, 153-54.

¹¹⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 91st General Assembly Second Special Session Senate Transcript, 2nd Legislative day, 20. This paper relies on senate transcripts and full text of the bills available at the Illinois General Assembly website: http://www.ilga.gov/, to which I have been accessing since 2011. To avoid redundancy, URL and the access date are omitted in the following notes.

¹²⁾ Nonetheless, his African-American colleague in the State Senate, Rickey Hendon, known for his outspoken rhetorical style, insisted that racial profiling never happened to Obama. Rickey Hendon, *Black Enough/White Enough: The Obama Dilemma* (Chicago: Third World Press, 2009), 54.

for a racial profiling bill was based on his recognition that it was a wide-spread experience among African-Americans. "Walk into a room with 100 black men," Obama asserted in the *Hyde Park Herald*, "and 90 are going to have stories of being pulled over for biased reason." As to the psychological impact of racial profiling on minorities, he argued that "it 'reinforces their sense of injustice' and sends them a message that they are outsiders in this country."¹³⁾

Moreover, racial profiling allegations in Highland Park and Mount Prospect, Illinois also urged Obama to introduce the bill. In 2000, he stressed that "[r]ecent evidence of racial profiling in Highland Park and Mt. Prospect has shown the urgent need for legislation on this issue."¹⁴⁾ Although these municipalities were affluent suburbs with small minority populations, the Hispanic community had been growing rapidly throughout the 1990s, and police officers often held these non-English speaking Hispanics in suspicion.¹⁵⁾ From the end of 1999 to early 2000, the Highland Park Police Department and the Village of Mt. Prospect were sued by current and former police officers who alleged racial profiling targeted at Hispanic drivers.¹⁶⁾ These allegations that arose from the police themselves garnered considerable media attention and increased public concern about this issue.

With these concerns in mind, Obama became the chief sponsor of a racial profiling bill, House Bill No. 3911 (H.B. 3911), in 2000. According to this bill, from 2000 to 2004, whenever law enforcement officers issued a uniform traffic citation or warning citation, they would have to record the race of the motorist and whether there had been a search of the vehicle, driver, or passenger resulting in no further legal action.¹⁷⁾ Thereafter, the Director of State Police would forward the data recorded by the law enforcement officers to the Secretary of State, who would then determine if the data revealed a pattern of discrimination

¹³⁾ Barack Obama, quoted in Todd Spivak, "Racial Profiling Bill Blocked by Senate Leader, Again," *Hyde Park Herald*, May 9, 2001, online archive. The *Hyde Park Herald* is a community newspaper that serves the Hyde Park neighborhood in the 13th Senate district. The state senator who represents the 13th district gets a column in this newspaper to report his or her legislative activities.

 ¹⁴⁾ Barack Obama, "Earned Income Tax Credit Highlights a Short Session," *Hyde Park Herald*, May 24, 2000, online archive.

¹⁵⁾ "Highland Park City, Illinois QuickLinks," U.S. Census Bureau, http://factfinder2.census.gov/faces/tableservices/jsf/pages/productview.xhtml?src=bkmk (accessed August 14, 2012); "Mount Prospect Village, Illinois QuickLinks," U.S. Census Bureau, http://factfinder2.census.gov/faces/tableservices/jsf/pages/productview.xhtml?src=bkmk (accessed August 14, 2012); Maria T. Galo, Dan Mihalopoulos, and Tribune Staff Writers, "Reaction Mixed to Mt. Prospect Cop-bias Verdict," *Chicago Tribune*, January 20, 2000, http://articles.chicagotribune.com/2000-01-20/news/0001200291_1_police-misconduct-justice-department (accessed August 14, 2012).

¹⁶⁾ Donald R. Zoufal, "Developments in Racial Profiling Litigation 'A Tale of Two Cities," available at aele.org, http://www.aele.org/zoufal.html (accessed on July 14, 2012).

¹⁷⁾ H.B. 3911, 91st Gen. Assem., Reg. Sess. (III. 2000). While the year within the parentheses normally refers to the year when the bill was enacted into law or when it was published, in this paper it refers to the year when it is first introduced, because this paper needs to cite those bills that have never been passed, and relies on the sources published on the internet.

in the enforcement of the Vehicle Code.¹⁸⁾ Although the bill easily passed the House, it did not even receive a second reading¹⁹⁾ in the Senate, primarily due to Senate President James Pate Philip's²⁰⁾ opposition to the bill.

The *Hyde Park Herald* accused Philip of having prevented a racial profiling bill from being heard in the Senate since 1997,²¹⁾ and his negligence towards three racial profiling bills²²⁾ that Obama sponsored in 2001 gave support to this accusation. "I reintroduced legislation [a racial profiling bill] this session," Obama complained. "Although we were able to pass the bill through the Democratic controlled House, and were able to gain significant bi-partisan support for the bill on the Senate side, Senate President 'Pate' Philip refused to call the bill due to continued resistance from law enforcement organizations."²³⁾

Indeed, the resistance from law enforcement agencies was strenuous. There were those police officers who utterly denied the need for a racial profiling bill, claiming that no complaints of racial profiling had ever been received.²⁴⁾ Police Superintendent Terry Hillard, on the other hand, acknowledged the problem and pledged to address the issue, but "he was opposed to collecting data for all traffic stops without a system of analysis also in place."²⁵⁾ Limey Nargelenas, the manager of government relations at the Illinois Association of Chiefs of Police, also contended that since "having officers ask the race of a driver during a traffic stop would likely lead to provocations,"²⁶⁾ the data could only be based on the "perceived race" of the driver, making the statistics inaccurate and meaningless.

In the face of such opposition, Obama insisted that "without data collection, the public has no means of knowing if racial profiling is taking place,"²⁷⁾ and he co-sponsored H.B.

¹⁸⁾ Ibid.

¹⁹⁾ According to the Constitution of the State of Illinois, "A bill shall be read by title on three different days in each house." The vote will be recorded at the third reading. See the Constitution of the State of Illinois available at the website: http://www.ilga.gov/.

²⁰⁾ Republican leader James Pate Philip was a conservative who buried numerous progressive bills as the Senate President. David Remnick, an Obama biographer, even suggests that he was a sort of racist. Moreover, during the first six years of Obama's tenure in the State Senate, the Republican Party held majority in both houses. In his seventh year in the Senate, the Democratic Party finally gained control of the legislature, which enabled Democrats to push their legislative agenda more smoothly. David Remnick, *The Bridge: The Life and Rise of Barack Obama* (New York: Knopf, 2010), 296.

²¹⁾ Spivak, "Racial Profiling Bill Blocked by Senate Leader, Again."

²²⁾ S.B. 249, 92nd Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 2001); S.B. 375, 92nd Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 2001); S.B. 2096, 92nd Assem., Reg. Sess. (Ill. 2001).

²³⁾ Barack Obama, "Tallying Wins and Losses in Springfield," *Hyde Park Herald*, July 4, 2001, online archive.

²⁴⁾ Spivak, "Racial Profiling Bill Blocked by Senate Leader, Again."

²⁵⁾ Ibid.

²⁶⁾ Todd Spivak, "Obama Lobbies for State Racial Profiling Legislation," *Hyde Park Herald*, February 28, 2001, online archive.

²⁷⁾ Barack Obama, quoted in Spivak, "Racial Profiling Bill Blocked by Senate Leader, Again."

335, the only racial profiling bill heard in the Senate in 2001. Compared with H.B. 3911, this bill added eight more provisions to further specify the information that police officers were supposed to report after traffic stops. For instance, it required that the age, gender, and race or minority group of the targeted individual be recorded. In addition to providing instructions for the Secretary of State for analyzing the reports of law enforcement agencies, this bill also specified that annual racial sensitivity training should be provided for police officers, and that such courses should "stress . . . the development of effective, noncombative methods of carrying out law enforcement duties in a racially and culturally diverse environment."²⁸⁾

Although the bill was brought to the third reading in the Senate, Senator Kirk W. Dillard, the chief sponsor of the bill, had to concede that it was a shell bill that needed to be discussed further in the conference committee, whereas he was not sure if an agreement on a bill can be ever reached with representatives of law enforcement.²⁹⁾ Obama, eager to keep this bill alive, also reiterated his intention to have a substantial discussion in the conference committee. Eventually, H.B. 335 passed the Senate with an amendment which simply made a minor technical change. To Dillard's and Obama's disappointment, however, the House failed to concur with the Senate's amendment and thus, the bill was never discussed in the conference committee.

A racial profiling bill Senate Bill No. 30 (S.B. 30) sponsored by Obama was finally enacted into law in 2003, when Democrats gained majority control of the Senate and Emil Jones, Jr., Obama's mentor in the Senate, was elected to the Senate Presidency. Quite similar to the 2001 H.B. 335, S.B. 30 contained two major requirements: data collection on traffic stops and racial sensitivity training.³⁰⁾ It provided that law enforcement officers should record their "subjective determination of the race of the person stopped," ³¹⁾ and that the Department of State Police should offer training to "State Police officers concerning cultural diversity, including sensitivity toward racial and ethnic differences."³²⁾ According to Obama's remarks in the third reading of the bill, racial sensitivity training had already been uniformly embraced by police departments by then.³³⁾

"The racial profiling law is one of the first and most comprehensive in the nation," Obama wrote in the *Hyde Park Herald* immediately after the passage of the bill.

Driving while black, driving while Hispanic and driving while Middle Eastern are not crimes. Generations of minorities have suffered the indignity and injustice of

²⁸⁾ H.B. 335, 92nd Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 2001).

²⁹⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 92nd General Assembly Regular Session Senate Transcript, 43rd Legislative day, 30.

³⁰⁾ S.B. 30, 93rd Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 2003).

³¹⁾ Ibid.

³²⁾ Ibid.

³³⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 93rd General Assembly Regular Session Senate Transcript, 29th Legislative day, 22.

harassment at the hands of select officers or communities that have made it their policy to single out minority motorists in Illinois. This law is a major step towards ending that practice.³⁴⁾

In 2005, based on the study initiated by this law, Kwame Raoul, Obama's successor in the State Senate, was able to report that "of the 244,309 drivers Chicago police pulled over in 2004, African Americans were stopped at a rate much higher than their percentage of the population."³⁵⁾

Obama was certainly not the first person to introduce a racial profiling bill in the Illinois legislature. The first racial profiling bill that Obama sponsored was created by Monique Davis, an African-American state representative. African-American Senators such as Emil Jones, Jr., Rickey Hendon, and Donne Trotter had supported racial profiling bills for years, while Democrats were in the minority.³⁶⁾ Hence, Obama's success in passing a racial profiling bill owes to the persistent effort of these African-American legislators. His commitment to this issue shows that he shared the concerns about police officers' bias against minorities in general and African-Americans in particular with African-American legislators.

As a politician, it had been quite rare for Obama to share his personal experience with racial discrimination, yet he explicitly referred to that experience when expressing his concerns about racial profiling on the Senate floor. He also singled out African-Americans as frequent victims of racial profiling, although he tends to carefully calibrate his words, preferring "minority" to "African-American" in order to avoid limiting the victims of discrimination and inequality to African-Americans. The process of enacting this racial profiling bill is often interpreted simply as an example of Obama's excellent negotiation skills and his compromising political style.³⁷⁾ Admittedly, the process did show that his aptitude for compromise was already fully developed early in his career. Nevertheless, it also revealed his personal and political commitments. When it came to racial profiling, Obama directly confronted the discrimination against African-Americans and offered his own experience as evidence of the practice. Moreover, he stuck to this issue for over three years

³⁴⁾ Barack Obama, "Gov. Okays Obama's Cutting-edge Legislation," *Hyde Park Herald*, July 23, 2003, online archive.

³⁵⁾ Kwame Raoul, "Springfield Report Session Notes: Racial Profiling and Crime," *Hyde Park Herald*, November 16, 2005, online archive.

³⁶⁾ Hendon, *Black Enough/White Enough*, 38.

³⁷⁾ In the State Senate, Obama was recognized as a great negotiator and compromiser by both Democrats and Republicans for passing those controversial bills including this racial profiling bill with bipartisan support. Illinois General Assembly, State of Illinois 93rd General Assembly Regular Session Senate Transcript, 21st Legislative day, 8; Illinois General Assembly, State of Illinois 93rd General

in the State Senate, persisting until he and his allies achieved their legislative goal.

2. Nuanced Argument about Affirmative Action

"To a great extent, Obama's thinking about race was shaped by the third Chicago School—the one based in its sociological department,"³⁸⁾ historian Thomas Sugrue wrote in *Not Even Past.* He indicated that Obama, like William Julius Wilson, who taught sociology at the University of Chicago for 24 years, believed that people should "push parochial racial concerns, including affirmative action, to the side, and instead create an interracial coalition to demand industrial reinvestment and job creation."³⁹⁾ In 2008, the *New York Times* also reported that after winning the Democratic presidential nomination, Obama "unsettled some black supporters by focusing increasingly on class and suggesting that poor whites should at times be given preference over more privileged blacks,"⁴⁰⁾ even though he had "continued to support race based affirmative action, calling it 'absolutely necessary' when he was a state senator."⁴¹⁾ To my knowledge, there is no Senate transcript in which Obama called affirmative action absolutely necessary. However, his argument about Senate Resolution No. 115 (S. Res. 115) might suggest his views on this issue during this period.

S. Res. 115 was brought to the Senate floor by a Republican Senator, Wally Dudycz, in 1999. That year, the Center for Equal Opportunity [CEO], a think tank based in Washington, D.C., had requested admission records from nine Illinois universities to investigate the impact of affirmative action policies on college admission requirements. Nonetheless, since all campuses denied the requests on the grounds that the request was unduly burdensome, S. Res. 115 was introduced to urge those universities to disclose the information requested by CEO.⁴²⁾

The resolution, however, got caught in the crossfire in the Senate, and Dudycz had to withdraw it under pressure.

First of all, Senator Miguel del Valle rose against the resolution by revealing the intent of CEO. "[CEO] is a conservative think tank center . . . headed up by Linda Chavez, and what they want to do is [to] dismantle [Affirmative Action] programs throughout the entire country,"⁴³⁾ del Valle said. Indeed, CEO, led by Linda Chavez, a conservative political

³⁸⁾ Thomas J. Sugrue, *Not Even Past: Barack Obama and the Burden of Race* (Princeton: Princeton University Press, 2010), 72.

³⁹⁾ Ibid., 75.

⁴⁰⁾ Rachel L. Swarns, "Delicate Obama Path on Class and Race Preferences," *New York Times*, August 3, 2008, http://www.nytimes.com/2008/03/us/politics/03affirm_ative.html?_r=1&pagewanted=print (accessed July 19, 2012).

⁴¹⁾ Ibid.

⁴²⁾ S.Res. 115, 91st Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 1999).

⁴³⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 91st General Assembly Regular Session Senate Transcript, 49th Legislative day, 26.
analyst for FOX News Channel, describes itself as "the nation's only conservative think tank devoted to issues of race and ethnicity,"⁴⁴⁾ and it opposes "admission, hiring, and contracting policies that discriminate, sort, or prefer on the basis of race or ethnicity."⁴⁵⁾

Senator Rickey Hendon was also outraged by the resolution, denouncing it for trying to stop diversity. Dudycz defended it by arguing that "equal opportunity does not mean that it should be for a protected class. It should be for everyone."⁴⁶⁾ This statement, nevertheless, seemed to only further infuriate Hendon. "The underprivileged are not a protected class; they are the underprivileged,"⁴⁷⁾ Hendon retorted. "I urge all of you: Don't bring racism and racist legislation to the Floor of the Senate," he warned, before returning to his seat.

The next legislator who stood to condemn the resolution was another African-American, Senator James F. Clayborne, Jr. He asked if the information the center had requested would be published in the school newspaper. While Dudycz's answer to this question was evasive,⁴⁸⁾ Clayborne contended that admission records might not only be reviewed but also be published by those organizations that target certain select groups,⁴⁹⁾ and the consequence of publication would be that a group of individuals would be ridiculed and embarrassed. Sharing a story about his grandfather who migrated from Mississippi and was forbidden to attend college, he said we should not "embarrass people who are trying to make it better for themselves."⁵⁰⁾

In response to the criticism, Dudycz complained, "I'm getting a little sick and tired of people talking about how their father came from another state and they were discriminated against. Well, Senator Clayborne, a lot of our fathers were discriminated [against] and race had nothing to do with it. And, they didn't come from Mississippi, but they came from Poland or Germany or Eastern Europe or other places. And, Senator Hendon, I really resent your implication that this is racist."⁵¹

After having listened to the arguments on both sides, Obama finally addressed the issue. To begin with, he pointed out that CEO wanted the statistics, precisely because they were likely to show that "the minority students may have lower test scores than the white students who were admitted to these universities . . . for a whole host of reasons including the history of this country,"⁵²⁾ adding, "That's the essence of affirmative action."⁵³⁾ In his view, it was

⁴⁴⁾ "Mission Statement," Center for Equal Opportunity, http://www.ceousa.org/about-ceo/mission (accessed July 20, 2012).

⁴⁵⁾ Ibid.

⁴⁶⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 91st General Assembly Regular Session Senate Transcript, 49th Legislative day, 28.

⁴⁷⁾ Ibid., 29.

⁴⁸⁾ Ibid., 30-32.

⁴⁹⁾ Ibid., 33.

⁵⁰⁾ Ibid., 34.

⁵¹⁾ Ibid., 39.

⁵²⁾ Ibid., 37.

⁵³⁾ Ibid.

obvious that CEO was gathering those records, which demonstrated that minority students were admitted with lower scores, to use in anti-Affirmative Action lawsuits. Furthermore, he also believed that Clayborne's concerns should be taken seriously.

What has happened, for example, in the University of Michigan, is when these records came out, the first thing that was done was, it was published in the school newspaper, and, immediately, essentially every minority student on that campus was under suspicion as being incompetent, unqualified, shouldn't be there, to their great embarrassment.⁵⁴⁾

Thus far, his argument was basically a reiteration of previous speakers' points, but then Obama turned to encourage a thorough debate about affirmative action in the senate Chamber. "I think that reasonable minds can differ on the issue of affirmative action . . . I don't accuse those who object to affirmative action of being racist, per se,"⁵⁵⁾ Obama stated.

I think it is a difficult, complicated issue because we have a difficult and complicated history when we are talking about race relations in this country. But I would suggest that don't use this as a fig leaf to try to dismantle Affirmative Action . . . If we truly want to dismantle Affirmative Action in public universities in this State, let's have the guts to do it in this Chamber.⁵⁶⁾

Obama's comments affirmed his sympathy for affirmative action. Although he refused to express his support unequivocally, he listed various factors that justify the legitimacy of the practice, such as unequal educational opportunities for minority students in the past, dilapidated public schools in the inner city, and minority households' lower average income. "I would urge all those in the Chamber today," he exclaimed, "to think about what our real commitment as a State and as a society should be towards these groups that, historically, have been disadvantaged."⁵⁷⁾

These remarks show that Obama, at the very least, thought a society should have some kind of commitment to the disadvantaged. Still, he was quick to admit that there could be reasonable grounds to oppose affirmative action and thus, that opposition to affirmative action did not necessarily make one a racist. In short, Obama believed a full-scale debate was needed to address this issue.

As illustrated by historian James Kloppenberg's analysis on Obama's faith in

⁵⁴⁾ Ibid., 38.

 $^{^{55)}\,}$ Ibid.

⁵⁶⁾ Ibid., 38-39.

⁵⁷⁾ Ibid., 38.

deliberative democracy,⁵⁸⁾ such a faith might also allow him to accept the dismantling of affirmative action, if it is the result of a well-informed public discussion. However, his emphasis on debate might also have something to do with his perspectives about the complexity of this issue. Admittedly, Obama did value negotiation and compromise with opposing parties in the process of enacting a racial profiling law, yet he maintained that the bill must be passed to fix the problem. In contrast to his insistence on the necessity of a racial profiling law, he seemed to place more stress on the importance of debate when it came to affirmative action, probably out of his ambivalence about this issue.

Since affirmative action does contain many problems and ambiguities,⁵⁹⁾ there are various possible explanations for his ambivalence. However, the fact that affirmative action is based on the ethno-racial pentagon⁶⁰⁾ must be taken into consideration in the analysis of his stance on this issue. The ethno-racial pentagon is a kind of structure which divides population into five crude segments: African-American, Euro-American, Asian-American, Indigenous, and Latino-American. This classification, according to historian David Hollinger, "has its unmistakable origin in the most gross and invidious of popular images of what makes human beings different from one another."⁶¹⁾

Although the federal government had to adopt the ethno-racial pentagon to rectify the effects of past discrimination against minorities, affirmative action inevitably served to reinforce this arbitrary classification by providing special treatment for particular groups of people, ignoring the internal diversity of each group, and denying individuals' mobility among the groups. Hollinger believes that the increase in mixed-race population is a huge threat to the ethno-racial pentagon.⁶²⁾ While Obama had identified himself as an African-American since he was a teenager, the rigid division of African-Americans and Euro-Americans did cause a lot of trouble for him as he grew up as a person of mixed-race.⁶³⁾

Obama's ambivalence about affirmative action might originate, in particular, from the inherent dilemma of this issue—the dilemma that the compensation for the past suffering of minorities has to rely on the crude racial classification on which the discrimination was

⁵⁸⁾ James T. Kloppenberg, *Reading Obama: Dreams, Hope and the American Political Tradition* (Princeton: Princeton University Press, 2010).

⁵⁹⁾ For the controversies over affirmative action, see for example, Russell Nieli, *Racial Preference* and *Racial Justice: the New Affirmative Action Controversy* (Washington, D.C.: Ethics and Public Policy Center, 1991); John David Skrentny, *The Ironies of Affirmative Action: Politics, Culture and Justice in America* (Chicago: University of Chicago Press, 1996); George E. Curry, ed., *The Affirmative Action Debate* (Reading: Perseus Books, 1996).

⁶⁰⁾ David A. Hollinger, *Postethnic America: Beyond Multiculturalism*, 2nd ed. (1995; New York: Basic Books, 2000), 32-33.

⁶¹⁾ Ibid., 8.

⁶²⁾ Ibid., 45.

⁶³⁾ Barack Obama, *Dreams from My Father: A Story of Race and Inheritance*, 2nd ed. (1995; New York: Three Rivers Press, 2004).

based. Thus, as sympathetic as Obama was to affirmative action, he was also aware that it could potentially retreat into a "parochial racial concern."

3. Tackling Juvenile Crime

"Affirmative action is not going to be the long-term solution to the problems of race in America," Obama declared in 2008, "because, frankly, if you've got 50 percent of African-American or Latino kids dropping out of high school, it doesn't really matter what you do in terms of affirmative action. Those kids aren't going to college."⁶⁴⁾ Clearly, Obama thought affirmative action did not address the deeper, underlying causes of inequality, such as the alienation of minority youth from mainstream society. This section, thus, looks into Obama's legislative effort to keep these children away from crime and to steer them toward the right track.

In terms of public security, the situation in Obama's South Side district stood in stark contrast to that in mainstream American society. The pervasiveness of poverty and extraordinarily high unemployment blurred the boundary between legal and illegal activity and made gangs an attractive choice for African-American youth in despair.⁶⁵⁾ As a former community organizer of this area, Obama had been particularly concerned about this negative cycle of poverty and crime.⁶⁶⁾ As soon as he was elected to the State Senate, therefore, he set about repairing the juvenile justice system as one means of breaking this destructive cycle.

During his first year in the Senate, Obama wrote an article for the *Hyde Park Herald* in which he mentioned a march of over 1,000 young African-American men in protest against the drug and conspiracy trial of Larry Hoover, a convicted felon and the acknowledged head of street gangs. Obama saw this incident as sadly revealing:

when that many youth march in support of someone like Mr. Hoover, it should tell

⁶⁴⁾ "Barack Obama, July 27, 2008, Unity 08, High Def, Part II," YouTube, http://www.youtube.com/ watch?v=XIoRzNVTyH4 (accessed July 21, 2012).

⁶⁵⁾ Numerous historical and sociological studies explore the problems of the urban ghettos and the underclass, some of which focus on the black community on the South Side of Chicago. See for example, Arnold R. Hirsch, *Making the Second Ghetto: Race and Housing in Chicago, 1940-1960* (New York: Cambridge University Press, 1985); William Julius Wilson, *The Truly Disadvantaged: the Inner City, the Underclass, and Public Policy* (Chicago: University of Chicago Press, 1987); Kouji Takenaka, *Shicago kokujingetou seiritsu no syakaishi* [Social history on the formation of the black ghetto in Chicago] (Tokyo: Akashisyoten, 1994); Sudhie Alladi Venkatesh, *Off the Books: The Underground Economy of the Urban Poor* (Cambridge: Harvard University Press, 2006).

⁶⁶⁾ Barack Obama, "Why Organize? Problems and Promise in the Inner City," *Illinois Issues*, 1988, http://www.gatherthepeople.org/Downloads/WHY_ORGANIZE.pdf (accessed March 2, 2011); Obama, *Dreams from My Father*, Part 2.

us something is terribly wrong. At the very least, it should give us some indication of the degree to which an ever growing percentage of our inner-city youth are alienated from mainstream values and institutions, and regard gangs as the sole source of income, protection, and community feeling.⁶⁷⁾

He identified poverty as the primary reason for such alienation, pointing out that the majority of boys involved in gang activity grew up in poverty mainly as a result of family instability and that such an environment often led them to drop out of school and to be denied the opportunity to work in the mainstream economy.

Obama then turned to criticize "get tough" laws passed in the wake of the Robert "Yummy" Sandifer case.⁶⁸⁾ Thanks to these laws, he said, "Illinois is locking up these youth in record numbers."⁶⁹⁾ Although Obama urged readers "to send a strong message to our youth that poverty is never an excuse for violence,"⁷⁰⁾ he believed that "you don't have to be a bleeding heart liberal to conclude that Illinois' current approach to juvenile crime needs to be revised."⁷¹⁾ Obama then cited studies to show that crime prevention strategies were much more efficient in fighting crime than transferring youth to adult facilities.

Obama's legislative activities in the State Senate were consistent with the ideas presented in the *Hyde Park Herald*. On the one hand, he sponsored a series of crime prevention bills. In 1997, for example, three juvenile crime prevention bills sponsored or co-sponsored by Obama were signed into law. These bills—H.B. 2147, S.B. 171, and S.B. 550—aimed to form a Youth Crime Prevention Consortium,⁷²⁾ to establish a teen court,⁷³⁾ and to trace firearms possessed by anyone under 21 years of age.⁷⁴⁾ Moreover, in 1999, Obama co-sponsored S.B. 675, which allowed municipalities to use drug forfeiture proceeds for park district or municipal recreational programs for youth at risk.⁷⁵⁾ While this bill was stuck down by Republican senators, in 2004 he successfully co-sponsored H.B. 4566, which required the court or arresting authorities to inform juveniles of their right to petition for expungement of certain arrests and conviction records.⁷⁶⁾ "The objective [of this

⁶⁷⁾ Barack Obama, "Rethinking Approach to Juvenile Crime," *Hyde Park Herald*, April 16, 1997, online archive.

⁶⁸⁾ In 1994, Robert Sandifer, an African-American gang member at the age of 11, was killed by the other gang members. He was raised by a single mother on the South Side of Chicago and committed a series of crimes, but the courts could not lock him up due to his young age.

⁶⁹⁾ Obama, "Rethinking Approach to Juvenile Crime."

⁷⁰⁾ Ibid.

⁷¹⁾ Ibid.

⁷²⁾ H.B. 2147, 90th Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 1997).

⁷³⁾ S.B. 171, 90th Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 1997).

⁷⁴⁾ S.B. 550, 90th Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 1997).

⁷⁵⁾ S.B. 675, 91st Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 1999).

⁷⁶⁾ H.B. 4566, 93rd Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 2004).

bill] is simply to make sure that those juveniles who have made a mistake one time are not permanently penalized and unable to find gainful employment, which would then drive them into unlawful activities again and increase the rates of recidivism,"⁷⁷⁾ Obama explained.

On the other hand, he consistently resisted increasing penalties for juvenile offenders. When S.B. 363 was introduced in 1998 to seek a fundamental change in the juvenile justice system by holding youth accountable for their actions through heightening consequences for juvenile misbehavior and moving more young offenders into the adult court system,⁷⁸⁾ Obama expressed deep concerns.⁷⁹⁾ The very next year, S.B. 759 was proposed to provide for the adult prosecution of a minor at least 15 years of age who is charged with aggravated battery with a firearm committed in or near a school.⁸⁰⁾ Once again, Obama rose to oppose the legislation. "There is really no proof or indication," he cautioned, "that automatic transfers and increased penalties and adult penalties for juvenile offenses have, in fact, proven to be more effective in reducing juvenile crime or cutting back on recidivism."⁸¹⁾

These two bills were enacted into law in spite of Obama's concerns, but two other "get tough" bills—S.B. 1426 and S.B. 1532—were struck down in 2000. S.B. 1426 would have allowed a school district to refuse to accept those transfer students expelled for any reason by their previous school until they had completed the entire term of expulsion.⁸²⁾ Obama voted against this bill, because he thought violent and nonviolent offenders should not be penalized indiscriminately, thus preventing nonviolent students from starting over in a new school.⁸³⁾ S.B. 1532 would have permitted police officers to provide a victim or a victim's family with the name and address of a juvenile who had been arrested, but not convicted, of a crime.⁸⁴⁾ Obama, along with other Democratic senators, strongly opposed this bill, claiming it ignored the whole point of the judicial system by letting citizens be tried by people outside of the judicial system.⁸⁵⁾

Obama's approach to juvenile crime in these cases was quite consistent with those of liberal African-American senators; however, his position on this issue is worth examining

⁷⁷⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 93rd General Assembly Regular Session Senate Transcript, 109th Legislative day, 138.

⁷⁸⁾ S.B. 363, 90th Gen. Assem., Reg. Sess. (III. 1998); Illinois General Assembly, State of Illinois 90th General Assembly Regular Session Senate Transcript, 72nd Legislative day, 6-10.

⁷⁹⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 90th General Assembly Regular Session Senate Transcript, 72nd Legislative day, 12-15.

⁸⁰⁾ S.B. 759, 91st Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 1999).

⁸¹⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 91st General Assembly Regular Session Senate Transcript, 27th Legislative day, 210.

⁸²⁾ S.B. 1426, 91st Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 2000).

⁸³⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 91st General Assembly Regular Session Senate Transcript, 106th Legislative day, 22-26.

⁸⁴⁾ S.B. 1532, 91st Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 2000).

⁸⁵⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 91st General Assembly Regular Session Senate Transcript, 79th Legislative day, 96.

closely, since it also reveals his views on another tough issue: the relation between race and class. While he discussed poverty primarily in relation to racism and discrimination in the *Hyde Park Herald* article cited above, he explicitly divided class and race in debates concerning a bill introduced in 2001.

In response to the spread of designer drugs such as ecstasy among youth, H.B. 126 aimed to provide stronger sentences for the delivery of designer drugs.⁸⁶⁾ In the discussion of this bill, Obama argued, "every study has shown that white youth and African-American youth and Hispanic youth utilize drugs at approximately the same rate . . . but the extraordinary proportion of persons who are incarcerated as a consequence of these laws are African-American youth."⁸⁷⁾ This point was almost a cliché among African-American senators, yet it was followed by something quite unique: "I don't think it's necessarily a race issue; I think it's also a class issue."⁸⁸⁾ He contended that everybody in the Senate would hire the best lawyer to defend their children, if they were caught for the possession of ecstasy, but poor African-American parents could not afford to do the same in most circumstances.⁸⁹⁾

It was hardly an innovation to argue that class should be taken into account in addition to race to fix the problem of urban poverty. William Wilson had pointed it out as early as 1978.⁹⁰⁾ Nevertheless, in the context of political debate at the time, Obama's point about race and class sounded different. For example, Rickey Hendon voted for H.B. 126, because ecstasy was primarily used by white children:

The only thing this bill does that brings me any kind of peace in my mind, is it levels the playing field where white youth will now go to jail just like black kids... you can finally see that this is wrong to do it to my kids, and it's going to be wrong to do it to your kids.⁹¹⁾

With reference to inequality, the recognition of class in addition to race can be meaningful under two conditions: first, when many forms of inequality stem primarily from economic gaps, which are not directly related to racial factors; second, when a substantial number of African-Americans have been incorporated into the middle class, leaving their poor counterparts behind. More often than not, African-American poverty was understood by African-American senators like Hendon as the legacy of a painful history and the result

⁸⁶⁾ H.R. 126, 92nd Gen. Assem., Reg. Sess. (Ill. 2001).

⁸⁷⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 92nd General Assembly Regular Session Senate Transcript, 38th Legislative day, 98.

⁸⁸⁾ Ibid.

⁸⁹⁾ Ibid., 99.

⁹⁰⁾ William Julius Wilson, *The Declining Significance of Race: Blacks and Changing American Institutions* (Chicago: The University of Chicago Press, 1978).

⁹¹⁾ Illinois General Assembly, State of Illinois 92nd General Assembly Regular Session Senate Transcript, 38th Legislative day, 105-106.

of preset-day institutional racism. For them, therefore, the economic gaps were almost always closely associated with the race issues, and the existence of middle-class African-Americans was not substantial enough to challenge their monolithic understanding of the African-American community. For Obama, however, the fact that many African-American parents could not afford to hire the best lawyer was not entirely caused by their race, because there were many African-American senators in the Chamber who could actually do that. Setting the plausibility of his argument aside, it can be at least concluded that he thought the existence of relatively affluent African-Americans, like his fellow African-American senators, was a meaningful illustration of the necessity of introducing class into the debate about discrimination and inequality.

As a state senator, Obama acknowledged the severity of the problem of juvenile crime in the urban African-American community and strived to address it by emphasizing crime prevention over tougher penalties. However, despite advocating approaches that were similar to those of his African-American colleagues, he was more willing than them to look upon this problem as a consequence of issues based on both race and class.

Conclusion

Having examined Obama's approaches to racial profiling, affirmative action, and juvenile crime, it becomes clear that Obama did not avoid facing these controversial racerelated issues. He did not hesitate to point out that the vast majority of the victims of racial profiling were African-American and that his own experience with racial profiling served as one of his motivations for introducing a bill to prevent it. When arguing about this issue, moreover, his rhetoric was rather bold and more straightforward than the Obama rhetoric typically known to the public. Finally, he was determined to pass a racial profiling bill despite staunch resistance from many quarters.

Obama was also quite favorable to affirmative action. He insisted that given the injustice that minorities had historically suffered from, it was reasonable to assume that society should take some measures to give them a chance to improve their lives. As for juvenile crime, he resisted what he felt was an overreaction to a few notorious incidents that had propelled legislators to increase penalties for juveniles and put an unprecedented number of youth—disproportionately African-American—into prison. All of these actions indicate that Obama was not afraid to express his frustration with discrimination against minorities in general, and against African-Americans in particular.

At the same time, however, his arguments during this period were already quite cautious, balanced, and inclusive, and he rarely surrendered to provincialism, separatist ideas, or particularistic impulses. For example, as an African-American politician representing a district with predominantly African-American constituents, Obama could have defended affirmative action more strongly just as his African-American colleagues did. Nevertheless, instead of expressing his support for affirmative action categorically and labeling those who

opposed it as racist, he chose to stress the complexity of the problem and to urge a candid debate over the issue. He acknowledged that the opposition to affirmative action could also be reasonable, and was aware that affirmative action, despite its benign intent, had many problems including the risk of reinforcing provincialism through adopting the crude racial classification on which discrimination was originally based.

Furthermore, in his view, poverty was clearly the primary reason for the prevalence of gangs in the inner city, yet he still insisted that poverty could never be an excuse for violence. In addition, even though he acknowledged that African-American youth were incarcerated disproportionately, he pointed out that it was not only a race issue, but also a class issue. This approach stood in contrast to that of Hendon, who simply dissected youth into "our children" and "your children" based on their race. Accordingly, in the State Senate, Obama was reluctant to follow particularistic impulses by oversimplifying the issues and blaming racial discrimination for all the problems in the African-American community. He was aware that the current race-related issues might be caused by various economic, social, and historical factors and thus, that a practical approach to them would weigh these aspects of the problem.

In light of the analysis above, it may seem that national politics did press Obama to be more prudent in expressing his opinion about controversial race-related issues, since he was apparently more willing as a state senator to share his encounters with racial bias and to raise his voice against discrimination and injustice. Yet, it is not accurate to conclude that Obama drastically changed his political style to cater to the needs of a more diverse national constituency. Already in the State Senate, Obama had demonstrated a measured, balanced approach to the race related issue. He was careful not to attribute problems and hardships facing the African-American community solely to past and present racial discrimination, and he recognized that such problems and hardships were shared across the color line.

A seeming tension between his commitment to the African-American community and his desire to be scrupulous and inclusive might be explained by the tension that lies within "rooted cosmopolitanism," a term coined by political scientist Mitchell Cohen in 1992. Concerned that the multiculturalism that grew rapidly in the 1980s might eventually fall into particularism,⁹²⁾ Cohen used the term to stress the value of searching for common ground without abandoning appreciation for a multiplicity of roots.⁹³⁾ In 1995, David

⁹²⁾ For the debates on particularistic multiculturalism, see Diane Ravitch, "Multiculturalism: E Pluribus Plures," *American Scholar* 59 (1990): 337-54; Arthur M. Schlesinger, Jr., *The Disuniting of America: Reflections on a Multicultural Society* (New York: Norton, 1993); Ronald Takaki, "Multiculturalism: Battleground or Meeting Ground?," *Annals of The American Academy of Political & Social Science* 530 (1993): 109-21.

⁹³⁾ Mitchell Cohen, "Rooted Cosmopolitanism," *Dissent* 39 (1992): 478-83. The idea of "rooted cosmopolitanism" is also advanced by legal scholars and philosophers such as Bruce Ackerman and Kwame Anthony Appiah: Bruce Ackerman, "Rooted Cosmopolitanism," *Ethics* 104 (1994): 516-35; Kwame Anthony Appiah, *The Ethics of Identity* (Princeton: Princeton University Press, 2005), Chapter 6.

Hollinger developed the term into a more systematic idea in *Postethnic America*. Although Hollinger preferred the term "postethnic" to "rooted cosmopolitanism," he acknowledged his dependence on that concept, noting that "*postethnic* marks an effort to articulate and develop cosmopolitan instincts within this [multiculturalism's] new appreciation for the ethnos."⁹⁴⁾ Later, Hollinger published a 2008 article that analyzed the Obama phenomenon in the context of postethnicity.⁹⁵⁾ By focusing on Obama's racial background, he argued that the Obama phenomenon challenges identity politics by destabilizing color lines, and that the understanding of inequalities should now shift from ethnoracial terms to economic terms.

The analysis of Obama's approaches to and understanding of race-related issues in his early career reveals his aspirations for this rooted cosmopolitan or postethnic ideal. Obama attempted to balance devotion to his traditional affiliation and the promotion of interracial coalitions by being committed to issues that most concerned the African-American community, while refusing racial separatism and provincialism, admitting that class as well as race must be considered to solve the real problems confronting his constituency. Barack Obama certainly did need to adjust his political style when he stepped onto the national stage, but the roots of that style can still be traced to the rooted cosmopolitan ideal he pursued in the Illinois State Senate.⁹⁶⁾

⁹⁴⁾ Hollinger, Postethnic America, 4-5.

⁹⁵⁾ David A. Hollinger, "Obama, the Instability of Color Lines, and the Promise of a Postethnic Future," *Callaloo* 31 (2008): 1033-37.

⁹⁶⁾ Although this paper suggests that Obama's stance on race can be interpreted through the lens of rooted cosmopolitanism, it does not demonstrate how Obama converts this idea into a political force or how it is associated with the problems that the Obama administration has been confronted with. Hopefully, the future study of the Obama phenomenon will shed light on these issues.

不況下の日本に対する米国の通貨政策—1998年と2003年の日米通貨交渉を事例に

増 永 真

Summary

This is a study of the U.S.-Japan negotiation process on the Dollar-Yen exchange rate in 1998 and 2003. In these cases, either weak Yen under recession or strong Yen under deflation annoyed the Japanese Government and it sought support from the U.S.

Considering the recovery of the Japanese economy to be the best interest, the U.S. Treasury was willing to cooperate with Japan in both cases, but the attitude of U.S. domestic actors, business sector and the Congress, were different in the two episodes. In 1998, they supported the Treasury's policy to adjust the weak Yen, but in 2003, they criticized the intervention by the Japanese Government to adjust strong Yen, which was agreed by the Treasury. The Department understood the operation should have a positive impact on the Japanese economy and it tried to persuade the opponents.

To be successful in the coordinated intervention with Japan in 1998, the Treasury carefully considered the strategy of intervention as well as demanded Japan to release a new policy plan for economic recovery. In 2003, with the belief that the intervention should be minimum under the floating exchange rate system, the Treasury asked Japan to stop the operation soon after the sign of economic recovery would be seen.

These attitudes of the Treasury were backed by personal experience of high officials either as an investment banker or an economist.

はじめに

1971年の米国による新経済政策の発表とこれに続くスミソニアン会議以降、日米両国 間ではドル円相場の調整をめぐる通貨交渉が度々行われてきた。しかし、1970年代から 80年代にかけて行われた交渉と、1990年代後半以降の交渉とでは、交渉を担当した米国 財務省(Department of Treasury)の目的が大きく異なっていた。

前者の交渉においては、経常収支不均衡やインフレなどの自国のマクロ経済運営上の問題に対処するために、米国が、日本に協調を求めたり、日本の協力要請を拒絶したりした。この時期には、米国国内で「強い日本」が米国に輸出攻勢をかけて、雇用を奪っており、日本の市場は閉鎖的であって、米国企業の対日輸出の促進や日本でのビジネスの拡大には、多くの障害があるとする見方が定着していた。米国財務省の対日通貨政策は、度々こうした対日観や並行して行われた通商交渉の影響を受けたのであった。

しかし、1990年代後半以降は、大方の通商交渉が決着し、日米通商摩擦は終了した。 代わって、日本の景気が低迷し、不良債権問題が深刻化し始めたことを機に、米国財務省 は、「弱い日本」が世界経済の不安定要因になっていると見るようになった。¹⁾ このため、 米国財務省は、日本に対して不良債権問題を解決し、デフレを克服するよう繰り返し求め るようになったのである。

米国の対日観と日米間の懸案事項の変化に合わせて、両国間の通貨交渉においても、日本の景気低迷との関連から、ドル円相場の変動にどのように対応するかが争点となった。

例えば、1998年の交渉は、日本の景気悪化と不良債権問題の深刻化を背景として急速 に進行した円安を、大蔵省をはじめとする日本国内の諸アクターが憂慮し、大蔵省が円安 の是正に向けて米国財務省に協力を要請するという極めて異例のものであった。米国内で は、この円安の是正を求める声が強く、日米両国は円安の進行に歯止めをかける必要があ ることで一致したものの、交渉の合意形成は容易ではなく、日米の協調介入は直ちに実施 されないという、過去に例のない状況が発生したのであった。

一方、2003年の交渉は、デフレを助長する円高を是正するために、日本財務省が史上 最大規模の市場介入を単独で継続的に実施したことに対して、米国内で産業界や議会から 批判が高まったにもかかわらず、米国財務省がこれを容認するという、これもまた前例の ないものであった。

すなわち、この二つの事例に関しては、日米交渉と米国の国内政治、それぞれの過程に 関わる以下の疑問が提起される。

第一に、1998年の事例において、米国財務省は米国内の諸アクターが望む円安の是正 に関して日本と一致していたにもかかわらず、協調介入の実施をめぐる日米間の合意形成 は容易ではなく、日米の協調介入が直ちに実行されなかったのはなぜか。

第二に、2003年の事例において、米国内で議会と産業界が、日本が円高を是正するために行っている市場介入を強く批判していたにもかかわらず、財務省がこれを容認したのはなぜか。

米国の対日通貨政策において、日本の景気がアジェンダとなる場合、米国内の政治過程 に登場する財務省や財務省以外の諸アクターの行動や、交渉における米国財務省の対応に ついては、今迄の研究では明らかにされていない。そこで本稿は、1998年と2003年に行 われた日米通貨交渉を事例として取り上げて、上記の日米交渉と米国の国内政治にかかわ る疑問を解明しながら、不況下の日本に対する米国の通貨政策の政治過程を説明するもの である。この二つの事例は、円安と円高という正反対の為替相場の動きに対処する点で異 なっていたが、いずれも日本の景気低迷と深く関わるドル円相場の変動への対応に関して 日米両国が話し合ったという点で共通していた。

本稿では、以上の問題関心を踏まえて、先ず、米国の通貨政策に関連する先行研究を検 討し、上記の疑問を解明するための分析枠組みを提示して、二つの事例の分析を行うもの とする。

¹⁾ 関連の指摘が、次の記事にある。大村敬一「U.S. クロスレビュー 第8回 日本の繁栄のために は頼れる金融セクターが不可欠 在米日本国大使館中尾武彦公使に聞く」『金融財政事情』2007年6月 4日号、32-33頁。

1. 先行研究と分析枠組みの提示

米国の通貨政策に関する先行研究には、分析レベルを国際システムに置くものと、米国 の国内政治に注目するものとがある。

本稿では、通貨政策をめぐる米国内の政治過程に登場するアクターの行動を分析するの で、以下、分析レベルを国内政治に置く研究について検討し、分析レベルを国際システム に置いて、通貨問題に関する国家間の相互作用を分析した先行研究については、検討の対 象としない。²⁾

そこで、分析レベルを国内政治に置く研究であるが、その多くは1990年代以前の米 国の通貨政策に関するものであり、1990年代以降の米国の通貨政策に関する研究は少な い。³⁾ そして、これらの研究は、通貨政策に参加する産業界や議会などのアクターが、財 務省の政策決定に対して大きな影響力を持つとする研究と、⁴⁾ 財務省はこうしたアクター の影響を受けずに政策選択を行うとする研究とに分かれる。⁵⁾

産業界や議会の影響力が大きいとする研究のアプローチでは、先に提示した、産業界と 議会の支持を得ながらも、対日交渉が難航し、財務省が介入の実施を躊躇したのはなぜか という、1998年の事例における疑問と、産業界と議会が反対したにもかかわらず、財務 省が日本の介入を容認したのはなぜかという、2003年の事例における疑問を説明するこ とができない。それでは、これらの疑問を説明するためには、財務省は諸アクターの影響 を受けずに政策選択を行うとする研究のアプローチが説明力を持つのであろうか。

ジョン・オデル(John Odell)は、為替相場の変動が社会の諸アクターの厚生に与える 影響は、広範で特定できないものであり、また、諸アクターにとって通貨政策は、通商政 策に比べると政策の効果が分かりにくく、米国経済は世界経済に対して閉鎖的であるた

²⁾ 通貨問題に関する国家間の相互作用については、ネオリアリストのロバート・ギルピン(Robert Gilpin)とネオリベラリストのロバート・コヘイン(Robert O. Keohane)の主張を参照のこと。 Robert Gilpin, *The Political Economy of International Relations* (Princeton: Princeton University Press, 1987); Robert O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (Princeton: Princeton University Press, 1987).

³⁾ ランドール・ヘニング (Randall C. Henning) には、1990 年代から 2000 年代初期までの米国の 通貨政策に関する研究があるが、1998 年の円安については触れておらず、2003 年の円高について事実 を簡単に触れるにとどまっている。Randall C. Henning, *Accountability and Oversight of US Exchange Rate Policy* (Washington DC: Peterson Institute for International Economics, 2008).

⁴⁾ 例えば、Jeffry A. Frieden, "Invested Interests: The Politics of National Policies in a World of Global Finance," *International Organization* 45, no. 4 (Autumn 1991), 425-51; I. M. Destler and Randall C. Henning, *Dollar Politics: Exchange Rate Policymaking in the United States* (Washington D.C.: Institute for International Economics, 1989); 古城佳子『経済的相互依存と国家——国際収支不均衡是正の政治経済学』木鐸社、1996 年。

⁵⁾ 例えば、John S. Odell, U.S. International Monetary Policy: Markets, Power, and Ideas as Sources of Change (Princeton: Princeton University Press, 1982); Joanne Gowa, "Public Goods and Political Institutions: Trade and Monetary Policy Processes in the United States," International Organization 42, no. 1 (Winter, 1988), 15-32.

め、通貨政策が諸アクターの厚生に与える影響は小さいと主張した。⁶⁾一方、ジョアン・ ゴワ(Joanne Gowa)は、為替相場の変動が諸アクターに与える影響には、複数の経路が あることによって、彼らの間で利益が拡散してしまい、彼らは力を結集することができな いため、彼らの通貨政策に対する影響力は小さくなるという見方を示している。⁷⁾

オデルとゴワの研究は、それぞれ1970年代以前と1980年代以前の米国の通貨政策を検 討したものであるが、冒頭で述べた通り、この時期の米国の通貨政策は、米国経済が直面 する問題に対処するものであった。しかし、本稿で取り上げるのは、1990年代後半以降 の日本経済が直面する問題がアジェンダとなった米国の通貨政策であり、通貨政策を取り 巻く環境とその目標が異なっている。

例えば、通貨政策と諸アクターの厚生との間の関係は弱いと主張したオデルは、その背 景に米国経済の閉鎖性があるとした。しかし、急速な経済グローバリゼーションの進展に よって、1990年代には、米国経済の閉鎖性は過去のものとなっていたことは論を待たな い。そして、米国経済が開放的になり、日米間の経済的相互依存関係が強まったが故に、 米国経済が日本経済に対して敏感になって、⁸⁾日本経済の停滞が米国で懸念されるように なったと考えられるのである。したがって、本稿では米国経済の開放性を前提に、米国内 で財務省や財務省以外の諸アクターが、日本経済の停滞という問題に対して、どのように 対応していたのかを分析する必要がある。

また、ゴワは、為替相場の変動が諸アクターに与える影響には、複数の経路があるた め、彼らの間で利益認識が拡散して、彼らは力を結集することができないとした。しか し、本稿では、為替相場の変動が米国経済やアクターの利益に対して直接与える影響だけ でなく、上記の通り、日米間の経済的相互依存関係を通じた間接的な影響も考慮する必要 があり、より複雑な状況を想定する必要がある。

以上の先行研究の問題点を踏まえて、先に提示した二つの疑問を明らかにするために は、以下の分析枠組みが有効であろう。

対日通貨政策の政治過程が、日米交渉と米国の国内政治、それぞれの過程によって構成 されるものと考え、二つの事例におけるそれぞれの過程の分析を行う。⁹⁾ 交渉過程に関し ては、日米間でどのような点が争点となり、交渉がどのように決着したのかを明らかにす るが、国内の政治過程においても、財務省と他のアクターの間でどのようなことが争点に なり、財務省がどのような判断から政策を決定したのかを示す。すなわち、財務省や政治 過程に参加する諸アクターが、ドル円相場の動向が米国経済に与える影響、あるいは日米 両国経済間の相互依存関係に関して、どのような因果関係に注目して、状況を判断し、自

⁶⁾ Odell, U.S. International Monetary Policy: Markets, Power, and Ideas as Sources of Change.

⁷⁾ Gowa, "Public Goods and Political Institutions: Trade and Monetary Policy Processes in the United States."

⁸⁾ この考え方は、コヘイン・ナイが提示した「複合的相互依存関係」によるものである。Robert Keohane and Joseph Nye, *Power and Interdependence*, 3rd ed, (New York: Longman, 2001).

⁹⁾ この視点は、ロバート・パトナム(Robert Putnam)の2レベルゲームの考え方に似ているが、本 稿は交渉者のウィンセット獲得の条件を示すものではない。Robert Putnam, "Diplomacy and Domestic Politics," *International Organization* 42, no. 3 (1988): 427-60.

らの利益認識に基づく主張をしていたのかを明らかにする。¹⁰⁾ その際に、為替相場の変 動は、様々な経路からマクロ経済パフォーマンスに対して影響を与え、その効果には、プ ラスとマイナスの両面があることに注目する。例えば、円高の進行は、米国の対日輸出を 促進するというプラスの効果を持つ反面、日米経済間の相互依存関係を考慮すると、円高 の進行は日本の輸出を減少させて、日本の景気を悪化させ、米国の対日輸出を減少させる というマイナスの効果も考えられる。このため、為替相場の変動に直面したアクターがど の経路に注目して、状況を判断し、自らの利益を主張していたのかをみることが、国内の 政治過程の分析に不可欠であると考えられる。

ここで、国内の政治過程に参加するアクターの概略を紹介しておきたい。

米国政府内で通貨政策を担当するのは、財務省であり、為替相場の安定と米国内外経済 の安定成長を使命としている。同省の長官、副長官、次官、次官補らの幹部が、マクロ経 済や為替市場の情勢等を勘案して、政策を決定し、決定した政策に基づいて、対外交渉を 行うほか、その内容に関して議会で証言したり、同省の立場を説明したりする。こうした 幹部には、政治任用によって、金融業界や経済学界の出身者が登用されることがあり、彼 らは、金融実務や経済理論を踏まえた専門的な見地から、政策判断をすることがある。

財務省関係者の回顧録や議会の議事録、新聞報道などをみると、米国内の政治過程に は、以下のアクターも参加し、為替相場の動向や経済情勢に対する判断を述べたり、通貨 政策に対する利益認識を主張したりすることがわかる。

先ず、行政府の長である大統領は、国内の経済政策と対外政策の総責任者として、通貨 政策に関与することがある。

そして、財務省と最も関係が深いアクターが、連邦準備制度理事会(Board of Governors of the Federal Reserve System、以下 FRB)である。FRB は、米国内の 12 の地区連邦準備 銀行(Regional Federal Reserve Banks)とともに、行政府内の独立機関である連邦準備制 度(FRS: The Federal Reserve System)を構成している。FRB は、中央銀行として物価の 安定と経済成長の促進を使命とし、米国経済と世界経済の相互依存関係や、金融政策と通 貨政策との間の密接な関連に強い関心を有しており、為替相場の変動が金融政策とマクロ 経済に与える影響を注視している。そして、FRB は財務省と緊密な関係を持っており、同 省から相談を受ける形で通貨政策に関与することがあり、¹¹⁾財務省の指示に基づいて市場

¹⁰⁾ この視点は、通商政策当局者の貿易とマクロ経済パフォーマンスとの間にある因果関係に関する 理論的理解を「因果信条」と定義したジュディス・ゴールドスタイン(Judith Goldstein)の議論を参 考にしている。Judith Goldstein, *Ideas, Interests, and American Trade Policy* (Ithaca and London: Cornell University Press,1993); Judith Goldstein and Robert Keohane, "Ideas and Foreign Policy: An Analytical Framework" in *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change* ed. Judith Goldstein and Robert Keohane, Cornell Studies in Political Economy / edited by Peter J. Katzenstein (Ithaca, N.Y.; London: Cornell University Press, 1993).

¹¹⁾ 両者の緊密な関係については、ロバート・ルービン、ジェイコブ・ワイズバーグ著、古賀林幸、 鈴木淑美訳『ルービン回顧録』(日本経済新聞出版社、2005年)、264-65頁。Alan Greenspan, *The Age of Turbulence Adventures in a New World* (New York: The Penguin Press, 2007), 160-61; John B. Taylor, *Global Financial Warriors: The Untold Story of International Finance in the Post 9/11 World* (New York: WW Norton, 2007), 283-84 参照。

介入のオペレーションを実行する。¹²⁾

さらに、貿易と産業の振興を担当する商務省(Department of Commerce)と、同省と ともに通商交渉を担当する通商代表部(Office of the United States Trade Representative、 以下 USTR)も通貨政策の政治過程に登場し、意見を述べる。そして、両官庁の支援を受 けている産業界は、為替相場の変動が自らの利益を大きく左右するとして、政治過程に参 加する。中でも、自動車業界は、日本の自動車業界との競争条件に敏感であるため、積極 的に利益を主張して、影響力を行使しようとする。

最後に上下両院で構成される議会(Congress)である。通貨交渉においては、相手国と の条約の締結や、それに伴う新たな法律の制定といった、法的な手続きの必要がないた め、法の制定や条約締結の是非を問う立法府としての議会の関与はない。しかし、議会に は、行政府をチェックする立法府としての立場から、財務省の通貨政策を精査する権限が 与えられている。¹³⁾このため、民主党および共和党に所属する多くの議員が、経済成長 の一端を担う輸出の振興と支持基盤としての産業界に対する支援の観点から、公聴会に財 務省高官を招致して、通貨政策を巡る諸問題に対する見解を質すことがある。

2. 事例分析

(1) 1998年の交渉

ドル円相場は1995年4月に79.75円の史上最高値を更新したが、同年夏以降、円高の 流れは修正された。1998年になると、順調な米国経済と低迷する日本経済という日米両 国経済のファンダメンタルズの格差、その結果としてのドルと円の金利差、およびアジア 通貨安の進行を背景に、ドル買い・円売りが加速した。¹⁴⁾同年6月12日に1997年度の日 本の実質 GDP 成長率(速報値)が戦後最低のマイナス0.7%と発表されると、¹⁵⁾ドル円 相場は140円台まで下落した。

日本では、円高の進行が輸出産業の業績に悪影響を与え、景気の足かせになるとする認 識が定着しており、不況下における円安の進行は、輸出主導の景気回復を可能にするもの として、歓迎される筈である。ところが、この事例では、輸出産業の各社によってさえ も、この円安を問題視し、¹⁶⁾ 大蔵省を含む日本の諸アクターが、円安を長期化する不良 債権問題と景気低迷を象徴するものと捉え、アジア通貨危機の再発をも誘発しかねないも のとして、強い危機感を持ったのであった。

米国財務省では、投資銀行出身のロバート・ルービン(Robert Rubin)長官と経済学者 のローレンス・サマーズ(Lawrence Summers)副長官が、日本の経済情勢を憂慮し、議

124

¹²⁾ 米国財務省ウェブサイト http://www.treasury.gov/resource-center/international/ESF/Pages/reserve. aspx (accessed: November 9, 2012). FRB には自らの判断で市場介入を実行する権限も与えられている。

¹³⁾ The Gold Reserve Act of 1934 および The Exchange Rates and International Economic Policy Coordination Act of 1988.

^{14) 『}日本銀行政策委員会金融政策決定会合議事録』1998年5月19日。

^{15) 『}日本経済新聞』1998年6月13日朝刊。

^{16) 『}日本経済新聞』1998年6月11日朝刊、6月13日朝刊。

会対応や対日交渉を担当していた。

サマーズ財務副長官は、日本の景気悪化は、アジア諸国に対して悪影響を与えること も懸念されるため、日本は具体的な対策をとる必要があると議会上院金融委員会の公聴 会で証言した。¹⁷⁾ そしてサマーズは、経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development: OECD) において、円安の進行と日本の景気悪化に対処するべ く日本をはじめとする各国と協議し、¹⁸⁾ 円安是正の協調介入の実行後には、日本政府の 関係者を訪ねて、景気や不良債権問題について協議したのであった。¹⁹⁾

ルービン財務長官も、「円は極端に安い困った段階にまで達した」と指摘して、²⁰⁾円安 が中国をはじめとするアジア諸国の輸出競争力を低下させることによってアジア各国経済 に打撃を与え、その結果、再びアジア通貨危機が発生して、世界経済全体に不況を招くこ とを心配していた。²¹⁾

さらにルービンは、日本経済の低迷が米国の対日経常収支赤字拡大の要因にもなっており、経常収支赤字を削減するためには、日本政府が景気を回復させて内需を拡大させる政策をとる必要があると議会上院金融委員会の公聴会で証言したのである。²²⁾この公聴会では、経済諮問委員会(Council of Economic Advisers: CEA)のジャネット・イエレン(Janet Yellen)委員長が、日本は、世界とアジアの経済の牽引車となるべく、経済を成長させなければならないと証言して、ルービン財務長官を支持した。²³⁾

一方、ホワイトハウスでは、アル・ゴア(Al Gore)副大統領がビル・クリントン(Bill Clinton)大統領に対して、日本政府に経済情勢に対する危機感を高めさせ、その政策対応を変えさせるために圧力をかける必要があると提案した。²⁴⁾ クリントン大統領は、後に実施された協調介入前の電話会談において、橋本龍太郎首相と強い円と市場の安定に関して一致し、同首相に対して、不良債権問題の処理を求めた。²⁵⁾ その数日後、日本の経済改革の必要性を改めて指摘し、²⁶⁾ さらに訪中時には、朱鎔基首相と円安問題や、日本の景気、金融システムについて協議をした。²⁷⁾

この他、行政府内では、対日貿易を担当するシャリーン・バシェフスキー(Charlene Barshefsky)通商代表部代表と商務省のディビット・アーロン(David Aaron)次官が、

¹⁷⁾ Senate Committee on Finance, *Causes of the Trade Deficit and Its Implications for the U.S. Economy*: Hearings on 105th Cong, 2nd sess., 1998.

¹⁸⁾ 榊原英資『日本と世界が震えた日― サイバー資本主義の成立』(中央公論社、2000年)、43-44 頁。

^{19) 『}日本経済新聞』1998年6月20日朝刊。

²⁰⁾ ルービン、ワイズバーグ『ルービン回顧録』、253 頁。

²¹⁾ 同上書、302頁。

²²⁾ Senate Committee on Finance, *Causes of the Trade Deficit and Its Implications for the U.S. Economy.*

²³⁾ Ibid.

²⁴⁾ ルービン、ワイズバーグ『ルービン回顧録』、304 頁。

²⁵⁾ 『日本経済新聞』 1998 年 6 月 18 日朝刊。

²⁶⁾ 『日本経済新聞』1998年6月20日朝刊。

²⁷⁾ 『日本経済新聞』1998年6月28日朝刊。

共に日本の景気対策が十分ではないとの見解を表明している。²⁸⁾

そして、先のルービン財務長官らが出席した議会上院金融委員会の公聴会では、党派 を問わず、円安の進行に対する議員の懸念が表明された。バイロン・ドルガン(Byron Dorgan: 民主党ノースダコタ州選出)、フランク・ムルコウスキー(Frank Murkowski: 共 和党アーカンソー州選出)、ジョン・シャフィー(John Chafee: 共和党ロードアイランド 州選出)の各議員から、日米間の貿易不均衡を問題視する発言があり、ウィリアム・ロス (William Roth: 民主党デラウエア州選出)議員からは円安の進行によって、日本の輸出依 存が高まることは、アジア経済にとって好ましくないとする指摘があった。²⁹⁾この他、経 済合同委員会のジム・サクストン(Jim Saxton: 共和党ニュージャージー州選出)委員長 は、円安の進行に対して財務省がどのように対処するのかを明確にすることを求めた。³⁰⁾

議会と同様に、産業界からも事態を憂慮する発言があった。とりわけ為替相場の動向 に敏感な自動車業界からは、円安は日本の輸出を増加させるとともに、アジア経済に対 して悪影響を与えると、アンドルー・カード(Andrew Card)自動車工業会(American Automobile Manufacturers Association: AAMA)専務理事が警告した。³¹⁾ カード専務理事 は、後に円安を是正する協調介入が実施された際には、これを支持する声明を発表した が、この時は、全州の全産業セクターが加盟し、全米で最大かつ有力なロビー団体である 全米製造業者協会(National Association for Manufacturers: NAM)のハワード・ルイス (Howard Lewis)副理事長も介入を歓迎した。³²⁾

このように、財務省は、日本とアジア諸国および米国との間の経済的相互依存関係を考 慮して、日本の景気低迷や円安は、アジア経済を不安定化させるとともに、米国の経常収 支赤字を拡大させていると判断していた。すなわち、財務省は、アジア経済の安定と経常 収支赤字の縮小(輸出の拡大)を政策目標とし、その実現に資する日本の景気回復と円安 の是正を利益と認識していた。FRBや大統領、その他の行政府内の諸アクターも日本の 経済情勢を憂慮し、産業界と議会は、日本の景気よりも、円安、日本の輸出動向、アジア 経済、相互の間にある悪循環に焦点を当てていたが、円安是正を利益と認識する点で財務 省と一致した。こうして、米国内の政治過程で各アクターが、円安是正や日本の景気回復 を利益と認識する点で財務省と一致し、同省は対日交渉を開始した。

この問題はまず、サマーズ財務副長官が議長を務めた OECD の第三作業部会で議論されたが、³³⁾まもなくルービン財務長官が日本との二国間交渉を開始した。日本側で円安 是正をめぐる日米交渉を総括していた榊原英資財務官が「日米の交渉者の間では、今が世 界経済にとっての正念場であり、何とかしなければならないという認識が、双方を支えて

^{28) 『}日本経済新聞』1998年6月13日朝刊、6月16日夕刊。

²⁹⁾ Senate Committee on Finance, *Causes of the Trade Deficit and Its Implications for the U.S. Economy.*

³⁰⁾ 『日本経済新聞』1998年6月16日夕刊。同委員長は、日米の協調介入の実施後もその意図について、財務省に明確な説明を求めた(『日本経済新聞』1998年6月19日夕刊)。

^{31) 『}日本経済新聞』1998年6月11日夕刊、6月17日夕刊。

^{32) 『}日本経済新聞』1998年6月18日夕刊。

³³⁾ 榊原『日本と世界が震えた日』、43-44 頁。

いた」と指摘している通り、34)日本大蔵省と米国財務省は強い危機感を共有していた。

しかし、榊原財務官によると、交渉は「難渋を極め」、協調介入に向けた日米間の合意 形成は容易ではなかったという。³⁵⁾ それは、ルービン財務長官が景気低迷とその背景に ある不良債権問題への日本政府の対策が極めて不十分であると考えて、日本にとってその 実施が難しいと思われる抜本的な対策の実行を強く求めたからである。

ルービン財務長官は、日本は周期的な景気下降局面にあるのではなく、深刻な長期不況 に陥っているが、それに対処しようという政治的意思に欠けており、深刻な課題の一つ が、金融機関の不良債権に対する措置であると指摘した。³⁶⁾ 投資銀行家であるルービン は、日本政府の態度を「含み損の回復を祈るトレーダーの態度と似ていた」と表現するほ ど、³⁷⁾ 日本政府の不良債権問題への対応に強い不満を持っていた。彼は、為替市場への 介入は付け焼刃的な対応に過ぎず、日本が明確な不良債権処理策と需要刺激策を提示する ことが円安を是正するために不可欠であると考えていたのである。³⁸⁾ 為替市場の見方を 変えるような対応をしない限り、円安に歯止めをかけることはできないとルービンは考え たのである。彼がこのような見方をしていたことについては、彼の回顧録だけでなく、彼 が証言した議会公聴会の議事録や彼の交渉相手であった榊原財務官の著書の記述からも確 認できる。³⁹⁾

しかし、日本大蔵省にとって、参議院選挙と国会会期末を控え、国会において10兆円 規模の財政出動を含む補正予算が審議されているという政治日程の中で、ルービンの要請 に応えられるような新たな政策を打ち出すことは困難であった。⁴⁰⁾ 榊原財務官は、橋本 首相や自民党首脳と米国を同時に納得させる政策手段をまとめる自信を持てずにいたが、 米国財務省に対して、補正予算の成立後に金融改革や景気刺激策を表明する約束をすると いう方針で交渉に臨むことにした。⁴¹⁾ 交渉の場では日米間で激しい応酬があったが、日 米両国は、新しい政策措置の実施意図のみを表明する橋本首相と松永光蔵相による談話の 発表、橋本・クリントン電話会談の実施、そしてルービン財務長官による声明発表の三点 で合意した。⁴²⁾

しかし、日本が具体策を提示しても、ルービン財務長官は市場介入を実施するべきであ るかを悩んでいた。ルービンは、たとえ日本政府による新たな経済対策の発表とセットに なったとしても、為替市場が日本の政策表明に対してどのように反応するかを測りかねて おり、市場介入に失敗した場合、米国財務省の信用が損なわれることを心配していた。⁴³⁾

- ⁴⁰⁾榊原『日本と世界が震えた日』、41-46 頁。
- 41) 同上書、41-46頁。
- 42) 同上書、44-49頁。
- ⁴³⁾ ルービン、ワイズバーグ『ルービン回顧録』、255 頁。

³⁴⁾ 同上書、47頁。

³⁵⁾ 同上書、43-45頁。

³⁶⁾ ルービン、ワイズバーグ『ルービン回顧録』、302 頁。

³⁷⁾ 同上書、304頁。

³⁸⁾ 同上書、253頁。

³⁹⁾ 榊原『日本と世界が震えた日』、46-47 頁。 Senate Committee on Finance, *Causes of the Trade Deficit* and Its Implications for the U.S. Economy.

榊原財務官によると、この決断はルービンに「財務長官在任中で最も難しい決断であっ た」と言わしめる程であった。⁴⁴⁾ ルービンがこの問題について、サマーズ財務副長官、 ティモシー・ガイトナー(Timothy Geithner)財務次官補、そしてアラン・グリーンスパ ン(Alan Greenspan)FRB 議長と協議したところ、彼らはリスクを取ってでも円を支援 すべきであると主張し、何時間にも及ぶ協議の末、ルービンは市場介入の実施を決断し た。⁴⁵⁾ 米国財務省は6月17日の橋本・クリントン電話会談を経て、日本大蔵省と協調介 入を実行したのである。⁴⁶⁾

ルービン財務長官は、大手投資銀行ゴールドマンサックスで、為替や債券を扱う業務を 長年経験した金融通貨問題の専門家であった。彼は、為替市場を確実に動かす方法につい ての理論は存在しないと考え、自分の長年の経験に基づいて、自分なりの為替相場の影響 に対する見方を持ち、政策を決定したのだった。この点に関しては、彼が、世の中に確実 なものはなく、意思決定においては、主観的な判断に多くを依拠し、本能、経験、勘に 依って決断する部分があったと著書で述べていることからも確認できる。⁴⁷⁾彼は、投資 銀行での実務経験を活かして、財務長官としての政策判断を行っていたのである。

(2) 2003-2004年の交渉

2003年に入ると、為替市場では、米国のイラク攻撃が近く、テロが発生して、米国経 済が打撃を受けるのではないかとの懸念からドルが売られ、⁴⁸⁾ドル円相場は120円を超 えて上昇した。未だデフレに苦しむ日本であったが、為替市場において、近く日本の景気 が回復するとの見方が出回ったことも円を押し上げた背景にあった。

日本財務省の溝口善兵衛財務官は、⁴⁹ 円高の進行が輸入物価の下落を通じて、進行中 のデフレを加速させることを懸念していた。同財務官によれば、日本財務省が為替市場へ の介入を決意したのは、デフレ・スパイラルを回避しなければならない状況の中で、財政 政策と金融政策による手段が出尽していたとする判断によるものであった。⁵⁰⁾日本財務 省は、2003年1月から単独で市場介入を実施し、その額は、2004年3月に終了するまで の間に35兆円に達する空前の規模となった。⁵¹⁾

米国財務省でこの問題に関わったのは、ジョン・スノー(John Snow) 財務長官とジョ ン・テーラー(John Taylor) 財務次官であった。両者は、共に議会に招致され、意見を 述べたが、対日交渉に関しては、スノー財務長官が、G7における蔵相レベルの交渉を担 当し、テーラー財務次官が、同じく次官級の溝口財務官を相手に実務レベルの交渉を行っ た。スノー財務長官は、経済学の博士号を持ち、学界、実業界、官界で広く活躍した経歴

- ⁴⁵⁾ ルービン、ワイズバーグ『ルービン回顧録』、255 頁。
- ⁴⁶⁾ 榊原『日本と世界が震えた日』、47-48 頁。
- 47) ルービン、ワイズバーグ『ルービン回顧録』、5-6頁。

⁴⁸⁾ 溝口善兵衛財務官に対するインタビュー記事、「『巨額介入、異常時ゆえ』 検証 構造改革 第4 部 当事者たちの証言」『朝日新聞』2006 年 9 月 19 日朝刊。

49) 日本では、2001年に省庁再編があり、「大蔵省」は「財務省」に名称変更した。

- ⁵⁰⁾ 竹森俊平 『経済危機は9つの顔を持つ』(日経 BP 社、2009 年)、152-54 頁。「巨額介入、異常時ゆえ」。
- 51) 「巨額介入、異常時ゆえ」。

⁴⁴⁾ 榊原『日本と世界が震えた日』、46 頁。

を有していたが、テーラー財務次官は、日米構造協議の交渉メンバーなどの公的ポストに 就いた経験もあったものの、研究生活の長い著名な経済学者であった。

テーラー財務次官は、自らの回顧録の中で、通貨政策に影響を与える要因は、「金融」、 「政治動向」、「安全保障」の三つであるとし、⁵²⁾日本が同盟諸国とともに途上国の安全 保障の維持と開発援助を担うためには、日本経済の力強い成長が欠かせないと述べてお り、⁵³⁾日本の景気低迷は米国の国益に反すると考えていた。⁵⁴⁾

さらに、テーラー財務次官は、スタンフォード大学教授であったときに、日本銀行の顧問として、量的緩和による景気回復を提案し、量的緩和政策と並行して行われる円売り介入が持つ効果を経済学的に評価していた。⁵⁵⁾テーラーは、日本はデフレ克服のためには、日本銀行による量的緩和策と並行して、非不胎化介入(為替市場で売却された円を資金調節によって日本銀行が吸収しない市場介入)」を実施することが効果的であると考えており、⁵⁶⁾この考え方が、財務省が日本の市場介入を容認する理論的根拠であった。同時に、テーラー財務次官は、為替相場の形成は為替市場の流れに任せるべきであり、⁵⁷⁾市場介入は必要最小限にすべきであるとの意向を示した。⁵⁸⁾

テーラー財務次官の意向を踏まえて市場介入を行う都度協議することを約束した溝口財務官は、2003年9月になると、市場介入の規模を縮小させる代わりに、引き続き米国が市場介入の必要性を認めるよう、テーラー財務次官に協力を求めた。同財務官が申し入れた内容は、「第一に、スノー財務長官が、日本は介入を最小限にとどめるべきと発言するのを止める。第二に、日本は円相場をもっと柔軟にするが、市場が過度に振れたり、行過ぎたりした際には介入する。第三に、ドルが110円を下回った場合は、米国は可能な行動について相談に乗る用意があると約束する。」というものであった。⁵⁹⁾テーラー財務次官がこの点についてスノー財務長官に相談したところ、スノーは、第三の点は約束できないが第一と第二の点は合意する用意があると回答した。⁶⁰⁾そして、同様に意見を聞かれたグリーンスパン FRB 議長もこの二点に同意したようである。⁶¹⁾ 溝口財務官によると、グリーンスパンは、日本の市場介入の実施に対しては懐疑的な立場を表明しながらも、これを黙認していたという。⁶²⁾ 彼もテーラー同様、為替相場の形成は為替市場の流れに任せ

- ⁵⁷⁾ Taylor, *Global Financial Warriors*, 279.
- ⁵⁸⁾ Ibid., 286.

⁵⁹⁾ Ibid., 291. 滝田洋一『通貨を読む――ドル・円・ユーロのゆくえ <第2版>』(日本経済新聞出版 社、2007 年)、132-33 頁。

⁶⁰⁾ 同上書、132-33 頁。Taylor, Global Financial Warriors, 291.

⁶¹⁾ Ibid., 291.

⁵²⁾ Taylor, *Global Financial Warriors*, 282. ここでは、原文の"Finance"という記述を「金融」としたが、"Finance"が金融機関、金融市場、金融規制など金融の何を意味しているかについては、本文には明示されていない。

⁵³⁾ Ibid., 285.

⁵⁴⁾ Ibid., 285.

⁵⁵⁾ Ibid., 286.

⁵⁶⁾ Ibid., 286. 竹森『経済危機は9つの顔を持つ』、153-56 頁。

⁶²⁾ 竹森『経済危機は9つの顔を持つ』、158 頁。

るべきであるとする考え方を持っていたのである。この考え方は、マネタリストの経済学 者が主張するものであり、財務省やFRBに伝統的に支持されてきた。

そして、ジョージ・ブッシュ(George W. Bush)大統領も日本の市場介入を容認した。 2003年5月と10月の日米首脳会談においてブッシュ大統領は、小泉純一郎首相に対して、 「為替相場は市場が決めるものである」としながらも、「米国は強いドルを望む」として、 日本財務省の市場介入には反対しなかったのである。⁶³⁾その理由について、溝口財務官 は、小泉純一郎首相とブッシュ大統領との間の良好な関係があり、政治的な面で日本が米 国と共にテロ防止やイラク安定のために貢献している重要なパートナーであるとする認識 が米国側にあったと説明している。⁶⁴⁾また、2002年9月の日米首脳会談において、小泉 首相が、日米間で長年懸案となっていた不良債権問題への確実な対応を約束して、直ちに 「金融再生プログラム」を発表したことからもわかる通り、ブッシュ大統領は、かねてか ら日本経済の状況に関心を持っていた。ブッシュは、2003年10月の首脳会談の場で、「日 本の経済状況は良くなっていく方向性にあると承知しており、小泉総理の努力の下で改革 が進み、更に日本経済が良くなることを支持している。」とも発言しており、⁶⁵⁾彼が、市 場介入を容認したのは、日本の景気回復を利益と判断していたこともあったと考えられ る。

このように、米国財務省とブッシュ大統領は、安全保障上のパートナーとして日本が重 要であると考え、日本の景気回復を利益と認識していた。そして、財務省は、日本の市場 介入は、景気回復に資することが経済学的に支持されるとして、これを容認したのであ る。

さらに、溝口財務官とテーラー財務次官によれば、米国内で日本の市場介入に対して好 意的な態度を取りやすいムードが醸成されていたことも追い風となった。すなわち、溝口 財務官は、米国は80年代のように自国の経済が弱かった時には、日本の市場介入を容認 できなかったが、この時期になると米国経済が回復して強くなっており、日本の市場介入 を許容するゆとりがあったとみていた。⁶⁶⁾また、テーラー財務次官は、米国内で「日本 たたき」がはびこるムードはなかったと認識していた。⁶⁷⁾

しかし、80年代のような「日本たたき」はなくても、日本の市場介入に対する産業界 や議会の批判は決して無視できるものではなく、財務省は対応に追われた。

2003年9月のG7会議では、中国の通貨政策と合わせて日本の通貨政策をアジェンダ

⁶³⁾ 滝田『通貨を読む』、27-28 頁。『日本経済新聞』2003 年 5 月 24 日夕刊、10 月 18 日朝刊。

⁶⁴⁾「巨額介入、異常時ゆえ」。

⁶⁵⁾ 外務省ウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/kaidan_03.html.(閲覧日:2012年11月 22日)

⁶⁶⁾ 竹森『経済危機は9つの顔を持つ』、158頁。米国は、2003年7-9月期には19年ぶりとなる8.2% のGDP成長率を達成し、2003年間で3.1%のGDP成長率となって、2002年の2.2%を上回った。「資 料1 各国・地域等の経済見通し 1. アメリカ」『世界経済の潮流 2004年春 アメリカの教訓 — IT活用による労働生産性の加速 財政赤字削減に取り組む欧米の最新事情』、2004年4月、内閣府、政 策統括官室 経済財政分析担当 http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sh04-01/sh04-si-us.html.(閲覧 日:2012年8月14日)

⁶⁷⁾ Taylor, *Global Financial Warriors*, 285.

とし、⁶⁸⁾ スノー財務長官が「柔軟な為替相場を求める」と発言して塩川正十郎財務相を けん制し、⁶⁹⁾ さらにこの表現を会議終了後の声明文に載せたのである。⁷⁰⁾ テーラー財務 次官も、この会議で溝口財務官に介入の停止を働きかけたが、その背景には、日本の景気 に回復の兆しが見え、人民元の変動相場制への移行を中国に促すためにも、日本の市場 介入を容認し続けることは難しいとする彼の判断があった。⁷¹⁾ 一方、スノー財務長官の 行動は、自動車大手ゼネラル・モーターズ(General Motors)のリック・ワゴナー(Rick Wagoner)会長の圧力によるものとする報道があった。⁷²⁾ 同会長は、為替介入を続ける日 本にもっと注目する必要があるとの点で、政府と意見が一致しているとも発言していたの であった。⁷³⁾ しかし、スノー財務長官は、日本にさらなる圧力をかけることはせず、G7 会議終了後の記者会見では円高・ドル安の進行に関して言及を避けた。⁷⁴⁾

産業界の抵抗はさらに続き、G7 終了後、自動車業界の利益団体である自動車貿易政策 会議 (Automotive Trade Policy Council: ATPC) が、日本財務省による市場介入は G7 共同 声明に対する挑戦であるとする声明文を発表した。⁷⁵⁾ また、産業界の全セクターの利益を 代表する全米製造業協会(NAM) も、10月のブッシュ大統領の訪日前に、為替政策に関 するブッシュ大統領のリーダーシップに感謝すると表明して、⁷⁶⁾日本に市場介入を停止 させるよう、ブッシュ大統領に圧力をかけたのであった。しかし、先に示した通り、ブッ シュ大統領は、訪日時に小泉首相に対して、市場介入の停止を求めることはなかった。

議会からも日本の市場介入に対する厳しい意見が続出し、財務省は日本を擁護する立場 に回った。そうした財務省の姿勢を確認できるのが、10月1日と30日の議会公聴会にお けるテーラー財務次官とスノー財務長官の発言である。

まず、1日の下院金融委員会の公聴会では、製造業が盛んなイリノイ州選出で、製造業 の発展を重視する共和党のドナルド・マンズロー(Donald Manzullo)議員が日本の市場 介入を強く批判した。彼は、米国が厳しい雇用情勢に直面する中、日本は中国と同様に、 自国通貨を人為的に安く誘導して対米輸出を促進しており、その結果、米国内の雇用機会 が奪われていると主張して、テーラー財務次官に日本の市場介入をやめさせる意思がある のかを質した。⁷⁷⁾これに対して、テーラー財務次官は、日本の成長は米国の雇用の拡大 にも貢献すると主張して、デフレ対策として円高是正の市場介入を行う日本の通貨政策を 擁護したのであった。⁷⁸⁾彼は、円高・ドル安を是正して日本が早期に景気を回復させる

- ⁶⁸⁾ 『日本経済新聞』 2003 年 9 月 20 日夕刊、9 月 21 日朝刊。
- ⁶⁹⁾ 『日本経済新聞』 2003 年 9 月 15 日朝刊。
- ⁷⁰⁾ 滝田『通貨を読む』、36 頁。
- ⁷¹⁾ Taylor, *Global Financial Warriors*, 287.
- ⁷²⁾ 『日本経済新聞』 2003 年 9 月 15 日朝刊。
- ⁷³⁾ 『日本経済新聞』2003年9月20日朝刊。『日経金融新聞』2003年9月19日。
- 74) 『日本経済新聞』2003年9月22日朝刊。
- ⁷⁵⁾ 『日本経済新聞』 2003 年 10 月 2 日朝刊。
- 76) 『日本経済新聞』 2003 年 10 月 18 日朝刊。

⁷⁸⁾ Ibid.

⁷⁷⁾ House Committee on Financial Services, *China's Exchange Rate Regime and Its Effects on the U.S. Economy*: Hearings on 108th Cong, 1st sess., 2003.

ことこそが、米国の輸出にとって好ましいとする判断を説明して、マンズロー議員を説得 しようとしたのである。

この公聴会では、意外なことに産業界を担当する商務省が財務省を支持した。同省のグ ラント・アルドナス(Grant Aldonas)次官が、テーラー財務次官の日本に対する協調的 な政策は、米国の輸出とマクロ経済の成長を促進する効果があるとして、これを支持した のである。⁷⁹⁾彼は、日本が、アジアの国内総生産の3分の2を、また、日独両国の経済を 合わせれば、世界経済の20%を占めることから、日本に対して、景気対策を求める必要 があって、成長なき日本は日米間の通商関係の緊張をもたらすと主張したのであった。⁸⁰⁾ アルドナス次官は、日米間の経済的相互依存関係を考慮して、円高・ドル安を是正し、日 本の景気を早期に回復させることが、輸出の促進につながるため必要であるとする判断を テーラー財務次官と共有していたのである。

議会での対日批判は、さらに続いた。スノー財務長官が出席した10月30日の議会上 院銀行委員会の公聴会でも、リチャード・シェルビー(Richard Shelby: 共和党アラバマ 州選出)、ポール・サーベンス(Paul Sarbanes: 民主党メリーランド州選出)、デビー・ス タベノー(Debbie Stabenow: 民主党ミシガン州選出)の各議員が、日本の市場介入が、 米国の輸出産業にダメージを与えて、雇用機会を喪失させているとして、日本を非難し た。⁸¹⁾中でも、スタベノー議員は、自動車産業のロビー団体である ATPC の声を代弁し て、日本の産業界が市場介入の恩恵を受けることによって、米国産業が損害を被ってお り、とりわけ自動車業界の損失が大きいと主張したのであった。⁸²⁾しかし、こうした議 員たちの批判に対して、スノー財務長官は、「日本の景気低迷が米国の製造業に打撃を与 えているので、日本の内需主導型成長が必要と考えている。また、為替相場の変動は、市 場に委ねるべきであるとも考えているが、最近の為替相場は、円高・ドル安に向かってお り、市場介入に関しては、日本と十分協議している。」と説明した。⁸³⁾

同じ日には、議会下院の予算委員会でも、自動車産業の中心であるミシガン州選出のサ ンダー・レビン(Sander M. Levin: 民主党)議員が、日本の市場介入が米国の製造業とそ の労働者に損失を与えており、財務省はこれをやめさせるべきであると主張した。⁸⁴⁾こ れに対して、テーラー財務次官は、スノー財務長官と同じく市場介入の問題をめぐって日 本とは十分協議していることを伝え、1日の公聴会と同様に日本の成長は米国にとって欠 かせないと回答したのであった。⁸⁵⁾

2004年2月になると、ATPCが再び登場し、日本の市場介入を中止させるよう、財務

⁸⁵⁾ Ibid.

⁷⁹⁾ Ibid.

⁸⁰⁾ Ibid.

⁸¹⁾ Hearing before the Committee on Banking Housing and Urban Affairs Senate, *Treasury Department's Report to Congress on International Economic and Exchange Rate Policies*, Hearing on 108th Cong 1st sess, 2003.

⁸²⁾ Ibid.

⁸³⁾ Ibid.

⁸⁴⁾ Hearing before the Committee on Ways and Means House, *United States-China Economic Relations and China's Role in the Global Economy*, Hearing on 108th Cong 1st sess, 2003.

省に申し入れたが、⁸⁶⁾スノー財務長官は、G7の蔵相会議の場で、谷垣禎一財務相に対して、市場介入に対する理解を示した。⁸⁷⁾

このように、議会と産業界は、日本の市場介入は、産業界の競争力を低下させて、輸出 を減少させ、その結果、雇用が縮小するため、産業界の利益を著しく損なっていると判断 していた。このため、同じ輸出と雇用の拡大を政策目標としながらも、その達成を可能に する日本の景気回復は利益であり、景気回復に資する日本の市場介入は利益にかなうもの として、これを容認する財務省と対立したのである。両者の利益認識の違いは、日米間の 経済的相互依存関係に対する考慮の有無に依るものであった。

しかし、3月になると、グリースパン FRB 議長とスノー財務長官が日本の市場介入 を歓迎しない趣旨の発言をした。グリースパンは、ドル円相場はファンダメンタルズに 合わない水準になっていて、日本の経済情勢を考えると、市場介入はもはや必要ないと 主張し、⁸⁸⁾ スノーは、通貨の価値は開かれた競争的な市場で決まるべきであると述べた ほか、⁸⁹⁾ 日本は米国の通貨政策をよく理解していると発言して日本をけん制したのであっ た。⁹⁰⁾ 日本の市場介入を容認してきた両者であったが、前月の G7 直後に日本が 2003 年 10-12 月期の GDP 成長率の速報値を年率換算 7.0% と発表したことから、もはや景気対策 としての市場介入は必要ないと判断したのである。

3月中旬になると、日本財務省は市場介入を停止したが、これは、スノーやグリーンス パンの発言に配慮したためではなかった。溝口財務官は、2月に GDP 成長率の速報値を 確認した後、景気回復の確実な兆しがあると判断して、市場介入の停止を決定し、テー ラー財務次官に対してその旨を伝達していたのであった。⁹¹⁾

おわりに

本稿で取り上げた二つの事例の政治過程に関して、以下の諸点が明らかになった。

まず、米国内の政治過程であるが、財務省は、いずれの事例においても、日本の景気回 復は利益であると認識していた。すなわち、同省は、日米両国経済間の相互依存関係を考 慮して、日本の景気が回復すれば、政策目標とする米国の対日輸出が拡大し、雇用が伸び ると判断していたのである。さらに同省は、日本の景気回復に資すると判断して、円高是 正さえも利益にかなうと認識したのであった。こうした財務省の判断と利益認識を他の政 府アクターは共有したが、議会と産業界は事例によって異なる反応を見せた。

1998年の事例では、財務省は、日本とアジアや米国との経済的相互依存関係を考慮し

^{86) 『}日本経済新聞』2004年2月6日朝刊。

⁸⁷⁾ 『G7 終了後谷垣財務大臣、福井日銀総裁内外記者会見の概要 平成 16 年 2 月 7 日 (土)』、財務 省大臣・事務次官記者会見の概要。http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/kaiken/ kaiken.htm. (閲覧日: 2012 年 8 月 14 日)

⁸⁸⁾ 『日本経済新聞』2004年3月3日夕刊。『読売新聞』2004年3月3日夕刊。速水優『強い円強い 経済』(東洋経済新報社、2005年)、150-51頁。

^{89) 『}産経新聞』2004年3月10日朝刊。

^{90) 『}日本経済新聞』 2004 年 3 月 18 日夕刊。

⁹¹⁾ Taylor, *Global Financial Warriors*, 292.

て、円安の進行はアジア経済に悪影響をもたらすものであり、円安進行の背景には、不良 債権問題の深刻化と日本の景気悪化があって、日本の景気悪化は、日米経常収支不均衡の 拡大の要因になっていると考えた。このため、アジア経済の安定、経常収支赤字の改善 を政策目標とする財務省は、政策目標の達成に資する日本の景気回復と円安是正を利益と 認識し、大統領を含む行政府内の諸アクターも、同様の判断と利益認識を有していた。産 業界と議会は、円安と日本の輸出、アジア経済の間にある負のスパイラルに注目していた が、円安是正を利益と認識する点で財務省と一致した。

ところが、2003-2004年の事例では、財務省と産業界・議会が対立した。日米間の経済 的相互依存関係を考慮して、米国の輸出と雇用の拡大という政策目標の達成と、日本が同 盟国としての機能を発揮することを期待する財務省は、これらの目標の実現に不可欠な日 本の景気回復を利益と認識した。そして、経済学的な見地から、日本の円高是正の市場介 入は、日本の景気回復に資するものであると判断し、米国の利益にかなうものであると認 識して、これを容認したのである。この財務省の判断と利益認識は、大統領や商務省に共 有された。しかし、日米間の経済的相互依存関係を考慮しない産業界と議会は、日本の市 場介入は、産業競争力を損ない、輸出と雇用を縮小させるものであり、利益に反すると認 識していた。但し、米国内で本格的な「日本たたき」が展開されることはなく、財務省は 日本の容認を継続した。この結論は、為替相場の変動がもたらす影響の経路の多様性が、 アクター間の利益認識の分裂を生み、財務省以外のアクターの通貨政策に対する影響力を 低くするとしたゴワの結論と整合的である。しかし、財務省と諸アクター間の利益認識の 衝突を、日米間の経済的相互依存関係に対する考慮の有無から説明した点で、ゴワよりも 進んだ議論ができた。

そして、日米交渉の過程は、いずれの事例でも、金融実務の経験に基づく判断、あるい は経済学的な考え方という、米国財務省の専門的な判断によって規定された。

1998年の事例では、米国財務省が、市場介入の実施だけでは、円安の是正に効果がないと判断し、円安進行の背景にある日本の景気悪化と不良債権処理の二つの問題に対処することを日本に対して強く求める一方、市場介入の効果の検討に時間をかけたことが、日本との協調介入の実施が遅れた理由であった。

また、2003-2004年の事例では、為替相場の変動は、為替市場に任せるべきであるとす るマネタリスト的な考え方に基づいて、景気回復の兆しが見えれば、市場介入を直ちに停 止することを条件に、財務省は日本の市場介入を容認したのであった。

以上、本稿では、日本の景気回復が米国にとって利益であるとする米国財務省の認識 が、二つの事例における米国国内政治と日米交渉を規定したことを明らかにした。そし て、1998年の事例では、財務省高官が、金融機関での実務経験を踏まえて、実施にあたっ て日本に条件を付ける一方、検討に時間をかけたことが、日本との協調介入の実施を遅ら せ、2003年の事例では、経済学の研究に基づいて、市場介入は景気回復に効果があると 判断したことが、国内の根強い反対論にもかかわらず、財務省が日本の市場介入を容認し たことの背景にあったことを示した。このような冒頭で提起したパズルに対する説明は、 先行研究では、明らかにされてこなかった含意を持つものである。

書評

R. G. Robins, Pentecostalism in America

(Santa Barbara: Praeger, 2010)

Shitsuyo Masui

Pentecostalism is one of the fastest growing Christian groups today, not only in the United States but especially in the Southern Hemisphere. The majority of its adherents now live outside the US, although the movement had its origin in the US. R. G. Robins' *Pentecostalism in America* is a concise and well-informed introduction to the history and theology of Pentecostalism in America. Although its focus is on classical Pentecostalism, it provides a comprehensive survey of this multi-faceted spiritual renewal movements in relation to its classical origins. The book contextualizes each religious aspect or phenomenon in relation to socio-cultural and political settings in American history. This approach helps readers outside the discipline of religious studies to follow the elusive history of Pentecostalism and associated movements in a cohesive narrative line.

Chapter one, on the origins of Pentecostalism and its distinctive theological emphasis, is especially helpful in locating the movement in its historical context. Pentecostalism began as an offshoot of the Holiness movement, which itself had branched out from the Methodist movement after the Civil War. Robins demonstrates how the radical Holiness adherents paved the way for the formation of the early Pentecostal groups in the nineteenth century. The Holiness spiritual leaders, such as Timothy Merritt and Phoebe Palmer, pushed beyond the Wesleyan Methodist emphasis on the "second blessing" after one's conversion to a perfectionist belief in "entire sanctification."¹⁾ In this state, the true convert would attain sinless perfection even while physically living on earth. The Holiness perfectionist movement encouraged its adherents to seek for the "higher life," both moral and spiritual, in everyday living.²⁾ The radical Holiness pursued this further and sought to identify concrete signs of spiritual perfection.

Although Robins emphasizes the American origin of classic Pentecostalism, the "higher life" movement originated in Keswick, the United Kingdom, the center of the movement. The "higher life" group gradually adopted popular eschatological premises called dispensational premillennialism, the prophetic doctrine developed by John Nelson Darby, leader of the British Plymouth Brethren Church. Thus it may be said that the Holiness movement was transatlantic and international rather than American in its beginning.

The most widely accepted version of dispensationalism divided historical economies

¹⁾ R. G. Robins, *Pentecostalism in America* (Santa Barbara: Praeger, 2010), 5.

²⁾ Ibid., 4-5.

or orders into seven "dispensations." Following this schematic understanding of history, Holiness believers understood that they were in the sixth dispensation, the Dispensation of Grace or the Church Age, in which true believers receive the "latter rain" of the Holy Spirit's blessings. In the premillennialist framework, the seventh dispensation, the final stage of human history, would begin with the Second Coming of Christ.³⁾

Another special belief that the classic Pentecostals emphasized and that came directly from the Holiness predecessors was "faith healing" which, Robins argues, "resonated with the mood of late-Victorian romanticism, which had a fascination for intense experience and the extraordinary." "Faith healing" became the "centerpiece of the movement's drive to recapitulate the power and praxis of the Apostolic Church" and became a "routine feature of Holiness meetings."⁴⁾ To see a biblical restorationist attitude in "faith healing," however, is only partially persuasive, for the nineteenth-century Holiness "faith healing" was slightly different from the biblical one in its theological insistence that Christ's atonement on the cross provided physical healing just as it provided spiritual healing.⁵⁾ This was an invention rather than a restoration of Apostolic practices.

"Higher life," dispensationalism, and "faith healing" were the three special emphases the Pentecostals inherited from their radical Holiness predecessors. By the end of the nineteenth century, "glossolalia," or "speaking in tongues," which was practiced in the Apostolic Church since the day of Pentecost, became normative among the Pentecostals.⁶⁾ Glossolalia was interpreted as a sign of the "Baptism of Fire" and became indispensable among Pentecostal practices. Robins considers that these Pentecostal emphases, which hark back to the early Church, reveal the Pentecostals to be "chronological primitivists" who tried to restore the faith and practices of the Apostolic Church as well as "cultural primitivists" who pursued "a superlative Christian life through Holy Ghost baptism."⁷⁾ He sees these two modes of primitivism, both chronological and cultural, as parts of the Pentecostals' "typically American mode of social adjustment . . . to walk backward into the future, eagerly appropriating the material artifacts of modernity while striking a cultural counterpoise that affirms traditional values as it grows more distant from them."⁸⁾

Biblical primitivist notions can be traced back to seventeenth-century Puritanism as Theodore Dwight Bozeman demonstrated in *To Live Ancient Lives: The Primitivist Dimension in Puritanism* (1988).⁹⁾ Radical Holiness as well as Pentecostals, however,

³⁾ Ibid., 5.

⁴⁾ Ibid., 6-7.

⁵⁾ Grant Wacker, *Heaven Below: Early Pentecostals and American Culture* (Cambridge: Harvard University Press, 2001), 3.

⁶⁾ R. G. Robins, *Pentecostalism in America*, 22-24.

⁷⁾ Ibid., 9.

⁸⁾ Ibid., 8-9.

⁹⁾ Theodore Dwight Bozeman, *To Live Ancient Lives: The Primitivist Dimension in Puritanism* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1988), 11, 15-18.

sought to restore particular practices such as "faith healing" and "glossolalia" as special signs of the work of the Holy Spirit. The Pentecostals' primitivist notion was different from that of Puritanism since it did not care much about the theological or doctrinal framework of these signs and practices. Pentecostals were rather inventive than primitive in developing their modern religious practices, disregarding the theological context of the Apostolic teachings.

Robins astutely points to "syncretism" as the "genius and the essence" of the Holiness as well as the Pentecostal movement. This was inevitable since its adherents came from diverse social, cultural, and ethnic backgrounds and from scores of Protestant denominations. In addition to such ecumenicity, it was a "genuinely international movement" which drove the adherents to travel for international "conferences in places like Keswick, England, and Gnadau, Germany." Missionaries were sent abroad for the movement's formative year, to Asia and Africa. Just like the Lutheran Pietist movement in the eighteenth century, the Pentecostal movement became an "inclusive force capable of uniting broad coalitions of Episcopal, Methodist, Presbyterian, Congregational, Baptist, Reformed, and other believers in the pursuit of higher common ground," crossing the denominational borders.¹⁰⁾

At the turn of the nineteenth century, radical Holiness provided two factors to the early Pentecostal movement in addition to the emphases discussed so far. Firstly, "growing numbers of plainfolk saints, those with rural and working-class sensibilities" attested intense expressions of Holiness experiences and became the focal members to form early Pentecostalism. Secondly, "comeouters," those who came from other denominations, pursued the way toward independence from any other existing denominations. Both working-class "plainfolk saints" and independent-minded "comeouters" tended to uphold egalitarian values and shared "their dual alienation from mainline denominations and mainstream Holiness" particularly "in their dispute with main stream Holiness gentility."¹¹ The deep-seated class and cultural antagonisms among them created another important feature of radical Holiness, namely "religious ecstasy," which they termed "shouting." Bodily activities and expressions such as "falling, screaming, shouting, running, jumping, laughing" were considered "manifestations of the Holy Ghost" and valued more than sedate religious exercises.¹²

Religious ecstasy and its theology of the poor extended the boundaries of the movement and attracted the socially and culturally oppressed: African Americans and women. However, African Americans in the radical Holiness wings shaped their own movement separately from the whites.¹³⁾ With its marginal status, the movement also provided women a greater social freedom and involved them in active ministry.

¹⁰⁾ R. G. Robins, *Pentecostalism in America*, 8.

¹¹⁾ Ibid., 10.

¹²⁾ Ibid., 12.

¹³⁾ Ibid.

In Chapter two, the outburst of glossolalia at Azusa Street in 1906 is discussed as the event marking the Pentecostals' separation from radical Holiness. Since this revival, glossolalia became a crucial experience to be interpreted as the sign of baptism with the Holy Spirit. In this phase, Pentecostalism made sharp inroads into the African American community under the leadership of Lucy Farrow and William Seymore. The Azusa Street revival began under Farrow's assistance to Seymore's congregation with one worshiper's experience of Holy Spirit baptism and speaking in tongues. The influential revivalist eruption was marked by ecstatic frenzies, outbursts of glossolalia, and racial mingling.¹⁴⁾ In a typical Pentecostal worship service, glossolalic rituals were incorporated into the charismatic performance of drama, music, and song without losing order, with "enraptured saints" and "the free flow of worship" as "proof of God's sovereign and validating presence."¹⁵⁾ Otherwise an ambiguous doctrine of Holy Spirit baptism in the radical Holiness framework was clarified by making glossolalia the obvious marker of the Spirit baptism.

Chapter three moves to the period between the great wars and notes the changes in the Pentecostal movement's religious culture and the rising strength and organization skills of its major institutions. In the period after World War I, one of the crucial issues was the fundamentalist and modernist controversy. This chapter traces how the Pentecostals have started to become the prominent actors on the fundamentalist side and eventually took the central position among the evangelicals. In the early part of the controversy, Robins maintains, Pentecostals positioned themselves neither with Protestant modernists nor with fundamentalists but "followed a third way."¹⁶⁾ Although Pentecostals held to the "fundamentals" of Christianity as strongly as any other fundamentalists, "they remained relatively unvexed by theological modernism," for they did not take theology or theory as seriously as theological conservatives in the major denominations such as Presbyterians and Baptists. Pentecostals' primary concern rested on religious experience. Soon, however, they gravitated toward fundamentalism, since both shared similar theological commitments and moral values. For a brief while, however, Pentecostalism "held a middle ground, where its individualistic, experiential assumptions and progressive spirit resembled Protestant modernists while its doctrinal commitments, biblical literalism, and class affiliations echoed the grass roots—if not the institutional elites [such as Benjamin B. Warfield and J. Gresham Machen]—of fundamentalism.⁽¹⁷⁾

Adaptation of modernity was also seen in their quick reception of the latest popular culture, especially in the fields of music and media. While holding a conservative doctrinal line, Pentecostals quickly adapted contemporary popular music and instrumentation into

¹⁴⁾ Ibid., 24-25.

¹⁵⁾ Ibid., 29.

¹⁶⁾ Ibid., 58.

¹⁷⁾ Ibid., 59.

their worship. Furthermore, they met in taverns or theaters for worship without any hesitation. Such innovations in worship services increased their outreach and attracted new adherents to the movement. In spite of a steady decline among mainline Protestant Churches throughout the 1920s and 1930s, American Pentecostalism attained numerical growth. Fundamentalist groups and the Pentecostals rose in numbers and expanded their influence without recognition by mainstream media for quite a while after the Scopes Trial in 1925.¹⁸⁾

In the 1920s, Pentecostal denominations faced internal changes in their formulations and facilitated infrastructural strength by adopting "constitutionalism" and "rule by committee." To regulate the disputes and overcome differences in opinion among the institutions within Pentecostal bodies, the adoption of constitutions was necessary. In their structural formation of institutions, the Pentecostals were steadfast realists.

Pentecostals attained the height of their growth in the latter half of the twentieth century. In 1962, *Time* magazine recognized Pentecostalism as the "fastest growing religious movement in the hemisphere."¹⁹⁾ Chapters four and five trace its expansion and its religious, socio-cultural, and political influence. Aimee Semple McPherson's pioneering accomplishment as a media celebrity was maintained in the Pentecostal tradition by TV evangelists in the latter half of the twentieth century. Pentecostals' prominence in TV evangelism surpassed that of any other religious groups. Their growth was amazingly rapid even though they earned relative social respectability only since the post-war period. They quickly moved from the periphery to the center of evangelicals, pushing aside such traditional evangelical denominations as Presbyterians and Baptists.

In spite of its decidedly anti-modern attitudes, Robins observes, Pentecostalism's message, social instincts, and organizational structures proved well suited to the modern realities of the postwar United States.²⁰⁾ It took its first steps toward rapprochement with the wider evangelical world in the 1940s, when several predominantly white, Trinitarian bodies joined the NAE (National Association of Evangelicals). These denominations quickly moved toward full evangelicalization. In the National Religious Broadcasters for TV evangelism and in para-church agencies such as Campus Crusade for Christ, Pentecostal leaders built a close alliance with the evangelicals, pursuing common interests in political lobbying and inter-denominational evangelism.²¹⁾

Although the post-war Pentecostals acquired institutional strength by skillfully organizing their bodies, they still sought spiritual renewal as a revitalization against gentrification. The revival movement erupted in mid-twentieth century under charismatic leaders of "deliverance evangelism," among whom Oral Roberts was the most successful. Having started as a preacher affiliated with the Pentecostal Holiness Church, Roberts won

¹⁸⁾ Ibid., 63.

¹⁹⁾ Ibid., 78.

²⁰⁾ Ibid., 73-74.

²¹⁾ Ibid., 78.

recognition in his denomination at an early age. By the 1950s, he was applying his skills to ecumenical ends, and successfully cultivated ties with mainline Protestants and lay Catholics. The career steps he took from an itinerant preacher to a university president enabled him to become one of the most successful evangelists of his generation. Further success was brought by TV evangelism and Roberts became the chief executive officer of a multimedia empire by the mid-1970s.²²⁾

Postwar Pentecostal revitalization movements further expanded to include mainline Protestant denominations and the Roman Catholic Church through the Charismatic Renewal movements.²³⁾ Furthermore, Pentecostal influence reached the advocates of counter culture spiritual pursuits such as the Jesus People Movement in the 1960s. Although this movement was complex and could not be credited to a single course, Robins asserts, in "its frank supernaturalism, its primitivist urge to restore apostolic Christianity, its millenarian expectation, and its Spirit-centered openness to tongues, healing, and other charismatic gifts, the Jesus People movement bore the telltale imprint of Pentecostalism."²⁴⁾

Chapter five deals with Pentecostalism's continued assimilation and pays in-depth attention to the politicization of the movement from the 1970s to the present. White Pentecostals responded "ambiguously" to civil rights activism, while black Pentecostals, who had been segregated by the 1930s, actively took the same direction as the Black Church. During this period, Pentecostalism flourished more fully abroad than in the United States. By this time the non-American and non-Western membership of the movement exceeded that of white Americans.²⁵⁾

In responding to the post-civil rights cultural wars, Robins argues, Pentecostals fervently joined their culturally conservative comrades among fundamentalists and evangelicals to defend America's Judeo-Christian heritage. Calling their opponents "secular humanists," conservatives were united to confront America's social and cultural challenges. Since the Equal Rights Amendment (1972), the Supreme Court legalization of abortion on demand (1973), feminism and the gay rights movement were associated in the public mind with the Democratic Party, the politicized white fundamentalists and evangelicals started to take a major role in the Republican Party after the 1964 election. Pentecostals, as well as other conservative Christian groups, made a political turn which eventually led to the Republican victory seen in the presidential election of 1980.²⁶

The ideal of limited government, adopted by the Republican Party, suited well the apolitical instincts of Pentecostals and other sectarians, who had always looked to churches, private charity, and personal initiative for solutions to social problems. Pentecostals and

²²⁾ Ibid., 86-90.

²³⁾ Ibid., 91-93.

²⁴⁾ Ibid., 99.

²⁵⁾ Ibid., 105-122.

²⁶⁾ Ibid., 112.

other religious conservatives soon gathered around a political consensus that was pro-family, pro-religion, pro-business, pro-defense, anti-communist, and anti-big government.²⁷⁾ The leading Pentecostal televangelists such as Pat Robertson, Paul Crouch, and Jim Bakker helped to promote the conservative political agenda with their pervasive reference to family and home.²⁸⁾

Pentecostals' continual influence on American politics was phenomenal. In the 2008 presidential race, Sarah Palin, a Pentecostal from the Assembly of God background, became a media sensation as John McCain's running mate on the Republican ticket. Although her influence had faded by the time of the 2012 presidential race, frenzied media still followed her until around October 2011 to find out whether she would run in the primaries as a Republican presidential candidate. Palin was not the first Pentecostal media celebrity in US history. Robin's work clarifies that there is a certain continuity from Aimee Semple McPherson in the 1920's and 30's to Palin in 2012. On the Democratic side, Barack Obama chose the Pentecostal minister Joshua DuBois to head his White House Office of Faith-Based and Neighborhood Partnerships in order to close the "God gap."²⁹⁾ The historical analysis presented in this study leads us to understand the religious scene behind the politics, revealing how crucial a role Pentecostals have played in recent American politics.

As Robins suggests in the conclusion of the book, the ratio of foreign to US Pentecostal adherents is now ten to one.³⁰⁾ Pentecostal identity has become increasingly global, multi-racial and multi-ethnic. The political tendency especially among the white Pentecostals, however, is still traditional and the dispensationalist framework of seeing the signs of times sustains its ideological influence. The elusiveness of the spiritual movement has given Pentecostalism its energy and strength. How Pentecostals shape their social and political views in future may continue to influence America's destiny as it has done since the election of Ronald Reagan in 1980. Robins' work reminds us that in the United States religion has never been totally separated from this world but pervades everyday life—sacred and secular, private and public—in a peculiarly American way. Pentecostals may be biblical primitivists as Robins insists but, at the same time, they are powerful inventors of modern religion.

²⁷⁾ Ibid., 113-114.

²⁸⁾ Ibid., 114-115.

²⁹⁾ Ibid., 117.

³⁰⁾ Ibid., 143.

安武秀岳著

『自由の帝国と奴隷制―― 建国から南北戦争まで』

(ミネルヴァ書房、2011年)

矢 島 宏 紀

本書の目的は、革新主義史学が唱えるジャクソン民主主義論が軽視した南部奴隷主階級 の連邦政治におけるヘゲモニーを認め、その北部との関係を探ることにある。とはいえ、 各章は本来独立した論文であり完結した内容であるので、本書評では章ごとに要約した後 に論評を加える形としたい。なお、括弧内の数字は本書のページを示す。¹⁾

第一章「建国神話としての『感謝祭』」は、感謝祭伝統の確立をアンティベラム期の南 北対立の枠組みで捉える。ピルグリム・ファーザーズによる「メイフラワー誓約」は、高 木八尺や斎藤眞などによる従前の概説において、社会契約の嚆矢でありアメリカ社会の原 点であるとされてきた。しかし安武によれば、現在の植民地期研究においてこの通説は完 全に否定されている。安武は大西直樹『ピルグリム・ファーザーズという神話』(講談社、 1998年)に依拠しつつ、誓約において国王を「恐ろしき主権者」と呼称したピルグリム はジョン・ロック流の社会契約ではなく前近代的性格を示したとする。つまり、メイフラ ワー誓約は「近代社会契約論の神髄ともいうべき人民主権理念確立への志向性をもつエー トス」(66)を欠いていたとする。では、何故このような誓約が神話化されたのか。大西 は東部エリートによる「国家主義」をアンティベラム期のピルグリム神話定着の背景に見 たが、安武はこれをターナー流の東西対立を主軸に据える枠組みに捉われていると批判す る。著者によれば、誓約の神話化は北部ヤンキーナショナリズムの南部に対する挑戦で あった。南北戦争中にリンカン主導で感謝祭は確立されたが、これは北部の南部に対する 文化的勝利宣言であったとする。

第二章「アメリカ合衆国憲法体制の展開と奴隷主国家の出現」は、序章で宣言された目 的に最も沿う章である。安武はショーン・ウィレンツの近著『アメリカ民主主義の勃興』 (2005年)で提示されたような民主主義発展論を批判し、「白人『民主主義』の完成と北 部黒人の選挙権の剥奪との同時進行は連邦政治における南部奴隷主階級のヘゲモニーの確 立と不可分に結びついていた」(88)と述べる。初代ワシントン以後、大統領は南部奴隷 州出身者が圧倒的多数を占めた。北部自由州出身のヴァン・ビューレンが大統領に当選し

¹⁾本稿は2012年3月26日に安武氏を招き箱根で開催された研究会において東京大学大学院修士課 程の遠藤寛文氏と共同で行った口頭発表に基づく。発表の準備および本稿執筆においてジャクソン期に 関する修士論文を準備中の遠藤氏から多くの示唆を得た。安武氏には無論のこと遠藤氏にも改めて謝意 を表したい。但し、本稿の文責はひとえに筆者にあることを断っておく。

たのも、前任のアンドリュー・ジャクソンの大統領当選に尽力し奴隷制に親和的な態度を 取り南部の支持を得たためであったという。つまり、第二次政党制は奴隷主階級の既得権 益を維持する体制であったとする。さらに、合衆国最高裁判所も司法の立場から奴隷制を 擁護し続けたが、その憲法解釈は決して曲解ではなかった。「奴隷」(slave)という単語 は明記されていなくとも、いわゆる五分の三条項に見られるように奴隷所有権はブルジョ ア的所有権の中に組み込まれていた。また、奴隷貿易は1808年に禁止されるが、これは 決して奴隷主階級の譲歩ではなくヴァジニア中心の大プランターの利害の観点から実現し たのだという。ジェファソンのいわゆる「農民共和国」構想も、南部奴隷主から支持され るものであった。このように、連邦政治において南部奴隷主の影響力は卓越していたとい うのが著者の見解である。

第三章「『ジャクソン民主主義』と第二合衆国銀行」では、「銀行戦」(1832年の第二合 衆国銀行特許延長法案成立とジャクソンによる拒否)は南北対立の軸で理解すべきである と主張される。まず著者は、合衆国銀行反対勢力としてニューヨーク州政治におけるヴァ ン・ビューレン派とウォール街の銀行家を挙げる研究に言及する。しかし、連邦レベルの 闘争である銀行戦を州政治の文脈で検討するのには無理があるとし、著者は南部奴隷主の 意向に注目する。ミズーリの妥協以後劣勢になりつつあった南部は連邦権力から奴隷制を 守る防壁としての州権論で結束しており、この南部州権論の観点から合衆国銀行反対の立 場を取ったとする。またこの際、北部に同盟勢力を確保する必要から合衆国銀行反対派の ヴァン・ビューレンと結んだ結果誕生したのが民主党であったという。結局、「ジャクソ ンの銀行戦は、ジェファソンを指導者とする奴隷主イデオロギーとしての『南部州権論』 の勝利であった」(160)としている。²⁾

第四章は「市場革命とは何か」である。安武は市場革命論を日本に紹介した第一人者で あり、本章でも市場革命論の有効性を強調している。市場革命はアンティベラム期の工業 化を説明するだけではない。1820 ~ 30年代に北部の農民がビジネスマンのように思考せ ざるを得ない歴史的プロセスが起こっていたとする議論を紹介しながら、この時期に中小 都市の新興中産階級が農民に対するヘゲモニーを確立したと著者は指摘する。つまり、市 場革命論は中産階級的政治文化の形成という観点から、1830年代における労使の階級関 係の形成、第二次大覚醒、北部ホイッグ党誕生という歴史現象の包括的理解を可能にする という。ただし、第二次米英戦争の終結により大西洋経済圏から内陸へと発展の基盤が遷 移したとは単純化できず、また、奴隷制南部市場と北部市場は密接に関連していたとし、 著者はここでも南北の関係に注意を払うよう促している。

なお、伝統的な経済史の公理では機械制大工業の出現により労働者階級の形成が加速し

²⁾本稿後半の批評部で取り上げられなかったのでここで第三章の批評を述べておく。著者は連邦議 会における採決状況を示し南部は州権論の立場から結束して合衆国銀行に反対したとするが、南部でも 賛成派が相当数おりニューイングランドでも一部の州で反対が目立つ。よって、このデータを見る限り 銀行戦を明確な南北対立と見るのは無理があるのではないだろうか。南部州権論と合衆国銀行を関連づ ける言説を示すなどの作業が必要であろう。

社会問題が深刻化するとされている。しかしこの公理は著者が関心を寄せる資本賃労働関係の成立を十分に説明できないという。19世紀前半のアメリカでは人口急増と国内市場の急拡大により工業労働力と農業生産物の「相互補完的商品化現象」が起きており、こうした状況を説明する用語としては「市場革命」が最適であると安武は結論する。

第五章「『マルクスの先駆者』トマス・スキドモア」は、安武の初期の関心が直接的に 反映された章であり、一次史料の活用が最も目立つ章でもある。1960年代の研究による と、スキドモアはマルクスの先駆者でありマルクス自身スキドモアの運動を評価していた という。安武が描くスキドモアの事績は以下の通りである。

1829年、スキドモアは『財産に対する人間の権利』を上梓し、ブルジョア的所有権論 の徹底批判を展開した。さらに同年、ニューヨーク市勤労者党を結成し政治活動にも乗り 出した。当初スキドモアは州知事へ接近し1828年大統領選挙ではJ.Q.アダムズを応援し 産業保護や運河開発など、ヘンリー・クレイの唱える「アメリカ体制論」を支持した。そ の後、彼はジャクソンに接近するが、自由貿易擁護の立場から民主党内で南部奴隷主階級 と同盟を結んだ労働運動とは一線を画し、労働者階級独自の立場からのアメリカ体制論を 唱えるに至る。

スキドモアは幸福の前提としての財産の平等を主張した。天賦の人権とは「生命、自 由、<u>財産</u>」だという。また当時は、労働価値説に基づき自然法的所有権が強化されていた が、彼はこれを退けて貧富の差の拡大は所有者による収奪と遺産相続によるものとした。 解決策としてスキドモアは、州憲法改正により人種や性別を問わず成人に財産を均等に分 配し、相続と贈与を禁止すべきであると主張した。また、銀行や道路などは公的管理に委 ねることとし、保護貿易論を展開している。株式会社は禁止するが営業の自由は保障し、 財産の売買も自由とした。このようなスキドモアの社会改革案は、男子普通選挙権の普及 といった特殊アメリカ的な状況で生まれたラディカリズムであるというのが安武の結論で ある。

第六章「ニューヨーク市共和国祭典と労働者階級の出現」はニューヨーク市における 労働者階級形成を扱う。1830年頃、親方職人の世界は変容期を迎えていた。独立革命直 後までは上下のけじめはあっても親方と職人は寝食を共にする家族経営体であったが、19 世紀に入ると21歳以上の徒弟の拘束は禁止される一方で少年年季奉公人への締め付けは 強化されるなど、徒弟制は低賃金労働の一形態へと変化していった。これには、大都市に おける製造業の急速な発展(メトロポリス型工業)も背景にある。そして、雇われ職人に よる組織が相次いで設立され、親方の団体と抗争するようになる。こうした組織は、会合 欠席者や非組合員と仕事をした者に罰金を科すなど厳格な規律をもって組合員を管理した が、雇われ職人の半数は非組合員であり、組合の団結維持は困難であった。ストの締め付 けもあって、1820年代中葉には雇われ職人による運動は下火になった。なおこの頃、女 性の低賃金労働導入で既製服産業が急成長し職人を脅かすようになっていたことも重要だ という。1830年代中葉になると職種を超えた組合組織が成立して労使間対立が激化した。 1836年にはスト実行者に高額の罰金が科されるなど階級対立がさらに激化し、かつてギ ルド的伝統で団結していた親方職人たちの一体性は遂に消失したという。
終章「奴隷主国家と都市労働民衆政治」は、日本アメリカ史学会 2009 年大会における 口頭発表の加筆修正版であり、近年著者が関心を寄せる奴隷制問題と著者の長年の研究対 象である労働運動史の接点を探る試みである。北部の労働民衆指導者が親南部民主党に組 み込まれていた事実は、人種差別意識や「賃金奴隷制」だけでは説明できない。そこで 著者はロコフォコ派に着目する。ロコフォコ派は、1835 年の州議会議員候補者選出時に ニューヨーク市民主党が分裂して生まれた非主流派として出発した。ロコフォコ派の主張 の骨子は、「反独占論」「営業の自由」「自由貿易」であった。「反独占論」とは、議会の特 許による法人設立を批判し会社設立の自由化を求めるものであった。また、ロコフォコに とって「営業の自由」には自由貿易も含まれた。彼らは物価騰貴への対応策として関税撤 廃を主張したのであるが、結果として南部の綿花プランターの利害を代弁することになっ たと著者はいう。

すなわち、当初北部都市労働民衆は階級意識を持って登場したが、北部製造業者と南部 綿花プランターとの対立の中でプランターが主導権を握る民主党に合流し、その結果とし て黒人差別意識が「アメリカ資本主義文明」(273)に組み込まれてしまったというのが安 武の主張である。

以上が本書の概要である。以下、四点に分け批評する。

1 市場革命について

まず、第四章で検討される市場革命について見てみよう。本書は政治と経済を総合的に とらえる説明概念として市場革命を厳密に定義しないが、著者は市場革命論に肯定的であ る。確かに、機械化の進行だけではない経済構造変化(例えば、著者がウィレンツに依っ て挙げる大都市における工業・サービス業の成長)が進行していた。これに合わせ都市住 民向けの農業も発展していた。労働力が商品化され労働者階級が生まれつつあった一方 で、都市では中産階級の興隆など政治文化の変容もあった。以上のような19世紀前半の アメリカの動態を説明する用語として、「産業革命」という狭義の経済史概念よりも市場 革命の方が有効であることは確かである。むろん市場革命説への批判がないわけではな い。例えば橋川健竜は自身の実証的研究に基づき、自給と独立を基盤とする「土地」と不 特定多数との取引を通じて利益の最大化を目指す「市場」の断絶を過度に強調することに 懸念を表明している。³⁾

ところで、市場革命という概念の導入(あるいはその批判)でアンティベラム史の理 解はどう変わったのだろうか。著者によれば、ジャクソン民主主義論に好意的な研究者

³⁾ 橋川健竜「近年の共和国初期研究における市場関係の再考 — 北部農村部研究を中心に」『千葉大学人文研究』36号(2007年)、181–200頁。このほかに例えば、Christopher Clark, *The Roots of Rural Capitalism*(Ithaca: Cornell University Press, 1990)は、19世紀前半のニューイングランド農村部における経済的変化を伝統的価値観に基づく家庭と勃興しつつあった市場との交渉による漸進的なものと見る。これらの研究は扱う地域と時期を限定した実証的研究であり、これら抜きには市場革命という概念は論じられないであろう。

(チャールズ・セラーズとショーン・ウィレンツ)が市場革命論に好意的態度を取るため ジャクソン民主主義に批判的なダニエル・ハウなどは市場革命論にまで批判的になってい る。これに対し安武は、両者は別物であるとし市場革命は歴史叙述に依然有用であるとの 立場を表明する(275 註 4)。しかし結局のところ、市場革命が経済史家による厳密な定義 から逃れあらゆる経済・社会的変化を含む概念として乱用されている限り、そもそもこの 用語を以って新たなアンティベラム史は構築できないのではないかと筆者は感じる。

2 交錯する労働観と人種差別意識

次に主に終章で検討される問題について論じる。労働観はアンティベラム期において奴 隷制と労働運動などを結ぶ重要なテーマである。19世紀前半のアメリカでは独立、自己 決定、自己統治を旨とする自由労働イデオロギーが有力であったことは多くの研究者が指 摘するところである。⁴⁾これらが資本に対抗する労働者階級意識の形成を阻害したとの指 摘もある。⁵⁾つまり、自らを労働者とみなすことに否定的であったため、有効な運動を展 開できなかったというアメリカに特殊な状況があった。さらに同時期のアメリカでは、賃 労働を限定的ながらも是認する考えも存在していた。これは個人の意志による自由な契約 への信念に基づくもので、独立への通過点としてならば賃労働を容認する態度であった。 これはアメリカの高い社会的流動性を前提としている。また、黒人や女性にとっては、た とえ少額でも自由な契約に基づき賃金を受け取る権利は重要であった。⁶⁾

さて、著者は奴隷制擁護論が言う「賃金奴隷制」は「資本家と戦っていた労働者たちの 実感でもあった」(16)と述べるが、以上のような労働観が錯綜する時代状況にあって、 北部労働者の一体性や階級意識はいかほどのものであったのか。第五章で論じられるスキ ドモアは私有財産を否定しているが、アボリショニズムが北部一般民衆の支持を得られな かったように、彼の立場は特殊であったように映る。また、アンティベラム期の政治動態 分析において著者はロコフォコ派の影響力を強調する。ロコフォコは自由貿易支持など経 済政策が南部奴隷主と共通していたため奴隷主に懐柔され、結果として人種差別意識がア メリカ資本主義文明に組み込まれたと著者は述べるが(273)、白人の人種差別意識は経済 政策が偶然一致した集団から自動的に移入するほど軽いものだろうか。ホワイトネス研究 が剔抉するごとく、白人労働者の人種差別意識は従来から強固であった。政治的連携によ る人種差別意識の高まりについて、本書は具体的な論証をしていない。今後は一次史料に よる実証が必要であろう。

3 合衆国憲法体制?

アンティベラム期アメリカを奴隷主国家と大胆に規定し、それを「合衆国憲法体制」と

⁴⁾ 代表例としては、ウィレンツ『民衆支配の讃歌』、1-2章。

⁵⁾ 辻内鏡人『アメリカの奴隷制と自由主義』(東京大学出版会、1997年)、第2章。

⁶⁾ 女性に関しては例えば、Amy Dru Stanley, *From Bondage to Contract: Wage Labor, Marriage, and the Market in the Age of Slave Emancipation* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998).

呼ぶ本書の枠組みにおいて、奴隷制そのものをめぐる思想を無視するわけにはいかないだろう。奴隷制をめぐる思想や人種意識について、本書は正面から議論していない。南部奴 隷主階級が北部民主党を操作し奴隷制維持に成功したという本書のテーゼはあくまで党派 対立レベルで実証できることであり、奴隷制をめぐる思想や宗教を考慮しなければ重層的 な分析にはなりえない。一般的な意味とは異なり本書の「憲法体制」とは政治的ヘゲモ ニーのことであるが、そこでは合衆国憲法自体も重要な位置を占めるものであることに変 わりないので、ここでは憲法解釈問題についてだけ触れておく。

確かに、連邦最高裁の奴隷制に関する判断は州権論に基づき一貫して親南部であった。 しかし、市井の憲法解釈は複雑であった。例えばギャリソンらアボリショニストは憲法を 奴隷制容認文書として憲法自体に否定的だったが、元奴隷のフレデリック・ダグラスは憲 法を基本精神として反奴隷制の文書であると擁護した。著者が奴隷主に取り込まれたとす るロコフォコ派は憲法修正第1条を根拠に南部諸州のアボリショニズム文書不配を批判し ている。もちろん、南部州権論の立場からも憲法が参照されている。つまり、立場の相違 により合衆国憲法の位置づけは異なっていたが、憲法は常に参照されていたのである。こ の点で、政治的ヘゲモニーを「憲法体制」と呼ぶことに多少の違和感を覚えた。

4 ピルグリム神話と社会契約説

第一章は、メイフラワー誓約における国王呼称問題を天皇制との関連で論じるなど、本 書全体の目的からは逸脱している感がある。しかし、ピルグリム神話および感謝祭が「南 部プランター階級の連邦支配に対するニューイングランド・ヤンキーの抵抗のイデオロ ギー」(20) だったとの主張は、アンティベラム期における南部プランター階級の影響力 を強調する本書の論旨の証拠となっている。ただ、この結論を導くだけなら19世紀にお けるピルグリム神話化に関する文献のみを見ればよく、メイフラワー誓約の文言と邦訳を 子細に検討する必要はなかったはずである。本来、本章は独立した論文であり、本書の論 旨とは別の目的が存在した。著者が天皇制に論及しているのも、戦時中を知る日本人研究 者として世界史的視野でのアメリカ史の再検討に貢献する意図があったためであろう。

詳しく検討する余裕はないが、一点だけ言及する。著者はメイフラワー誓約の中で国王 に「恐ろしき(dread)」という形容詞が付されていることにこだわり、既存の邦訳の検討 を通じて誓約の社会契約的側面の有無を論じている。そして、社会契約的側面を強調する ために敢えて訳出しなかった(と著者が判断した)高木八尺や「恐ろしき」に国王の伝統 的権威を看取するのは不適切だとした斎藤眞の見解を紹介したうえで、安武はそれでもピ ルグリムは国王の権威を必要としていたのではないかと述べる。ここでの安武は、誓約を アンティベラム期の政治的文脈で「作られた伝統」であると捉える際に、国王権威と社会 契約の相反性を前提としている。しかし、国王の権威を認めるか否かは必ずしも社会契 約の有効性とは関連しないと評者は考える。「恐ろしき」という文言の有無にかかわらず、 ジェームズ国王陛下云々というくだりはイギリスの公式文書の定式であった。メイフラ ワー誓約を社会契約の嚆矢とする説は、本章も指摘するごとく19世紀の後知恵的要素が 強い。しかし、国王の権威も認めつつ新世界で社会契約を結ぶこと自体は矛盾しない。事 実、独立直前でもアメリカ植民地人は形式的には国王に対する敬意を保ち続けた。メイフ ラワー誓約の「神話化」は著者の指摘する通り19世紀の現象でありニューイングランド・ ヤンキーの南部への抵抗であったかもしれないが、誓約における国王権威の容認が直ちに 社会契約的側面の全面否定にはつながらないのではないだろうか。著者が誓約における国 王の呼称問題にとらわれた背景には、戦時中を知る日本人研究者としての感覚が多分に影 響しているようである。すなわち、君主の権威と民主主義の前提となる社会契約を相容れ ないものとする感覚があったのかもしれない。

人名や年号に誤記が目立ったが、著者の長年の貢献に比すればさしたる瑕疵ではない。 著者の研究人生を総括する本書には、単なる出典表記を超えた充実した註が付されてい る。そこには安武本人の個人的な動機や研究の時代的背景が読み取れ、それはあたかも戦 後日本アメリカ史学史というメタヒストリーの様相を呈する。この点、とりわけ評者のよ うな若年の研究者には興味深く感じられた。

貴堂嘉之著『アメリカ合衆国と中国人移民 ――歴史のなかの「移民国家 | アメリカ

(名古屋大学出版会、2012年)

戸田山 祐

本書は、アメリカ合衆国(以下「アメリカ」とする)における、19世紀中葉の中国人 移民の受け入れ開始から、世紀転換期の一連の排華移民法の制定に至る流れを、同時期に アメリカが「移民国家」としての体制を確立させていく過程と結びつけて考察している。 著者は、従来のアメリカ移民史研究が、「移民」を自由意志に基づく渡航者であり帰化を 通じてアメリカ市民となっていく「特権的な」存在と見なす一方、奴隷や契約労働者など 不自由な条件下で移住してきた労働者とは明確に区別してきたことを批判し(6-8)、以下 の分析視角を設定する。まず、自由移民の歴史と、奴隷や年期奉公人など不自由で強制的 な労働力移動の歴史を接続し、アメリカが奴隷国家から自由労働者からなる移民国家へと 移行していった過程を考察するための統合的な枠組みが提示される。もう一つの視角は、 中国人移民への対応が、移民国家としてアメリカが出入国管理行政を確立する過程でい かなる役割を果たしたのかという問題である。本書ではアンテベラム期、南北戦争・再建 期、世紀転換期の三つの時期区分を設定し、それぞれの時期における「アメリカ人」の境 界をめぐる政治と「中国人問題」の関係について検討している。

以下、評者によるコメントを挟みつつ本書の内容を概観する。第1章「移民と『苦力』| は、奴隷解放期のグローバルな人の移動の歴史の中に中国からアメリカへの人流を位置 づけている。著者はまず、中国からの大規模な労働移民を、1780年代頃から進行した近 代世界システムへの中国の包摂というプッシュ要因と、米墨戦争の結果アメリカ領に組 み込まれたカリフォルニアの資本主義社会への包摂というプル要因から説明したうえで、 19世紀前半の黒人奴隷貿易の廃止による国際労働力供給システムの変化に議論を進める。 ここで重要なのは、従来のアメリカ移民史の枠組みでは、中国からアメリカへの「移民| は、「自由|意思に基づく年期契約に則って渡航し、年期後の行動の自由が保障されてい た点でスペイン領カリブやラテンアメリカ諸国に向かう「苦力」の流れとは異なるもの として理解されてきたが、労働者の渡航の実態を考慮すればこのような二分法は意味を なさないとの指摘である(39, 43-49)。著者は「苦力」と「移民」の二分法が 1855 年のイ ギリスによる苦力貿易撤退後に頻繁に見られることに注目し、奴隷貿易と苦力貿易の撤 廃に先鞭をつけたイギリスと、1818年に奴隷輸入禁止法を成立させたアメリカの両国が 19世紀中葉までに自己の基準により、国際社会において「不自由」労働と「自由」労働 を選別認定しうる道徳的優位を獲得したと論じる(47-50)。そのうえで、1862年に成立し た苦力貿易禁止法は、奴隷解放宣言の前段階において、アメリカが奴隷制と決別し自由 貿易・自由労働イデオロギーを受容したことを国際社会に示すものであったとして、従

来あまり注目されることのなかった同法律の再評価をおこなっている(62-63)。また、本 章では中国側の動向として、清朝政府による初期の在外中国人保護政策および、それに 先立ってグローバルに展開していた華商ネットワークに言及している。とりわけ、1830 年代のニューヨークの華商についての記述は、国際港市である同地の文化を反映した人

種・民族間の緊密な交流に焦点を当てた興味深いものであり、より詳しい分析を求めた

第2章「サンフランシスコの民衆世界と排華暴動」では、サンフランシスコの人口構成 および政治文化の特質に注目しつつ、排華運動の展開が考察される。中国人人口が総人口 の1割弱を占める一方、黒人は極端に少なく、さらに人口の3割以上がアイルランド系 を主とするカトリックである同地では、「白人」対「有色」の対抗関係以上に、いわゆる WASP とそれ以外の白人の対立が都市全体を覆う住民間の対立構造として大きな意味を 持っていた(73-74)。これは白人内部のエスニック集団間の対立にとどまらず、産業資本 家と労働民衆という階級的・経済的利害の対立構造と結びついていた。同地の政治文化に ついては、白人住民は、自由州カリフォルニアの民主主義は自由な白人労働者によって担 われるべきとの信念を共有していたと指摘される(78)。自由労働と奴隷労働という二分 法は、年期契約・長期契約のもとで就労する中国人などを、政治的公共を担うべき「自由 な白人 とは異なる存在とする見方につながった(78-80)。さらに、戦争によってメキシ コから獲得され、先住民との紛争の最前線でもあったカリフォルニアにおいては、入植者 による自由の希求は他者に対する暴力と結びついた社会秩序・規範をもたらした(80-81)。 このようなサンフラシスコ社会の重層的な対立構造の中で、白人労働者は中国人を産業資 本家に奉仕する不自由労働者と見なし、排華運動を正当化していった。もう一つの排華の 要因として著者が注目するのは、ジェンダーおよびセクシュアリティをめぐる都市の政治 である。1870 年代までのサンフランシスコは圧倒的に男性人口が多い社会であり、そこ には売春を介した人種混交の文化が存在していたという(92)。しかし、世帯を持つ白人 男性の比率が急増していくにつれ、ヴィクトリア朝的な家族像に根ざしたジェンダー規範 が支配的になり、中国人売春宿は健全な家族のあり方に悪しき影響を及ぼす存在と見なさ れるようになったのである。

第3章「連邦政府の中国人移民政策」は、中国人移民問題がカリフォルニアに限定さ れたローカルな事象から、連邦レヴェルでの問題へと変化する1860年代後半以降の連邦 政治を考察し、1882年排華移民法の制定までの政治過程を検討している。本章では、当 時の米中関係において在米中国人の処遇とアメリカの対中政策、とりわけ通商政策がい かに関連していたのかという問題および、南北戦争後の再建政治における中国人の位置 づけという、二つの視角からの分析が試みられている。まず著者が注目するのは、当時 政権を担っていた共和党が自由労働を唱導しつつ、移民奨励と奴隷制拡大反対を基本方 針としていたことである。1868年のバーリンゲイム条約には、米・清両国は「自由意 志」に基づく移民のみを認めるとの規定が設けられた。さらに、同時期のヨーロッパか らの移民奨励策の導入と相まって、自由労働イデオロギーがアメリカの移民政策の根幹 に据えられたのである(112-116)。続いて、著者は再建諸法をめぐる議会での議論を分析 し、憲法修正13条、1866年公民権法、修正14条いずれの制定過程においても、解放民 に対する公民権付与と中国人移民の処遇が密接に結びつけられて論じられていたと指摘す

V (58-60)

る(118-122)。しかしながら、再建政治の終焉と軌を一にして、中国人は自由労働に立脚 する共和政体の担い手たりえないという考え方がアメリカ社会に浸透していった結果とし て、1882年に連邦法として排華移民法が制定された。他方で、清朝政府はこの時点では 移民の保護を対米関係の優先課題とはせず、アメリカ側に移民規制権を認める代わりに 商業面での関係維持を実現させたことで、同法の成立を容認したと述べられている(139-141)。

第4章「〈アメリカ人〉の境界と中国人移民」は、トマス・ナストによる再建期の政治 風刺画を史料として用い、中国人移民の表象の分析を通じて「アメリカ人」の境界をめ ぐる政治を考察している。ここで強調されるのは、アメリカの総人口に占める中国系人口 の割合は僅かであったにもかかわらず、「中国人問題」は同時期の国民統合をめぐる議論 において象徴的にきわめて大きな役割を果たしたということである。風刺画という形で広 範に流通した中国人のイメージは、実態とはかけ離れたものであったにせよ、中国人への 市民的権利の付与をめぐる世論を刺激し、かれらの処遇を西部に限定されたローカルな問 題から全国的なイシューへと変化させた。このような状況のもと、ナストは中国人移民の 「アメリカ人」への統合を支持した(159-164)。しかし、再建期のカラーブラインドな国 民統合の理想は、人種混交への不安や、当時欧米で流行しはじめていた人種理論の影響を 受けて 1870 年代以降後退していった(178-184)。黒人同様、中国人を含めたアジア系は、 再建政治の終焉とともに多くの州で異人種間結婚禁止法の対象とされ、「白人」と対置さ れる人種的マイノリティとされたのである。

第5章「労働騎士団の結社の文化と『中国人問題』」は、1885年に発生したアメリカ史 上最大の中国人移民虐殺事件(ロックスプリングス暴動)を煽動したとされる労働騎士団 の労働文化に焦点を当て、当時の労働運動の基本方針が人種・民族・ジェンダー・職種の 枠を超えた労働者階級の連帯から、ホワイトネスを核とする白人労働者の連帯へと変化し たと指摘する。著者は、全労働者の団結の阻害要因となるネイティヴィズムは、「異質な 移民労働者が恒常的に労働市場へと参入するアメリカでは等閑視できない根源的な課題」 (192)と指摘したうえで、平等原則を採用・実践した労働騎士団が、なぜ中国人労働者だ けを徹底的に排除したのかと問う。同団体の普遍的な組織原理を支えた要素として、まず 秘密結社としての性格が注目される。外界と遮断された組織内で「秘密」儀礼によって結 ばれた組合員間の盟約関係には、外部社会の秩序境界を無化する効能があった。また、普 - 遍原則に基づく「国民」の創造の試みという再建期の時代状況も、このような組織化の原 理と結びついていた。さらに、労働騎士団の黒人包摂への熱意は、資本主義経済の不均等 性を奴隷制の一種として批判した、同団体のラディカリズムと関連していたと指摘され る。しかし、再建期政治の終焉と二代目の団長テレンス・パウダリーのもとでの労働騎士 団の公開組織化を契機に、このような論理は中国人労働者を資本側に従順な「賃金奴隷」 と見なす眼差しと相まって、同団体を排華運動の担い手とした(203)。1882 年排華法の制 定後、移民政策をめぐる連邦レヴェルでの法律制定・改定に労働組合が既成の政治チャン ネルを通じて介入する一方、連邦政府側も恒常的に労働問題に介入するアメリカ独自のス タイルが確立し、これを体現したのが共和党マッキンリー政権下でのパウダリーの移民帰 化局局長就任であったと述べられている(204,213)。移民政策を介した労組と政府の緊 密な結びつきが、どの程度アメリカに独特のものであるのかについては議論の余地があろ

う。¹⁾ いずれにせよ、AFL を中心としたアメリカ労働運動の主流派は、20 世紀の後半に 至るまで人種・民族・出身国・入国時期・法的資格などを基準に、国内で就労する労働者 を組織化の対象たりうる者と組織化の対象から排除される者に分断し続けたことは周知の 事実であるが、その発端の一つが労働騎士団による排華運動であったという議論は興味深 い。

第6章「世紀転換期の中国人移民政策の変容」は、「新移民」の流入に伴う移民制限論 の台頭と、米西戦争により獲得した海外植民地・併合地住民に対する市民権付与の問題が 生じたことで「アメリカ人」の境界に対する関心が再度高まるという時代背景のもと、世 紀転換期に排華の動きがふたたび進んでいく過程を検討している。さらに、米西戦争後の アメリカの帝国的拡大の中で、排華法の改定をめぐってアメリカ国内で生じた地理的・経 済的対立の構図を示しつつ(234-236)、最終的に中国でのアメリカ商品ボイコットを契機 に、米中関係を険悪化させかねない排華問題の鎮静化が門戸開放推進派によって図られる 過程が示される。本章で特筆すべきことは、中国人アクターの動向がきわめて明示的に描 かれている点である。排華法制定後のサンフランシスコでは、清朝政府領事館と、地縁・ 血縁を基盤とした相互扶助組織である会館の協力のもと、中国系コミュニティ内部の大同 団結に向けた努力が続けられていた(219-221, 228)。さらに、在外中国人からの送金が国 家財政に不可欠となったため、1893 年以降清は在外公館を通じた積極的な保護策を導入 した (232-233)。しかし、孫文がハワイで 1894 年に興中会を結成したことにも示される ように、在米中国人にとって清はすでに「想像の共同体」の存立基盤たりえなくなってい たという(234)。送出国の政府による在外公館を通じた移民の管理・掌握は、移民研究・ 移民史研究の主要テーマの一つであり、本章での清朝政府と在米中国人コミュニティの関 係についての分析はアメリカ史研究の枠を超える意義を持つものである。

最後に、本書全体の内容と関連して評者が考えたことを述べておきたい。まず、本書を 通読して感じたことであるが、中国側の諸主体についての記述が意外と少ない。清朝政府 の在外中国人政策については、第1章、第3章、第5・6章で論じられているが、在外公 館を通じた政府と在米中国人との具体的な関係については第6章で触れられているのみで ある。また、アメリカ社会における排華(あるいは再建期における包摂の試み)の動きに 対し、在米中国人がいかに反応したのかについても、それほど詳しく分析されているわけ ではない。むろん、著者の主要な関心は「アメリカ人」の境界設定やアメリカの国家・社 会の秩序形成の歴史を、「中国人問題」という視座から描くことにあり、ここで指摘した ことが本書の価値を減ずるわけではない。しかし、今後の在米中国人・中国系アメリカ人

¹⁾ たとえばオーストラリアにおいても、労働組合は白豪主義のもとでイギリス以外からの移民に対 しては抑制的な方針を示しつつ、移民政策に大きな影響力を行使していた。労働党およびその支持基 盤であった労組はネイティヴィズムに政治的正統性を付与する一方、これを管理・統制することがで きたため、同国ではアメリカと比較して暴力的・突発的な排外主義活動が抑えられたとの指摘もある。 Gary P. Freeman and James Jupp, "Comparing Immigration Policy in Australia and the United States," in *Nations of Immigrants: Australia, the United States, and International Migration*, ed. Gary P. Freeman and James Jupp (Oxford: Oxford University Press, 1992), 1-20.

史研究には、本書で示された米中間の移民にかかわる広範な歴史的文脈を十分に踏まえた うえでの具体的な事例研究が求められよう。もちろん、これは他の集団を扱ったアメリカ 移民史研究についてもいえることである。

さらに、アメリカ史の枠組みを離れて、本書を移民史・移民政策史研究一般の研究動向 に位置づけて評価するならば、国家による国際移民の管理・掌握の制度および機構の発達 が国民国家の形成において決定的に重要な役割を果たしたと指摘するジョン・トーピーら の研究との強い関連が指摘できる。²⁾近代以降の人の移動の歴史を描くにあたっては、国 家による「国民」の掌握、「国民」と「外国人」の区分、「合法的な移動手段」の独占が進 行していった過程を考慮することは不可欠であろう。国民国家を相対化すべく、国際移民 の「トランスナショナル」な側面に注目する研究であっても、移民の越境を掌握・管理・ 制約する諸制度を無視することはできまい。³⁾もちろん、著者も指摘するように、国境線 で囲まれた領土により世界が覆われつつあった近代においても、各国家は人の移動を完全 に管理・統制することはできず、出入国管理の制度も「国民」そのものの境界も段階的に 時間をかけて構築されていったこと、その過程や速度は各国で異なっていたことには注 意しなければならない。さらに、本書で論じられている清朝政府の移民政策の変遷に示さ れるように、各国が近代的な移民・国境管理のシステムをどのように受容し、政策化して いったのか、またそのようなシステムが世界を覆っていく中で、各移民集団はどのような 対応を迫られたのかという問題についても、さらなる実証的な研究が求められる。⁴⁾

以上、評者の研究上の関心および力量から、移民史・移民政策史研究としての側面に 偏ったコメントとなっているが、本書はアンテベラム期から世紀転換期までのアメリカ史 を、国際労働力移動の変遷というグローバルな視点と、国内での「アメリカ人」の境界の 形成というナショナルな視点の双方から描いた希有な研究であり、驚くほど広範な問題領 域を扱っていることを最後に強調しておく。内容および方法の両面からも、近現代史研究 全般に裨益するところはきわめて大きいものであり、アメリカ史研究者はもちろん、他地

⁴⁾ 近代大西洋世界における移民管理の比較史・関係史の一例としては、以下の論文集を参照。 Andreas Fahrmeir, Olivier Faron, and Patrick Weil, ed., *Migration Control in the North Atlantic World: The Evolution of State Practices in Europe and the United States from the French Revolution to the Inter-War Period* (Oxford and New York: Berghahn Books, 2003). また、以下の文献は出移民政策という他 にあまり例を見ない視点から、欧米以外の国・地域も対象に近代以降の移民政策を比較している。 Nancy L. Green and François Weil, ed., *Citizenship and Those Who Leave: The Politics of Emigration and Expatriation* (Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 2007).

²⁾ ジョン・トーピー (藤川隆男訳)『パスポートの発明――監視・シティズンシップ・国家』(法政 大学出版会、2008 年)。

³⁾ トランスナショナル移民研究は、人類学者のニーナ・グリック・シラーらによって提唱された 議論に基づく。Linda Basch, Nina Glick Schiller, and Cristina Szanton Blanc, *Nations Unbound: Transnational Projects, Postcolonial Predicaments, and Deterritorialized Nation-States* (New York: Routledge, 1994). 日本語の移民史研究でこのパラダイムを採用した一例としては、園田節子『南北アメリカ華民と近代中国——19世紀トランスナショナル・マイグレーション』(東京大学出版会、2009年)。 園田は、国民国家アプローチを相対化するものとしてトランスナショナル移民研究の枠組みを援用し、中国から南北アメリカへの移民が作り出した越境的社会空間を分析している。しかし、同時に本研究は

域を対象とする研究者にも広く読まれることを願いたい。

1960年代の国際的視点に立つ検討 油井大三郎編

『越境する一九六〇年代――米国・日本・西欧の国際比較』

(彩流社、2012年)

新 川 健三郎

1960年代は、第二次世界大戦後のアメリカ合衆国(以後アメリカ)はもとより、国際 社会全体にとっても、重大な変動がみられたきわめて意義深い時期であった。なかでも注 目すべきは、それらの変動が国際関係や各国の政策レベルの領域だけではなく、民衆の運 動の分野で強力なエネルギーをもって脈打ち、かつ国境を越えて影響を及ぼしあう広がり をも帯びていたことであろう。本書はまさにそうした現代の歴史の動きを考察し、理解を 深めるうえで基本的というべき課題に、当然必要とされる研究者の共同作業を通して生み 出された学術的分析の成果である。

本書の内容に関する検討や議論に入る前に、この研究活動の成り立ちや構成、あるいは 問題関心について、説明を兼ねて言及する。「あとがき」で述べられているように、本書 は4年間にわたる科学研究費・基盤研究の助成を受けた「一九六〇年代の米国における社 会運動の越境と文化変容に関する総合的研究」の成果であるが、さらにそれと関連して開 催された国際シンポジウムでの報告も生かされている。その主旨は「一九六〇年代の社会 運動に関する学術的、実証的研究」にあるが、そこではアメリカが分析の主軸たる位置を 占めているにせよ、西欧や日本専攻の研究者の参加により「国際比較」の追求がなされて いる点に重要な意義があり、1960年代のアメリカの様々な問題に関する近年の様々な研 究活動の成果のなかにあって、本書の際立った特色はこの「越境」の点にある。

したがって本書の担当は16名(日本以外4名)の多数に及んでおり、その構成も、ま ず編者による「序章」において、全体の要ともいうべき新左翼の思想や運動についての国 際比較をふまえた総括的な検討がなされたうえで、第 I 部で学生運動、ヴェトナム反戦運 動、環境保護運動、第 II 部でアフリカ系と先住民のマイノリティ運動、第 II 部で女性運動 や福祉権運動、という主要な領域について、アメリカ国内の問題状況と越境の側面が分析 され、第 IV 部のヨーロッパの学生・知識人運動を軸にした考察へとつながる、スケールの きわめて大きな内容となっている。このプロジェクトについて、編者は「一九六〇年代を 経験した世代と経験していない若い世代の研究者による」とし、「経験した世代にとって は自分の青春時代を再訪する懐かしさと苦しさがあった」と述懐しているが、これは60 年代に留学生としてアメリカでの生活経験をもつ評者の心に深くしみこむ指摘でもあっ た。実際に1960年代はすでに歴史的分析の対象となる時期となっているが、他方で世代 によっては「同時代史」的な意味合いを濃厚に有しており、その点本書は評者に通常の歴 史書とは異なる特別な感慨を覚えさせてくれたことを付記したい。

ニューレフトの運動形態の「越境」性

1960年代の民衆運動や問題状況を把握するには、まず当時の社会的変動の推進力とも なったニューレフトを理解することが、その前提として不可欠であり、この点本書でも 「序章」で油井大三郎により包括的かつ要を得たニューレフト論が提示されている。とく に西欧諸国の政治的・社会的条件や歴史的背景の相違により、ニューレフト的動向にもい かなる多様性が生じていたか論究する油井の議論は、国際比較を主旨とする本論集の格好 な導入となっている。また新左翼運動の急進化とその原因、またそれと関連する学生運動 の時代区分や思想の展開、さらには特別な意義をもつといえる1968年の画期性の検討か ら新左翼の衰退原因やその遺産の評価まで視野に入っており、いわばニューレフトの一つ の全体像といったものを示す好論となっている。

だが国際比較の面を重視するが故に、地域的には本書の主部をなすアメリカ自体の ニューレフト論としては、その動員力の可能性に関し疑問が残る。もとより 1962 年に発 表された SDS(民主社会をめざす学生組織)の組織憲章たる「ポート・ヒューロン宣言」 に注目して、その経緯や立場、あるいは組織面での特色に簡潔に言及している。この「宣 言」は従来のアメリカ社会の支配的な価値体系に対する根本的批判、直接民主主義の理念 に立脚した参加民主主義の実現の主張、高度産業社会における学生の存在規定といったよ うなラディカルな要素を含んでいたが、その急進的な性格が明確であるだけに、かえって 何故にこのニューレフトの運動が広い大衆的基盤を獲得することができたのか問題となろ う。あるいはアメリカの旧左翼があまりに微力であったことを考えると、旧左翼と対比し ての新左翼の大衆性の特質の検討も有意義なアプローチといえよう。

この点「宣言」でも参加民主主義を標榜していたが、評者はニューレフトの大衆動員力 を可能にした運動形態に関し、適切な表現とはいえないが、イッシュー(争点)中心の運 動としてその特質を把握しようとしたことがある。¹⁾端的にいえば、人種差別の撤廃であ れ、ヴェトナム戦争反対であれ、各自の政治的立場やイデオロギー面での差異を越えて、 イッシューに関して賛同する者の結集が図られたわけだが、これはイデオロギー的路線が 死活的なほどに重視されていたアメリカの旧左翼とはきわめて対照的だったといえる。評 者の身近な経験でも、ヴェトナム反戦のティーチインやデモに左翼的な学生は当然のこと ながら積極的に参加したが、他方保守的な立場に立つ学生の姿もみられた。彼らの立場と してはヴェトナム戦争は自身が信奉するアメリカニズムの理念に鑑み反対せざるをえない から、参加は当然ということになる。こうして「宣言」ではきわめて急進的な思想が提示 されながら、運動への動員に関しては開放的性格が強かったこともあって、ニューレフト のイッシュー中心の運動には政治的立場やイデオロギーの面での境界を越えて結集すると いう意味での「越境」的状況が出現し、それが一つの重要な特色をなしていた。

こうしたニューレフトの運動形態は、旧左翼が組織の存続自体に腐心せざるをえなかっ たのに対し、大衆動員の面で際立った成果をあげた。だがそれは運動のあり方とか発展の 展望という点で、自己矛盾ないし弱点を孕んでいたともいえる。SDS 等の運動の核や指

¹⁾ 新川健三郎「1960年代におけるアメリカの支配体制の動揺と民衆運動」『歴史学研究』No. 573 (1987年10月)、185-186頁。

導部は「宣言」の理念で武装していたにせよ、開放性に依拠した運動では逆に強固な政治 的組織としての育成に困難が伴う。例えば公民権運動が人種差別廃止に取り組む過程で黒 人解放さらには体制変革志向といった運動としての「発展」を目指すと、「越境」的結集 をもとにした大衆的動員は否応なく崩れざるをえなくなる。またニューレフトの運動は参 加すればもとよりその一員という意識をもつにせよ、デモが終り帰宅すれば何でもなくな るといった感慨を述べる学生もいたが、確かに旧左翼とは異なり、この運動は持続的組織 というよりは動員と参加が生命そのものという性格を有していたことを否定できない。ま してやイッシューが達成されたり消滅したりすれば、運動としても衰退に向う運命が避け られなくなる。最後に運動の中心的担い手が学生など比較的若い層に移ったことも、統率 を重視した旧左翼とは違って、ビューロクラティックな秩序や規律を嫌う様相を強め、こ うしたことも運動の強弱両面と関連があるといえよう。以上 60 年代の激動を生み出す動 因ともなったニューレフトの運動形態に言及したが、これらの諸点のうちどれほどがアメ リカ固有ともいうべき要素と考えられるのか、逆に日本や西欧との共通性として注目すべ きなのかにも関心をもって、諸々の運動の分析に目を向けることにする。

アメリカの社会運動の越境性の諸側面

1960年代のアメリカにおける社会運動の学術的分析が豊富に蓄積されてきているなか で、本書の最も意義深い特色は、前にも触れたように国際的越境の側面に着目し、日本や 西欧の運動との国際比較に取り組んだ点にある。これは国内の分析を越える広い視野や問 題関心を要する作業であり、困難さをも伴うことであるが、こうした挑戦的ともいえる課 題に関し、各論稿は全体としてきわめて優れた成果を生み出し、従来の研究書とは性格の 異なる 60 年代論となり、かつ新たな学術的問題提起の役割も演じているといえる。

第I部はニューレフトとヴェトナム反戦運動が主題であるが、まず「民主的文化、社 会変革運動、そして国際的六○年代」(デーヴィッド・ファーバー)で、この時期のアメ リカの新たな思想的あるいは文化的潮流を概括し、そうした動きがヴェトナム戦争批判な どを通していかに国際的な広がりをもったか指摘するが、とくに「文化的反乱」の側面 への論究は注目に値する。ついで「『三つの世界』のなかのアメリカ『六〇年代』」(梅崎 透)はアメリカの運動自体が「第三世界」の影響を受けたり、それと連動する面がいかに 強かったかを論じ、さらに具体的な知識人の活動として1965年に結成されたニューヨー ク自由大学をめぐる動きを詳細に検討し、そこに国内のみでなく国境を越えたラディカ ルな知識人ネットワークの意味合いがあったことを強調する。「アメリカにおけるヴェト ナム反戦運動とその遺産 | (藤本博) は、アメリカの戦争犯罪の告発が国際的に大規模な 展開をみたことをこの戦争の特徴の一つとして重視し、反戦ヴェトナム帰還米兵の組織 (VVAW)の活動を「ラッセル法廷」などと関連づけながら考察し、さらに 70 年代に入っ てからの「冬の兵士」調査会のみならずイラク戦争に関する「冬の兵士」公聴会まで視野 に入れた特筆すべき分析となっている。「米国環境運動をめぐる二つの越境」(小塩和人) は、一般に70年を契機に顕在化したとみられている環境運動が、いかに60年代の社会運 動に根ざす要素があったかを掘り起こし、さらに越境の側面ではとくに日本の公害問題を めぐる動きとの関連性を明らかにしたユニークな議論となっている。

第Ⅱ部のマイノリティ運動の領域では、まず「ガーナにおけるアフリカ系アメリカ人亡 命者と一九六○年代の『長く暑い夏』|(ケヴィン・ゲインズ)が従来のアメリカの公民権 運動研究では十分に視野に入っていたとはいえないアフリカとの関連性にメスを加え、と くにガーナにおけるアフリカ系アメリカ人亡命者の存在意義などに着目して「アフロ・ア メリカーについて再考する新しい視座を提示している。他方で「『公民権物語』の限界と 長い公民権運動論」(藤永康政)は国内の分析に焦点を絞っているが、従来の二元論的理 解を基にした公民権運動の把握に対し、二つの立場の対話や確執を検討しながらその新た な歴史像を提起しようとする意欲的な作業である。なかでも運動指導者と社会主義労働党 といった左翼との連携の側面や、デトロイトのグラスルーツ急進主義とキングとの接点な どの検討は、より鋭い切り込みと洞察力のある究明に道を開いている。「一九六〇年代の 先住民運動|(内田綾子)はレッド・パワーが国内越境の動きをいかにエネルギー結集の 基盤として生かしたか重視しながら、アルカトラズ島占拠等の動向を考察する一方で、国 際越境の側面についてもカナダへの波及や第三世界の脱植民地化を目指す動きとの連帯な どの重要な問題に論及する。「アメリカの福祉権運動と人種、階級、ジェンダー」(土屋和 代)は60年代研究において福祉権運動への取り組みが弱かったことを指摘しつつ、なお かつ今日重視されている福祉権の問題が深く60年代に根ざしており、「貧者の行進」が通 常の公民権とは異質の人種を越えた福祉権をめぐる問題提起の性格を帯びていた点を強調 するなど、この時期の社会的運動を促す要素としての意義を明らかにしている。国際越境 の面の考察を欠いてはいるが、全米福祉権団体(NWRO)などの検討は 60 年代の黒人解 放運動さらには女性解放運動の分析に新たな展望を開く可能性を有している。

第Ⅲ部は女性運動に取り組むが、まず「リスペクタビリティという問題」(ベス・ベイ リー)は越境ではなく、国内の動向に焦点を当てる。そこではリスペクタビリティの問題 を重視しながら、全米女性組織(NOW)を中心とするリベラル・フェミニズムとより根 本的なジェンダー認識の変革を打ち出したラディカル・フェミニズムの比較検討をふまえ て、70年代の運動の高揚に至る過程として 60年代を位置づけている。「ニューヨークの 女性解放運動とラディカル・フェミニズムの理論形成」(栗原涼子)は、アメリカのフェ ミニズムが理論的また歴史的にフランスの影響を受けた点に論及したうえで、ニューヨー クラディカルウィメンからレッドストッキングズへと展開する運動を検討するが、とくに その過程でヴェトナム反戦運動との連動性やプロウーマンの立場からのニューレフト批判 など注目すべき動きを論じ、さらに家事労働有償化の問題ではヨーロッパにおける運動へ と視野を拡大している。「日本のウーマンリブと『女のからだ』」(豊田真穂)はもとより 地域的には日本を対象とするが、日本のウーマンリブがたんなるアメリカからの輸入品で はないとの基本的認識に立ちながら、双方の関連性にメスを加え、日本における中絶禁止 法反対とかピル解禁論争、さらには国境を越えた「女のからだ」をめぐる認識の問題状況 に論を進めている。

これまでは地域的にはアメリカを軸に据えた越境あるいは国際比較の分析であったが、 第IV部はヨーロッパ側に視座を移しており、通常の60年代アメリカ研究の射程外にある 分析作業として、本共同研究にあって特別な寄与をなしている。最初の「ヨーロッパにお ける『一九六八年』」(ヨアヒム・シャルロート)はヨーロッパの思想がアメリカの運動に 影響を及ぼす一方、アメリカ側の抗議方法や理念がヨーロッパの活動家を政治化するのに 決定的な役割を演じたと指摘し、その過程で反権威主義的な立場や戦略が大西洋を越え て異なる社会に根をおろした動きを当然視する。そしてヨーロッパの各地で抗議活動が頂 点に達する「一九六八年」についても、アメリカとヨーロッパの運動に共通したトランス ナショナル性というべき側面に重要な特色を見出し、さらにそれは政治問題だけでなく、 ヒッピーなどの生き方やポップ・カルチャーの次元にまで広がりをみせる。こうして新た な市民社会の活性化や参加民主主義を動因とした伝統的な社会秩序を揺るがす動きが、西 ドイツ、フランス、イタリアで、それぞれの問題状況に即して顕在化する。「西ドイツ新 左翼における『アメリカ』の受容|(井関正久)は西ドイツにおけるドゥチュケを理論的 指導者とする社会主義ドイツ学生同盟(SDS)を軸に、米独間の運動の交流やアメリカ式 抗議スタイルの実践、ブラックパワー運動との連帯等の動きを検討し、70年代にまで視 野を拡大しながら、西ドイツ新左翼におけるアメリカ的要素の意義を論じる。「一九六〇 年代フランスにおける政治文化の形成 | (中村督) では、フランスのニュース週刊誌『ル・ ヌーヴェル・オプセルヴァトゥール』に着目して、青年層の日常生活の政治化や政治意識 の覚醒を目指す活動を追跡し、左翼行動主義の出現が68年「五月」を契機にするにせよ、 その萌芽が60年代を通していかに形成されていたかを考察する。さらにここでも妊娠中 絶の合法化など「政治」の結実として 70 年代への運動の持続的意義を強調している。ア メリカのみならず西ドイツやフランスにおいても「六八年」は運動の高揚という点で重大 な意味を有していたが、「イタリア・カトリックの『六八年』」(八十田博人)はイタリア の「六八年」におけるカトリックの学生と聖職者の抗議運動の思想や活動の過程にメスを 加えたユニークともいえる分析である。しかも「長い六八年」の時代認識があるようにト レントやミラーノの大学占拠で始まった運動は1977年までの長期にわたるが、そこでは カトリック社会思想が重要である一方、カトリック大学が先鞭をつけた運動が国立大学な どへと拡大、発展するなかで、問題関心の点でも変化が生じる。また抗議運動の急進化や 社会化とともにカトリック教会が主戦場でなくなる一方、カトリック社会の内部もこの長 い過程で影響を受けるといった注目すべき動きが認められるのである。

国内の諸運動間の「越境」と変動

アメリカの運動と海外との関連あるいはその国際比較は、アメリカの60年代分析に新 たな照射を可能にし、より広い展望を開く示唆に富む作業となっている。同時に「越境」 という視点から考慮した場合、政治的立場とか国境とは別の次元のもう一つの「越境」性 が認められ、運動の進展に重要な役割を演じたように思われる。それは諸々の運動間の相 互連関といったものだが、学生運動、公民権運動、女性運動、反戦運動等はすべて相互に 境界線を引けるものではなく、重層的に絡み合っており、出現から展開の過程で影響を及 ぼしあい、それが変動を促す動因ともなった。60年代のアメリカの状況はこうした点に も重要な特質が認められよう。

学生運動にしても、SNCCの公民権が問題関心の中心だった状況から、ヴェトナム反 戦のティーチインやペンタゴンデモ、さらには軍事研究批判も牽引力となって大学変革の 要求へと動いていく。公民権運動も国内の人種差別廃止の要求から、キング牧師の立場に 端的に示されるようにヴェトナム反戦の問題意識が鮮明になるとともに急進化の方向に傾 斜する。女性運動の面でも1964年公民権法への性差別禁止条項の挿入や他の運動の男性 優位的状況への批判などが、進展を促す刺激となったことは否定できないのである。

最後に本論集では、越境の側面に重点をおくために止むを得ないことではあるが、アメ リカ国内の運動を考えるうえで無視できない問題、例えば南部と北部の人種問題の差異、 都市暴動、大学キャンパスでのティーチインや国際反戦デーのデモ、コロンビア大学紛争 の実態、あるいは女性運動のうねり等が十分にカバーされてはいない。本書はこうした一 般的なことは習得済みの層を念頭においた作業といえるが、やはり 60 年代の熱気がそれ に相応しく伝わってくるとはいい難く、そこに国際比較に比重をおいた研究と国内分析と の関連のある種の難しさを感じる。

高梨良夫著『エマソンの思想の形成と展開 ――朱子の教義との比較的考察』

(金星堂、2011年)

水野達朗

1

エマソンは明治・大正期の日本で、広くまた熱心に読まれていた。現在では想像し難い この「エマソン現象」がなぜ生じたのかということは、日米文化交流史において重要な問 題であるだけでなく、日本における近代文学の成立過程を正確に理解し、更にはエマソン の思想自体に備わる射程を考えるうえでも、看過できない事柄と思われる。本書は、中村 正直、北村透谷、山路愛山、岩野泡鳴らのエマソン受容を直接に論じるのではなく、エマ ソンが流行した背景には、彼らがエマソンの中に、当時の教養を構成した朱子や王陽明ら の「新儒学」と同質の思想を見出していた事実があるとの見地から、「新儒学」特に朱子 とエマソンとの類似性及び相違点を詳細に対比検証する。この作業を通して、「エマソン の著作が何故熱心に読まれたのか、そしてそれと同時に何故日本人のエマソン理解が一面 的になる傾向がみられ、複雑で多面的な思想の全体像が十分には解明されてこなかったの か」(8 頁)を示し、ひいては、「新儒学」との類比からエマソンを捉える者が見落とした、 エマソンの「複雑で多面的な思想の全体像」自体をも明らかにしようとする点に本書の眼 目がある。

 $\mathbf{2}$

本書は、序章「エマソンと新儒教」、第1章「自己の探求と表現」、第2章「宇宙自然と 人間倫理」、第3章「世界の根源的原理と生成」の各章から構成される。

序章「エマソンと新儒教」では、なぜエマソンと「新儒教」とを比較考察しなければな らないのか、そのことにどのような意味があるのか、という本研究の前提となる問題が考 察されている。序章とはいえ、質量ともに他の章と拮抗している。

著者によれば、エマソンと東洋思想との関係を論じた従来の研究では、儒教の受容に関 しては専ら、孔子や孟子の影響という形で取り上げられており、朱子や王陽明などの「新 儒教」との関わりが問題とされたことはない。しかしエマソンが受容したのは、儒教の中 でも「礼」の教義を軸とする「五経」ではなく、「四書」特に『中庸』の形而上学的な世 界観であり、儒教の中核として「四書」を重視した「新儒教」との関係が想定できるし、 エマソンが参照した英訳書も朱子の注釈に基づく(第1節「東洋思想とエマソン」)。唐代 までの儒教は「五経」を中心としていたところ、朱子が『礼記』から『大学』と『中庸』 を独立させて独自の解釈を加え、『論語』、『孟子』とともに「四書」として尊重したため、 宋以降は「四書」が儒教の中心とされていた(第2節「新儒教の形成と展開」)。 エマソンと新儒教とを比較すべき理由としては、明治・大正期の日本の文学者が、「新 儒教」特に王陽明との類比によりエマソンを理解していたことも挙げられる。中村正直、 岩野泡鳴、山路愛山、高安月郊の事例を通して著者は、神が自己の心に「内在」するとい うエマソンの教説と、王陽明の「心即理」との類似に着目した日本の文人が、エマソンに おける「『内在』すると同時に『超越』する神というダイナミックな二重構造」を見落と していたことを指摘する(第3節「明治・大正期の日本人からみたエマソンの思想と新儒 教との類似性」)。そして宇宙の根源に「理」を想定し、これを自己の内面において把握し ていく志向におけるエマソンと「新儒教」との類似(及び相違)を、王陽明から朱子にま で遡り比較検討することを、本書の課題として提示するのである(第4節「新儒教とエマ ソン」)。

第1章「自己の探求と実現」では、牧師時代のエマソンの説教などを検討しながら、エ マソンの思想形成期における「自己」の問題に関し、朱子との比較考察を展開する。

著者はまず、『エマソン説教全集』刊行の意義を強調し、ここに収録された草稿を利用 したロビンソンらの研究に言及したうえで、説教テクストの読解を進める。そして、牧師 時代のエマソンの関心が主に、牧師の「牧者」としての側面ではなく「説教者」としての 側面に向けられており、ゆえに同じく「雄弁家」である「講演者」への転進が容易に行わ れたことを示す(第1節「牧師から講演者へ」)。人間の道徳的完成を重視するユニテリア ニズム等の影響下、エマソンはイエスの絶対性を否定し、単に人間の道徳的理想の体現者 と見なした。全ての人間は道徳的修養を積むことで、イエスと同等の理想的な人格(「偉 人」)になれると説いたのである。著者によれば、エマソンのこの「偉人」像は、朱子学 において儒教の「聖人」像が「徹底的に内面的に定義」されたことと対応する。朱子も聖 人を特定の人格ではなく道徳的規範の体現者と見なし、道徳的修養を通して「聖人」の域 に達する道を示した点で、エマソンと同じ方向をめざしたわけである(第2節「『聖人』 と『学者』」)。

とすると「自己」には、理想的な人格としての側面と、単なる自己としての側面とが重 なることになる。この「自己の二重性」という点でも、著者はエマソンと朱子との間に 類似を見出している。即ち朱子が人間の心は、天理を存した「道心」と人欲にとらわれた 「人心」との複合体であると考えたことは、エマソンが内面的・本源的な「自己」と、外 面的・皮相的な「自己」との葛藤を問題にしたことと符合する。但しエマソンの場合、二 つの「自己」が二元的な対立関係に置かれ、最終的には本来の「自己」が皮相の「自己」 を克服するとされる点、朱子の人間観における並存の関係とは異なると著者は見る(第3 節「『心』と『魂』」)。また著者によれば、エマソンも朱子も人間の主体的な努力を重視す るが、エマソンの場合、自己を信頼することはそのまま、自己の内なる神に帰依すること をも意味するのに対し、朱子の教説においては、人間の意志はあくまでも人間界のもの に過ぎず、最終的には天に身を委ねるしかないとされる点が異なる(第4節「『克己復礼』 と『自己信頼』」)。

第2章「宇宙自然と人間倫理」では、エマソンと朱子との両者において、自己の道徳的 向上をめざす志向が、宇宙の包括的原理の探求と連動していく機制について考察を進め る。

朱子の教説では、人間の心に内在する理としての「性」と、事物の「理」とは連続して

いるとされる。エマソンも精神の法則と、自然の法則とは照応すると説く。このように自 然の事物から出発して、形而上的な法則を探求するという姿勢は両者に共通する。但しエ マソンが言葉は直接、事物の本質を示すと考えたのに対し、朱子は言葉を、事物の形式的 側面を示す「名」と見なす(第1節「『格物致知』と『照応』」)。またエマソンは、人間の 内部の「道徳的情感」を通して、初めて宇宙の「道徳の法」が顕現すると考えたが、朱子 は天地万物の「理」自体に道徳的完全性が内在し、人間の道徳心は悪を防ぐ消極的な機能 を有するに過ぎないとした。即ち、エマソンの方が人間の主体的な努力を重視していると 言える(第2節「『敬』と『道徳的情感』」)。宇宙を司る道徳的な理法の下、自己の道徳的 修養をめざす態度は共通だが、朱子の理法が既に完成した「道」であるのに対し、エマソ ンの理法は完全性をめざす「過程」そのものなのである(第3節「『道』と『道徳の法』」)。

エマソンは妻エレンの死などを契機に、来世における因果応報を信じる「霊魂不滅」の 教義を捨て、現世において善悪両極の間に絶えず働く「償い」の法則を説いた。朱子もま た来世ではなく現世における、陰陽両極間の応報の思想を展開しており、ここに両者の現 世を中心とした人間倫理観、ひいては人間中心的傾向を認めることができるという。しか しここでも著者は両者の違いに意識的であり、「朱子の陰陽が無限に循環運動を続行する のに対して、エマソンの極性においては、矛盾、対立する二極の間の相互の抗争と否定を 通じての自己克服」があると指摘する(第4節「『福善禍淫』と『償い』」)。エマソンは更 に応報の法則を通し、現実社会が理想状態に向け進化するというビジョンを描いた。この 点は朱子の社会改革の志向とも共振するが、エマソンが新たな社会制度の構築を想定して いたのに対し、朱子は既にある完全な秩序の再発見をめざしており、あるべき社会性と現 存する規範との関係という点で、両者は見解を異にしていた(第5節「『平天下』と『平 和』」)。

第3章「世界の根源的原理と生成」では、存在論の見地から、世界の根源に想定される 超越的な存在や、世界の創造と生成をめぐる、エマソンと朱子の思考を比較考察する。

著者によれば、エマソンと朱子はともに超越的、究極的な絶対者を、人格的な神や「上 帝」ではなく普遍的、道徳的な「理法」或いは「原理」として捉え、人間の道徳的な秩序 と宇宙自然の運行を司る原理との、双方に適用できる思想を構築しようとした。しかも古 来からの人格的な超越者の教義を完全に捨て去ることはなく、人格性の含意を残している 点においても両者は同じであるという(第1節「『天理』と『普遍的統一者』」)。カントの 哲学をコールリッジを介して受容したエマソンにおいて、超越的なものの認識には与らな いカントの「理性」は、根源的な理法、原理を直接に把握する機能としての「理性」に変 貌している。ここに、宇宙を貫く根源的理法としての「理」が、個別の存在に「性」とし て付与されていると説く朱子との符合が生じると著者は見る。と同時に著者はやはり、万 物に内在する性質である朱子の「性」と異なり、エマソンの「理性」は人間のみに賦与さ れた積極的、能動的な機能であると、両者の相違点をも指摘する(第2節「『理』と『理 性』」)。

そして著者はいよいよエマソンの「神」概念に切り込んでいく。エマソンの Over-soul とは個別の soul に内在しながらも、これを超越していく神である。内在すると同時に超 越する二重構造という点では、朱子の「太極」が、個物に内在する「各具太極」と万物を 統括する「統体太極」との、両側面を兼ね備えているのと同じである。このように整理 したうえで著者は、個別の soul を克服して Over-soul に同化していくプロセスとしての エマソンの「修養」を、人欲を去り自己の本然を発揮する朱子学の「人の道」と重ね合わ せるのである(第3節「『太極』と『大霊』」)。またエマソンは、神による世界の創造とい うキリスト教の教義からも逸脱し、世界は神が「顕現」したものだと説いた。ここに、絶 対の造物主という観念が存在せず、万物は「気」により「生生」すると見る東洋思想との 接点が生じるものの、エマソンの場合、神はあくまでも人間の soul を介してのみ顕現し、 万物とは直接に結びつかない点が異なる、と著者は論じる(第4節「『生生』と『顕現』」)。

3

以上に見てきたように、本書の内容は、①エマソンの思想の形成と展開に関して精細な 記述を行い、②朱子との対比検証を通してその特質を浮き彫りにし、③明治・大正期の日 本でエマソンが広く受容された理由を明らかにする、という三層構造を成していることが わかる。こうした複合的な構成を採用している点に、本書の最大の特色がある。

本書はまず、エマソン自体に関する包括的な研究書としての内実を備えている。日本で はこれまで、エマソンについてひととおりの知識を得ようという場合には、齋藤光『エマ ソン』(研究社、1957年)が参照されていたと思われる。この書は、エマソンについての 重要な事項をバランスよく記載し、専門的な深い理解をも随所に示した名著と言える。し かしアメリカではその後、70年代と80年代に Emerson Revival、Emerson Explosion な どと呼ばれる圧倒的な研究の隆盛が見られ(アメリカにおけるエマソン研究熱は、日本に おける夏目漱石や宮沢賢治の場合を想起させるものがある)、エマソンに関する知見もか なり更新されてきた面がある。その意味で、アメリカのエマソン熱と、日本の読書界にお ける関心の低さとの間には大きな断層が存在しているのである。近年では、市村尚久『エ マソンとその時代』(玉川大学出版部、1994年)もあるが、これは専ら教育学、教育思想 の観点からのもので、しかも必ずしも 70年代や 80年代のアメリカの研究動向を反映して いない。

勿論、日本でも学術雑誌や紀要を中心に、アメリカにおける研究の進展に呼応した研究 は着々と進められてきたが、それをまとまった形で専門外の読者、研究者に示す書物が存 在せず、包括的なエマソン研究書の刊行が望まれていた。本書はその点、朱子との比較を 主題とするものの、近年、アメリカのエマソン研究で提示されてきた論点をも目配りよく 取り込みながら、エマソンの思想の核心に追る充実した論述を展開しており、エマソンを 総合的に理解するための確かな指針を提供する書物と言える。ウィッチャーをはじめとす る古典的なエマソン研究では、『自然』と『第1論文集』とに示された唯心的な「超絶主 義」にエマソンの神髄を見、そこから『第2論文集』の「経験」以降、現実的傾向に転回 していくプロセスを跡付けるという形が採られていた。これに対し近年の研究はまず、文 体や表現様式に内在するダイナミズムに注目し、エマソンのテクストでは常に「超越的」 傾向と「現実的」傾向とが拮抗し葛藤していることを重視する。そして、説教全集の刊行 などを受けて牧師時代のエマソンの言説を精査し、ユニテリアニズムと「超絶主義」との 連続性を明らかにするとともに、その延長線上で後期の社会的な発言にも光を当てる。本 書はこうした研究動向を、先に見たような「二重構造」の指摘や、牧師時代の説教の検討 などに鋭く反映させており、全体として近年のアメリカの研究に拮抗するだけの質量を備 えている。

とはいえ本書には、『自然』の頃は「唯心論」的な思想を抱いていたエマソンが、「事物 が心の外に客観的に存在」するとの認識に変わるという、ウィッチャー的な見方を採用 した記述もある。勿論、著者は同時に、「青年期のエマソンもまた…こうした考え方(事 物が実在するとの考え方)も抱いていた」と記し、「『内在』すると同時に『超越』する」 ダイナミズムにも言及する(58-60 頁)。ただ、時系列的な「思想の展開」という観点と、 全ての時期を貫く「二重構造」という観点とをどのように組み合わせるべきかということ は、本書の読者が今後も考えていくべき、エマソン理解の難問として残されていると言え るだろう。

次に本書はまた、エマソンと朱子との詳細な対比研究でもある。比較文学研究では、直 接的な影響関係の調査ではなく、誰と誰という形で単に比較する研究は「対比研究」と呼 ばれている。「対比研究」は、なぜこの両者を比較するのか、どのような観点から比較す ればよいのかを明確に示すことが難しく、漠然と「ここが似ている」、「ここが違う」とい う話になりがちで、ゆえに忌避されることも多い。これに対し本書では、明治・大正期の 日本の知識人たちは、自分が親しんでいた新儒教との類比からエマソンを理解したという 歴史的な事実を踏まえた上で、そのことの意味を探るための作業として、詳細な対比研究 を位置付けることで、エマソンと朱子とを比較する理由を明確にしている。また具体的な 比較検討の作業自体においても、単に個別的な事項を並べて比べるのではなく、エマソ ンの論理が「精神と自然との間の二元的対立関係」(112 頁)を前提とし、「キリスト教の 『創造』観に立脚」(239 頁)していることに留意するなど、両者の間の本質的な違いを生 み出している構造的な背景を浮き彫りにするような論述方法を用いていると言える。この ように本書は、「対比研究」の陥りやすい陥穽を周到に回避し、エマソンと朱子との比較 から何が見えてきて、そのことにどんな意味があるのかを明晰に提示しようとしている。

勿論、個別には比較の仕方について議論の余地を残す部分もなくはない。例えば、「自 己信頼」で「正しいものは私の本性にしたがっているものだけであり、不正なものは私の 本性にさからっているものだけだ」という時の「本性」を「道徳的情感」と捉え、朱子に おける「義」や「敬」と比較した部分がある(142頁)が、この「本性」もやはり、単な る私の本性と道徳的本性との「二重構造」を内包しており、そのことが「自己信頼」の記 述に矛盾葛藤をはらんだダイナミズムをもたらしていると私には思われる。ただ、エマソ ンの言葉と朱子の言葉とが等置されることで、改めて両者の間の異和に気付かされるとい う体験もまた本書を読む楽しみであり、ある意味では、このような異和と親和との間の往 復作業というものは、当の著者自身が本書全体を通して実践している方法であるともいえ る。

最後に本書は、朱子とエマソンとの比較考察を通して、日本においてエマソンが広く受 容された理由や、その理解に偏りが生じた背景を明らかにしようとする点で、外国文学の 影響と受容を問題にする、狭義の比較文学研究にも寄与するものである。特に、エマソン は東洋思想と似ていたから受容されたという側面だけでなく、そのように受容されたがゆ えにエマソンの異質性の部分が見落とされたという側面をも明らかにしている点が本書の 特質であると思われる。亀井俊介氏は『近代文学におけるホイットマンの運命』で、比較 文学研究は異なる国の文学を繋ぐ「橋」の研究であると同時に、橋がかかる「両岸」の文 学自体の研究でもあるべきだと説かれた。実際に「橋」の研究と「両岸」の研究とを繋ぐ ことは難しいが、本書ではそのことがさりげなく実現されている。即ち、直接的に影響関 係を論じるのではなく、精細に「両岸」の様相を対比することを通して、そこに「橋」が かかることの意味を間接的に浮かび上がらせているのが本書なのだと思われる。

このように「遠くから」攻めるのが本書の方法であるとすれば、逆に徹底的に「近くか ら」攻める行き方も可能だろう。ある種の比較文学の論文に覚える物足りなさは、遠くか らの眺望がきいているわけではなく、しかも「橋」がかかる工事現場の様子が見えるほど には接近していないという中途半端な距離感から来ると思われる。であれば、本書のよう に思い切り「遠くから」眺める行き方が有効であるのと同様に、思い切り接近して、異質 なものが接触する現場のダイナミズムを「近くから」微視的に記述する行き方も、比較文 学研究をより意味あるものにするうえで有効だろう。例えば、日本の文学者がエマソンの テクストと格闘した翻訳の現場を詳細に分析することにより、日本の文学者は本当に著者 が言う通り、エマソンの異質性の部分を看過していたのか検証することもできると思う。

本稿で見てきた通り、エマソン研究、対比研究、狭義の比較文学研究を有機的に結合し て文芸交流の大きなビジョンを提示した本書は、日本におけるエマソン理解を前に進める うえで非常に有意義な書物であり、本書が投げかける問題を読者がそれぞれに咀嚼するこ とを通して、エマソンをめぐる日本の知的風景を更新していくことが必要になるだろう。

矢口祐人著『憧れのハワイ――日本人のハワイ観』

(中央公論新社、2011年)

岩原紘伊

はじめに

本書は、ハワイ研究者である著者の素朴な問い「ハワイにある『観光の時間と空間』の なかで、私たちはどのようにハワイを理解しているのだろうか」(pp. 238-239)を出発点 に、観光という現象を中心軸にして、詳細な日本におけるハワイのイメージの歴史的展開 が描かれている。また、本書は、ハワイ渡航者の手記、新聞記事、映画などメディア資料 を主な分析対象としている。

近代観光は、19世紀前半のヨーロッパにおける交通技術の発達とライフスタイルの変 化により誕生した。また、観光は20世紀に最も成長した産業と言われ、世界観光機関に よると、2011年の国際観光客数は9億8200万人を超えている。その巨大な産業へと変貌 を遂げた観光が研究主題として追究され始めたのは、比較的新しい。評者の専攻する文化 人類学においては、ヴァーレーン・スミス編集の『Host and Guest』(1977)が人類学的 観光研究の芽生えとされている。人類学的観光研究の出発点は、人類学者が調査地におけ るフィールドワーク中に観光という現象を無視できないものとして意識するようになり、 観光と調査地の関係を正面から掬い取ったうえで当該社会を捉える試みをはじめたところ にある。この点は、著者の本書執筆における動機に通じるところがある。観光に研究者の 関心が寄せられるようになった1970年代は、本書でも触れられているように、ジャンボ 機の就航によって大量輸送の時代に突入し、また労働時間の減少により余暇の使い方に価 値が見出されたことによって、「観光の大衆化」が加速し、観光形態が大きく変化した時 期である。それにより、観光に関わる事象がさまざまな場面で突出し、その社会や文化に 関する影響を研究者が意識せざるを得なくなった時期でもある。

観光という現象に研究者が関心を寄せるのは、単に観光が社会現象として重要なだけで はなく、観光の力学によって「文化」やそのイメージが意識的に操作されたり、再構成さ れたり、消費されたりする対象となるという、文化をめぐる問題と密接に結びついている ためでもある。¹⁾本書が扱うのも、まさにその問題である。

本書の舞台であるハワイは、もともとポリネシア系先住民が王国を形成していた。1779 年にイギリスの航海家キャプテン・クックによって「発見」され、1810年のアメリカの 宣教師団の到着以後、先住民のキリスト教化と白人による植民が進む。このキリスト教化 の過程において、先住民が日常的に営んでいたフラやオリをはじめとする「伝統」文化 や信仰は否定され、急速に失われたといわれる。しかしながら、入植者である他者によっ て、その否定された「伝統」や「文化」は、訪問者に対する「見世物」として再生産さ

¹⁾ 山下晋司編『観光文化学』(新曜社、2007年)、2頁。

れ、後に観光資源化されていく。²⁾

1893年に最後の国王リリウオカラニが入植者である白人たちのクーデターにより王位 を追われ、現在アメリカを代表する企業となっているドール社の創始者の兄サンフォー ド・ドールを大統領とする白人政権が誕生し、1897年、ハワイは米西戦争を契機にアメ リカに併合される。以降、ワイキキビーチの観光保養地化開発を皮切りに、ハワイの観光 地化が進展する。アメリカにおいて具体的なハワイ観が形成されたのは、アメリカ本土と の間に定期航路が開設され、本格的に観光開発が開始される1920年代以降のことであり、 ハワイの観光事業者たちの巧みな新聞、ラジオなどメディアを通じた観光推進戦略による ものであった。既に18世紀頃から、西欧においてハワイは「太平洋の楽園」という個別 の地域性を持たない漠然としたイメージによって位置付けられていたものの、その漠然と したイメージは、はじめは観光宣伝のために、そしてやがてはハワイを主題とした映画の なかで効果的に「楽園」として再生産され消費され、そのなかでアメリカ人のハワイに向 けるまなざしが具体的に形成されていった。³⁾

著者は、「さまざまなハワイ」を意識することを提唱している。つまり、ハワイ観は一様に形成されるものではなく、ハワイと「他者」との関係性のなかで形成されるものであ るということである。本書が描き出すことを試みるのは、日本人のハワイ観である。それ は、アメリカにおいて普及している「ハワイ」のイメージに全面的に依拠するものではな く、日本とハワイのさまざまな相互関係のただなかで位置付けられ、連続性を持ちなが らも歴史的背景に影響を受けつつ変容し形成されてきた動的な「ハワイ」観である。本書 の目的は二つある。ひとつめは、「旅行を巡る語りが、ハワイという他者をいかに生み出 してきたのか考える」(p.5) ことであり、もうひとつは、読者に「ハワイ先住民の文化・ 社会と日本との関係を捉え直し、「幅広く柔軟な先住民の文化理解」(p. 236)を促すこと である。こうした問題意識は、20世紀における近代観光形態を学術的に捉えるためにも、 また観光という現象に付随する問題に対し包括的な社会的理解を促すためにも重要なもの である。

本書の内容と構成

序章では、まず、日本とハワイの国際関係のあり方に留意しつつ、20世紀の日本にお ける「ハワイ=観光地」というイメージとハワイをめぐる語りの創出の連関の過程を明ら かにするという本書の目的と意義が述べられる。その後、本書で検討される日本人が持つ ハワイ観の前提となる戦前のアメリカによるハワイ観光地化の経緯と背景が概観され、第 一章以降展開される論考の前提が整理される。

第一章「ハワイを訪れる旅一戦前」では、戦前までの日本人のハワイ訪問の様態がハワ イヘ訪れた日本人達の記録を手掛かりに船中からハワイにおける体験まで詳細に記述さ れる。当時のハワイを訪れる日本人は、観光が主な目的ではなく、アメリカへ向かう途中 で立ち寄ったもの、仕事の合間に見学するものなどが大多数であった。故に、観光体験は

168

²⁾ 山中速人『イメージの「楽園」――観光ハワイの文化史』(筑摩書房、1992年)、29-40頁。

³⁾ 同上書、85-105頁。

限られた短い時間のなかで行われ、アメリカ本土からの観光客とは異なるスタイルのもの だったという。一方、そのような特異な状況の下、彼らが最も印象を受けたのは自動車の 普及や道路事情に象徴される「先進国」アメリカの近代化の進展度合いであったことが示 される。同時に、彼らは、日系社会の存在によって生成された、異国における「日本らし さ」も体験したという。こうしたハワイにおける日米文化の混淆状況や訪問者を感動させ る美しい自然は、体験者によって手記に綴られ、1920年代後半に流行したハワイ音楽に よって拡散したハワイ像のイメージに重ねられ、今日のハワイ観に部分的に引き継がれて いることが述べられる。

第二章「アジア太平洋戦争とハワイ」では、真珠湾攻撃以後、第二次世界大戦中に展開 されたハワイ論に焦点が当てられる。戦時中の日本人が得ることが可能なハワイ関連情報 は、「戦争」に纏わるニュースや写真などに限られ、追随するハワイに関する表象の殆ど は戦争を正当化するためのものに変容していった。戦前、日系人のアメリカ国籍取得は当 然のことと見做されていたにも関わらず、戦時中、ハワイの日系人は「同胞」と位置付け られており、さらに、戦前は無関心であったにも関わらず、ハワイ先住民はハワイ論者か ら、志賀重昂の『日本風景論』(1914)を論拠とする日本系譜論やカイウラニ王女と日本 の皇族にあった縁談に関する逸話などに依拠して、日本とハワイとの強固な繋がりの証と 都合よく解釈される存在となったことが述べられている。今日までの日本とハワイの関係 の歴史のなかで、この時期のみ日本人がハワイの地に降り立つことは叶わなかったという 事実がありながら、ハワイを「自己の一部」として解釈する心理的に「近い」ハワイ観が 形成されたことが、戦中期のハワイ論の特徴としてまとめられている。

第三章「ハワイの花」では、終戦直後から 1964 年の海外渡航自由化までの期間におけ るハワイのイメージの形成過程が検討される。まず、ハワイに関するミュージカル、映 画、音楽など大衆文化における「ハワイ」の再興が紹介され、人々が終戦直後という不 安定な日々の生活との対比の中で、メディアから次々と発信される色鮮やかなイメージの ハワイに惹きつけられ「憧れ」を抱くようになる過程が述べられる。続いて、メディアに よって注目されることで話題となり、一般の人々のハワイへの羨望を一層高めたと指摘さ れる、ハワイへの渡航が制限されていた時期の著名人たちのハワイ訪問について詳述され る。そして、ハワイの日系アメリカ人社会と日本からの訪問者との関係性の戦後の変化に ついても確認され、日系アメリカ人の生活のあり方も近代的アメリカの生活としてハワイ への「憧れ」の対象として組み込まれていったことが指摘される。

第四章「海外渡航自由化とハワイ」では、1964年の海外渡航自由化前後数年間のハワ イ観光をめぐる一連の多様な動きが具体的に詳しくまとめられている。まず、海外渡航自 由化前の動向がまとめられ、海外渡航自由化に最も大きな期待を寄せた観光業界が行った ハワイの魅力を紹介した雑誌の発行、海外旅行積み立て預金キャンペーン、ハワイ旅行懸 賞を目玉としたコマーシャルの登場、エルビス・プレスリーの映画「ブルー・ハワイ」な ど、当時の日本人のハワイへの関心をより高めた要因が詳述される。続いて、観光産業の ハワイにおける基幹産業化の背景や観光産業を発展させる契機となったジェット機の就航 など、ハワイ側が日本人観光客の誘致に積極的に動くことになった背景が整理され、具体 的にハワイ政府が日本人観光客誘致を目的として実際に展開した美術品の展示会、ハワイ 観光展などの熱意にあふれ、かつ戦略的なプロモーション活動の様子が示されている。さ らに、当時の海外旅行の位置づけ、渡航直前の旅行持ち物や礼儀作法の悩みが紹介された うえで、渡航自由化後に実施された観光ツアーの旅程、観光名所をめぐる「サイト・シー イング」型の観光などが当時の観光のあり様として網羅的に記される。そして、当時の観 光の特徴であり観光客に好まれた団体旅行は、それに応じた画一化・規格化されたサービ スが観光業者によって提供されるようになったことから、観光客と地元住民の間の距離の 伸張に結びついたことが指摘されている。

第五章「『憧れ』から『定番』へ」では、ジャンボ機の就航、大阪万博の開催、変動相 場制の導入、1960年代から70年代のハワイ政府による熱心なプロモーション活動、ハワ イにおける日本人の観光形態の多様化、80年代のアメリカとハワイにおける日本脅威論 など、日本人観光客の数が最高に達した 1997 年までのハワイ観光の大衆化の過程にあっ た事項が時系列に沿ってまとめられる。まず、観光の大衆化の大前提には、ジャンボ機 ボーイング 747 型機の就航による航空運賃の低価格化がある。これにより多くの人々に とって海外旅行は比較的手の届きやすいものとなる。続いて、1970年の大阪万国博覧会 のハワイ館の展示内容、ハワイ経済における観光産業の隆盛と日本向け観光誘致活動の戦 略的変化が詳述される。次いで、日本国内の国民経済の変化にも焦点が当てられる。経済 成長が日本人の目を余暇活動やレジャーに向わせ、同時に変動相場制の導入によって円高 ドル安が進み、円高の持続が海外旅行の促進、ハワイへの観光客の急増に大きな役割を果 たした。そして、著者は、「憧れ」から「手軽」に行ける観光地と変化した 1970 年代から のハワイ観光に2つの潮流を見出している。第一に、女性を取り巻く社会経済状況の変化 により、女性、特に OL のハワイへの渡航者数が増加を始めたことであり、第二に、海外 ウェディング・ハネムーン先として選ばれるようになったことである。また、この時期の ハワイと日本の観光以外の特徴として、日本企業や投資家が次々と進出し、1980年代に おける日本からの投資の増大は、当時アメリカで起きていた「ジャパン・バッシング」と 相俟ってハワイ側に大問題と見做されるようになっていくことが指摘されている。そし て、日本の進出は観光産業にも及び、旅慣れた日本人にとっては魅力的ではない旅行先、 また戦後形成された地元コミュニティと断絶関係にあるハワイ観光の形態が維持されるな か、観光産業に搾取されていると感じていたハワイ先住民たちからも強い反発を受ける事 態となったことが明らかにされる。

第六章「癒しを求めて」では、ハワイを訪れる日本人の数が減少し始める 1998 年以降 の日本人のハワイ観のあり方に焦点が当てられ、ポスト大衆化時代のハワイ観光が論じら れている。はじめに、著者は観光客減少の原因としてテロや景気悪化が従来挙げられてき たことに対し、むしろ原因は渡航先の多様化にあることを指摘する。そして、そこから浮 かび上がる、リピーターによって支えられる今日の新たなハワイ観光の傾向を 21 世紀の ハワイに関する語りの中で頻繁に言及される「ロコ」、「フラ」、「エコ」という言葉を手 掛かりに明らかにすることを試みる。「ロコ」は、「ローカル = 地元」(p. 202) に由来す るハワイ初心者が行かない地域あるいは先住民やアジア系住民を指し、リピーターがハワ イ初心者と自己のハワイ体験を差異化する効果をも持ち合わせる言葉である。一方、ハワ イにおける「ロコ」の意味はアイデンティティに関わる重要な政治的概念であることを指 摘しつつ、そうしたアイデンティティに支えられた「ローカル」性こそが、観光客の「ロ コ」への憧れを生み出す言説として機能していることを示す。続いて、今日の「フラ」に 対する注目の背景として、近代都市生活と対照的な時間と空間感覚を有する(と想像され る)「本物のハワイの伝統」(p. 210) への憧れがあり、視覚的な経験からより身体的な観 光体験が重視されるようになっていることが指摘される。そして、著者はこうした見方が 伝統文化に人々の関心を向ける一方で、先住民を現代から切り離し、原始的と位置付け る、20世紀を通じた先住民をめぐる語りに通ずる部分があると批判を寄せている。次い で、リピーターに人気の高い「エコ」ツアーについても考察がなされ、それが観光客の自 然を満喫するという欲望を満たすものにしかなっていない現状に対し、疑問が呈される。 以上、近年のハワイ観光で語られる3つの言葉を考察したうえで、著者はそこには今日の 日本社会で流布する「癒し」の希求が通底していると指摘し、それは今日の都市社会を包 み込む生活に対する不安の投影であるとする一方、こうした今日の「癒し」を基礎とする 観光形態は、同時に、「搾取」を招く観光産業の負の部分を意識させないという矛盾を孕 むものであると論じる。

終章では、まず1924年の「排日移民法」と位置付けられるジョン・リード法が施行さ れる以前の出稼ぎ先としてのハワイ、それ以降の「観光地」としてのハワイを時間軸で区 別し、歴史的変遷が対比的に振り返られ簡潔にまとめられている。排日移民法によって規 制されるまで、ハワイは健康な男子が高い賃金労働を求め移住する、有望な出稼ぎ先であ る一方、その後この形態は時代によって変容しつつも日本にとって観光地として魅力を発 揮し続けていることが述べられる。そして、さいごに、著者は観光によって形成された空 間で経験されるハワイと、ハワイの人々の日常空間で経験されるハワイの間隙を指摘し、 今後のハワイ研究においてそのイメージを形成してきた日本の観光言説にある多様な力学 を捉える必要性と先住民文化の理解を深化させていく必要性を提唱する。

本書の成果と課題――むすびにかえて

はじめに、本書の魅力と特色を観光研究の立場から三点あげておきたい。本書は、「送 り出し側=観光客(ゲスト)」の「受け入れる側=ハワイ(ホスト)」へのまなざしの歴史 的形成過程を具体的かつ詳細に扱った論考として目を引く。これまで国際観光に注目した 論考において、ゲストとホスト社会の関係性を扱ったものは少なくない。しかしながら、 その多くは観光地におけるゲストとホストの関係性の非対称性や第三世界の観光で観察さ れるポスト・コロニアルの状況にばかり注目し、ゲスト社会で構成されるホスト社会に 対する総体的な「まなざし」のあり方について綿密な検討をしてこなかったように思われ る。また、観光地における観光客の研究は、ゲストを観光客という大きな枠組みに包摂し がちであり、その特性や送り出し社会におけるホスト社会に対するまなざしの文脈がいか なるものであるか、本書のように丁寧に考察することは希有であった。また、日本人の観 光客を対象とし、記述している観光研究も数少なく、日本人の特定の観光地との歴史的関 係性を辿りながら、その向けられる「まなざし」が形成される過程に焦点が当てられてい る点も特筆すべきところである。

次に、文化の問題に偏向せず、観光産業を巡る動きについて日本とアメリカの国際関係 や外交史の観点から考察し、そこからハワイ観の形成を捉え議論を展開しているところも 非常に興味深い。そこから、ハワイという観光地を起点にして、観光産業がマクロレベル の政治と結びつきながら発展してきたという側面へと議論の幅が広がっている。従来の研 究では、強力な観光イメージ創出装置としての政府の役割は検討の対象となっていたもの の、対象に具体的にどのような戦略をもってそのイメージが発信され機能することになる かという部分は十分に検討されてこなかった。とりわけ、全体の国際観光客の半数にのぼ る 111万人強の日本人観光客を受け入れているハワイ政府の戦略の様態を明らかにしたこ とは重要であり、観光イメージの創出と国際観光誘致に関する研究に新たな知見を提供し ている。

さいごに、著者が観光の作り出す「イメージ」と現実に介在する齟齬について言及し、 問題提起を行っているところも注目に値する。著者は、ハワイに住む人々の生活にある 「現実」を捨象する作用を持つ今日の観光形態に批判を加え、それを踏まえたうえで今後 あるべき観光研究の射程を提唱する。こうした近代観光が引き起こした様々な観光の負の 側面に対する批判は、近年研究者や世界観光機関をはじめとする国際機関、NGO などだ けではなく、観光を受けいれる側、特に観光により周縁化された地元の人々からも寄せら れている。実際、評者の調査地であるインドネシア・バリ島もハワイの状況と幾分類似し た状況となっている。観光は、現在バリ島の基幹産業となっているものの、実際には島の 外部の者(政府や外国、ジャカルタの資本)が観光産業によってもたらされる利益の多く を握っているため、バリ人はそうした観光の実情に不満を強めている。こうした動きに対 して敏感になり、観光の文化表象と文化の所有者は誰かという問題を問うていくことは、 今後、観光研究を発展させていくために非常に重要なテーマとなると思われる。

これまで述べてきたように、本書はハワイ研究に留まらず、観光研究に対しても多大な 貢献をしているが、些細な点ながら疑問に思われるところを二点ほど示しておきたい。ひ とつは、今日の観光の力学は二国間関係で完結するものではないにも関わらず、現代の日 本以外でも同時多発的に高まっている新しい観光形態への関心とハワイにおける日本人の 観光形態との連繋に対する目配りが少ないように思われる点である。特に、第六章で「エ コ」、「フラ=伝統文化」、「ロコ」が今日の日本人観光客が求める体験として取り上げられ ているが、こうした環境、文化、地元への関心の高まりは、エコ・ツーリズムやエスニッ ク・ツーリズムなど、新しい観光形態に対するグローバルなレベルでの関心の高まりに同 調するものでもある。若者のエスニック文化への関心の高まりについて触れられてはいる ものの、こうした同時多発的に起きている観光形態の変化と日本人のハワイ観光に対する 新しい視線が重なるものなのか、異なるものなのかという点についても言及されると、な いものねだりではあるが、本書で焦点を当てられた今日の日本人観光客のハワイ観のあり 様が一層際立ったのではないかと思える。

もうひとつは、リピーターがなぜ何度もハワイを訪れ、ハワイに「はまっていくのか」 という観光客の動機の形成過程について、考察が少し足りないように思われ、「はまる」 という感覚は理解できるものの議論として釈然としない部分も残った。著者は、「癒し」 を鍵にリピーターのハワイ観光の動機を説明している。しかし、なぜ「癒し」との関係性 において「本物のハワイ」への探求が繰り返されるのか、なぜ彼らが「癒し」を求めるの に、例えば同じ「楽園」と表象され、多数の類似する日本人観光客を惹きつける評者の調 査地バリではなく「ハワイ」を選ぶのかというところは、詳細に記述されていない。これ らは、今日の日本人観光客のハワイ観を考察するうえで重要な観点であると思われる。 以上のように、今後練られるべき課題はあるものの、それらは本書の稠密な考察の成果 に対する評価を妨げるものではない。本書の試みは、観光を鍵にハワイと日本の関係に対 する理解だけではなく、観光地のイメージの生成過程と動態に対する理解を深めることに も貢献している。

多様性が生むしなやかさ

栗原武美子著

『現代カナダ経済研究――州経済の多様性と自動車産業』

(東京大学出版会、2011年)

杉浦哲郎

不思議なカナダ経済

先進国なのに、その経済規模の小ささの故かあまり注目されないが、カナダ経済は実に 不思議で魅力に満ちている。

第一に、経済パフォーマンスが優れていることである。金融危機後の経済回復テンポ は、他の先進国を大きく上回る。OECD(経済協力開発機構)のデータによれば、2007 年1-3月期を100とした実質GDPの水準(季節調整値)は、2012年7-9月期において アメリカ104.6、ドイツ104.8に対しカナダは107.2まで拡大している。ちなみに日本は 98.9と、危機前の水準を取り戻せていない【図表1】。アメリカと隣り合い、NAFTA(北 米自由貿易協定)を通じてアメリカ経済と深く結びつき、それ故にアメリカ経済との連動 性(それも受動的な)が強いと一般には考えられているカナダ経済の優れたパフォーマン スは、カナダの人々には失礼だが、意外な現象である。

また、欧米諸国が金融危機後の低成長からの脱却に苦しみ、日本も長期経済停滞とデフ レからいまだに抜け出せない中で、カナダ経済の潜在成長率は上昇している。中央銀行

である Bank of Canada の推 計によれば、2012 年に 2.0% であったカナダの潜在成長 率は、2014 年 に は 2.2% ま で高まるという。¹⁾ Bank of Canada によれば、潜在成長 率を押し上げるのは生産性上 昇率の高まりであり、その背 景には、カナダドルの上昇に 伴う輸入資本財の価格下落に よる国内設備投資の拡大があ ると考えられている。

金融危機後、世界経済は 「成長の壁」に突き当たって いると評者は考えている。例





¹⁾ Bank of Canada, "Monetary Policy Report," October 2012.

えばアメリカでは、金融産業による技術革新²⁾ とそれがもたらした信用の膨張、資産価格の上昇が経済成長力の原動力であった時代が、住宅バブルの崩壊と急激な信用収縮、金融危機を以って終わった。1990 年代に生産性上昇率を高め、長期安定的な経済成長(いわゆる "New Economy")をもたらした IT 革命も、その効果の大きさや持続性に対して 懐疑的な見方も出てきている。³⁾

シリコンバレーで実際に見聞したところに従えば、これまでアメリカの経済成長と雇用 創出を牽引してきた新規創業も次第に小粒化し、その影響力の大きさも次第に低下してい るように見受けられる。それらに代わる成長原動力として、オバマ政権は製造業、モノづ くりを改めて重視しているように窺える。実際、自動車や機械などの大手製造企業が国内 で工場を新設する動きや、中国から国内へ工場を移転する動きが伝えられている。また、 「新産業革命」「デジタル製造業革命」等と称される、3D プリンター等の最新機器を駆使 して機動的・効率的に多様な製品を製造する、これまでにない形態のモノづくりも広がっ ているが、それがアメリカを牽引するほどの力強さを有するに至っているとは思えない。 そして、失業の長期化、中賃金雇用の喪失・低賃金雇用へのシフト、求職諦め層の増大 (非労働力人口の増大)といった危機後の労働市場の悪化が、労働者が持っていたスキル の劣化と技術革新の遅れを引き起こしていることと併せて考えると、アメリカ経済の潜在 成長率が低下している可能性が高いと考えられるのである。

潜在成長率の低下は、ユーロ圏や日本だけでなく、高成長を続けてきた中国でも観察される。特に中国では、経済活動の自由化の遅れや、国有企業の影響力増大、民間企業の伸び悩みが、生産性上昇率の低下を招きつつある。そのような中で、カナダ経済の潜在成長力が高まりつつあること、その背景に通貨高を生かした投資拡大があることは、この国の 柔軟さと適応力の高さを改めて認識させる。

それは日本とあまりに対照的である。日本では、最近まで対米ドルで急激な円高が進み (購買力平価や実質実効為替レートという尺度でみれば、必ずしも激しい円高ではないの だが)、その経済縮小効果だけが強調されてきた。安倍首相も、日銀による一段の金融緩 和や外債購入の拡大によって円高の是正を訴え、経済界もそれを歓迎している。しかし、 火力発電拡大に伴う燃料油・ガス輸入の増大によって貿易収支が赤字化し、また安価な製 品・原材料の輸入拡大に伴う国内購買力の高まりが期待できる状況では、円高は大きなプ ラス効果を同時に持つ筈である。そのような議論がそもそもなされず、円高のメリットを 生かそうという動きもみられないところに、日本の硬直性の一端が表れている。

第二に、隣国アメリカから始まり、世界の金融市場・金融システムを大混乱に陥れたサ ブプライム危機の影響が、カナダではそれほど顕著には現れず、金融システムは安定を 保っていた。IMFの統計によって不良債権比率をみると、アメリカでは2009年末から 2010年初にかけて5%まで上昇し、その後低下に向かったものの、現在でも3.6%という

²⁾ Credit Default Swap をはじめとするデリバティブズが代表的なものであるが、サブプライム・ モーゲージも低所得者に住宅信用を提供できるようにしたという面で、金融技術革新の成果であると認 識されていた。

³⁾ Robert Gordon, "Is US Economic Growth Over? Faltering Innovation Confronts the Six Headwinds," *NBER Working Paper*, no. 18315, August 2012.

水準にある。一方、カナダの 不良債権比率は、金融危機後 に上昇したものの緩やかであ り(2009年10-12月期~2010 年7-9月期の1.3%が危機後の ピーク)、足下では0.6%まで 低下している【図表2】。また、 外的ショックが生じた時のバッ ファーとなる銀行の自己資本比 率(Tier 1)は、以前から10% を超えていた。



そのような金融システム安定 化を支えていたのが、保守的な

金融行政、厳格な金融規制・監督であった。厳しいレバレッジ規制や非伝統的モーゲージ の規制は、銀行がサブプライム・モーゲージを証券化して転売(オフバランス化)するこ とや、市場からの多額の借り入れ(レバレッジ)によってリスクの高いサブプライム証券 に投資することを抑制した。また、国際的な自己資本規制(BIS 規制)が、中核的自己資 本 4%、自己資本全体 8% であった時代から、カナダの規制はそれぞれ 7%、10% であり、 さらなる上乗せが金融当局から要請されていたといわれている。世界経済フォーラムは、 カナダの金融システムを「世界で最も健全な金融システム」と呼んだが、それを支えたの が厳格な金融規制であったと、ノーベル経済学賞受賞者のポール・クルーグマンは述べて いる。⁴

金融危機が深刻化するまで、投資に伴うリスクや投資家及びそのニーズが多様化した 先進国では、自由な市場や金融技術革新、それに基づく多彩な金融取引・金融商品、そ して厚みのある投資家や金融仲介機関に支えられた金融システム(arm's length financial system)、すなわちアメリカ型の金融システムが、不況からの速やかな回復や中長期的な 経済成長に資すると考えられてきた。しかし、銀行を中心に厳格な規制と監督によって保 守的な金融システムを堅持してきたカナダが、金融危機からの回復の速さやトレンド成長 率の高まりを示していることは、今後の経済成長やそれに資する金融システムのあり方を 考える上で、極めて重要なヒントをわれわれに提示していると考えられるのである。

現代カナダ経済の鳥瞰図

以上のように、現代カナダ経済は、多くの不思議さと面白さを有している。しかし、そ れを細部を含め鳥瞰図的に描いている文献は、必ずしも多くはない。

著者が「はしがき」で述べているように、日本におけるカナダ研究は、文学、歴史、政 治が中心である。また、巻末の参考文献リストが示すように、NAFTA(北米自由貿易協 定)を中心としたカナダ経済のグローバル経済への関わりについても、多くの分析研究が

⁴⁾ Paul Krugman, "Worthwhile Canadian Example," *The New York Times*, January 30, 2010.

ある。さらに、本書の第 III 部でも取り上げられているが、自動車など個別産業とカナダ 経済との関係についても、投資や貿易という観点からのマクロ・ミクロ分析の蓄積があ る。短期的な景気や金融市場の変動に関しては、IMF(国際通貨基金)や OECD などの 国際機関、カナダの中央銀行である Bank of Canada、民間金融機関等のエコノミストが、 定期的にレポートを公表している。

しかし、著者が指摘する通り、カナダ経済に関する経済学、経営学、経済地理学の視点 からの研究はとくに日本ではまだ手薄である。現代カナダ経済が示すトレンドやパフォー マンスの根底に何があるのかを踏まえなければ、その理解や評価は皮相的なものに止まる だろうし、正しい展望を持つこともできないことはいうまでもない。そのような観点から みると、本書が指し示す、経済学、経営学、経済地理学の知見を踏まえた現代カナダ経済 の鳥瞰図は、きわめて時宜を得たものであり、また現代カナダ経済の本質(著者は「はし がき」の冒頭で、それを「第二次世界大戦後のアメリカ経済と対比した時のカナダ経済の 独自性、ならびにカナダ国内における10州の経済の多様性」と表現している)を理解す る上で不可欠な視点と情報を提供してくれる。

本書の構成について触れる。

まず第I部で、カナダ経済の概観が語られる。

第1章では、現代カナダの特徴が要約されている。そこでは、カナダ経済の発展を支え てきたのが、豊富で多様な天然資源と海外からの労働力(移民)と資本の流入であったこ とや、カナダ経済は金融・保険・不動産・リースをはじめとするサービス産業のウェイト が高く、製造業も発達していること、貿易依存度が大きく(輸出、輸入の名目 GDP 比率 は、それぞれ 25% を超える)、機械関連機器と鉱物性燃料が中心をなすこと、貿易や直接 投資に占める米国の比率が高く、対米依存度が著しく大きい経済であること、などが指摘 される。

そして第2章以下では、以上の特徴がもたらされた歴史的経緯が、詳細に述べられる。 第2章では、19世紀央のカナダ連邦成立から第一次世界大戦前までの時期が、イギリス からの資本流入と欧州からの移民による経済発展によって特徴づけられることが、第3章 では、戦間期に、アメリカからの直接投資拡大によって自動車等製造業が発達し、貿易を 通じてアメリカとの経済的紐帯を強めたことが示される。

第二次世界大戦後の経済発展を描く第4章では、アメリカとの経済的紐帯に対する考え 方の揺らぎが示される。1960年代までは、貿易・投資における対米依存度が高かったこ とから、カナダの経済パフォーマンスはアメリカの影響を強く受けていた。しかし、1970 年代に入ると、ブレトンウッズ体制の崩壊と共に、対外貿易相手国の多様化と国内経済の 自足化、それに伴う西欧諸国や日本との関係強化を図る動き(経済的ナショナリズム)が 強まった。その後、1980年代央の政権交代を機に、アメリカとの関係強化を求める大陸 主義が再び強まり、米加自由貿易協定(1989年)、北米自由貿易協定(NAFTA、1994年) を経て、両国の紐帯は以前よりもさらに強化されることとなった。

そして第5章では、米国発のサブプライム危機が、カナダ経済にも大きな悪影響を与え たことが示される。カナダ経済は、2008年10月に景気後退に入った。その背景には、商 品価格の急激な下落、アメリカ経済の悪化、金融不安の長期化があった。それは、カナダ 経済がアメリカとの経済的紐帯を強めていたことの帰結であったが、一方でカナダ経済の 落ち込みがアメリカよりも後ずれし(アメリカにおける景気のピークは10ヶ月前の2007 年12月だった)、失業率の上昇がアメリカよりマイルドだったこと、アメリカとは大きく 異なり、カナダ自身の金融システムは安定を保ったことは、本書の中心テーマである多様 性とそれに基づくカナダ経済の抵抗力(resilience)の高さを示唆しているように思われ る。

続く第 II 部(各州における経済的特質)では、州別 GDP や就業者数、輸出入のデータ を詳細に検討しつつ、カナダ経済がいかに異なる特徴を持つ州から構成され、それが相互 補完的に柔軟性や抵抗力を高めているかが示される。

まず第6章では、1997年から2008年までのデータを用いて、各州 GDPと就業者の産 業的特徴が描写される。産業別 GDP をみると、いずれの州でも金融・保険・不動産の存 在が大きいことを除けば、各州のプロフィールは実に彩りが豊かである。経済規模が第1 位のオンタリオ州、第2位のケベック州は、いずれも製造業の比重が大きいが、オンタリ オ州には自動車製造業が集積し(カナダにおける自動車製造の大部分がオンタリオで行わ れている)、ケベック州はカナダ第1位の航空機・同部品製造拠点であるという特徴があ る。アルバータ、サスカチュワン、ニューファンドランドの各州では鉱業・オイル・ガ スが基幹産業であり、サスカチュワンはまた、農林水産業の比重も高い。そのような特徴 は、就業者数の産業別構成にも反映されている。

第6章の分析の中で最も興味深かったのは、2008年秋から始まった不況の影響を州別 に検討した第2節である。最も大きな悪影響を蒙ったのが、それまでカナダ経済の牽引役 であったオンタリオで、とくに主力の自動車関連製造業の落ち込みが大きかった。また、 ケベックの木材製品製造業、アルバータの鉱業・オイル・ガスも減少し、アメリカ経済の 悪化、資源価格の下落という外部要因に大きく影響を受けたことが示される。一方で、穀 倉地帯のサスカチュワンやマニトバが成長を続け、カナダ経済の牽引役となった。つま り、カナダ経済は、その多様な産業構成や地域経済によって、大きな外的ショックを吸収 し、経済全体を支えることができるだけの柔軟性や抵抗力を有していることが、ここに示 されているのである。

それは、州別の貿易の特徴を分析した第7章においても示される。輸出について、2002 年から2007年にかけての相手国別構成比の変化をみると、いずれの州もアメリカ向けが 圧倒的に大きいものの、その比率はほとんどの州で低下している。例えば、オンタリオで は2002年の93.3%が2007年には83.5%に、ケベックでは同期間に83.8%から76.4%に、 それぞれ下がった。その一方で、中国などアジア向け輸出比率が、なお低水準ながら上昇 した州が多くみられる。また、アメリカ向けを別とすれば、主要輸出先は州によって大き く異なる。ブリティッシュコロンビア、アルバータ、マニトバといった西半分に属する州 ではアジア向けの比率が高く、オンタリオ、ケベック、ニュー・ブランズウィック等東半 分の州は欧州諸国向けの比率が高い。

アメリカの比率低下、中国の比率上昇は、輸入においてより顕著である。オンタリオで は、対米比率が同期間に 72.5% から 63.1% に低下する一方で、対中比率は 3.5% から 8.5% へと大きく上昇している。他州をみても、相手先は輸出以上に多様である。ノヴァ・スコ シアの最大の輸入相手国はドイツだし、ニューファンドランドはイラクからの輸入が約半 分を占める。 第 III 部では、自動車産業における多国籍企業の投資活動が分析対象となっている。著 者が自動車産業を取り上げたのは、それがカナダ経済を支える重要な産業であるととも に、Peter Dicken が "Global Shift" (2007) において示した仮説、すなわち「多国籍企業 と国家および統合された経済圏は、技術革新の下で相互作用をしつつ地球規模の経済変容 をもたらす」ということを、カナダにおける自動車産業の発展を分析することによって、 示そうとしたからである。

まず第8章で、早くも20世紀初頭から始まったビッグスリーのカナダ進出と、米加自動車製品協定(1965年)を契機とするカナダ自動車生産・輸出の拡大が描かれる。続く 第9章では、日系自動車企業のカナダ進出と生産拡大もあって、オンタリオがアメリカの ミシガン州を抜いて北米第1位の自動車生産州になったことが指摘される。

その中で評者の関心を強く惹いたのは、オンタリオに自動車関連産業が集積するに至っ た背景の分析である。それによれば、オンタリオはデトロイトと地理的に近接しており、 自動車メーカーが効率的な生産体制を構築する上で大きな有利さを持っている。また、高 度に発達した交通網によってアメリカの主要な市場と結びついており、アメリカ市場のほ ぼ半分が車で24時間圏内に収まるという。さらに、「オンタリオにはかつて農業機械産業 をリードしたマッシー・ファーガソンなどの機械産業の伝統もあり、金属加工業の技術集 積がみられ金属加工部品企業も多い。産業集積による関連産業の発達がみられ、部品調達 にも有利である。」(218ページ)。加えて、豊富で質の高い労働力の存在や、自動車革新 基金、オンタリオ自動車投資戦略等、連邦政府、州政府の積極的な支援が効果を表してい るという。

評者は以前から、産業集積とその特質が、新たなリーディング産業や技術革新を生む可 能性に着目してきた。シリコンバレーでは、多くのIT 企業に加え、研究者、知的所有権 に詳しい弁護士、大小の投資家など、多様な専門家とそのネットワークが形成され、そこ から革新的な技術・製品・サービスやそのアイデア、またそれらを活用した新しいビジネ スモデルや文化、市場が生まれている。日本でも、自動車関連産業が九州北部に集積した 要因として、八幡製鉄時代からの金属・金属加工関連産業の集積の存在が指摘されてい る。また、世界市場でナンバーワン、オンリーワンの地位を占める中小モノづくり企業が 日本に数多く存在していることが、東日本大震災後に改めて注目を集めているが、それら の企業もまた、長い年月をかけて蓄積されてきた地域の産業集積やそこで育まれた技術、 人材を生かして成長してきた。オンタリオを中心とするカナダの自動車産業集積も、その ような技術やノウハウ、人材の蓄積とそれを自動車という新しい成長分野に生かす知恵や 柔軟性があってはじめて可能になったのであろうと、本書を通じて認識させられた。

多様性が生むしなやかさと日本への示唆

著者の分析を踏まえた上で、冒頭に述べたカナダ経済のパフォーマンスの高さとその背 景を改めて考えると、多様性が生むしなやかさが重要な要素のひとつであることに気付 く。

金融危機後に、カナダは最大の貿易相手国であるアメリカ経済の急落から、自動車産業 やその集積地であるオンタリオを中心に大きな悪影響を受けたが、それを埋め合わせてカ ナダ経済を牽引したのは、経済・人口規模が小さなサスカチュワン、マニトバの農林水産 業であった。また、貿易における対アメリカ集中度を緩和し、中国など成長するアジアと の関係を強めてきたことも、外的ショックを緩和した大きな要因の一つであった。また、 アメリカとは異なり、保守的で厳格な金融システムを維持してきたことが、金融危機の発 生・深刻化を防ぎ、カナダ経済の抵抗力(resilience)を高め、他の先進国より迅速な景 気回復と持続的成長力の高まりをもたらした。また、カナダ経済を支える産業や地域は、 それ以前から蓄積された技術やノウハウ、労働力の集積によって成り立っている。カナ ダが、そもそも多くの移民と海外からの資本流入によって発展してきたという歴史的事実 も、以上のような多様性や抵抗力を形成してきた大きな要素になっていると考えられる。

そのように考えると、日本がカナダから得られる示唆は数多い。経済資源が東京に集中 した現状から、各地域の優れた人材、技術、産業集積を生かした多様な成長センターが存 在する経済へと、経済構造を変革する方が望ましいのではないか。通貨高のメリットを生 かせるような経済システム、例えば海外の優れたヒト、モノ、カネが一層自由に流入し、 そこに新たな事業のアイデアやビジネスモデル、イノベーション、企業の研究開発・設備 投資が生まれる環境を作ることが必要なのではないか。金融システムの安定性を高めると ともに、事業リスクが適切に評価され、金融仲介が円滑に行われるようになるためには、 どのような市場インフラやプレーヤーが求められるのか。

日本経済が長期停滞とデフレから脱却し、新しい成長エンジンを得て経済再生を実現す るために、カナダ経済はもっと深く研究されるべきである。本書がその水先案内人になる ことは、間違いない。

2012年度(平成24年度)活動報告

I. セミナー

テーマ	講師 (所属機関)	司会	期日	主催者	共催者
"A Good Amish Quilt Folded Like Money" : Negotiating Value in the Country and the City	Janneken Smucker (Night Kitchen Interactive)	矢口祐人	2012.5.2	CPAS	
Barack Obama and Democracy in America	James T. Kloppenberg (Harvard University)	古矢 句	2012.6.4	基盤研究(B) 「アメリカ保守 主義レジーム の成立・展開 とグローバル 化の関連をめ ぐる総合的研 究」、CPAS	基盤研究(A) 「19世紀前半のアメ リカ合衆国における 市民編成原理の研 究」、基盤研究(B) 「近・現代アメリカ 論の系譜一学際的- 比較論的視点か ら」、アメリカ学会
The Irish Way: Becoming American in the Multiethnic City	James R. Barrett (University of Illinois at Urbana-Champaign)	遠藤泰生	2012.6.26	CPAS	アメリカ学会
Shifting Paradigms of Juvenile Competence in US Law	Lee Tucker (The University of Arizona)	遠藤泰生	2012.7.10	CPAS	アメリカ学会
The Political Economy of Chinese Exclusion in the United States	Lon Kurashige (University of Southern California)	矢口祐人	2012.9.26	CPAS	アメリカ学会、基盤 研究(A)「19世紀 前半のアメリカ合衆 国における市民編 成原理の研究」
A New Ornament of the World? Australia and its Asian Cosmopolitan Futures	Baden Offord (Southern Cross University)	遠藤泰生	2012.10.16	CPAS	
Private Money, Affairs of State: Writing the History of American Philanthropy	Olivier Zunz (University of Virginia)	西崎文子	2012.11.1	基盤研究(B) 「近・現代ア メリカ論の系 譜一学際的・ 比較論的視 点から」	CPAS、 アメリカ学会
African Americans and the American Political System: From Slave Ships to the White House	Michael Frazier (Howard University)	遠藤泰生	2012.11.28	CPAS	アメリカ学会
The end of the World is nigh: not the Mayan calendar this time but, rather, climate change. Will the new Australian carbon trading scheme make a difference and what does it mean for Japan?	Justin Dabner (James Cook University / 東京大学アメリカ太平洋地 域研究センター客員教授)	遠藤泰生	2013.1.22	CPAS	

Ⅱ.シンポジウム等

・シンポジウム Imagining the Pacific, Imagining Australia 日時:2012年7月27日(金)14時半~17時半 場所:東京大学駒場キャンパス18号館4階コラボレーションルーム1 基調講演: Anne Collett (東京大学客員教授/University of Wollongong) Imag(in) ing the Pacific: Modernist Women Artists 報告: Nahoko Miyamoto Alvey (東京大学大学院教授) 'A Wild Surmise': Romantic Encounters with the Pacific Baden Offord (Southern Cross University) In the Pacific Imagining: the Empty Space of Australia Megumi Kato (明星大学教授) Australians in the Pacific War: Reflections through a 'Japanese Mirror' Yasue Arimitsu (同志社大学教授) Australia as a Literary Device in Japanese Literature 討議者:Toshiko Ellis (東京大学大学院教授) 主催:東京大学アメリカ太平洋地域研究センター (CPAS)、 東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構 (IAGS) 共催:日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(C)「イギリス・ロマン主義時代と グローバリゼーション」 後援:豪日交流基金、オーストラリア大使館 ・シンポジウム「太平洋関係のなかのアメリカと日本 歴史からの問い」 日時:2012年11月10日(土)14時~17時 場所:東京大学駒場キャンパス18号館1階ホール 報告:酒井一臣 (京都橘大学・文学部) 「文明国標準とアジア太平洋秩序」 庸部 泉 (明治大学・政治経済学部) 「アジア主義とアメリカ」 三牧聖子 (日本学術振興会・特別研究員(PD)) 「戦争違法化思想とアメリカ外交」

井口治夫

(名古屋大学・環境学研究科)

「経済界と日米関係――鮎川義介の日米経済提携構想を中心に」

討論:篠原初枝

(早稲田大学・アジア太平洋研究科)

司会:酒井哲哉

(東京大学・アメリカ太平洋地域研究センター)

主催:東京大学アメリカ太平洋地域研究センター(CPAS)、

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構(IAGS)

- 共催:日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B)「近・現代アメリカ論の系譜 ---学際的・比較論的視点から」
- ・シンポジウム「国際移民と『故郷』」
 - 日時:2012年12月16日(日)15時半~18時
 - 場所:東京大学駒場キャンパス18号館4階コラボレーションルーム1
 - 報告:佐原彩子
 - (青山女子短期大学非常勤講師)
 - 「想像/創造される故国――ベトナム系アメリカ人コミュニティとベトナム共和国(旧南ベトナム)」
 - 渡邊 暁

(山梨大学准教授)

- 「メキシコ・ユカタン州出身者の移民コミュニティ― カリフォルニアと故郷 を結ぶ家族・政治・市民社会」
- コメンテーター:一政史織(中央大学准教授)
- モデレーター:遠藤泰生(東京大学大学院教授)
- 主催:日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B)「移民とその故郷――非同化適応 戦略とトランスナショナリズム表象」
- 共催:東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構(IAGS)、東京大学ア メリカ太平洋地域研究センター(CPAS)

Ⅲ. 研究プロジェクト

・日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(A) 「19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究」(代表:遠藤泰生) ・日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(B)

「近・現代アメリカ論の系譜―学際的・比較論的視点から」(代表:西崎文子)

- ・日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(C)
- 「トマス・ポーノルの18世紀北米体験と『植民地統治論』の形成」(代表:橋川健竜)

Ⅳ. 出版活動

・『CPAS Newsletter』 Vol. 13, No. 1 (2012年9月)、No. 2 (2013年3月) ・『アメリカ太平洋研究』 第13号 (2013年3月)

V. センター所属教員の2012年1月から12月までの研究活動

遠藤泰生

[その他の執筆]

- ・「覚悟の人:古矢旬先生を送る」『教養学部報』544号(2012年1月)、6頁。
- ・「移民・難民・市民権——環太平洋地域における国際移民:特集にあたって」『アメリカ 太平洋研究』第12号(2012年3月)、5-8頁。
- ・(書評)「相対化と新しい総合:有賀夏紀・紀平英作・油井大三郎編著『アメリカ史研究入門』 (山川出版社、2009 年)」『アメリカ太平洋研究』 第12 号 (2012 年 3 月)、149-158 頁。
- ・「古矢先生とアメリカ研究」『CPAS Newsletter』 Vol. 12, No. 2 (2012 年 3 月)、2-3 頁。
- ・「基盤研究(A) 19世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究/1」『CPAS Newsletter』 Vol. 12, No. 2 (2012 年 3 月)、12 頁。
- ・「グローバル共生プログラム (GHP)」『教養学部報』546号 (2012年4月)、6頁。
- ・「アメリカ太平洋地域研究センター」『教養学部報』546号(2012年4月)、10頁。
- ・「ANZASA (Australian New Zealand American Studies Association) におけるアメリカ研 発」『CPAS Newsletter』 Vol. 13, No. 1 (2012 年 9 月)、2-4 頁。
- ・「基盤研究(A) 19 世紀前半のアメリカ合衆国における市民編成原理の研究/2」『CPAS Newsletter』 Vol. 13, No. 1 (2012 年 9 月)、9-10 頁。

[学会活動等]

・講演

"Conflict and Coexistence: the vision of the Pacific Ocean among the Japanese from the early 17th century to the mid-20th century," University of the South Pacific (Suva, Fiji), School of Social Sciences, March 15, 2012.

・講演

"Seeking New Directions of American Studies in the 21st Century," *ANZASA (Australian New Zealand American Studies Association) 2012 Biennial Conference*, University of Queensland, ANZASA, (Brisbane, Australia), July 6, 2012.

・コメント

東京大学大学院総合文化研究科第20回地域文化研究専攻公開シンポジウム「移動と ネットワークから地域文化研究を考える」、東京大学駒場キャンパス18号館1階ホール、 2012年10月27日。

・報告

「アメリカ史学研究の現在を考える:地域研究の視点から」、日本アメリカ史学会『アメリ カ史学研究の現在を考える』、東京大学駒場キャンパス18号館、2012年12月4日。

184

[受賞等]

·「平成 23 年度特別研究員等審査会専門員表彰」、日本学術振興会、2012 年 7 月。

西崎文子

[学術論文]

- ・「転換点に立つオバマ外交――戦争『終結』後の課題」『国際問題』第609号、2012年3 月、26-35頁。
- ・「ウッドロー・ウィルソンとメキシコ革命――『反米主義』の起源をめぐる一考察」『思想』 第1064 号、2012 年 12 月、118-138 頁。
- [その他の執筆]
- ・「国際連合の成立(1945年)」、歴史学研究会編『世界史史料11 20世紀の世界Ⅱ 第二次世界大戦後 冷戦と開発』(岩波書店、2012年12月)、4-6頁。
- ・「単独行動主義」、「国際連合」、荒このみ・岡田泰男他編『アメリカを知る事典 新版』 (平凡社、2012年4月)、368-369頁、216-217頁。

・「識者座談会 オバマ大統領再選」、共同通信社配信、2012年11月8日。

[学会活動等]

・司会

「『米国衰退論』 再考」、アメリカ学会第46回年次大会シンポジウム、名古屋大学、2012年 6月2日。

・運営委員会代表 日本アメリカ史学会。

酒井哲哉

[学術論文]

・「第Ⅱ部 『思想』一○○○号記念連続座談会 思想の一○○年をたどる
 2 一九四五一六五年 戦後の思想空間」(間宮陽介・中島岳志・司会=酒井哲哉)『思想』

編集部編『『思想』の軌跡 1921-2011』(岩波書店、2012年)、94-127頁。

- 「紹介 伊藤信哉『近代日本の外交論壇と外交史学――戦前期の『外交時報』と外交史 教育』」『国際法外交雑誌』第110巻第3号、2011年11月、177-181頁。
- [その他の執筆]
- ・「本の棚 鴨下重彦・池田信雄・川中子義勝・木畑洋一編『矢内原忠雄』」『教養学部報』
 546号(2012年4月)、6頁。
- ・「P・A・コーエン『知の帝国主義』」東京大学出版会『UP』編集部編『東大教師が新入 生にすすめる本』(東京大学出版会、2012 年)、46 頁。
- [学会活動等]

・司会

アメリカ太平洋地域研究センターシンポジウム「太平洋関係のなかのアメリカと日本 — 歴史からの問い」、東京大学駒場キャンパス 18 号館 1 階ホール、2012 年 11 月 10 日。

橋川健竜

[その他の執筆]

- ・(書評)「常松洋・肥後本芳男・中野耕太郎編『アメリカ合衆国の形成と政治文化 建国 から第一次世界大戦まで』(昭和堂、2010年)」『アメリカ太平洋研究』第12号(2012 年3月)、159-165頁。
- ・「文献補遺」有賀夏紀・紀平英作・油井大三郎編『アメリカ史研究入門』(山川出版社、2009年)、351頁(2009年刊行の書籍の第2刷(2012年)への補足)。
- [学会活動等]
- ・編集委員 アメリカ学会 The Japanese Journal of American Studies。
- ・分科会幹事および司会
- アメリカ学会第46回年次大会初期アメリカ分科会、名古屋大学、2012年6月3日。
- ・組織および司会

アメリカ太平洋地域研究センター公開シンポジウム Imagining the Pacific, Imagining Australia、東京大学、2012年7月27日。

・組織および司会

東京大学大学院総合文化研究科第20回地域文化研究専攻公開シンポジウム「移動と ネットワークから地域文化研究を考える」、東京大学駒場キャンパス18号館1階ホール、 2012年10月27日。

宮田智之

[学術論文]

・「ティーパーティ運動の一つの背景 — コーク (Koch) 兄弟についての考察」久保文明 + 東京財団「現代アメリカ」プロジェクト編『ティーパーティ運動の研究 — アメリカ保守主 義の変容』 (NTT 出版、2012 年1月)、72-91 頁。

[その他の執筆]

・「アメリカ進歩センター」、「イーグル・フォーラム」、「ケイトー研究所」、「スクール・バ ウチャー」、「ブルッキングス研究所」、「ヘリテージ財団」、荒このみ・岡田泰男他編 『アメリカを知る事典 新版』(平凡社、2012年4月)、51頁、71頁、198頁、306頁、551頁、 575頁。

福島啓之

[学術論文]

- ・「日米の平和の回復と日本の言論人――岩淵辰雄の終戦工作と民間憲法草案」『アメリカ 太平洋研究』第12号(2012年3月)、79-95頁。
- ・「戦後日本の関係修復外交と近隣諸国の対日認識――援助、謝罪とナショナリズム」『国際政治』第170号(2012年10月)、109-124頁。

186

グローバル地域研究機構運営委員会(2012年度)

大学院総合文化研究科・教養学部

大字院総合文化研究科・教養字部		
(機構長・運営委員長)	遠藤 泰生	教授
(副研究科長)	伊藤 たかね	教授
(言語情報科学専攻)	生越 直樹	教授
(言語情報科学専攻)	山田 広昭	教授
(超域文化科学専攻)	菅原 克也	教授
(超域文化科学専攻)	高田 康成	教授
(地域文化研究専攻)	増田 一夫	教授
(地域文化研究専攻)	和田 毅	准教授
(国際社会科学専攻)	荒卷 健二	教授
(国際社会科学専攻)	高橋 直樹	教授
(生命環境科学系)	豊島 陽子	教授
(相関基礎科学系)	岡本 拓司	准教授
(広域システム科学系)	梶田 真	准教授
(機構)	西崎 文子	教授
(機構)	酒井 哲哉	教授
(機構)	橋川 健竜	准教授
(機構)	石田 勇治	教授
(機構)	森井 裕一	准教授
(機構)	佐藤 安信	教授
(機構)	丸山 真人	教授
(機構)	遠藤 貢	教授
(機構)	東 大作	准教授
(機構)	杉田 英明	教授
(機構)	古田 元夫	教授
(機構)	月脚 達彦	教授
大学院法学政治学研究科・法学部	西川 洋一	教授
	久保 文明	教授
	寺谷 広司	准教授
大学院人文社会系研究科・文学部	水島 司	教授
	中村 雄祐	准教授
	諏訪部 浩一	准教授
大学院経済学研究科・経済学部	小野塚 知二	教授
大学院教育学研究科・教育学部	白石 さや	教授
大学院新領域創成科学研究科	中山 幹康	教授
	柳田 辰雄	教授
情報学環・学際情報学府	姜 尚中	教授
東洋文化研究所	長澤 榮治	教授
	佐藤 仁	准教授
		以上 38 名

執筆者一覧(掲載順)

酒	井	<u> </u>	臣	京都橘大学
廣	部		泉	明治大学
Ξ	牧	聖	子	日本学術振興会
井	口	治	夫	名古屋大学
篠	原	初	枝	早稲田大学
Anı	ne Co	ollett		ウォロンゴン大学
Just	tin D	abne	r	東京大学(客員教授)
宮	田	智	之	東京大学
Hal	ei Yı	ie		東京大学 (院)
増	永		真	文京学院大学(非常勤)
増	井	志津	 	上智大学
矢	島	宏	紀	コネティカット大学(院)
戸日	日山		祐	東京女子大学(非常勤)
新	Ш	健王	三郎	東京大学(名誉教授)
水	野	達	朗	拓殖大学(非常勤)
岩	原	紘	伊	東京大学 (院)
杉	浦	哲	郎	みずほ総合研究所
福	島	啓	之	東京大学(研究員)

『アメリカ太平洋研究』(*Pacific and American Studies*)第14号 論文公募について (最新の公募案内は、2013年6月に発表されます)

東京大学大学院総合文化研究科 アメリカ太平洋地域研究センターの機関誌『アメリカ 太平洋研究』(*Pacific and American Studies*)は、東京大学の教員、大学院生および大学 院修士課程・博士課程修了者^{*}を対象として、論文を公募いたします。論文は、アメリカ・ 太平洋地域の研究に資するオリジナルな論文です。2013年度の『アメリカ太平洋研究』は、 2014年3月に刊行予定です。 *大学院博士課程単位取得退学者を含みます。

公募要領

- 申し込みの締め切り 2013 年 7 月 1 日
 下記連絡先まで、氏名、所属、連絡先、e-mail アドレス、論文の題目、指導教員を 明記して、お申し込みください。
- 2) 原稿の締め切り 2013 年 9 月 2 日必着 アメリカ太平洋地域研究センターまで、ハードコピーを 4 部、郵送または持参して ください。
- 3) 採否 レフェリー制をとり、採否は、2013年10月中旬に連絡します。
- 4) ネット上での公開 採用された論文はアメリカ太平洋地域研究センターの Web 上に掲載されます。掲 載資料・図版等の著作権の許諾は、必ず著者の責任でお願いします。

執筆上の注意

- 日本語 400 字詰め原稿用紙 60 枚(図、注等含む)以内。枚数厳守。英語の場合には 8,000 words(図、注等含む)以内。語数厳守。
- 日本語の場合 200-250 words の英文 abstract を、英語の場合 700-800 字程度の日本 語要旨を付ける。
- 3) 日本語の場合も横書きとする。
- 論文の形式は、アメリカ太平洋地域研究センターに執筆要領または Style Sheet を請求 し、参照すること。原則として *The Chicago Manual of Style*, 16th ed. に準拠すること。
- 5) 著者の第一言語以外で執筆する場合は、必ず専門家等による校閲を受けること。
- 6) 著者校正は初校のみとする。校正段階での大幅な修正は認められない。
- 7) 著者には2部送呈し、別刷りは著者の負担とする。

連絡先

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学大学院総合文化研究科 アメリカ太平洋地域研究センター 電話:03-5454-6969 Fax:03-5454-6160

『アメリカ太平洋研究』編集委員会

編集後記

本年も本誌を上梓することができ、安堵している。例年と同じように、本号で大きな比重を占 めているのは、公開シンポジウムの内容である。シンポジウムの報告者、討論者、運営に携わっ た方々などに、この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。また、論文を寄稿してくださった方々、 投稿論文の査読の労をとってくださった方々にも、編集者を代表してここで謝意を表したい。さ らに本号は、例年にもまして充実した書評欄を設けることができた。書評を快く引き受けてくだ さった執筆者にも感謝したい。そして、名ばかりの編集長を見捨てずに、献身的に編集実務を支 えてくれた福島啓之さんに、御礼を述べたいと思う。最後に、本年度をもって本学を去られるこ とになった能登路雅子先生に、これまでの学恩に対して心から御礼を申し上げたい。本センター の運営にも関わられ、学問・教育・行政全ての面でご活躍された先生のお仕事ぶりを思い出しな がら、これからも日々の業務に取り組んでいきたいと願っている。

第13号 編集委員長 酒井哲哉

編集委員

酒井哲哉 (委員長)、西崎文子 (副委員長)、高橋 均、内野 儀、高橋直樹、菅原克也、 橋川健竜、遠藤泰生、シーラ・ホーンズ、福島啓之

	アメリカ太平洋研究 Vol. 13 2013
	平成 25 年 3 月
発 行	東京大学大学院総合文化研究科附属
	グローバル地域研究機構
	アメリカ太平洋地域研究センター
	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学教養学部
	Tel 03–5454–6137, 6969 Fax 03–5454–6160
印刷	清正堂加藤株式会社
	〒156-0041 東京都世田谷区大原1-59-21
	Tel 03-3466-9103 Fax 03-3485-0814

* 表紙地図 ©Huntington Library, CA